

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究  
【報告書】

令和7年（2025年）3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



— 目 次 —

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 要旨 .....                    | 1   |
| 第1章 調査概要 .....              | 3   |
| 1. 背景・目的 .....              | 3   |
| 2. 本事業の実施概要 .....           | 3   |
| 第2章 自治体アンケート調査 .....        | 7   |
| 1. 調査実施概要 .....             | 7   |
| 2. 調査結果 .....               | 8   |
| 第3章 放課後児童クラブアンケート調査 .....   | 34  |
| 1. 調査実施概要 .....             | 35  |
| 2. 調査結果 .....               | 37  |
| 第4章 放課後等デイサービスアンケート調査 ..... | 83  |
| 1. 調査実施概要 .....             | 83  |
| 2. 調査結果 .....               | 85  |
| 第5章 ヒアリング調査 .....           | 113 |
| 1. 調査実施概要 .....             | 113 |
| 2. ヒアリング結果 .....            | 116 |
| 【自治体】 .....                 | 116 |
| 【放課後児童クラブ】 .....            | 133 |
| 【放課後等デイサービス】 .....          | 169 |
| 第6章 障害児の受入れに係るガイドの作成 .....  | 173 |
| 第7章 まとめ .....               | 175 |
| 1. 本調査の結果の整理 .....          | 175 |
| 2. 今後に向けて（提言） .....         | 178 |

<参考資料>

調査票

<別添資料>

放課後児童クラブにおける障害のあるこどもの受入れに向けたガイド



# 要旨

## 【背景・目的】

障害のある小学生（以下、「障害児」とする）の放課後の居場所の一つとして、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）が挙げられる。障害児を受入れているクラブ数及び利用している障害児数は年々増加している一方で、待機児童となっている障害児も増加傾向にあり、その背景には物理的な環境の問題の他、クラブ側の人的な受入体制を構築することの困難さがあると考えられる。特に、専門的な知識や技術を有している人材の確保や、障害特性や発達に応じた支援の提供に課題を感じている自治体、クラブがあり、ノウハウの共有が求められている。また、他機関との連携に課題を抱えているクラブが多いことから、適切な情報提供や連携事例の共有等が期待されている。

そのため、本調査研究では、クラブにおける障害児の受入れや、放課後等デイサービス事業所等の障害福祉サービス事業所との連携にあたってのノウハウや事例を整理し、自治体やクラブ向けに、クラブにおける障害児受入れに係るガイドを作成することを目的として実施した。

## 【実施概要】

本調査研究では、全国の市区町村、障害児の受入れを行っているクラブ、放課後等デイサービスを対象にしたアンケート調査を行った。市区町村に対しては、障害児の受入れに効果的なクラブへの支援策等、クラブに対しては、障害児の受入れに際し行った体制整備・環境整備や育成支援等の内容、放課後等デイサービスに対しては、クラブとの連携状況や課題等について、確認を行った。また、アンケート調査に回答した自治体、クラブ、放課後等デイサービス等を対象に、受入れや取組の詳細を確認するヒアリング調査を実施した。これらの調査結果と、クラブにおける障害児受入れに係る国の資料等を参考にして、自治体やクラブを読み手に想定したクラブにおける障害児の受入れに係るガイドを作成した。

また、有識者、自治体、クラブ関係者等で構成する研究会を設置し、調査設計や調査票の検討に際し、意見を得るとともに、調査結果の分析及びガイドの作成等について助言を受けた。

## 【結果、今後に向けて】

障害児を受入れているクラブでは、障害の有無にかかわらず、子どもが安心して主体的に遊びや活動に取り組めるような居場所づくりと、個別の支援によって、障害児も過ごしやすい環境を実現していた。また、障害児とその他の児童が共に遊び、過ごすことで、お互いの理解や成長につながるなど良い影響が生まれていることも確認できた。自治体では、多様な機関・部署との連携のもと、受入前後にわたって効果的な支援が行われていること、放課後等デイサービスでは、クラブの併行利用がある児童を中心としてクラブとの連携が行われていることなどが確認できた。このようなクラブにおける障害児の受入れにあたっての取組や工夫等は、ガイドとして取りまとめた。

また、クラブによる障害児の受入れの推進や、クラブが障害児の放課後の居場所となることを目指して、現状の課題や今後に向けて必要な取組等を、以下のとおり整理した。

### ①インクルージョンの理念に基づく受入れの推進

クラブでの受入れに消極的な姿勢を示す自治体が散見されたことから、市区町村及びクラブにおいて、インクルージョンへの理解を深め、障害児の受入れを前提として必要な体制や環境を構築するという姿勢の徹底が求められる。また、障害児本人の意向や特性、クラブの環境等によっては利用につながらないことも想定されるが、丁寧なアセスメントと建設的な対話を重ねた結論とすべきことも改めて周知が必要である。

## ②子どもを中心とした育成支援の充実

居心地の良いクラブづくりのためには、クラブが子どもの気持ちや意見を表現できる状況をつくり、耳を傾けることが必要であり、本人の気持ちや意見を汲み上げる工夫や、意見を述べやすい環境整備や機会の設定などが重要である。また、得られた情報を踏まえて、クラブが遊びを中心にした児童同士のかかわりを支援することや、個別の支援計画等の作成や事例検討を行うなどして、育成支援の方針を職員間で共有し、組織的に支援すること等も求められる。さらには、周囲の児童や保護者に個別の事情を理解してもらえよう、本人や保護者の意向を踏まえようとして、職員が間に入ることや説明を丁寧に行うことが期待される。

## ③クラブと他機関の連携推進に向けた支援

クラブが障害児の受入れにあたり他機関と連携するには、事業所単位での努力では限界があり、市区町村による積極的な関与が求められる。具体的には、連携に関する問い合わせ・紹介の窓口の設置、クラブとの連携が想定される機関に対する連携推進に係る周知や通知の発出、情報共有のための書式やルールの設定、多様な機関が参加する研修会・勉強会・交流会の開催、自立支援協議会との連携等が考えられた。市区町村や都道府県のクラブの所管課においては、障害福祉や教育の所管課と連携を図りながら、地域における連携の基盤づくりに取り組み、国においては、連携推進の好事例を収集・周知することが、重要である。

## ④クラブへの専門的な支援、体制確保に向けた支援等の充実

障害児受入れにあたっては、「現状の体制やスペースの中で、すべての子どもが過ごしやすい環境をどのように実現するか」という点で、クラブに対する専門的な支援が必要である。市区町村には専門的なバックアップ体制の充実を期待するとともに、都道府県、国においては更なる広域支援が求められる。

また、職員確保は喫緊の課題となっており、市区町村、都道府県、国には、それぞれの立場で職員確保への支援や財政支援の検討が求められる。加配職員については、市区町村により配置数や専門性の設定が多岐にわたることから、国レベルで、加配に関する要件や加配職員が実施する支援内容等を調査し、加配職員に求められる役割や技術、知識等の整理をすることが必要である。こども家庭庁で行われている、障害児支援における人材育成の研修体系の構築に向けた検討を参考に、クラブ職員の育成や研修・スーパーバイズの在り方について検討を進めることが考えられる。

# 第1章 調査概要

## 1. 背景・目的

障害のある小学生（以下、「障害児」とする）の放課後の居場所の一つとして、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）が挙げられる。障害児を受入れているクラブ数及び利用している障害児数は年々増加している一方で、待機児童となっている障害児も増加傾向にあり、その背景には物理的な環境の問題の他、クラブ側の人的な受入体制を構築することの困難さがあると考えられる。

特に、過去の調査研究<sup>1</sup>においても、専門的な知識や技術を有している人材の確保や、障害特性や発達に応じた支援の提供に課題を感じている自治体、クラブが一定数あることがわかっており、ノウハウの共有が求められている。また、他機関との連携に課題を抱えているクラブが多いことから、適切な情報提供や連携事例の共有が期待されている。また、クラブと放課後等デイサービスとの併行利用や、双方向の移行支援が進んでいるため、インクルージョンの観点を踏まえた上で、両事業所間の連携のあり方について検討する必要がある。

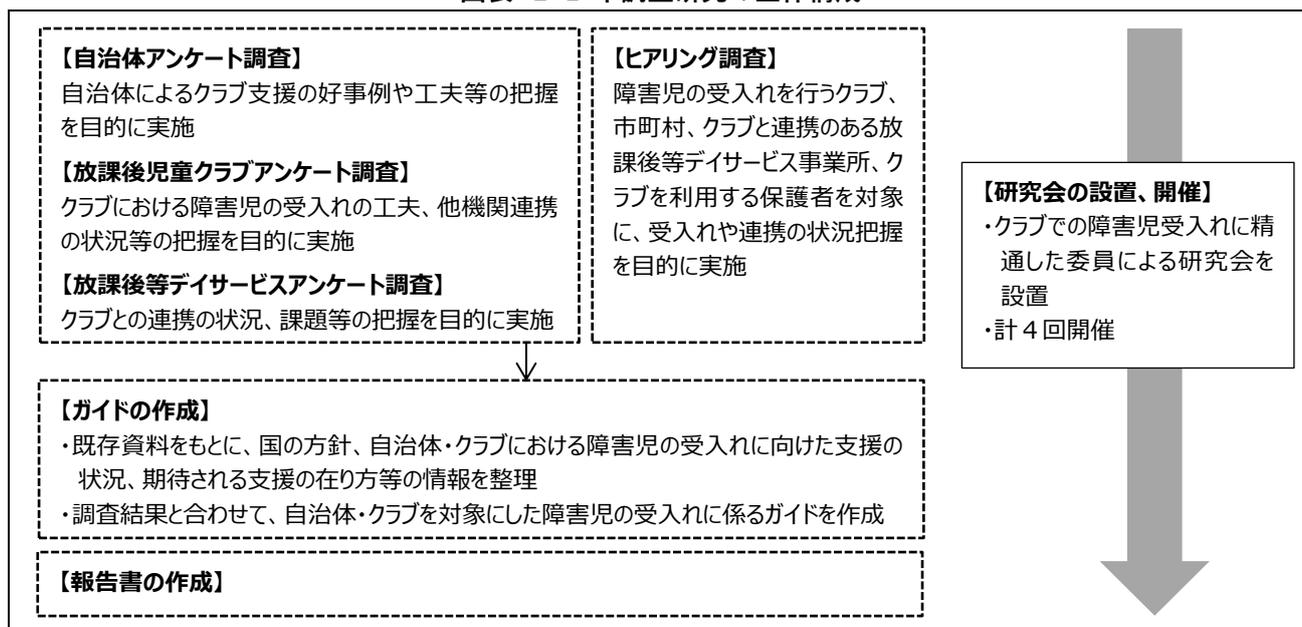
本調査研究では、上記の課題背景を踏まえ、クラブにおける障害児の受入れや、放課後等デイサービス事業所等の障害福祉サービス事業所との連携にあたってのノウハウや事例を整理し、自治体やクラブ向けに、クラブにおける障害児受入れに係るガイドを作成することを目的として実施した。

## 2. 本調査研究の実施概要

本調査研究の全体構成は、以下のとおり。

研究会を設置した上で、自治体、クラブ、放課後等デイサービスを対象にしたアンケート調査と、自治体、クラブ、放課後等デイサービス等を対象にしたヒアリング調査を実施した。これらの調査結果と、クラブにおける障害児受入れに係る国の資料、調査結果等の整理を踏まえて、障害児受入れに係るガイドと報告書を作成した。

図表 1-1 本調査研究の全体構成



<sup>1</sup> 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、令和5年3月）

## (1) 自治体アンケート調査

自治体における障害児の受入に効果的な取組や支援策の具体例を収集すること、また、障害児の受入の状況を確認することを目的として、市区町村のクラブ所管部署（1,741 か所、悉皆）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は 929 件、有効回答率は 53.4%であった。

## (2) 放課後児童クラブアンケート調査

クラブでの障害児受入に際し行った体制整備・環境整備、放課後等デイサービス等の他機関との連携、障害児を含めた育成支援等の具体的な工夫、ノウハウを収集することを目的として、障害児の受入を行っているクラブ（令和 5 年度に障害児等の受入実績がある 435 自治体から抽出、1,985 か所）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は 819 件、有効回答率は 41.3%であった。

## (3) 放課後等デイサービスアンケート調査

放課後等デイサービスとクラブとの連携状況や課題、連携で期待すること等の情報収集を目的として、放課後等デイサービス事業所（1,000 か所、無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は 324 件、有効回答率は 32.4%であった。

## (4) ヒアリング調査

クラブが障害児受入に際し行った体制整備・環境整備、障害児を含めた育成支援、他機関との連携等の具体的な工夫、ノウハウを収集すること、自治体が行う効果的なクラブ支援の内容を把握すること、放課後等デイサービス等が行うクラブとの連携状況、工夫、課題等を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

調査対象は、市区町村のクラブ所管部署 3 か所、障害児の受入を行うクラブ 6 か所、クラブと連携のある放課後等デイサービス事業所 1 か所、クラブと放課後等デイサービスを併行利用する障害児の保護者であった。

## (5) 障害児の受入に係るガイドの作成

クラブにおける障害児の受入や支援、他機関との連携等についてノウハウや事例を整理し、自治体やクラブ向けの障害児の受入に係るガイドを作成した。ガイドの作成にあたっては、まず、既存資料をもとに、国の方針、自治体・クラブにおける障害児受入の状況、期待される支援の在り方等の基本情報を確認・整理した。その後、自治体、クラブ、放課後等デイサービス等を対象にした各種調査結果をもとにガイドの案を作成し、研究会において委員より助言を得ながら、内容の充実を図った。

## (6) 研究会の設置・運営

### ① 体制

調査の設計、集計・分析、結果検討等を行うにあたって、専門的観点からご意見をいただくため、有識者、自治体、クラブ関係者等 6 名で構成する研究会を設置した。

**【構成員】** 五十音順、○は委員長、敬称略

安藤 耕司 練馬区こども家庭部子育て支援課 係長  
 光真坊 浩史 一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事  
 菅原 航平 福岡県立大学人間社会学部人間形成学科 講師  
 田中 裕一 神戸女子大学文学部教育学科 教授  
 ○松井 剛太 香川大学教育学部 准教授  
 水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

**【オブザーバー】** 敬称略

阿南 健太郎 こども家庭庁 成育局 成育環境課 課長補佐  
 河村 将 こども家庭庁 成育局 成育環境課 健全育成担当主査

**【事務局】**

古賀 祥子 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員  
 横山 重宏 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 地域政策部 主席研究員  
 清水 孝浩 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員  
 鈴木 陽子 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員  
 喜多下 悠貴 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 主任研究員  
 西尾 秀美 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 副主任研究員  
 谷川 香織 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 研究員

**② 開催状況**

令和6年9月～令和7年3月にかけて計4回開催した。なお、開催にあたってはオンラインでの実施を基本とした。

|     | 開催日        | 検討事項  |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和6年9月13日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業実施計画書について</li> <li>○ 第1弾ヒアリング結果概要について</li> <li>○ アンケート調査項目案について</li> <li>○ 第2弾ヒアリング候補について</li> </ul> |
| 第2回 | 令和6年12月16日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンケート調査結果案について</li> <li>○ 第2弾ヒアリング結果概要について</li> <li>○ 第3弾ヒアリング候補案について</li> <li>○ ガイド骨子案について</li> </ul> |
| 第3回 | 令和7年2月19日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3弾ヒアリングの進捗状況について</li> <li>○ ガイド案について</li> </ul>   |
| 第4回 | 令和7年3月19日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3弾ヒアリング結果概要について</li> <li>○ ガイド案について</li> <li>○ 報告書案について</li> </ul>                                    |

## (7) 結果の公表

本調査研究の結果については、弊社ホームページにおいて公表した。

## 第2章 自治体アンケート調査

### 1. 調査実施概要

#### ① 調査目的

ガイド作成の参考となる情報の収集を目的として、自治体における障害児の受入れに効果的な取組や支援策の具体例を収集した。また、令和4年度調査<sup>2</sup>時点からの障害児受入れに係る進捗状況を確認するため、障害児の受入状況についても補足的に調査した。

#### ② 調査対象

市区町村の放課後児童クラブ所管部署（1,741 箇所、悉皆）

#### ③ 調査方法

こども家庭庁担当課より調査案内を電子メールにより送付、Web による回答・回収

#### ④ 調査項目

主な調査項目は以下のとおり。

|  |
|--|
| 1. 基礎情報  |
| ・ クラブの設置形態、設置形態別のクラブ数                                |
| ・ クラブの利用登録児童数、設置形態別の利用登録児童数                          |
| 2. 障害児の利用状況  |
| ・ クラブを利用している障害児数等、障害児の障害の種別                          |
| ・ クラブでの受入れが難しいと判断した障害児の有無、その児童の状況、受入れに向けて必要なこと       |
| 3. 障害児の受入れに関する工夫                                     |
| ・ クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する自治体の取組うち、効果があると感じられる工夫や取組 |
| ・ クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する自治体の取組うち、効果があると感じられる工夫や取組  |
| 4. その他   |
| ・ 放課後等デイサービスとクラブの一体的・総合的な整備、検討の状況                    |
| ・ ガイドへの要望  |
| ・ 障害児の利用促進に向けて、国や都道府県等に期待すること、連携を期待する機関・専門職やその機能 等   |

#### ⑤ 調査実施時期

令和6年10月9日（水）～11月18日（月）

#### ⑥ 回収状況

| 対象数     | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---------|-------|-------|
| 1,741 件 | 929 件 | 53.4% |

<sup>2</sup> 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

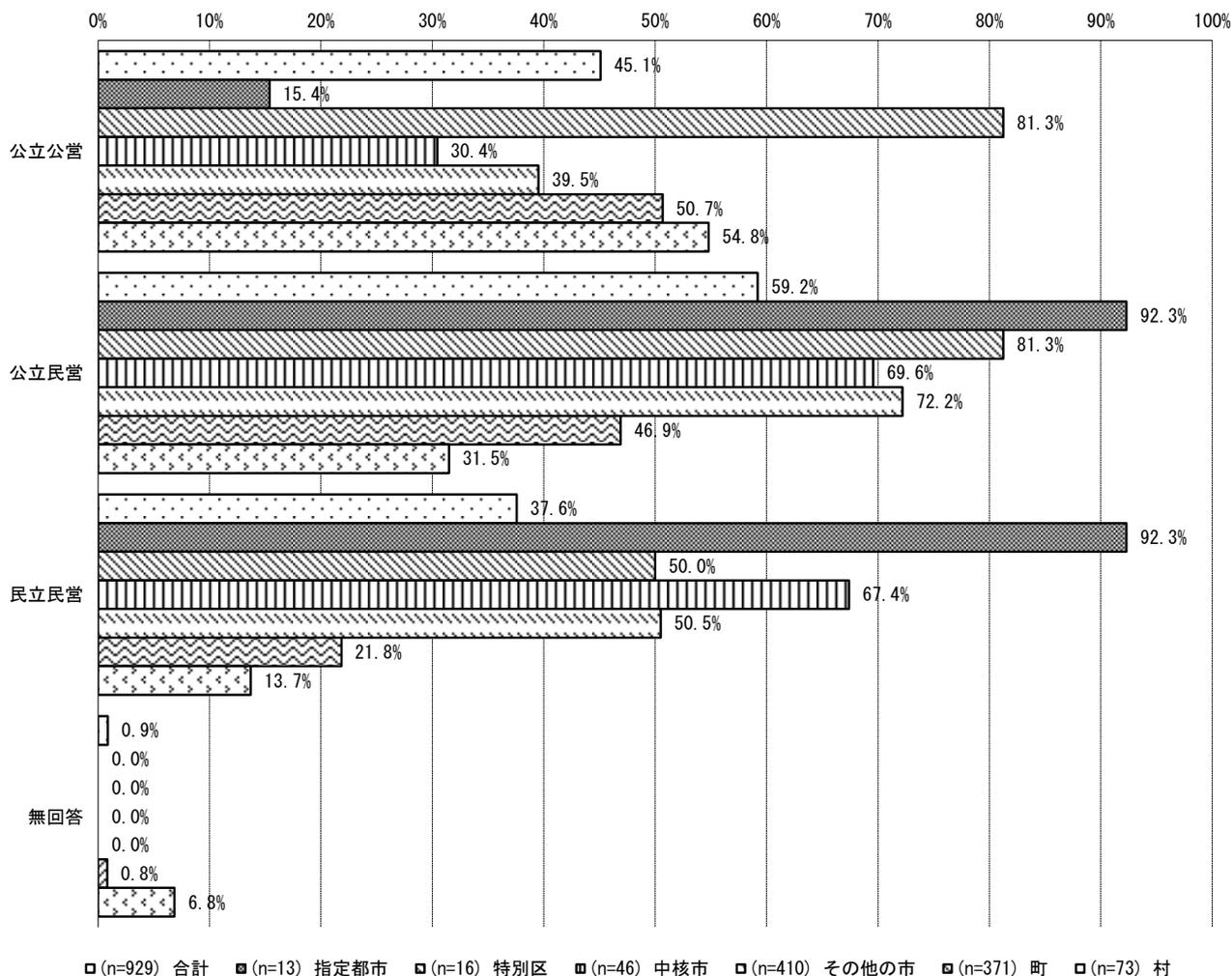
## 2. 調査結果

### (1) 回答自治体の基礎情報

#### ① 放課後児童クラブの設置形態

回答自治体における放課後児童クラブの設置形態は以下のとおりであった。

図表 2-1 放課後児童クラブの設置形態（自治体種別、複数選択）



## ② 放課後児童クラブ数

回答自治体における放課後児童クラブ数は、平均値では、指定都市が 207.8 か所、特別区が 58.8 か所、中核市が 76.3 か所、その他の市が 19.6 か所、町が 3.7 か所、村が 1.9 か所であった。平均値と中央値をみると、指定都市では平均値に比べて中央値がかなり低く、クラブ数が非常に多い指定都市が一部あることがわかる。

図表 2-2 放課後児童クラブ数（自治体種別、単位：か所）

|       | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値 | 平均値   | 中央値   | 標準偏差  |
|-------|---------|-----|-----|-------|-------|-------|
| Total | 916     | 1   | 574 | 18.2  | 8.0   | 35.3  |
| 指定都市  | 13      | 93  | 574 | 207.8 | 161.0 | 133.5 |
| 特別区   | 16      | 14  | 110 | 58.8  | 57.5  | 30.7  |
| 中核市   | 46      | 14  | 224 | 76.3  | 73.0  | 35.8  |
| その他の市 | 410     | 1   | 119 | 19.6  | 15.0  | 16.1  |
| 町     | 365     | 1   | 23  | 3.7   | 3.0   | 3.1   |
| 村     | 66      | 1   | 12  | 1.9   | 1.0   | 2.0   |

(注) 無回答を除いた数値。

設置形態別の放課後児童クラブ数については下表のとおりである。

図表 2-3 設置形態別の放課後児童クラブ数（自治体種別、単位：か所）

|       | 全体（再掲） |       | （１）公立公営 |       | （２）公立民営 |       | （３）私立民営 |      |
|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|------|
|       | 回答数    | 平均値   | 回答数     | 平均値   | 回答数     | 平均値   | 回答数     | 平均値  |
| Total | 916    | 18.2  | 412     | 8.9   | 549     | 15.8  | 348     | 12.5 |
| 指定都市  | 13     | 207.8 | 2       | 110.5 | 12      | 131.7 | 12      | 75.1 |
| 特別区   | 16     | 58.8  | 13      | 19.3  | 13      | 42.9  | 8       | 16.5 |
| 中核市   | 46     | 76.3  | 14      | 50.4  | 32      | 55.7  | 31      | 33.1 |
| その他の市 | 410    | 19.6  | 162     | 12.1  | 296     | 13.8  | 207     | 9.6  |
| 町     | 365    | 3.7   | 183     | 2.6   | 174     | 3.6   | 81      | 3.2  |
| 村     | 66     | 1.9   | 38      | 1.4   | 22      | 2.0   | 9       | 3.0  |

(注) 無回答を除いた数値。

### ③ 放課後児童クラブ利用登録児童数

回答自治体における放課後児童クラブ利用登録児童数は、平均値では、指定都市が 15,937.3 人、特別区が 4,563.8 人、中核市が 4,461.4 人、その他の市が 1,048.5 人、町が 191.7 人、村が 93.0 人であった。指定都市での平均値が極めて大きいことがわかる。

図表 2-4 放課後児童クラブ利用登録児童数（自治体種別、単位：人）

|       | 回答数 (n) | 最小値   | 最大値    | 平均値      | 中央値    | 標準偏差     |
|-------|---------|-------|--------|----------|--------|----------|
| Total | 916     | 3     | 48,829 | 1,082.4  | 392    | 2,522.6  |
| 指定都市  | 13      | 6,320 | 48,829 | 15,937.3 | 13,194 | 10,719.2 |
| 特別区   | 16      | 1,134 | 9,447  | 4,563.8  | 4,911  | 2,299.9  |
| 中核市   | 46      | 528   | 9,013  | 4,461.4  | 4,133  | 1,723.4  |
| その他の市 | 410     | 10    | 5,378  | 1,048.5  | 800    | 824.3    |
| 町     | 366     | 3     | 1,030  | 191.7    | 150    | 161.6    |
| 村     | 65      | 6     | 910    | 93.0     | 60     | 127.4    |

(注) 無回答を除いた数値。

設置形態別の放課後児童クラブ利用登録児童数については下表のとおりである。

図表 2-5 設置形態別の放課後児童クラブ利用登録児童数（自治体種別、単位：人）

|       | 全体（再掲） |          | （1）公立公営 |          | （2）公立民営 |          | （3）私立民営 |         |
|-------|--------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|
|       | 回答数    | 平均値      | 回答数     | 平均値      | 回答数     | 平均値      | 回答数     | 平均値     |
| Total | 916    | 1,082.4  | 413     | 580.0    | 549     | 1,044.3  | 348     | 512.8   |
| 指定都市  | 13     | 15,937.3 | 2       | 13,386.0 | 12      | 11,908.2 | 12      | 3,126.3 |
| 特別区   | 16     | 4,563.8  | 13      | 1,642.2  | 13      | 3,490.4  | 8       | 787.0   |
| 中核市   | 46     | 4,461.4  | 14      | 3,227.9  | 32      | 3,621.4  | 31      | 1,424.2 |
| その他の市 | 410    | 1,048.5  | 162     | 714.2    | 296     | 789.5    | 207     | 389.0   |
| 町     | 366    | 191.7    | 185     | 151.6    | 174     | 189.6    | 81      | 109.9   |
| 村     | 65     | 93.0     | 37      | 67.0     | 22      | 113.2    | 9       | 119.8   |

(注) 無回答を除いた数値。

## (2) 障害児の利用状況

### ① 放課後児童クラブを利用している障害児数

回答自治体における放課後児童クラブを利用している障害児数は、令和6年度の平均値では、指定都市が719.5人、特別区が176.6人、中核市が200.0人、その他の市が43.9人、町が7.0人、村が3.3人であった。

図表 2-6 放課後児童クラブを利用している障害児数（令和6年度）（自治体種別、単位：人）

|       | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値   | 平均値   | 中央値 | 標準偏差    |
|-------|---------|-----|-------|-------|-----|---------|
| Total | 917     | 0   | 3,878 | 45.8  | 11  | 155.3   |
| 指定都市  | 13      | 61  | 3,878 | 719.5 | 424 | 1,000.1 |
| 特別区   | 16      | 26  | 514   | 176.6 | 167 | 124.5   |
| 中核市   | 46      | 24  | 675   | 200.0 | 173 | 143.4   |
| その他の市 | 407     | 0   | 316   | 43.9  | 28  | 48.3    |
| 町     | 364     | 0   | 71    | 7.0   | 3   | 9.7     |
| 村     | 71      | 0   | 25    | 3.3   | 1   | 5.7     |

(注) 無回答を除いた数値。

回答自治体における放課後児童クラブを利用している障害児数の令和4年度から令和6年度の変化は、いずれの自治体種別においても徐々に増加していることがわかる。

図表 2-7 放課後児童クラブを利用している障害児数の経年変化（令和4～6年度）

(自治体種別、単位：人)

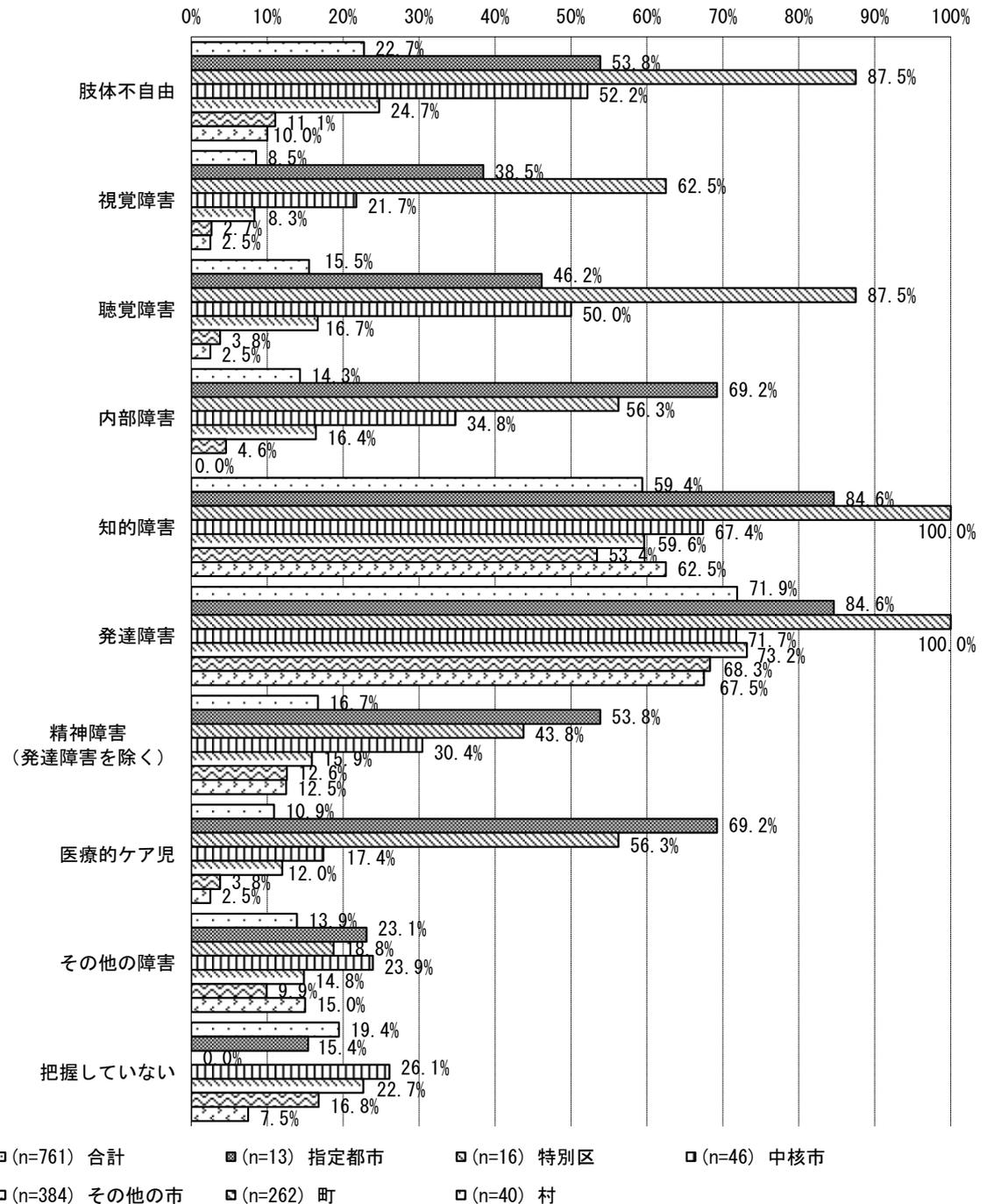
|       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       | 令和6年度（再掲） |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|
|       | 回答数   | 平均値   | 回答数   | 平均値   | 回答数       | 平均値   |
| Total | 903   | 36.3  | 909   | 41.5  | 917       | 45.8  |
| 指定都市  | 13    | 494.2 | 13    | 655.7 | 13        | 719.5 |
| 特別区   | 15    | 140.3 | 15    | 155.3 | 16        | 176.6 |
| 中核市   | 46    | 162.4 | 46    | 183.7 | 46        | 200.0 |
| その他の市 | 401   | 36.4  | 404   | 39.8  | 407       | 43.9  |
| 町     | 357   | 5.6   | 360   | 6.0   | 364       | 7.0   |
| 村     | 71    | 1.7   | 71    | 2.3   | 71        | 3.3   |

(注) 無回答を除いた数値。

## ② 放課後児童クラブを利用している障害児の障害の種別

放課後児童クラブを利用している障害児の障害の種別は、自治体種別にかかわらず、「発達障害」、「知的障害」の割合が高い。その他、特別区、中核市では、多くの障害種の障害児がいることがわかる。

図表 2-8 放課後児童クラブを利用している障害児の障害の種別（自治体種別、複数選択）

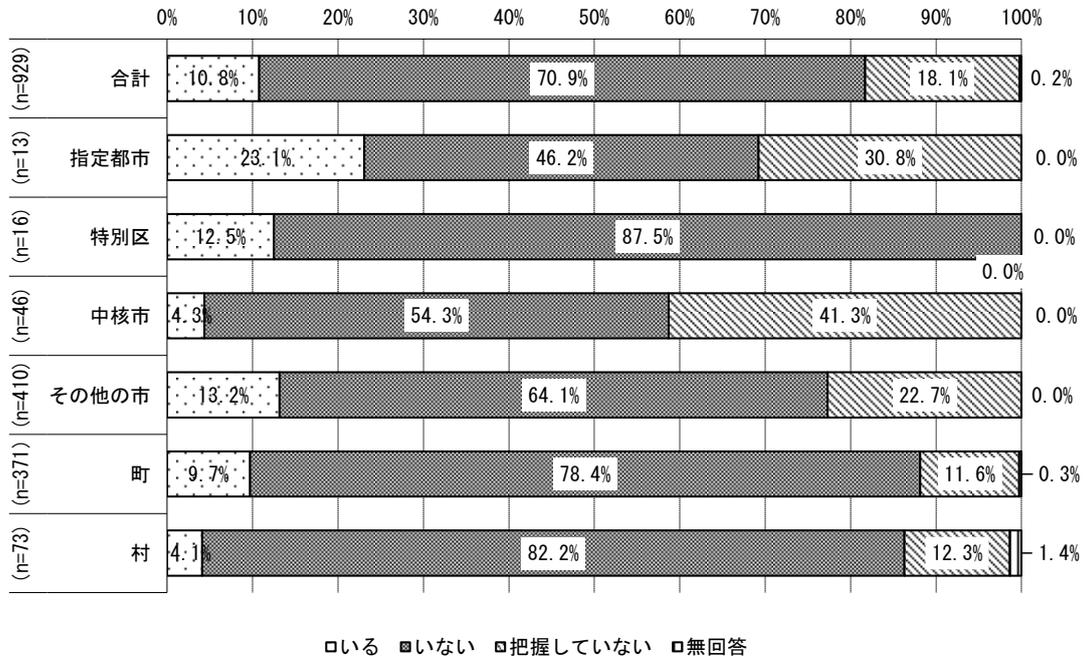


(注) 無回答、放課後児童クラブを利用する障害児がない、の回答を除いた数値。

③ 放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した障害児の有無（令和6年度）

放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した障害児が「いる」とした割合は、回答全体では 10.8%であり、その割合は、指定都市で高くなっている。一方で、「把握していない」自治体も全体の 18.1%と高い割合を占める。

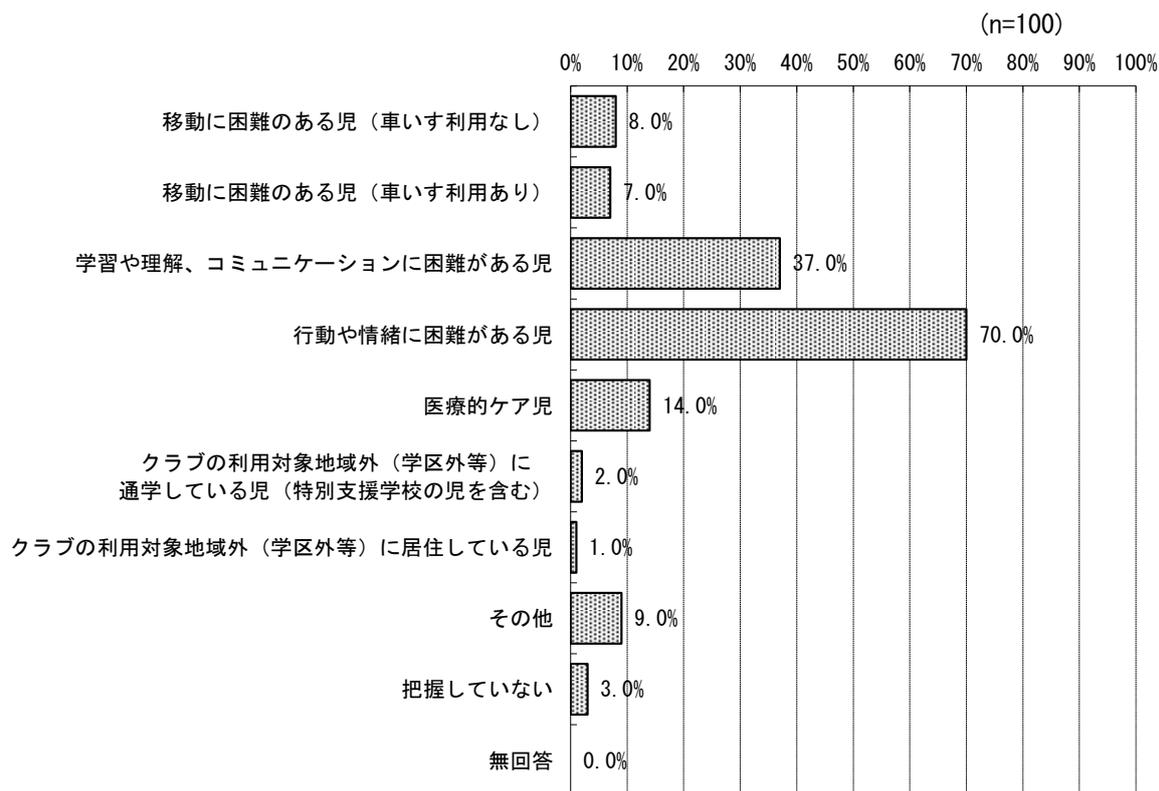
図表 2-9 放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した障害児の有無（令和6年度）（自治体種別）



#### ④ 放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した児童の状態

放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した児童の状態は、「行動や情緒に困難がある児」が全体の 70.0%と最も高い。次いで、「学習や理解、コミュニケーションに困難がある児」が 37.0%で高くなっている。

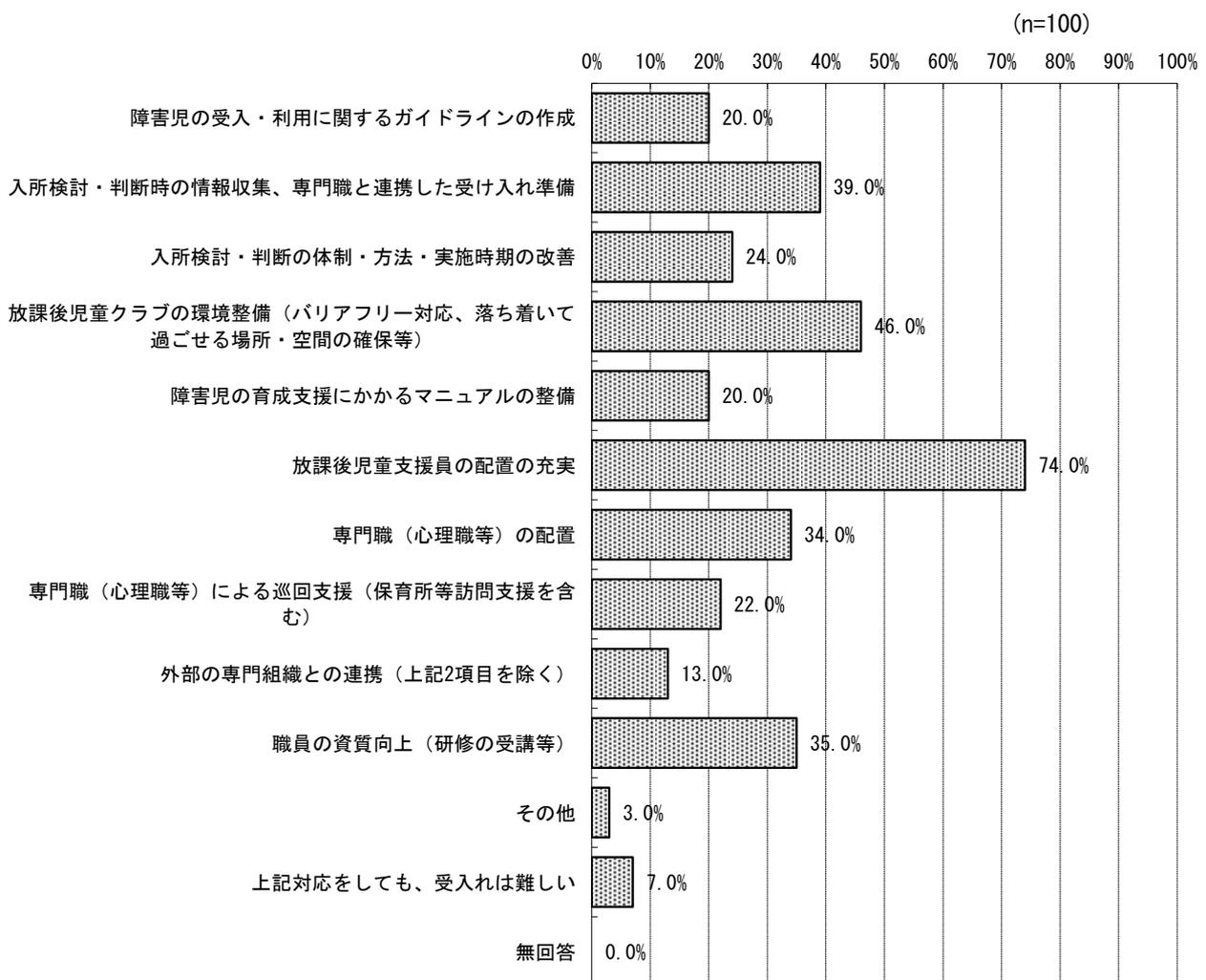
図表 2-10 放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した児童の状態  
(放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した障害児がいる場合、複数選択)



⑤ 放課後児童クラブで現時点では受入れが難しい児童を受入れるために必要なこと

放課後児童クラブで現時点では受入れが難しい児童を受入れるために必要なこととしては、「放課後児童支援員の配置の充実」が 74.0%と最も高い。その他には、「放課後児童クラブの環境整備（バリアフリー対応、落ち着いて過ごせる場所・空間の確保等）」（46.0%）、「入所検討・判断時の情報収集、専門職と連携した受け入れ準備」（39.0%）、「職員の資質向上（研修の受講等）」（35.0%）、「専門職（心理職等）の配置」（34.0%）の割合が高くなっている。

図表 2-11 放課後児童クラブで現時点では受入れが難しい児童を受入れるために必要なこと  
（放課後児童クラブでの受入れが難しいと判断した障害児がいる場合、複数選択）



### (3) 障害児の受入れに関する工夫

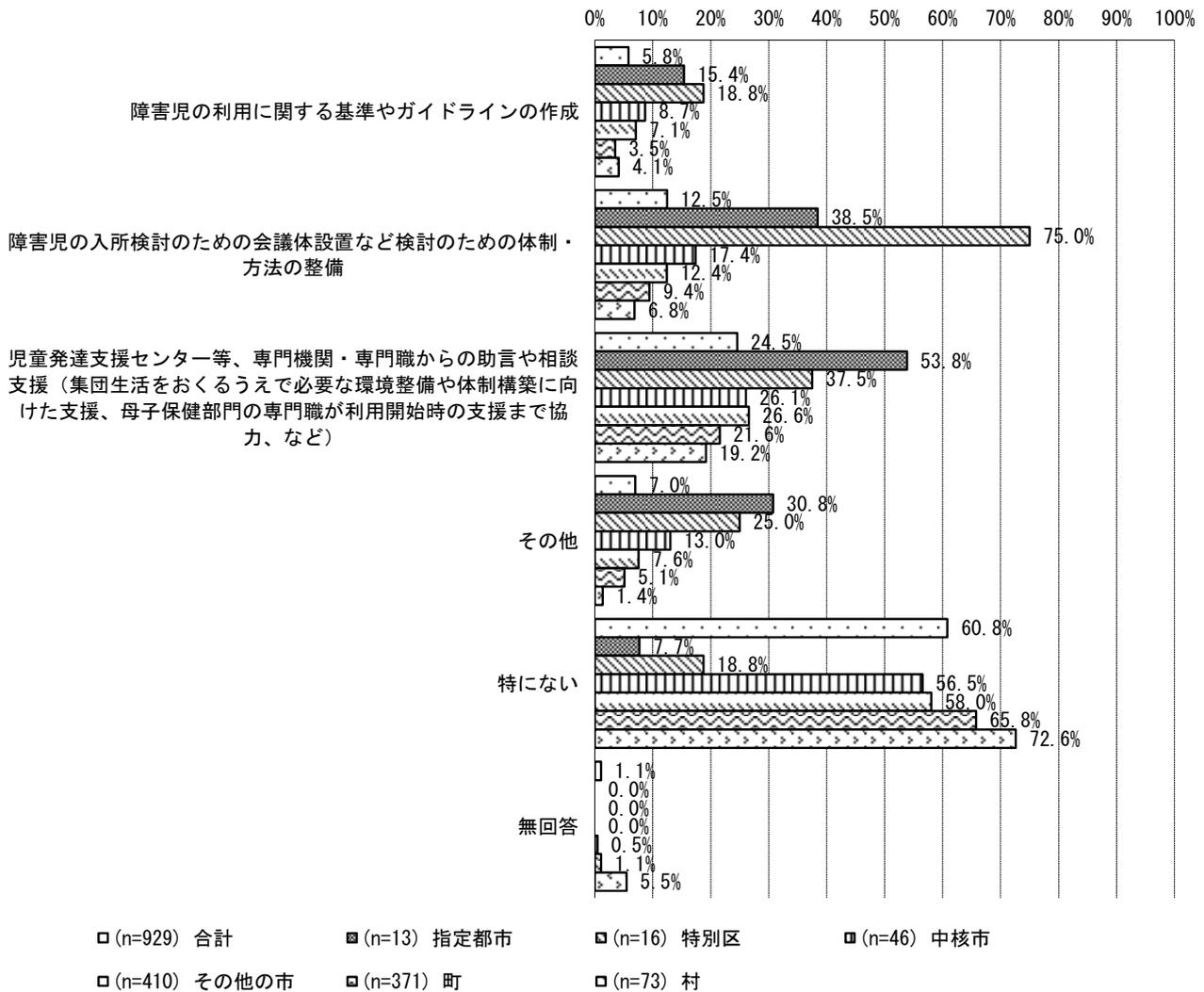
#### ① 放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組

放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組としては、中核市、その他の市、町、村では「特にない」が 50%以上と高い割合を占める。工夫や取組としては、これらの自治体種では「児童発達支援センター等、専門機関・専門職からの助言や相談支援（集団生活をおくるうえで必要な環境整備や体制構築に向けた支援、母子保健部門の専門職が利用開始時の支援まで協力、など）」が 20%前後と高い割合となっている。

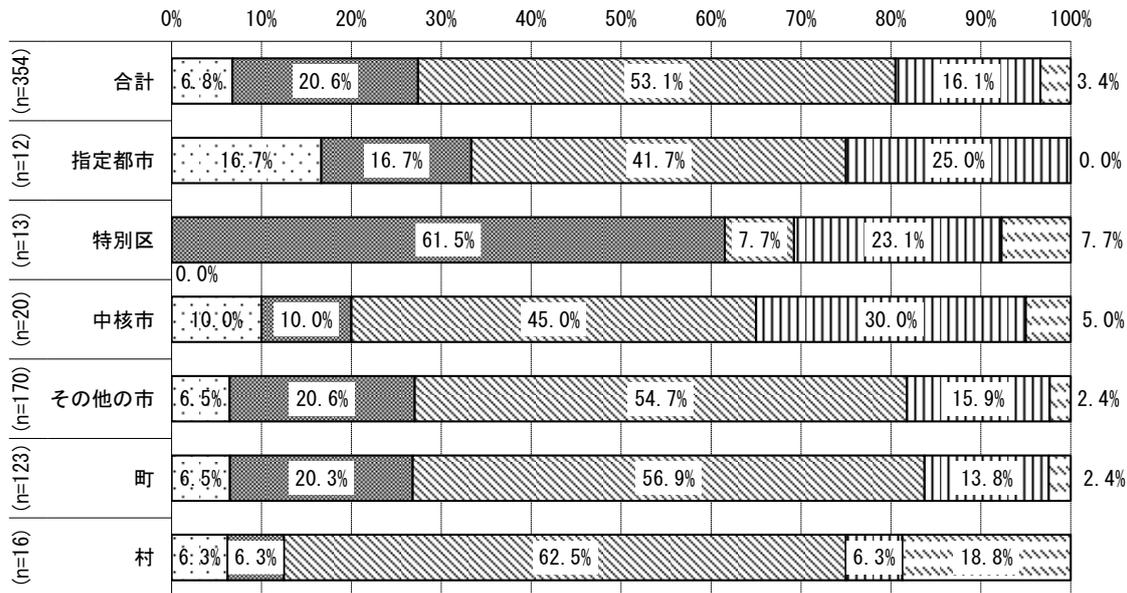
指定都市については、「児童発達支援センター等、専門機関・専門職からの助言や相談支援（集団生活をおくるうえで必要な環境整備や体制構築に向けた支援、母子保健部門の専門職が利用開始時の支援まで協力、など）」が 53.8%と最も高く、次いで、「障害児の入所検討のための会議体設置など検討のための体制・方法の整備」が 38.5%と高い。また、特別区では、「障害児の入所検討のための会議体設置など検討のための体制・方法の整備」が 75.0%と高い割合を占める。

放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力をいれているものをみると、特別区では「障害児の入所検討のための会議体設置など検討のための体制・方法の整備」が、他の自治体種別では、「児童発達支援センター等、専門機関・専門職からの助言や相談支援（集団生活をおくるうえで必要な環境整備や体制構築に向けた支援、母子保健部門の専門職が利用開始時の支援まで協力、など）」が最も高い割合となっている。

図表 2-12 放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組（自治体種別、複数選択）



図表 2-13 放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力をいれているもの（効果があると感じられる工夫や取組がある場合、自治体種別）



- 障害児の利用に関する基準やガイドラインの作成
- 障害児の入所検討のための会議体設置など検討のための体制・方法の整備
- 児童発達支援センター等、専門機関・専門職からの助言や相談支援（集団生活をおくるうえで必要な環境整備や体制構築に向けた支援、母子保健部門の専門職が利用開始時の支援まで協力、など）
- その他
- 無回答

放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力をいれているものとして、以下の回答があった。

図表 2-14 放課後児童クラブでの『障害児の申込み受付から受入れ』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力をいれているもの（自由記載）

<指定都市・特別区・中核市>

- ・ 市立放課後児童クラブにおける障害児等受入れ実施要領を規定。公設放課後児童クラブに障害児が入所する場合は、面接及び体験入所を行う。その結果、一定の基準に該当する児童については、審査会を開催し受入れの可否を検討する。審査会には、指定管理者、クラブ支援員、障害児支援担当課職員、放課後児童クラブ担当課職員が参加し、入所後の児童に対する支援について確認を行う
- ・ 学識経験者、発達相談支援センター職員を委員として、要支援児受入れにかかる支援検討会議を開催。各児童の支援の必要度の判定を行い、要支援児対応職員の加配の対象となる児童を決定している
- ・ 保護者からの聞き取りや対象児童との面談を通し、受入れにあたり必要事項を確認する。また放課後児童クラブの枠組みでできることを整理し、必要に応じて保護者と相談する。こうした準備段階を経て児童の受入れを開始することで、今後生じる課題について、職員一人で抱え込むことなく組織として取り組むことが可能となり、効果が期待される

- ・ 障害児の入所申請後、資格のある指導員による保護者への聞き取りを経て、実際入所するクラブで2日間の体験入所をおこなっている。その様子を観察し、入所するまでの間に整備しなくてはならない問題や入所後の支援のやり方を確認している
- ・ 市の会計年度任用職員として専門職（放課後ソーシャルワーカー）を配置し、障害児の入所の際の事前面談を実施し、加配支援についての検討・専門的助言・関係機関との連携調整などを行う。これにより、適正かつ円滑な支援を行うことができる
- ・ 入所前の三者懇談・電話聞き取り・保育所訪問等。三者懇談時には、障害児の受入れにあたってどのような配慮が必要か検討し、担当課の専門職（臨床心理士と保育士）と入所予定先の放課後児童支援員が、保護者や出身保育所・園の職員に聞き取りを行う。児童についても職員が直接行動観察を行い、受入れのための体制・整備を行う

## ＜その他の市＞

### （庁内連携）

- ・ 入所前に、就学相談担当課へ対象児童の障害の程度や健康状態、配慮事項等の聞き取りを行っている。また、状況に応じて入所児童の通園先へも児童の様子の聞き取りを行っている
- ・ 配慮を必要とする児童が入所申請した際には、市役所の障害担当課や母子保健担当課と情報共有をはかり、病状や障害の程度、家庭状況などの把握に努めるとともに、得た情報をクラブ側に情報提供し、入所決定となった際には該当児童を滞りなく受入れられる体制を構築している

### （情報共有の場の設定）

- ・ 委託先・市・保護者の3者で面談を実施している。実際にクラブへ行き状況を共有することで受入れる際の注意点などを把握しやすくなっており、保護者もクラブの空気感を実感していただいている
- ・ 情報共有をすることができる場（療育担当者会議）が設置されており、児童発達支援センター、保健師、公立保育所などの担当職員と様々な情報共有を行うことができる
- ・ 市長部局、教育委員会、学校、学童実施事業者、相談支援専門員を交えた該当児童の受入れに関する情報共有等を行う会議（サポート会議）の開催
- ・ 相談支援員等から事前の情報共有や、保護者を交えてのサービス担当者会議への出席をすることで児童への理解を深めると同時に、保護者への当該児童の受入れる際の体制や対応への理解を深めていただく場となっており、いわゆる、現場として「できること」と「できないこと」の内容を伝えることで、保護者と現場との理解の相違が減り、受入れ後のトラブルが減る

### （他機関との連携）

- ・ 乳幼児教育センター等との連携。預かりを実施するにあたって助言をいただく（加配関係、支援員・他の児童との接し方等）。児童の生活や遊びの様子などを見てもらい、丁寧な振り返りや対応等について助言いただく機会を設けることで、児童の個性を活かした育成支援につなげることができたケースもある
- ・ 基幹相談支援センター、家庭児童相談員等専門職員と放課後児童クラブの職員との間で障害特性等を密に情報共有している
- ・ 市の児童発達支援事業を利用している場合、利用開始時に、利用予定のクラブの職員と児童について情報共有し、スムーズな利用につながるよう支援している

- ・ 子育て支援センターとの連携で支援が必要な児童の状況の把握、今後の見守り方などを一緒に考えながら行うことができると感じる
- ・ 発達支援センター・基幹相談支援センター・保育所・学校等の関係機関との情報共有・相談支援の連携

#### (その他)

- ・ 放課後等デイサービス事業所合同説明会において、放課後児童クラブ紹介ブースを設け、希望者に案内する
- ・ 毎年、次年度の入所申請受付後の12月頃に市内の全就学前施設（こども園、保育所）を事務局（教育・保育課）が訪問し、対象児童を中心に園での様子を実際に確認したうえで、担任の先生等に聞き取り調査を行っている。その情報を入所先の放課後児童クラブ支援員へ引き継ぐことで比較的スムーズに児童の受入れ体制を整えることができている

### <町・村>

#### (情報共有の場の設定)

- ・ 新一年生受入れ前に在籍園とのケース会議・必要に応じて学校との情報共有の場面を設ける・面談時に保護者からの聞き取り・保健師からの情報収集
- ・ 障害児の受入れ前に町内保育所・健康推進課（保健師）と情報共有の他、親子と面談をしてクラブ内での過ごし方やルール等について確認をする

#### (庁内連携)

- ・ 母子保健担当や障害担当の保健師から、放課後児童クラブの入所を検討している児童の情報提供を受ける体制をとっており、児童の特性に応じて放課後時間のあり方（放課後等デイサービスにすべきか、放課後児童クラブで対応可能か）を検討し、場合によっては保護者・担当保健師・放課後児童クラブ担当での話し合いを実施することとしている。結果、障害のある児童が放課後児童クラブを利用する希望があった際には、指導員の配置や加配を検討している
- ・ 受入れる上で、注意すべき点等、状況に応じて庁内の母子保健部門の専門職に相談している。専門的な助言がいただけるので、大変参考になっている
- ・ 保健師・心理士と放課後児童クラブの職員との情報共有の場を定期的につくり、子どもたちが安全に過ごしやすい環境になるように努めている
- ・ 未就学児からの生育歴等を熟知している保健師・相談員と情報共有しながら放課後等デイサービス利用など他機関利用も含めて、その子に最適な選択ができるよう協議している。受入れが決まれば専門職からどう受入れるか継続的に情報を得ている

#### (他機関との連携)

- ・ 毎年度末に早期療育施設から、学童保育を利用する児童の様子を見学いただいています。その場での情報交換だけでなく、後日書面で特性や関わりの情報を提供してもらっています。新年度の受入れまでに特性等を把握したり、環境整備を行ったり、児童の保護者との面談を行うために有益な情報となっています

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

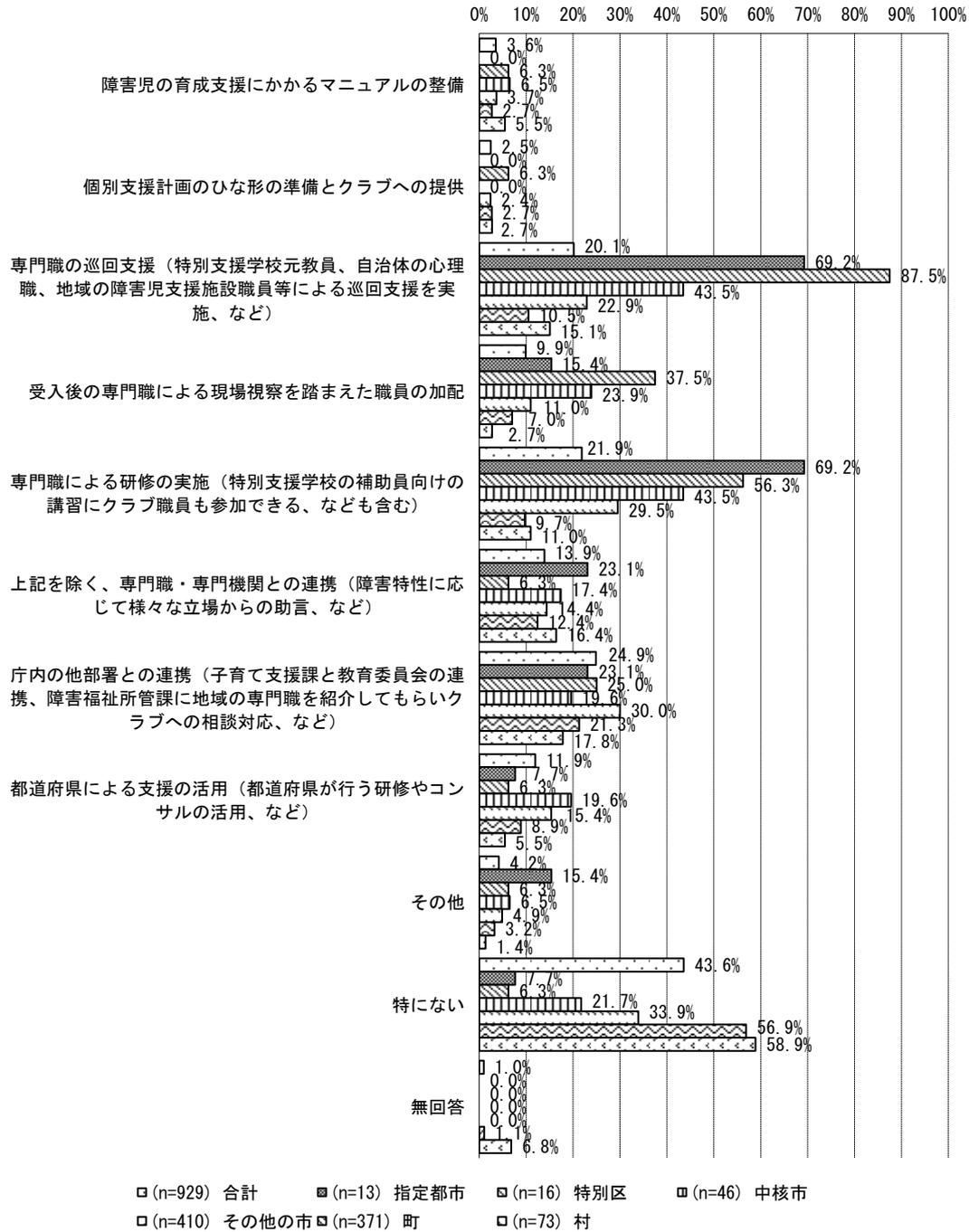
② 放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組

放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組としては、指定都市、特別区、中核市では、「専門職の巡回支援（特別支援学校元教員、自治体の心理職、地域の障害児支援施設職員等による巡回支援を実施、など）」、および「専門職による研修の実施（特別支援学校の補助員向けの講習にクラブ職員も参加できる、なども含む）」がかなり高い割合を占める。

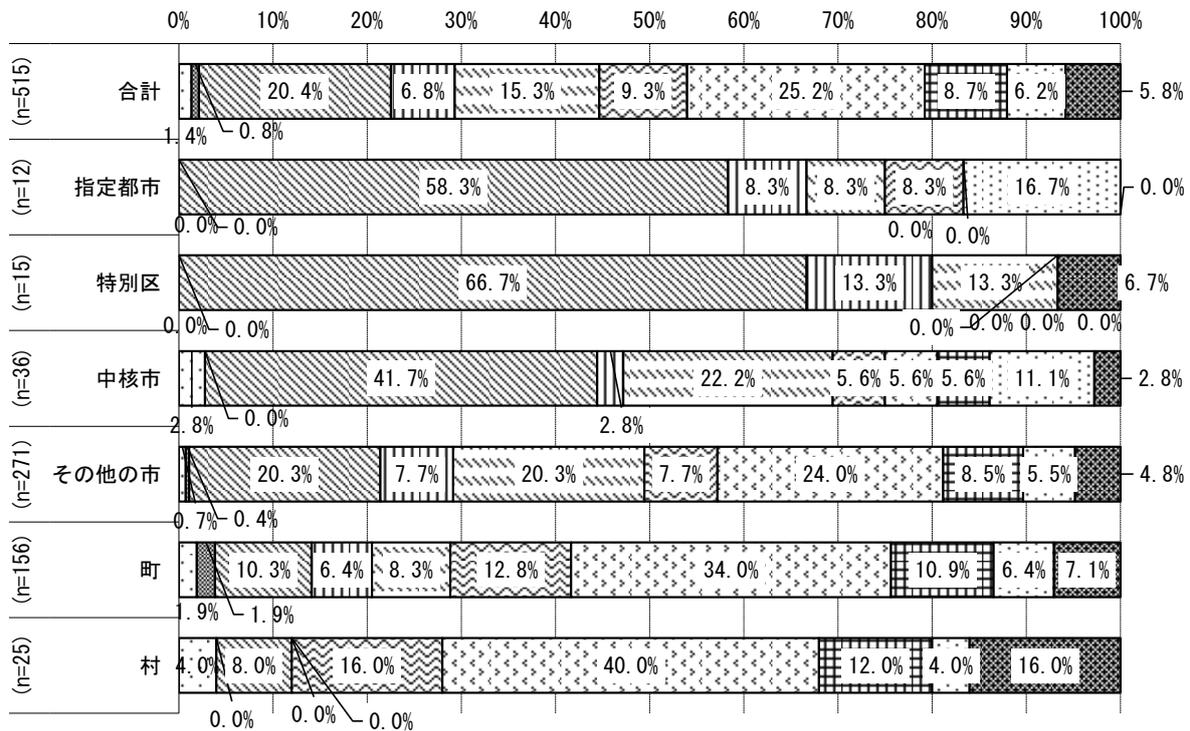
その他の市、町、村では、「特にない」の割合が高いが、工夫や取組としては、上記の 2 つの項目に加えて、「庁内の他部署との連携（子育て支援課と教育委員会の連携、障害福祉所管課に地域の専門職を紹介してもらいクラブへの相談対応、など）」をあげる割合が高い。

放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力をいれているものをみると、指定都市、特別区、中核市では、「専門職の巡回支援（特別支援学校元教員、自治体の心理職、地域の障害児支援施設職員等による巡回支援を実施、など）」が最も高く、その他の市、町、村では「庁内の他部署との連携（子育て支援課と教育委員会の連携、障害福祉所管課に地域の専門職を紹介してもらいクラブへの相談対応、など）」の割合が高い。

図表 2-15 放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組（自治体種別、複数選択）



図表 2-16 放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力を入れているもの（効果があると感じられる工夫や取組がある場合、自治体種別）



- 障害児の育成支援にかかるマニュアルの整備
- 個別支援計画のひな形の準備とクラブへの提供
- 専門職の巡回支援（特別支援学校元教員、自治体の心理職、地域の障害児支援施設職員等による巡回支援を実施、など）
- 受入後の専門職による現場視察を踏まえた職員の加配
- 専門職による研修の実施（特別支援学校の補助員向けの講習にクラブ職員も参加できる、なども含む）
- 上記を除く、専門職・専門機関との連携（障害特性に応じて様々な立場からの助言、など）
- 市内の他部署との連携（子育て支援課と教育委員会の連携、障害福祉所管課に地域の専門職を紹介してもらいクラブへの相談対応、など）
- 都道府県による支援の活用（都道府県が行う研修やコンサルの活用、など）
- その他
- 無回答

放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力を入れているものとして、以下の回答があった。

図表 2-17 放課後児童クラブでの『障害児の受入れ後の育成支援』に関する効果があると感じられる工夫や取組として最も力を入れているもの（自由記載）

＜指定都市・特別区・中核市＞

（巡回支援・研修）

- ・ 特別支援学校校長OBが巡回相談員（会計年度任用職員）として、各クラブを必要に応じて訪問し、対応に関する相談、助言等を行っている
- ・ 市児童発達支援センターと連携した「巡回相談支援」を実施。同センターの専門員がクラブを訪問し、児童の様子を確認後、カンファレンスを行い、放課後児童支援員と一緒に具体的な対応等を考えていく。専門員からのアドバイスや具体的な対応方法をクラブ職員が実践することで、児童の様子に良い変化が見られることが多かった。また、クラブ職員の資質向上にもつながっている
- ・ 社会福祉法人 1 か所と委託契約を締結。年度内に研修を 3 回、個別のクラブ訪問を 37 回実施。研修は、クラブに取り上げてほしいテーマのアンケートを取り、その中から選択して、研修テーマを決定。クラブ訪問は、施設長から訪問希望クラブをあげてもらい訪問先を決定している。訪問時、実際に児童の様子を見てもらいながら障害児への対応や、普段のクラブ職員の困り事への助言をもらっている
- ・ 本市発達支援センターと連携し、心理職による巡回支援の実施により、「気になる子どもの観察と意見交換」や「ミニ研修会」を現場クラブで行っている。クラブの支援員からは、児童への対応がやりやすくなったとの声が聞かれる
- ・ 区内の療育施設の作業療法士、子ども支援センターの心理判定士による研修を、2年間全4回の継続研修として知識の積み上げを目的に実施。近年特に増えている行動に困り感のある児童（障害児枠以外の児童）に対して、療育施設からの異動者（保育士）を中心に児童の行動観察及び現場への助言等の実施
- ・ 大学と業務委託契約を締結し、子ども発達相談部門において障害児の援助方法に関する臨床心理的な開発・研究等を行っている研究室より専門的な知識をもったアドバイザーをクラブに派遣してもらい、配慮を要する児童の対応について、現場の支援員に対し適切な助言や指導を行ってもらっている。また、短期大学で心理学分野を担当し、発達障害に関する専門的な知識を有する教授にクラブを訪問してもらい、配慮を要する児童を受入れているクラブの支援員に対し、適切な助言や指導を行ってもらっている

（その他）

- ・ 対象児童の学校での様子も聞き取るなどして、多面的に加配を検討
- ・ 新規加配の場合、施設・学校より文書において、児童の様子、加配の必要性を提出
- ・ 現場確認が必要な場合は、担当部署が訪問して、受入体制を確認する
- ・ 加配児童について、受入れ後も継続的に現場支援をしていく
- ・ 学校をはじめ、関係機関とも必要に応じて受入れ前・受入れ後を通じて情報交換

＜その他の市＞

（巡回支援）

- ・ 障害担当部署に配属の専門知識を有する職員の巡回支援をお願いしている。当該職員は特別支援学校の教諭を退職した者で専門的知識によるアドバイス等をお願いしているが、月 4 日の勤務体系であるため、各クラブに巡回できるのは年 1 回程度であり、各クラブの要求に応えられていないのが現状である
- ・ 児童発達支援センター、各学校に所属している臨床心理士と連携し、巡回支援を実施している
- ・ クラブからの相談や市の観察により、専門的な支援を要すると判断した際にリハビリテーションセンターに巡回支援を依頼している。対象児童の観察、アドバイス会議、アフターフォロー会議と 3 回に渡って実施され、市の職員も出席し、内容を共有している
- ・ 実施内容として、子どもに特化した作業療法士がすべての学童クラブに毎月 1 回巡回を実施する。また、育成の様子をみていただき、職員へのフィードバックを行うとともに、子どもにかかわるすべての職員が障害や支援について共通理解、共通認識を図る。その結果、子どもへのかかわり方の工夫や注意すべき項目、様々な方法論を学ぶことで、新たな気づきにつながる
- ・ 療育センター（重症心身障害児施設）に委託し、公認心理師や作業療法士といった専門職を派遣して指導・助言を受けている。市内各学童クラブが課題に合わせて個別のケースを相談できる「個別の巡回相談」、「エリア別巡回相談」を実施。また、1～2年目の新任職員を対象とした研修、全職員を対象とした全体研修も実施しており、全体のスキルアップから個別の課題にも対応できるよう整えている
- ・ 障害福祉所管課の専門職（社会福祉士等）や地域の障害者施設、相談支援センターで構成される協議会で巡回や随時相談を受け付けている
- ・ こども家庭センターと連携することで、巡回相談や現場視察を実施する

#### (研修)

- ・ 毎年、直営事業所、委託先事業所問わず、年に数回、支援員及び補助員を対象とする研修会を市主催で実施している。そのうちの何回かは「配慮を要する児童への対応や関わり方」に関するテーマを選定し、専門の大学教授、巡回支援、こども発達支援センター等の先生を招聘し、講話研修を行っている
- ・ 療育支援事業による巡回指導。専門職による巡回指導。ファミリーサポート研修会（障害のある児童へのかかわり方等）への参加
- ・ 障害児の対応方法等で困っていることを事前にクラブから挙げてもらい、それに対して講師が説明するというような座談会形式の研修を年 1 回開催している。講師は、社会福祉法人及び市基幹相談支援センターに派遣を依頼しており、参加クラブからは、「具体的な内容でわかりやすかった」、「他クラブも同じような悩みを抱えていることがわかり、共感できた」等の感想をいただいている
- ・ 福祉関係部局の主催する発達障害支援の研修に参加し、知識及び対応力の向上を図るもの。行政職員、当事者の保護者、大学教授等の講演を聴いたり、ワークショップに参加したりする
- ・ 県立の特別支援学校が主催し、教育委員会が共催で開催する「専門性向上研修会」の対象者に放課後児童支援員を含め、研修の機会を確保している
- ・ 放課後等デイサービスなどで定期的に研修を行わせてもらい、障害のある児童との接し方、話し方などを学ぶことができている
- ・ 市教育委員会主催の特別支援学校職員向けの研修や県主催の資質向上研修への受講を積極的に案内し、特別な支援が必要な児童生徒への対応について理解し、支援員としての資質の向上につなげている

#### (都道府県の事業の活用)

- ・ 県のアドバイザーに年 1 回以上の研修を依頼し実施している。支援員の意識の向上や、支援員間で差のない対応に繋げることができるようにしている
- ・ 県が配置する放課後児童クラブスーパーバイザーの巡回支援を年に数回活用し、クラブ毎に有用なアドバイスをいただくことで、支援員の負担軽減や適切な対応を行うことが出来ている
- ・ 都道府県が行う研修について、クラブへ案内を行い、公設クラブについては勤務扱いとしている。公設クラブでは、都道府県が行う研修について、令和 5 年度に 7 割程度受講している
- ・ 県の発達障害者地域支援マネージャー派遣事業を活用し、市内放課後児童クラブの支援員を対象とした指導員研修会を開催している

#### (その他)

- ・ 児童クラブと放課後等デイサービスとの併用を希望される場合に個別支援計画等を提供してもらい、放課後等デイサービスとの連携を図る
- ・ 放課後児童クラブの運営を放課後等デイサービスなどの児童福祉事業の実績のある事業者に委託しており、そのノウハウを活用した支援員への研修の実施、バックアップ体制を整えている

### <町・村>

#### (支援計画の雛形)

- ・ 支援計画の雛形を提供し、作成例を示した上で、支援員間で情報共有ができる体制を整えている

#### (巡回支援・研修)

- ・ 庁内の母子保健部門の専門職（心理士、保健師等）による巡回を各児童クラブ年 3 回実施している。児童の普段の様子等を実際に見てもらい、専門的な助言をいただけるので、解決策等が見つけやすい
- ・ 保護者のみの運営主体では対応が難しくなった為、NPO 法人に委託し、時おり放課後等デイサービスより研修や、支援に入ってもらう助言等を受けながら支援を維持している
- ・ 年 1 回ファミリーサポートセンターの協力のもと、作業療法士による講習会を実施し、特性のある子の対応について助言してもらっている。講習を実施することにより、特性のある子への対応方法を職員で共有でき、接し方を統一することができる
- ・ 事前に打ち合わせを行い、研修内容を町児童クラブ職員の状況、悩みに合わせて研修を行ってもらえる。（発達障害者支援センター主催 学齢期発達障害支援スキルアップ研修事業）

#### (庁内連携による支援)

- ・ 障害児に対する知識がある支援員が少ないため、庁内の障害担当や保健師等と連携し、何かあった際には、相談できる体制を整えている
- ・ 放課後児童クラブより直接、放課後児童クラブ担当へ連絡を受けた際には、担当より障害福祉担当へ情報共有し、速やかに対応を協議する体制づくりを行っている

#### (その他連携の推進)

- ・ 療育現場（こども発達支援センター）や保育所、子育て支援センターの現場に従事していた保育士が児童クラブに配置されたことで子どもの育ちを理解し発達の気になる子や障害を抱えている児童の対応を行っている。実践対応の場面をモデル的に示しアドバイスをすることで他の支援員のスキルアップを図る。会議の際には一人ひとりの特性について理解を促し共有の知識へと繋げる

- ・ 教育委員会内に社会福祉士を配置し、定期的な情報交換や研修を実施していることで、学校と放課後児童クラブ、双方の児童の様子を把握し、児童にあった支援を行うことができるようになってきた
- ・ 受入れ後、変わった様子がある又は気になる児童に関して、月 1 回開催される定例会で教育委員会、学校と情報共有をはかり、学校側からのアドバイスを受ける。加えて必要な場合は市内の専門部署へも共有する
- ・ 地域の子育て支援拠点が積極的に相談に応じ、支援員が対応に困ることがあれば積極的に助言・指導を行っている

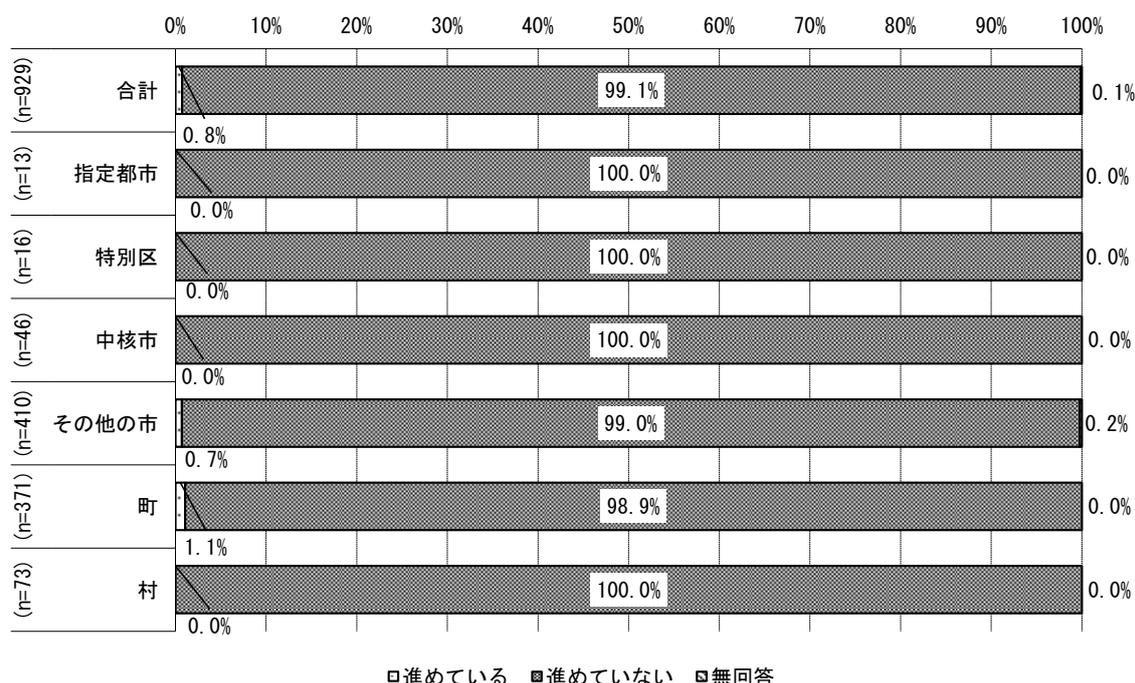
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

#### (4) その他

##### ① 障害のある小学生の放課後支援として放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的・総合的な整備・検討状況

障害のある小学生の放課後支援として放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的・総合的な整備・検討状況は、自治体種別によらず「進めている」割合はほとんどない。

図表 2-18 障害のある小学生の放課後支援として放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的・総合的な整備・検討状況（自治体種別）



障害のある小学生の放課後支援として放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的・総合的な整備・検討の具体的な状況として、自由記載では、「放課後児童クラブを実施している建物と同じ敷地内において、民間による放課後等デイサービスを実施」、「放課後等デイサービスの運営や対象児の施設での過ごし方について視察を試み、情報・意見交換等を図る連携の場を検討している」等が挙げられた。

##### ② 自治体や放課後児童クラブ関係者向けの障害児受入れに係るガイドへの要望

自治体や放課後児童クラブ関係者向けの障害児受入れに係るガイドへの要望として、以下の回答があった。

図表 2-19 自治体や放課後児童クラブ関係者向けの障害児受入れに係るガイドへの要望（自由記載）

###### <指定都市・特別区・中核市>

###### (事前の情報収集・環境整備)

- 公設の児童クラブは、限られた場所での最大限の受入れをせざるを得ないため、クールダウンのスペースなど、支援を要する児童のための十分なスペース確保は困難な状況にあります。環境整備として余裕教室に定員数が

利用する場合の受入れに当たった事例、環境整備以外のガイドとして支援を要する児童に効果的な視覚支援などを記載いただければ有難いです

#### (特性に応じた対応方法)

- ・ 各障害の特性及び対応方法についてまとめてほしい
- ・ 毎年の研修後に集計しているアンケート結果から、特性ごとの具体的な対応方法について知りたいと支援員から要望があがっています

#### (受入れに向けた基準等)

- ・ 放課後児童クラブの運営において、障害児の受入れについては重要な課題であると認識している。障害の度合いなどは入会申請時の聞き取りのみでは把握しきれない場合も多く、障害の特性からトラブルに発展するケースも多い。受入れに関する一定の基準やその保護者への対応方法について盛り込んでいただきたい
- ・ 障害児に対し加配すべき基準などを示してほしい。身体障害者手帳（視覚障害何級以上、肢体不自由何級以上）、精神障害者保健福祉手帳何級以上といった場合や、知能指数〇〇以下の場合など客観的に決められる基準があると判断に悩むことがなくなる。学校等の関係機関との連携に関する運用面でのガイドラインの記載（個別支援計画の共有、関係機関の連携会議、学校の看護師との連携など）

#### (その他)

- ・ 医療的ケア児の受入れを実施している自治体やクラブの取組について、取り上げてもらいたい
- ・ 現状、放課後等デイサービスでないと利用が厳しい児童もいるため、必ずしも全て放課後児童クラブで障害児を受入れするのではなく、同サービスを併用することも明記していただきたい

### <その他の市>

#### (支援の流れ)

- ・ クラブを利用するにあたって、障害に合わせた接し方又はクラブで受入れる準備の手順等の例を示していただきたいです
- ・ 検討委員会等の体制整備に係る、入所前・受入れ前のガイドラインの作成と入所後に現場が必要となる具体的な支援策を分けていただけると助かる

#### (事前の情報収集・環境整備)

- ・ 受入れに係るハード・ソフトの整備について、自治体で対応し当該児童が入学した後の、運営事業者対応となるもの（支援員への情報提供や対応マニュアル等）についても掲載していただけると助かります
- ・ 発達障害については保護者からの申告によるため、申告が無く受入段階でわからないことが多い。申込段階でどのような項目を作っておけばよいか、どのように申告してもらうかを記載いただきたい

#### (特性に応じた対応方法)

- ・ 発達障害児との関わり方の具体的な成功例
- ・ 近年、受入児童が、身体障害の児童より、知的障害、発達障害、精神障害の児童が多いため、その部分について、充実した内容としていただきたい
- ・ 児童の特質に応じた対応方法など、具体的な記載があると実際に指導員が保育する際に活用できるのではないかと思います

#### (育成支援の具体例)

- ・ 障害児を受入れるにあたり、他の児童への対応が疎かになってしまう可能性があるため、良い対応方法を記載

していただきたい

- ・ 受入れに係るガイドには、受入れ後に職員が障害児とどのように向き合えばよいのか、記載があるのか。受入れ後の対応についてもガイドに記載して欲しいと思います
- ・ ガイドへの直接の記載とならなくてもよいが、各市町村の放課後児童クラブで実際に行われている支援の具体例をできるだけ多く示していただけるとありがたい

#### (記録や個別支援計画)

- ・ 記録をする際の留意点・具体的な記録例を載せていただきたい。特に、比較的軽度な発達障害を有する児童の記録についてクラブから相談を受けることが多いので、複数例載せていただきたい
- ・ 障害児の育成支援にかかるマニュアル及び個別支援計画のひな形。また、それらを現場で具体的に実施するための放課後児童支援員向けの研修。「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」における障害児の定義にあてはまらない児童及び保護者への対応ガイド

#### (受入れに向けた基準等)

- ・ 受入れにあたって環境の最低基準と望ましい環境について示してほしい（施設や指導者の資格など）
- ・ 職員が不足しがちな学童保育では受入れに限界を感じることもあるため、一定の利用基準（障害の程度によっては放課後等デイサービスの方がより望ましいなど）を示してほしい
- ・ 近年、障害の可能性のある児童が増加しており、障害児受入推進事業の対象となる障害児であるか判断に苦慮することがある。各自治体で受入れた障害児の事例を紹介するなど、事業対象となる障害児の基準がより具体的にわかるようにしてほしい
- ・ 「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」、「障害児受入強化推進事業」における障害児の定義に当てはまる事例の提示をお願いしたい。手帳等を持っている児童は定義に当てはまる障害児として判断ができるが、それが不在の場合の児童に対しての支援方法（障害児担当職員を加配したいが、当該児童が定義に当てはまるかどうかにより、職員体制が変わる為）に苦慮している

#### (障害児支援との整理)

- ・ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの違い・それぞれの役割の説明
- ・ 放課後児童クラブか放課後等デイサービスか、児童がどちらを利用するべきなのかが判断できる資料

#### (障害の可能性のある児への対応)

- ・ 手帳等を所持しておらず、専門機関に相談を受けていないが、行動、コミュニケーション、情緒等に困難を抱える児童が増加しているように思われる。そのような児童の対応等もガイドで示してほしい
- ・ 手帳所有者以外にも障害の可能性のある児童への支援について盛り込んでいただきたい

#### (その他)

- ・ 加配や専門的職員の配置や施設の整備は予算上困難であること、放課後児童クラブ全体が抱えている支援員不足や高齢化等の課題、また、専門施設（放課後等デイサービス等）の圧倒的不足により、「専門機関との連携」も現実的には不可能であることを考慮し作成をお願いしたい

## <町・村>

#### (事前の情報収集・環境整備)

- ・ 保護者や学校などの関係機関に確認しておくべきことや、共有すべき情報のリスト等
- ・ 現場において、具体的にどのような準備が必要か、どのような対応をすればよいなど実際的なマニュアルの作成を

希望します

(育成支援の具体例)

- ・ 大規模な児童クラブでの個別の対応方法について示していただけると助かります
- ・ 具体的な支援の工夫や実践例・工夫にあたっての着眼点、考え方・支援ツールの紹介・アセスメント方法、シート作成方法
- ・ 障害の特性に応じたトラブル対処のマニュアル。放課後児童クラブにおけるユニバーサルデザインの考え
- ・ 基本的な関わり方の知識をスタッフが知ること。例えば、大きな声で叱らない、苦手な感覚を慣らすのではなく取り除く、干渉しすぎない、冰山モデルで考えるなど。安心できる環境づくり（建物内やスケジュールとかをみてわかりやすいものに）

(記録や個別支援計画)

- ・ 個別支援計画や個別支援記録、評価表等の全国的に統一されたひな形が欲しい。障害児受入れのための根拠資料の具体例を掲載してほしい。入所申し込みからフロー図やフローチャートを入れてほしい

(クラブと他機関の連携)

- ・ 放課後児童クラブと、学校や放課後等デイサービスとの連携が進んでいる事例について、連携の進め方等ご教示いただきたい
- ・ 受入れにあたり、事前準備の充実、関係機関との連携

(受入れに向けた基準等)

- ・ 「障害児」の判断基準が曖昧であり、障害児の認識が年度によって異なる。他市町の状況や、障害児の判断基準など参考にしたいので知らせていただきたいです
- ・ 障害を抱える子どもの受入れの可否にあたっては、子どもの特性、適切な人員配置、施設の保育環境が大きな要因になると考えます。「障害児」と一括りにするのは難しいため、「当該児童をその児童クラブで受入れることができるかどうかの判断」について、効力を持たせるガイドラインがあればいいと思います
- ・ 放課後児童支援員については、健常児への対応にも苦慮しているところ、障害児対応をできるスキルが伴っていないのが現状であり、受入体制は整っていない。障害児を受入れる際に必要な配置基準などを盛り込んでほしい

(障害の可能性のある児への対応)

- ・ 障害児と認める児童の範囲について、医師の診断を受けないようないわゆる「手のかかる子」、「特別な対応が必要な子」と学校や施設が判断した児童の取り扱い（障害児と判断してよいか）
- ・ 障害児や配慮が必要な児童の受入数は年々増加しており、現場においても限られた人員の中で対応に大変苦慮している。手帳や診断はないが配慮が必要な児童や保護者の対応等についても記載いただきたい

(その他)

- ・ 配置する職員に求められる知識、対応等を得られる研修とマニュアルの鏡文
- ・ 障害児を受入れるにあたって基礎的な知識や保護者対応について
- ・ 町内に障害児を専門で受入れしている施設が無いので、県内にある障害児受入れを専門にしている施設の一覧表を掲載して欲しい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

③ 障害児の利用促進に向けて、国や都道府県等に期待すること、連携を期待する機関・専門職やその機能

障害児の利用促進に向けて、国や都道府県等に期待すること、連携を期待する機関・専門職やその機能として、以下の回答があった。

図表 2-20 障害児の利用促進に向けて、国や都道府県等に期待すること、  
連携を期待する機関・専門職やその機能（自由記載）

<指定都市・特別区・中核市>

(制度の柔軟化等)

- ・ 国の障害児受入強化推進事業では、3人以上の障害児の受入れを行う場合に追加で職員を配置していると補助対象となるが、退所等により障害児が3人未満となった場合は補助対象外となる。ただ、クラブでは3人未満となったことに伴い、職員を雇い止めすることは困難なため、その分の人件費はクラブの負担になってしまう。このようなことから、障害児の受入れを躊躇するクラブがあると思われるので、障害児の利用促進に向けて、柔軟な対応ができるような制度に変更していただきたい

(専門職による支援の充実)

- ・ 心理職の派遣・雇用に対する支援制度の創設
- ・ 現在、保育士や特別支援アドバイザー、児童発達支援管理責任者による児童クラブの巡回相談や研修を実施しており、児童への個別の支援や環境改善、支援員の資質向上等には非常に有効です。しかしながら、児童クラブに助言できる保育・療育等の専門人材は限られている状況にあります。支援を要する児童を受入れた後の児童クラブ支援員への支援や研修等の支援体制の構築は各クラブにとって課題であるため、国や都道府県には、作業療法士をはじめとした各分野の専門職員と児童クラブの連携促進を期待します。参考：県作業療法士会に協力を依頼し、児童対応をする支援員の支援をする取組事例等

(環境整備の充実)

- ・ バリアフリー化や落ち着いて過ごせる場所の確保などの環境整備（修繕費）に対する補助メニューがあれば活用したい

(その他)

- ・ 特別支援学校でも放課後の居場所の確保を整備するべきである。保護者から望む声を聴く。そのまま学校にいられば、学校の先生と放課後支援員との連携もとりやすいというメリットがある

<その他の市>

(放課後児童クラブ向けの研修会)

- ・ 障害児への理解、支援方法を深める現場への研修
- ・ オンライン研修で、個別支援を多く必要とする児童を、異年齢の在籍クラス以上の人数のいる放課後児童クラブでどのように支援していくのか、シリーズで研修を希望する
- ・ 関係機関との連携方法についての事例紹介など県の広域単位で行えるとありがたい

(専門職の紹介、派遣)

- ・ 人材不足の解消、専門知識を持っている方の派遣
- ・ 職員向けの研修を自治体で行う場合に依頼できる機関や専門職の紹介
- ・ 各クラブが具体的な事例・支援方法について、定期的に相談できるよう、巡回支援を行う専門的人材の紹介

をしてほしい

#### (相談窓口の設置)

- ・ 専門職による相談窓口の設置と、状況により受入体制検討時等の現場巡視
- ・ 国や都道府県の専門職と相談ができるような体制。オンラインを活用して相談ができればよいです
- ・ 児童の障害に関する情報については、学校が収集している場合が多いが、それが放課後児童クラブまで共有されず、また保護者からも提供されていない場合があり、現場の職員は手探りで対応しているケースがある。そして、放課後児童クラブ職員の障害に対する情報量、把握する能力、それに対応する職員のスキルや知識に差があるため、専門家による相談窓口や巡回が必要と認識しているが、市町村単位ではそれほど対象児がいるわけではないので県単位程度で相談窓口の設置の検討をお願いしたい

#### (人材確保に向けた支援)

- ・ 支援員人材不足の解消
- ・ 支援員の加配への財政的支援
- ・ 障害児の利用申込があると、対象児童に配慮が必要なことから、支援員・補助員の配置を増員している状況。新たな職員は簡単には見つからず、今いるスタッフ内で増員するため、配置人数を増やすと人員不足に陥ってしまう。いつ利用申込があるか分からない中、普段からの職員の確保が必要不可欠であるため、支援員・補助員の処遇の改善や、補助要件の緩和をお願いしたい

#### (放課後児童クラブと他機関の連携推進)

- ・ 過去の発達状況などの情報連携。保育所、学校等との情報連携。保健師との連携
- ・ 放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携に向けた取組の事例を知りたい。放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携加算

#### (財政支援、補助金の充実等)

- ・ 交付金の増額
- ・ 専門職連携を導入される場合は、国費等において補助するなど、自治体費用の負担軽減をお願いしたい
- ・ 障害児の利用促進となると、特性に合わせた支援の充実を図る必要があるため、専門職の配置、及び支援員の増加、環境の整備が必要となる。現在、待機児童もいる中、支援員の確保、クラブ室の整備及び確保、予算の確保が困難な状況にあるため、更なる交付金の拡充、及び継続的な人的支援が必須である

#### (障害の可能性のある児の対応)

- ・ 近年、放課後等デイサービスを利用するまでには至らないが、児童クラブで預かる場合は、加配の対応をするなど配慮が必要な障害の可能性のある児童が増加している。そういった児童の受入先の拡充や受入条件の緩和、事業の充実などを検討してほしい
- ・ 障害の可能性のある児童（障害名の診断や手帳は所持していないが、特性のある対応困難な児童）への対応に介入・補助してくれるような機関や専門職との連携体制を確立してほしいです

#### (放課後等デイサービスの整備)

- ・ 放課後児童クラブは、利用人数が多く、騒音も大きいので、障害児が利用することは児童本人の負担が大きいです。そのような児童が安心して過ごせるように、放課後等デイサービスの充足を進めてほしい（近隣の放課後等デイサービスのほとんどが、定員いっぱい空き待ちの状況である）
- ・ 心理職等の専門職配置などは処遇の面や、都市部以外での地域、一自治体、一児童クラブで確保することは非常に困難です。専門職を配置している放課後等デイサービス等の施設の確保、充実が必要と考えます

#### (その他)

- ・ 障害児を受入れられる施設づくりになっていない建物が多い。地域の児童クラブが安易に障害児の放課後の受け皿にならないように慎重にすすめてほしい
- ・ 専門施設の設置、支援学級に通う中学生を受入れる施設の増加、自立支援に向けた備品や遊具等購入に必要な資金の提供、保育支援と保障やその補助金等

### <町・村>

#### (放課後児童クラブ向けの研修会)

- ・ 障害児に関する研修を行ってほしい
- ・ 多種多様化も含め、様々な状況での対応等、研修（Web）等をして頂きたい。専門的な知識・資格を学べるようにしてほしい

#### (専門職の紹介、派遣)

- ・ 支援員が児童の対応等の悩みを相談できるような専門職の巡回指導をお願いしたい
- ・ 医療的ケア児等を受入れる場合には、専門職の方を確保する必要があるが、その確保が難しいため、専門職の方を紹介・派遣していただける制度があるとよい
- ・ 専門的知識のある機関や専門職による巡回指導（障害の可能性のある児童の対応等）

#### (相談窓口の設置)

- ・ 障害児の接し方や寄り添い方など具体的な関わり方について、相談できるような窓口などがあれば良い
- ・ 障害児を受入れるにあたり専門的な知識を持った方へ相談できる窓口の設置や実際に現場を訪問して助言等を行う巡回相談システムなどあれば助かります

#### (人材確保に向けた支援)

- ・ 指導員、保育士不足への対応
- ・ 現場にあった職員配置ができるほどの人件費の充実
- ・ 利用促進に向けて、職員確保が課題としてあげられるため、その点について自治体だけでなく、県からも支援していただけるような体制づくりを願います

#### (放課後児童クラブと他機関の連携推進)

- ・ 保育所や小学校等関係機関の連携強化
- ・ 学校との個人情報等の連携が取りやすくなるように、文部科学省との十分な連携を期待する

#### (財政支援、補助金の充実等)

- ・ 障害児・要配慮児童等の人数に応じた補助金の整備
- ・ 子ども・子育て支援交付金における障害児受入強化推進事業において国費及び県費の補助基準額の増額
- ・ 人件費及び環境整備費等に関する補助金額の増額。細かな事例に対し、いつでも専門員へ相談できる窓口の開設

#### (放課後等デイサービスの整備)

- ・ 障害児の放課後児童クラブ利用促進より、障害児向けデイサービス等の拡充に力を入れてもらいたい
- ・ 放課後児童クラブでの受入れは、障害のある子とない子が混在し、対応に限界があると考え。放課後等デイサービスの体制を充実させ、利用促進につなげてほしい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

## 第3章 放課後児童クラブアンケート調査

### 1. 調査実施概要

#### ① 調査目的

ガイド作成の参考となる情報の収集を目的として、放課後児童クラブでの受入れに際し行った体制整備・環境整備、放課後等デイサービス等の他機関との連携、障害児を含めた育成支援等の具体的な工夫、ノウハウを収集するため、障害児の受入れを行っている放課後児童クラブ向けのアンケート調査を実施した。

#### ② 調査対象

放課後児童クラブ 1,985 か所

- ・ 435 自治体で障害児を受入れている放課後児童クラブ 1,985 か所を調査対象とする。
- ・ 令和 5 年度に障害児の受入実績がある自治体から、自治体種別（指定都市／中核市／その他の市／町・村）ごとに対象自治体を無作為抽出（抽出率：40%）。調査対象となった自治体を通じて、指定都市 20 か所、中核市 10 か所、その他の市 5 か所、町・村 2 か所のクラブに調査票を郵送した。

|              | 指定都市 | 中核市 | その他の市 | 町・村 | 合計    |
|--------------|------|-----|-------|-----|-------|
| 対象自治体数       | 8    | 25  | 257   | 145 | 435   |
| 1 自治体あたりの配布数 | 20   | 10  | 5     | 2   | —     |
| 合計の配布数       | 160  | 250 | 1,285 | 290 | 1,985 |

#### ③ 調査方法

自治体に、Web アンケートの URL 及び二次元バーコードを印字した調査案内及び紙の調査票を封入した封筒を郵送し、障害児の受入れを行う放課後児童クラブに郵送いただいた。

放課後児童クラブからは、Web 又は紙の調査票での回答・回収とした。

#### ④ 調査項目

主な調査項目は以下のとおり。

##### 1. 基礎情報

- ・ 設置運営形態、運営主体、クラブ以外の障害福祉サービス等
- ・ 開設場所、登録児童数、平均利用児童数、放課後児童支援員等の人数

##### 2. 障害児の利用状況

- ・ クラブを利用している障害児数等
- ・ 障害児の障害種別、在籍する学校、クラブ以外に利用している障害児支援サービスの状況

##### 3. 障害児の受入れに向けた体制整備の状況

- ・ 障害児の受入れや育成支援に関する実施要綱・マニュアル等の有無
- ・ 受入れを見据えた、基礎的な環境整備の実施状況

- ・ 受入れにあたって、情報収集の方法
- ・ 受入れにあたって整備した職員体制
- 4. 障害児を含む育成支援や他機関との連携状況
  - ・ 利用児童の意見聴取や参加の状況、障害児本人の意見・意向を聴く機会の状況
  - ・ 障害児の育成支援の方針について、検討した内容のクラブ内での共有状況
  - ・ 障害児を含む育成支援において、配慮していること／行っていること
  - ・ 障害児の受入れに際して行っている工夫・対応等
  - ・ 障害児への育成支援を行う上で、連携している関係機関の有無、連携先、連携の事例
  - ・ 障害児の利用にあたって、自治体から受けた支援、内容
- 5. その他
  - ・ 障害児受入れにおける課題、支援機関との連携における課題
  - ・ 障害児を受入れたことのないクラブへの助言や、受入体制の構築に向けたポイント 等

#### ⑤ 調査実施時期

令和6年10月15日（火）～11月15日（金）

#### ⑥ 回収状況

|          | 対象数     | 有効回答数※                       | 有効回答率 |
|----------|---------|------------------------------|-------|
| 放課後児童クラブ | 1,985 件 | 819 件<br>(紙：460 件、Web：359 件) | 41.3% |

※令和6年5月1日現在、クラブでの障害児の受入れがない場合は対象外

## 2. 調査結果

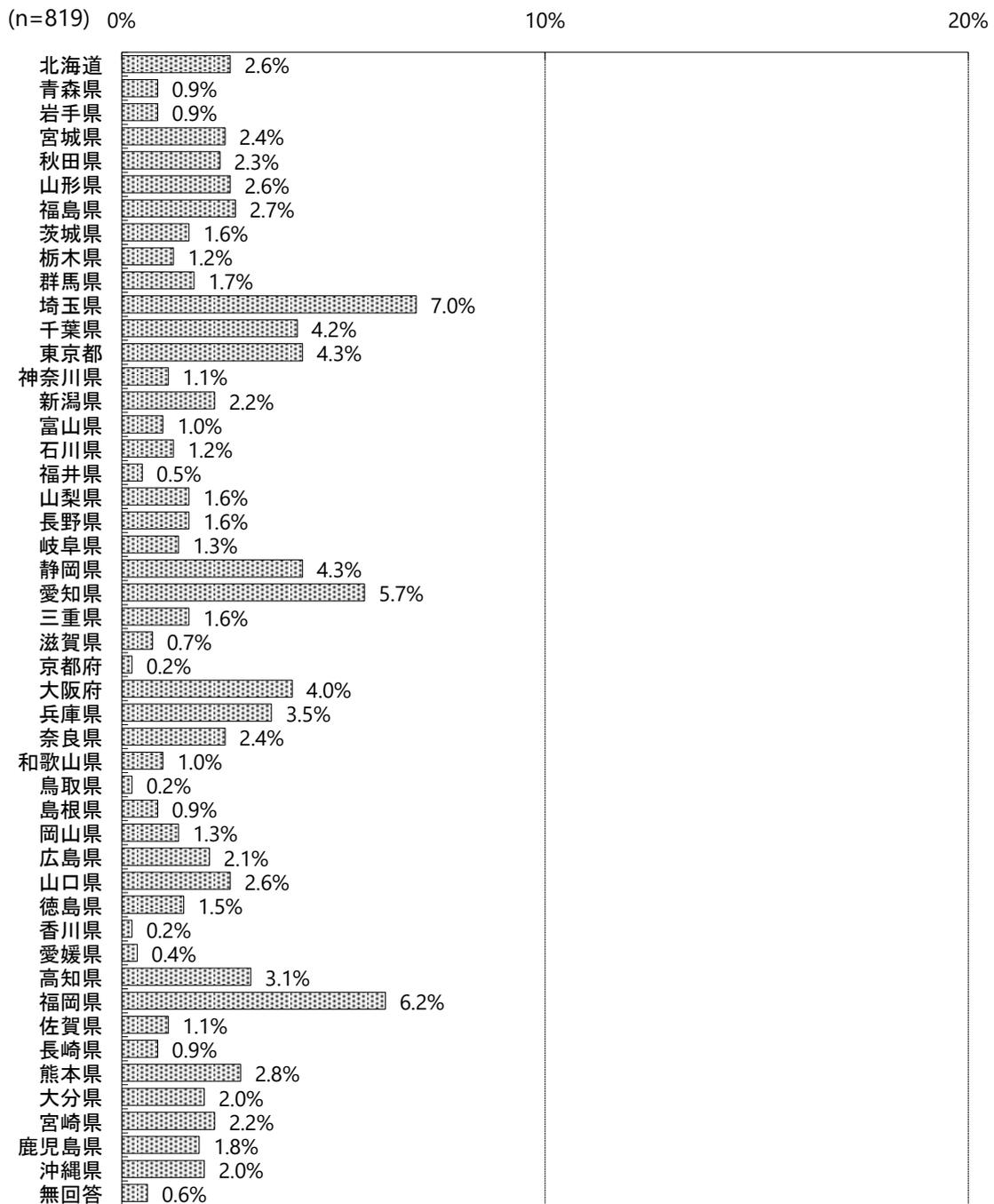
### (1) 基本情報

#### ① クラブの所在地

##### 1) 都道府県

「埼玉県」の割合が最も高く7.0%である。次いで、「福岡県（6.2%）」、「愛知県（5.7%）」である。

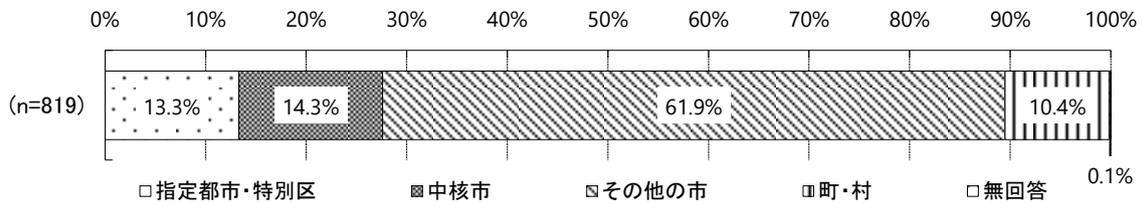
図表 3-1 都道府県（単数選択）



## 2) 所在する自治体の種類

「その他の市」の割合が最も高く 61.9%である。次いで、「中核市（14.3%）」、「指定都市・特別区（13.3%）」である。

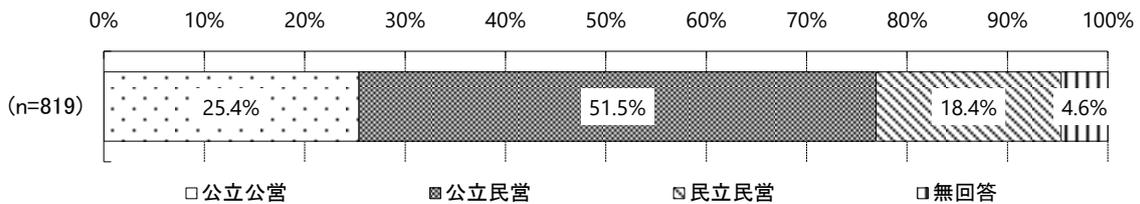
図表 3-2 所在する自治体の種類



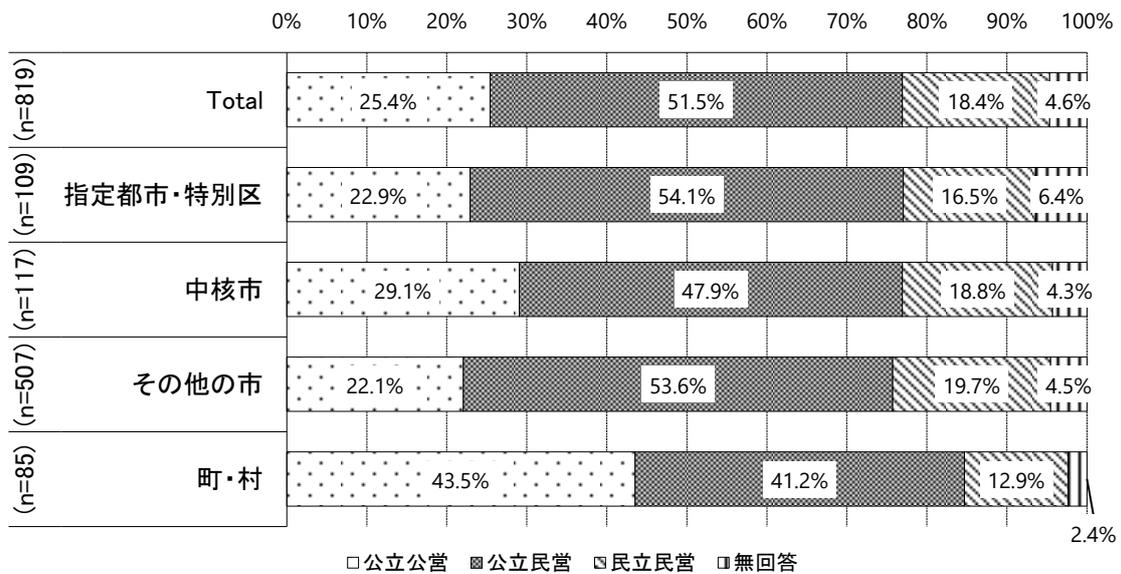
## ② 設置運営形態

「公立民営」の割合が最も高く 51.5%である。次いで、「公立公営（25.4%）」、「民立民営（18.4%）」である。

図表 3-3 設置運営形態



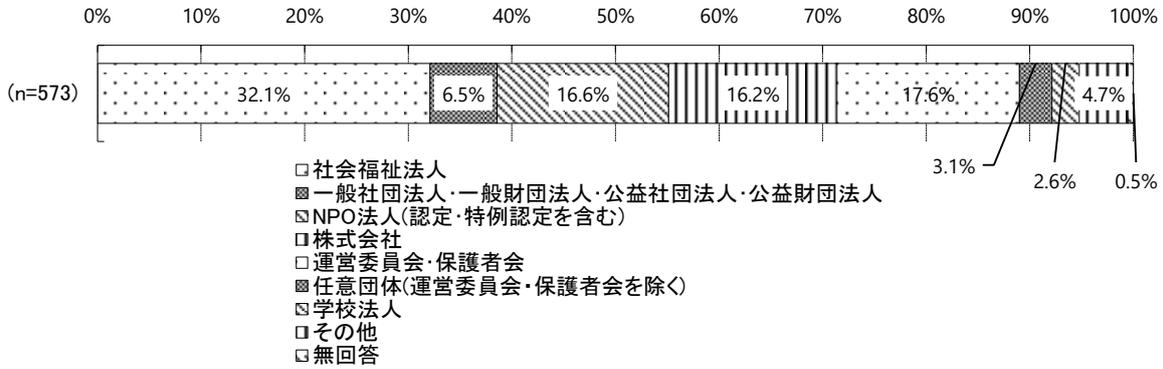
図表 3-4 設置運営形態（自治体の種類別）



③ 運営主体（公立民営・民立民営の場合）

「社会福祉法人」の割合が最も高く 32.1%である。次いで、「運営委員会・保護者会（17.6%）」、「NPO 法人（認定・特例認定を含む）（16.6%）」である。

図表 3-5 運営主体（公立民営・民立民営の場合）



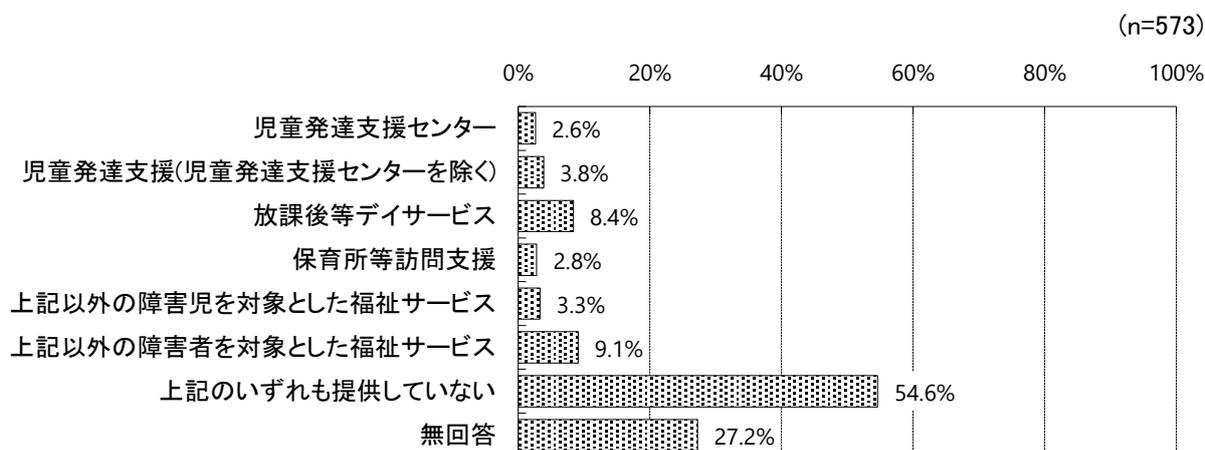
図表 3-6 運営主体（公立民営・民立民営の場合、単数選択、自治体の種類別・設置運営形態別）

|         |                 | 社会福祉法人 | 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 | NPO法人(認定・特例認定を含む) | 株式会社  | 運営委員会・保護者会 | 任意団体(運営委員会・保護者会を除く) | 学校法人 | その他  | 無回答  |
|---------|-----------------|--------|-----------------------------|-------------------|-------|------------|---------------------|------|------|------|
|         | (n=573) Total   | 32.1%  | 6.5%                        | 16.6%             | 16.2% | 17.6%      | 3.1%                | 2.6% | 4.7% | 0.5% |
| 自治体の種類別 | (n=77) 指定都市・特別区 | 20.8%  | 16.9%                       | 14.3%             | 24.7% | 20.8%      | 0.0%                | 0.0% | 2.6% | 0.0% |
|         | (n=78) 中核市      | 41.0%  | 3.8%                        | 11.5%             | 15.4% | 15.4%      | 1.3%                | 2.6% | 9.0% | 0.0% |
|         | (n=372) その他の市   | 30.9%  | 3.8%                        | 18.5%             | 16.4% | 18.3%      | 4.0%                | 3.5% | 3.8% | 0.8% |
|         | (n=46) 町・村      | 45.7%  | 15.2%                       | 13.0%             | 2.2%  | 10.9%      | 4.3%                | 0.0% | 8.7% | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=422) 公立民営    | 29.9%  | 7.3%                        | 14.7%             | 20.4% | 18.0%      | 3.8%                | 1.4% | 3.8% | 0.7% |
|         | (n=151) 民立民営    | 38.4%  | 4.0%                        | 21.9%             | 4.6%  | 16.6%      | 1.3%                | 6.0% | 7.3% | 0.0% |

④ 提供しているクラブ以外の障害福祉サービス等（公立民営・私立民営の場合）

「上記のいずれも提供していない」の割合が最も高く 54.6%である。次いで、「上記以外の障害者を対象とした福祉サービス（9.1%）」、「放課後等デイサービス（8.4%）」である。

図表 3-7 提供しているクラブ以外の障害福祉サービス等（公立民営・私立民営の場合、複数選択）



(注)「上記以外の障害児を対象とした福祉サービス」として、障害児相談支援、障害児入所施設、「上記以外の障害者を対象とした福祉サービス」として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設、グループホーム等とした。

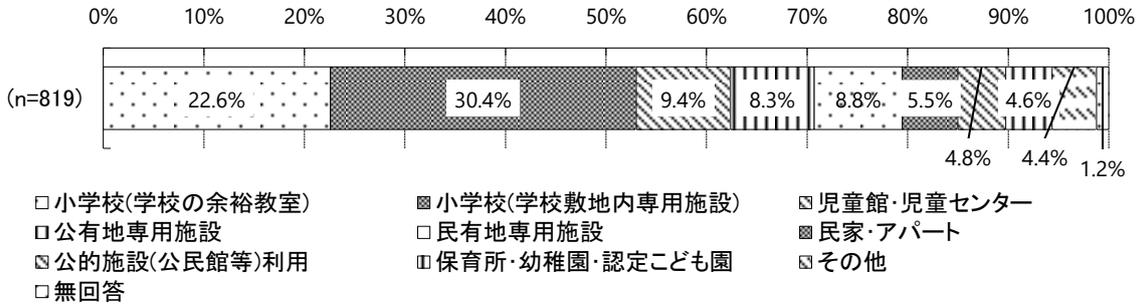
図表 3-8 提供しているクラブ以外の障害福祉サービス等  
(公立民営・私立民営の場合、複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別)

|         |                 | 児童発達支援センター | 児童発達支援(児童発達支援センターを除く) | 放課後等デイサービス | 保育所等訪問支援 | 上記以外の障害児を対象とした福祉サービス | 上記以外の障害者を対象とした福祉サービス | 上記のいずれも提供していない | 無回答   |
|---------|-----------------|------------|-----------------------|------------|----------|----------------------|----------------------|----------------|-------|
|         | (n=573) Total   | 2.6%       | 3.8%                  | 8.4%       | 2.8%     | 3.3%                 | 9.1%                 | 54.6%          | 27.2% |
| 自治体の種類別 | (n=77) 指定都市・特別区 | 1.3%       | 2.6%                  | 6.5%       | 0.0%     | 1.3%                 | 2.6%                 | 54.5%          | 33.8% |
|         | (n=78) 中核市      | 1.3%       | 2.6%                  | 6.4%       | 0.0%     | 2.6%                 | 20.5%                | 56.4%          | 15.4% |
|         | (n=372) その他の市   | 3.2%       | 4.6%                  | 9.1%       | 4.0%     | 3.8%                 | 7.8%                 | 54.0%          | 28.5% |
|         | (n=46) 町・村      | 2.2%       | 2.2%                  | 8.7%       | 2.2%     | 4.3%                 | 10.9%                | 56.5%          | 26.1% |
| 設置運営形態別 | (n=422) 公立民営    | 2.8%       | 3.1%                  | 7.8%       | 2.6%     | 4.0%                 | 11.1%                | 53.8%          | 27.3% |
|         | (n=151) 私立民営    | 2.0%       | 6.0%                  | 9.9%       | 3.3%     | 1.3%                 | 3.3%                 | 57.0%          | 27.2% |

⑤ クラブの開設場所

「小学校(学校敷地内専用施設)」の割合が最も高く 30.4%である。次いで、「小学校(学校の余裕教室) (22.6%)」、「児童館・児童センター (9.4%)」である。

図表 3-9 クラブの開設場所



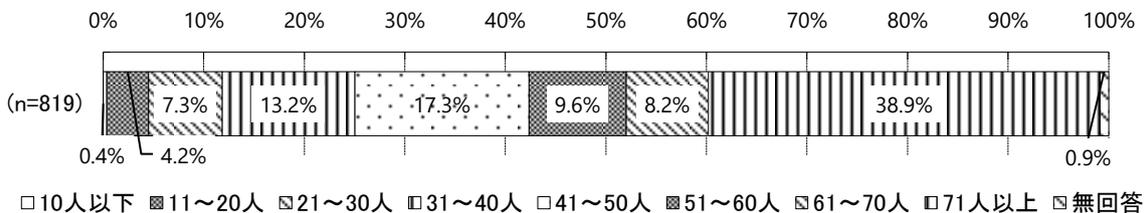
図表 3-10 クラブの開設場所 (単数選択、自治体の種類別・設置運営形態別)

|         |                  | 小学校(学校の余裕教室) | 小学校(学校敷地内専用施設) | 児童館・児童センター | 公有地専用施設 | 民有地専用施設 | 民家・アパート | 公的施設(公民館等)利用 | 保育所・幼稚園・認定こども園 | その他  | 無回答  |
|---------|------------------|--------------|----------------|------------|---------|---------|---------|--------------|----------------|------|------|
|         | (n=819) Total    | 22.6%        | 30.4%          | 9.4%       | 8.3%    | 8.8%    | 5.5%    | 4.8%         | 4.6%           | 4.4% | 1.2% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区 | 22.9%        | 40.4%          | 16.5%      | 2.8%    | 4.6%    | 6.4%    | 0.0%         | 1.8%           | 3.7% | 0.9% |
|         | (n=117) 中核市      | 27.4%        | 33.3%          | 6.8%       | 7.7%    | 7.7%    | 9.4%    | 0.9%         | 2.6%           | 2.6% | 1.7% |
|         | (n=507) その他の市    | 22.7%        | 27.8%          | 8.3%       | 8.5%    | 10.3%   | 4.7%    | 6.1%         | 5.5%           | 4.9% | 1.2% |
|         | (n=85) 町・村       | 15.3%        | 29.4%          | 10.6%      | 15.3%   | 5.9%    | 3.5%    | 8.2%         | 5.9%           | 4.7% | 1.2% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営     | 31.7%        | 35.6%          | 15.9%      | 6.7%    | 1.4%    | 0.0%    | 4.8%         | 0.0%           | 2.4% | 1.4% |
|         | (n=422) 公立民営     | 25.4%        | 36.5%          | 8.5%       | 10.4%   | 3.8%    | 2.6%    | 5.5%         | 1.4%           | 5.0% | 0.9% |
|         | (n=151) 民立民営     | 2.6%         | 7.9%           | 2.6%       | 2.0%    | 33.8%   | 19.2%   | 4.0%         | 21.2%          | 5.3% | 1.3% |

⑥ クラブの登録児童数 (令和6年5月1日時点)

「71人以上」の割合が最も高く 38.9%である。次いで、「41~50人 (17.3%)」、「31~40人 (13.2%)」である。

図表 3-11 クラブの登録児童数 (令和6年5月1日時点)



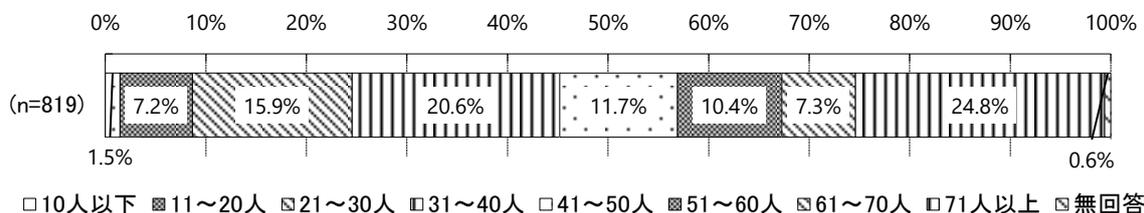
図表 3-12 クラブの登録児童数（令和6年5月1日時点、単数選択、  
自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 10人以下 | 11～20人 | 21～30人 | 31～40人 | 41～50人 | 51～60人 | 61～70人 | 71人以上 | 無回答  |
|---------|------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 0.4%  | 4.2%   | 7.3%   | 13.2%  | 17.3%  | 9.6%   | 8.2%   | 38.9% | 0.9% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 0.0%  | 5.5%   | 6.4%   | 2.8%   | 7.3%   | 3.7%   | 7.3%   | 67.0% | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 0.0%  | 0.0%   | 2.6%   | 10.3%  | 17.9%  | 18.8%  | 5.1%   | 44.4% | 0.9% |
|         | (n=507) その他の市          | 0.4%  | 4.3%   | 8.7%   | 16.2%  | 19.5%  | 8.1%   | 8.1%   | 33.5% | 1.2% |
|         | (n=85) 町・村             | 1.2%  | 7.1%   | 7.1%   | 12.9%  | 16.5%  | 14.1%  | 14.1%  | 27.1% | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 0.5%  | 3.8%   | 2.9%   | 10.6%  | 16.3%  | 13.0%  | 8.7%   | 43.3% | 1.0% |
|         | (n=422) 公立民営           | 0.2%  | 3.6%   | 5.7%   | 10.7%  | 16.8%  | 9.0%   | 8.5%   | 44.5% | 0.9% |
|         | (n=151) 私立民営           | 0.7%  | 5.3%   | 15.2%  | 22.5%  | 21.2%  | 7.3%   | 7.3%   | 20.5% | 0.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 0.0%  | 4.3%   | 6.5%   | 14.1%  | 18.9%  | 10.8%  | 7.6%   | 37.3% | 0.5% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 0.8%  | 3.2%   | 3.6%   | 7.6%   | 12.4%  | 8.8%   | 10.0%  | 52.2% | 1.2% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 0.0%  | 2.6%   | 6.5%   | 3.9%   | 10.4%  | 9.1%   | 10.4%  | 55.8% | 1.3% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 0.0%  | 4.4%   | 8.8%   | 11.8%  | 19.1%  | 14.7%  | 10.3%  | 30.9% | 0.0% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 0.0%  | 8.3%   | 12.5%  | 15.3%  | 18.1%  | 11.1%  | 2.8%   | 31.9% | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 0.6%  | 4.4%   | 12.0%  | 24.7%  | 25.3%  | 6.3%   | 6.3%   | 19.6% | 0.6% |

⑦ クラブの1日あたりの平均利用児童数（令和6年5月頃）

「71人以上」の割合が最も高く24.8%である。次いで、「31～40人（20.6%）」、「21～30人（15.9%）」である。

図表 3-13 クラブの1日あたりの平均利用児童数（令和6年5月頃）



図表 3-14 クラブの1日あたりの平均利用児童数（令和6年5月頃、単数選択、  
自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 10人以下 | 11～20人 | 21～30人 | 31～40人 | 41～50人 | 51～60人 | 61～70人 | 71人以上 | 無回答  |
|---------|------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 1.5%  | 7.2%   | 15.9%  | 20.6%  | 11.7%  | 10.4%  | 7.3%   | 24.8% | 0.6% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 0.9%  | 6.4%   | 8.3%   | 7.3%   | 5.5%   | 11.9%  | 10.1%  | 48.6% | 0.9% |
|         | (n=117) 中核市            | 0.0%  | 1.7%   | 9.4%   | 23.1%  | 17.9%  | 10.3%  | 3.4%   | 31.6% | 2.6% |
|         | (n=507) その他の市          | 1.6%  | 8.5%   | 17.6%  | 22.7%  | 11.0%  | 9.9%   | 7.7%   | 20.9% | 0.2% |
|         | (n=85) 町・村             | 3.5%  | 8.2%   | 24.7%  | 22.4%  | 15.3%  | 11.8%  | 5.9%   | 8.2%  | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 2.4%  | 4.3%   | 14.4%  | 15.9%  | 18.3%  | 9.6%   | 4.3%   | 29.8% | 1.0% |
|         | (n=422) 公立民営           | 0.5%  | 6.6%   | 12.3%  | 19.0%  | 10.2%  | 12.1%  | 9.5%   | 29.4% | 0.5% |
|         | (n=151) 私立民営           | 2.0%  | 11.3%  | 25.8%  | 32.5%  | 6.6%   | 6.0%   | 6.6%   | 8.6%  | 0.7% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 0.5%  | 8.1%   | 20.0%  | 22.2%  | 9.2%   | 12.4%  | 5.4%   | 22.2% | 0.0% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 1.6%  | 3.6%   | 9.6%   | 13.3%  | 12.0%  | 13.3%  | 8.4%   | 37.3% | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 0.0%  | 6.5%   | 10.4%  | 10.4%  | 13.0%  | 14.3%  | 5.2%   | 40.3% | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 2.9%  | 7.4%   | 14.7%  | 20.6%  | 19.1%  | 7.4%   | 10.3%  | 17.6% | 0.0% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 2.8%  | 6.9%   | 18.1%  | 25.0%  | 15.3%  | 6.9%   | 8.3%   | 16.7% | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 1.9%  | 12.0%  | 24.1%  | 32.9%  | 8.2%   | 5.1%   | 6.3%   | 8.9%  | 0.6% |

⑧ 放課後児童支援員等の職員数（令和6年5月1日時点）

放課後児童支援員は、平均値 5.4、最小値 1.0、最大値 40.0、標準偏差 3.8（単位：人）である。

補助員は、平均値 4.5、最小値 0.0、最大値 66.0、標準偏差 4.9（単位：人）である。

1日に配置している職員数は、平均値 6.5、最小値 1.0、最大値 45.0、標準偏差 4.4（単位：人）である。

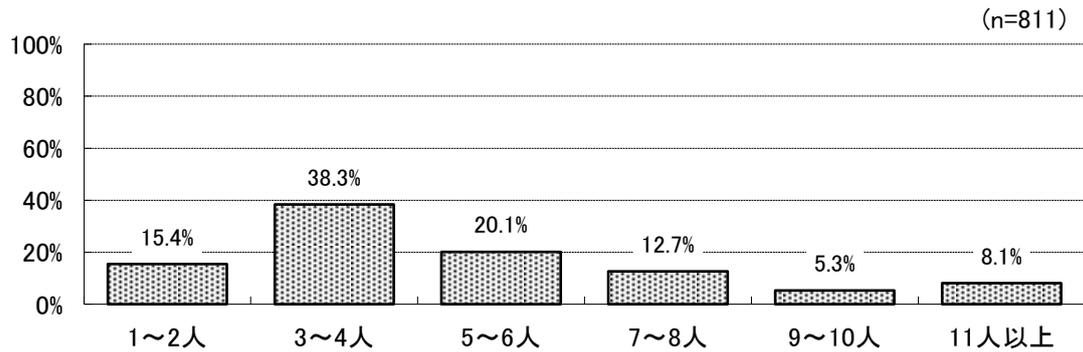
図表 3-15 放課後児童支援員等の職員数（令和6年5月1日時点、単位：人）

|              | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|--------------|---------|-----|------|-----|------|
| 放課後児童支援員数    | 811     | 1.0 | 40.0 | 5.4 | 3.8  |
| 補助員数         | 772     | 0.0 | 66.0 | 4.5 | 4.9  |
| 1日に配置している職員数 | 803     | 1.0 | 45.0 | 6.5 | 4.4  |

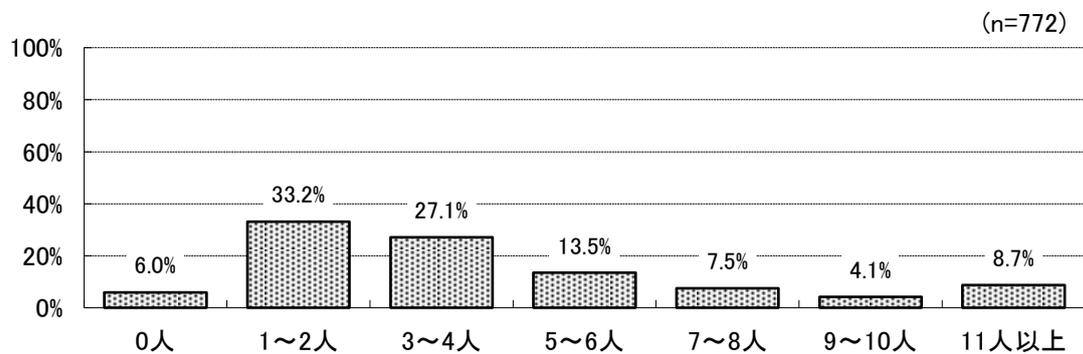
(注1) 放課後児童支援員・補助員は実人数（常勤／非常勤、専従／兼務は問わない）を回答いただいた。また、1日に配置している職員数については、1日の中で時間帯により配置人数に変動がある場合、配置している人数が最も多い時間帯の人数を回答いただいた。

(注2) 数値の回答があったものを集計対象とした。

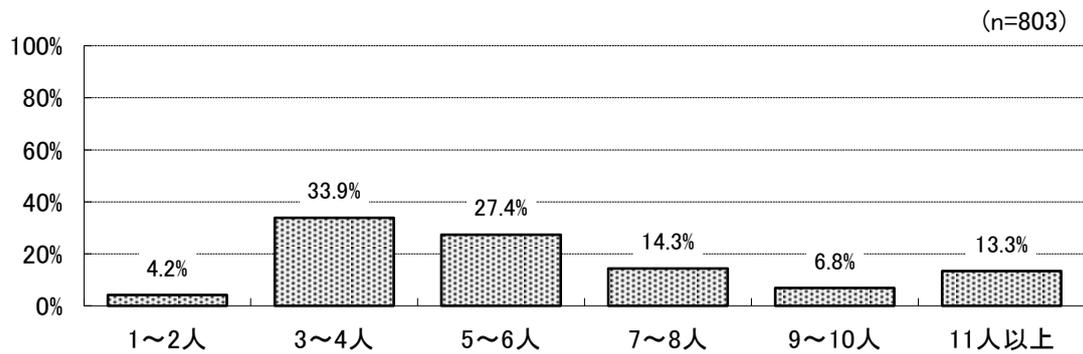
図表 3-16 放課後児童支援員数の分布（令和6年5月1日時点）



図表 3-17 補助員数の分布（令和6年5月1日時点）



図表 3-18 1日に配置している職員数の分布



図表 3-19 放課後児童支援員等の職員数（令和6年5月1日時点、単位：人、自治体の種類別・設置運営形態別）

|                      |          | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|----------------------|----------|---------|-----|------|-----|------|
| 放課後児童<br>支援員数        | 指定都市・特別区 | 109     | 2.0 | 29.0 | 6.9 | 4.4  |
|                      | 中核市      | 116     | 1.0 | 30.0 | 5.3 | 4.3  |
|                      | その他の市    | 500     | 1.0 | 40.0 | 5.2 | 3.4  |
|                      | 町・村      | 85      | 1.0 | 25.0 | 4.7 | 4.1  |
|                      | 公立公営     | 207     | 1.0 | 18.0 | 4.7 | 3.0  |
|                      | 公立民営     | 419     | 1.0 | 40.0 | 6.0 | 4.3  |
|                      | 民立民営     | 150     | 1.0 | 19.0 | 4.7 | 3.2  |
| 補助員数                 | 指定都市・特別区 | 107     | 0.0 | 23.0 | 6.9 | 5.1  |
|                      | 中核市      | 112     | 0.0 | 18.0 | 5.2 | 4.6  |
|                      | その他の市    | 475     | 0.0 | 66.0 | 4.0 | 4.8  |
|                      | 町・村      | 77      | 0.0 | 27.0 | 3.4 | 3.9  |
|                      | 公立公営     | 191     | 0.0 | 23.0 | 4.4 | 4.7  |
|                      | 公立民営     | 407     | 0.0 | 66.0 | 5.0 | 5.4  |
|                      | 民立民営     | 146     | 0.0 | 18.0 | 3.7 | 3.4  |
| 1日に配置<br>している職<br>員数 | 指定都市・特別区 | 106     | 2.0 | 27.0 | 8.3 | 4.8  |
|                      | 中核市      | 115     | 2.0 | 34.0 | 7.1 | 4.4  |
|                      | その他の市    | 496     | 1.0 | 45.0 | 6.2 | 4.2  |
|                      | 町・村      | 85      | 2.0 | 32.0 | 5.7 | 4.5  |
|                      | 公立公営     | 199     | 1.0 | 21.0 | 6.5 | 3.6  |
|                      | 公立民営     | 418     | 2.0 | 45.0 | 7.1 | 4.9  |
|                      | 民立民営     | 150     | 2.0 | 28.0 | 5.3 | 3.8  |

## (2) クラブにおける障害児の利用状況

本アンケート調査では、障害児を以下のとおり定義して、回答を求めた。

以下のいずれかに該当する児童のことを障害児とする

- ・療育手帳、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童
- ・特別児童扶養手当証書を所持する児童
- ・手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童

※「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」、「障害児受入強化推進事業」における障害児の定義をもとに作成

### ① 登録児童数のうち障害児数（令和6年5月1日時点）

障害児数は、平均値 5.1、最小値 1.0、最大値 45.0、標準偏差 4.9（単位：人）である。

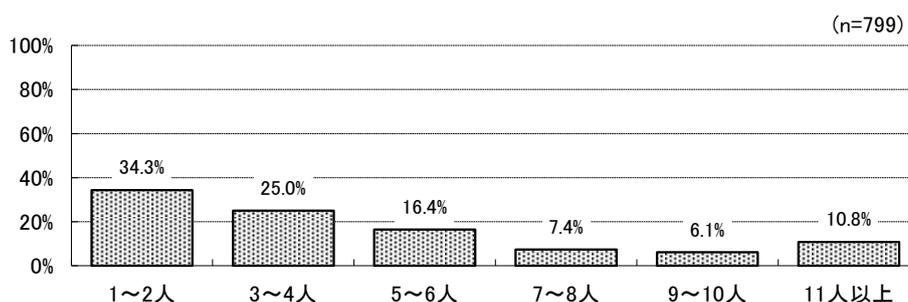
うち職員の加配対象となっている障害児数は、平均値 3.0、最小値 0.0、最大値 45.0、標準偏差 3.9（単位：人）である。

図表 3-20 登録児童数のうち障害児数（令和6年5月1日時点、単位：人）

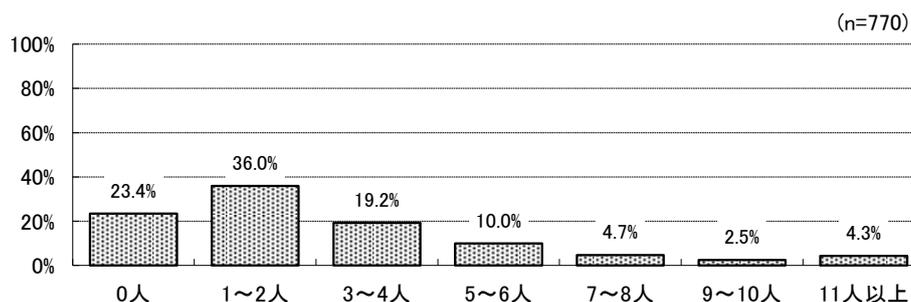
|                      | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|----------------------|---------|-----|------|-----|------|
| ①障害児数                | 799     | 1.0 | 45.0 | 5.1 | 4.9  |
| ②うち職員の加配対象となっている障害児数 | 770     | 0.0 | 45.0 | 3.0 | 3.9  |

(注) 数値の回答があったものを集計対象とした。

図表 3-21 障害児数の分布（令和6年5月1日時点）



図表 3-22 うち職員の加配対象となっている障害児数の分布（令和6年5月1日時点）



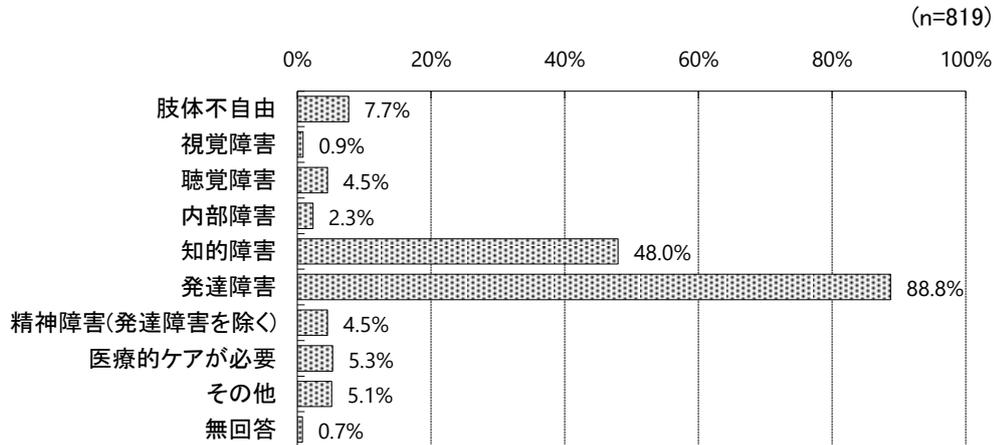
図表 3-23 登録児童数のうち障害児数（令和6年5月1日時点、単位：人、  
自治体の種類別・設置運営形態別）

|                                  |          | 回答数<br>(n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|----------------------------------|----------|------------|-----|------|-----|------|
| ①障害児数                            | 指定都市・特別区 | 107        | 1.0 | 40.0 | 6.3 | 5.4  |
|                                  | 中核市      | 113        | 1.0 | 45.0 | 5.6 | 5.6  |
|                                  | その他の市    | 496        | 1.0 | 30.0 | 4.8 | 4.8  |
|                                  | 町・村      | 82         | 1.0 | 18.0 | 4.5 | 4.0  |
|                                  | 公立公営     | 202        | 1.0 | 30.0 | 4.6 | 4.1  |
|                                  | 公立民営     | 415        | 1.0 | 45.0 | 5.9 | 5.7  |
|                                  | 民立民営     | 148        | 1.0 | 20.0 | 3.9 | 3.3  |
| ②うち職員<br>の加配対象<br>となっている<br>障害児数 | 指定都市・特別区 | 103        | 0.0 | 18.0 | 4.2 | 3.6  |
|                                  | 中核市      | 112        | 0.0 | 45.0 | 3.9 | 5.1  |
|                                  | その他の市    | 477        | 0.0 | 23.0 | 2.7 | 3.7  |
|                                  | 町・村      | 78         | 0.0 | 15.0 | 1.9 | 2.8  |
|                                  | 公立公営     | 195        | 0.0 | 21.0 | 2.2 | 3.1  |
|                                  | 公立民営     | 401        | 0.0 | 45.0 | 3.6 | 4.6  |
|                                  | 民立民営     | 146        | 0.0 | 20.0 | 2.7 | 2.9  |

## ② 障害児の障害種別

「発達障害」の割合が最も高く 88.8%である。次いで、「知的障害（48.0%）」、「肢体不自由（7.7%）」である。

図表 3-24 障害児の障害種別（複数選択）



(注) 1人の児童が2つ以上当てはまる場合は、当てはまるものすべてを回答いただいた。

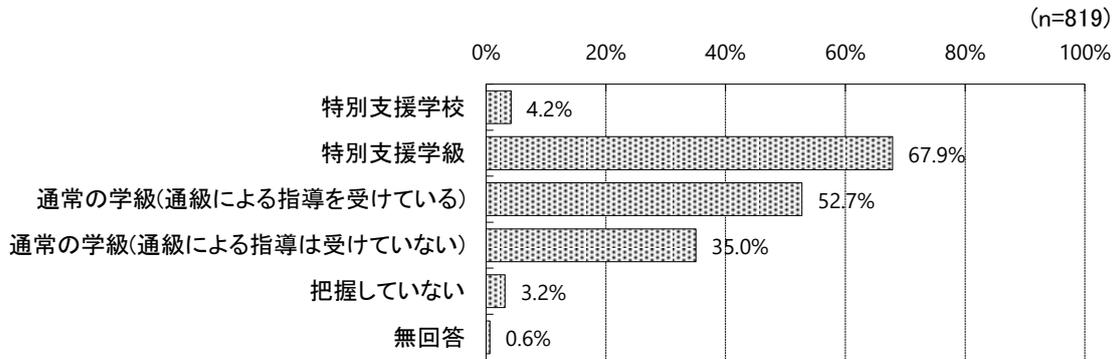
図表 3-25 障害児の障害種別（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|               |                        | 肢体不自由 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 内部障害  | 知的障害  | 発達障害  | 精神障害(発達障害を除く) | 医療的ケアが必要 | その他   | 無回答  |
|---------------|------------------------|-------|------|------|-------|-------|-------|---------------|----------|-------|------|
| (n=819) Total |                        | 7.7%  | 0.9% | 4.5% | 2.3%  | 48.0% | 88.8% | 4.5%          | 5.3%     | 5.1%  | 0.7% |
| 自治体の種類別       | (n=109) 指定都市・特別区       | 4.6%  | 0.0% | 2.8% | 2.8%  | 65.1% | 92.7% | 5.5%          | 11.0%    | 4.6%  | 0.0% |
|               | (n=117) 中核市            | 13.7% | 0.0% | 6.8% | 0.9%  | 48.7% | 95.7% | 6.0%          | 6.0%     | 1.7%  | 0.0% |
|               | (n=507) その他の市          | 7.9%  | 1.2% | 4.7% | 2.2%  | 44.2% | 88.0% | 3.6%          | 3.7%     | 6.1%  | 0.8% |
| 設置運営形態別       | (n=85) 町・村             | 2.4%  | 0.0% | 2.4% | 4.7%  | 47.1% | 78.8% | 7.1%          | 5.9%     | 4.7%  | 2.4% |
|               | (n=208) 公立公営           | 12.5% | 0.5% | 3.8% | 3.4%  | 59.1% | 85.1% | 6.3%          | 5.3%     | 6.7%  | 1.4% |
|               | (n=422) 公立民営           | 6.4%  | 1.2% | 4.5% | 2.6%  | 44.1% | 91.0% | 3.6%          | 5.9%     | 4.7%  | 0.5% |
| (n=151) 私立民営  | 4.6%                   | 0.0%  | 4.0% | 0.0% | 43.7% | 88.1% | 4.6%  | 3.3%          | 4.0%     | 0.7%  |      |
| 開設場所別         | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 6.5%  | 1.1% | 2.7% | 2.7%  | 44.9% | 88.6% | 5.4%          | 4.9%     | 4.9%  | 0.5% |
|               | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 10.8% | 0.8% | 3.6% | 1.6%  | 50.2% | 88.8% | 5.6%          | 8.4%     | 6.4%  | 0.4% |
|               | (n=77) 児童館・児童センター      | 9.1%  | 0.0% | 7.8% | 5.2%  | 62.3% | 87.0% | 3.9%          | 3.9%     | 11.7% | 3.9% |
|               | (n=68) 公有地専用施設         | 5.9%  | 1.5% | 2.9% | 4.4%  | 42.6% | 88.2% | 4.4%          | 1.5%     | 2.9%  | 0.0% |
|               | (n=72) 民有地専用施設         | 1.4%  | 1.4% | 6.9% | 0.0%  | 41.7% | 90.3% | 2.8%          | 4.2%     | 1.4%  | 0.0% |
| (n=158) その他   | 6.3%                   | 0.6%  | 6.3% | 1.9% | 46.2% | 89.2% | 2.5%  | 3.2%          | 3.2%     | 0.6%  |      |

### ③ 障害児が在籍する学校

「特別支援学級」の割合が最も高く 67.9%である。次いで、「通常の学級(通級による指導を受けている) (52.7%)」、「通常の学級(通級による指導は受けていない) (35.0%)」である。

図表 3-26 障害児の在籍する学校（複数選択）



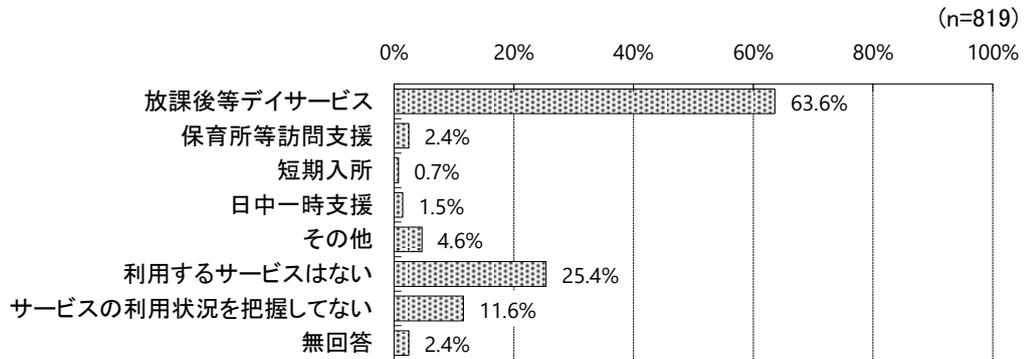
図表 3-27 障害児の在籍する学校（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 特別支援学校 | 特別支援学級 | 通常の学級(通級による指導を受けている) | 通常の学級(通級による指導は受けていない) | 把握していない | 無回答  |
|---------|------------------------|--------|--------|----------------------|-----------------------|---------|------|
|         | (n=819) Total          | 4.2%   | 67.9%  | 52.7%                | 35.0%                 | 3.2%    | 0.6% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 8.3%   | 72.5%  | 56.0%                | 51.4%                 | 2.8%    | 0.9% |
|         | (n=117) 中核市            | 1.7%   | 75.2%  | 48.7%                | 38.5%                 | 0.9%    | 0.0% |
|         | (n=507) その他の市          | 3.9%   | 66.3%  | 53.3%                | 32.3%                 | 3.6%    | 0.6% |
|         | (n=85) 町・村             | 3.5%   | 61.2%  | 50.6%                | 24.7%                 | 4.7%    | 1.2% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 4.3%   | 72.1%  | 49.0%                | 27.9%                 | 1.0%    | 0.5% |
|         | (n=422) 公立民営           | 3.6%   | 68.0%  | 55.0%                | 37.9%                 | 5.2%    | 0.9% |
|         | (n=151) 民立民営           | 4.6%   | 64.9%  | 55.6%                | 35.8%                 | 0.7%    | 0.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 1.1%   | 66.5%  | 55.1%                | 33.0%                 | 3.2%    | 1.1% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 6.0%   | 71.5%  | 53.0%                | 35.7%                 | 2.4%    | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 6.5%   | 76.6%  | 48.1%                | 33.8%                 | 3.9%    | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 4.4%   | 52.9%  | 39.7%                | 32.4%                 | 7.4%    | 1.5% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 1.4%   | 68.1%  | 55.6%                | 47.2%                 | 1.4%    | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 4.4%   | 66.5%  | 55.1%                | 33.5%                 | 3.2%    | 0.0% |

④ 障害児がクラブ以外に利用している障害児支援サービスの状況

「放課後等デイサービス」の割合が最も高く63.6%である。次いで、「利用するサービスはない（25.4%）」、「サービスの利用状況を把握していない（11.6%）」である。

図表 3-28 障害児がクラブ以外に利用している障害児支援サービスの状況（複数選択）



図表 3-29 障害児がクラブ以外に利用している障害児支援サービスの状況

（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

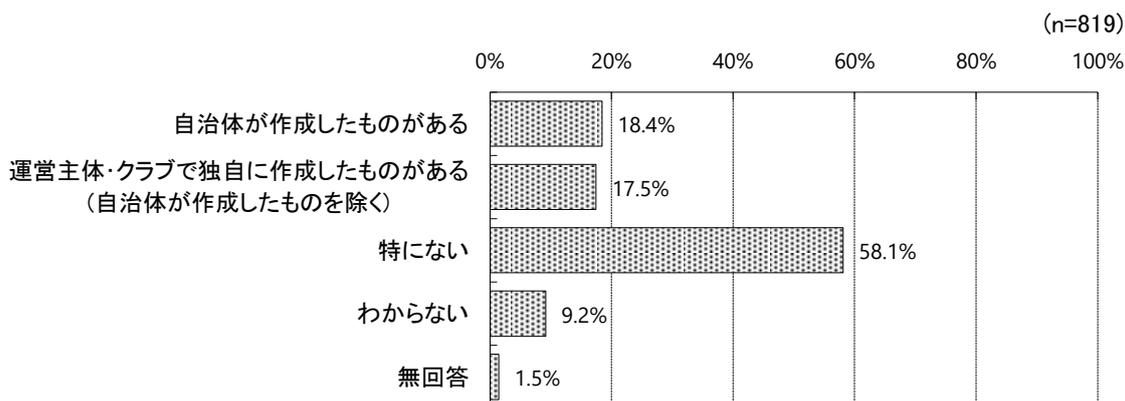
|         |                        | 放課後等デイサービス | 保育所等訪問支援 | 短期入所 | 日中一時支援 | その他  | 利用するサービスはない | サービスの利用状況を把握していない | 無回答  |
|---------|------------------------|------------|----------|------|--------|------|-------------|-------------------|------|
|         | (n=819) Total          | 63.6%      | 2.4%     | 0.7% | 1.5%   | 4.6% | 25.4%       | 11.6%             | 2.4% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 76.1%      | 0.0%     | 2.8% | 0.0%   | 0.9% | 23.9%       | 8.3%              | 0.9% |
|         | (n=117) 中核市            | 72.6%      | 0.9%     | 0.0% | 1.7%   | 4.3% | 25.6%       | 7.7%              | 1.7% |
|         | (n=507) その他の市          | 60.7%      | 3.4%     | 0.4% | 1.8%   | 5.3% | 24.9%       | 12.0%             | 2.8% |
|         | (n=85) 町・村             | 51.8%      | 2.4%     | 1.2% | 1.2%   | 5.9% | 30.6%       | 18.8%             | 3.5% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 68.3%      | 1.0%     | 1.0% | 0.5%   | 3.4% | 22.1%       | 13.5%             | 1.9% |
|         | (n=422) 公立民営           | 65.2%      | 1.9%     | 0.7% | 1.7%   | 4.7% | 26.3%       | 9.7%              | 2.6% |
|         | (n=151) 私立民営           | 55.0%      | 6.0%     | 0.0% | 1.3%   | 7.3% | 31.1%       | 9.9%              | 2.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 58.9%      | 1.6%     | 0.0% | 0.0%   | 4.9% | 28.1%       | 14.1%             | 3.2% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 71.5%      | 3.2%     | 0.4% | 1.2%   | 3.6% | 20.9%       | 9.2%              | 2.0% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 74.0%      | 0.0%     | 5.2% | 1.3%   | 3.9% | 19.5%       | 15.6%             | 1.3% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 57.4%      | 2.9%     | 1.5% | 4.4%   | 2.9% | 25.0%       | 10.3%             | 5.9% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 58.3%      | 4.2%     | 0.0% | 1.4%   | 8.3% | 31.9%       | 6.9%              | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 57.0%      | 2.5%     | 0.0% | 2.5%   | 5.1% | 29.7%       | 13.3%             | 1.3% |

### (3) 障害児の受入れに向けた体制整備の状況

#### ① 障害児の受入れや育成支援に関する実施要綱・マニュアル等の有無

「特にない」の割合が最も高く 58.1%である。次いで、「自治体が作成したものがある（18.4%）」、「運営主体・クラブで独自に作成したものがある（自治体が作成したものを除く）（17.5%）」である。

図表 3-30 障害児の受入れや育成支援に関する実施要綱・マニュアル等の有無（複数選択）



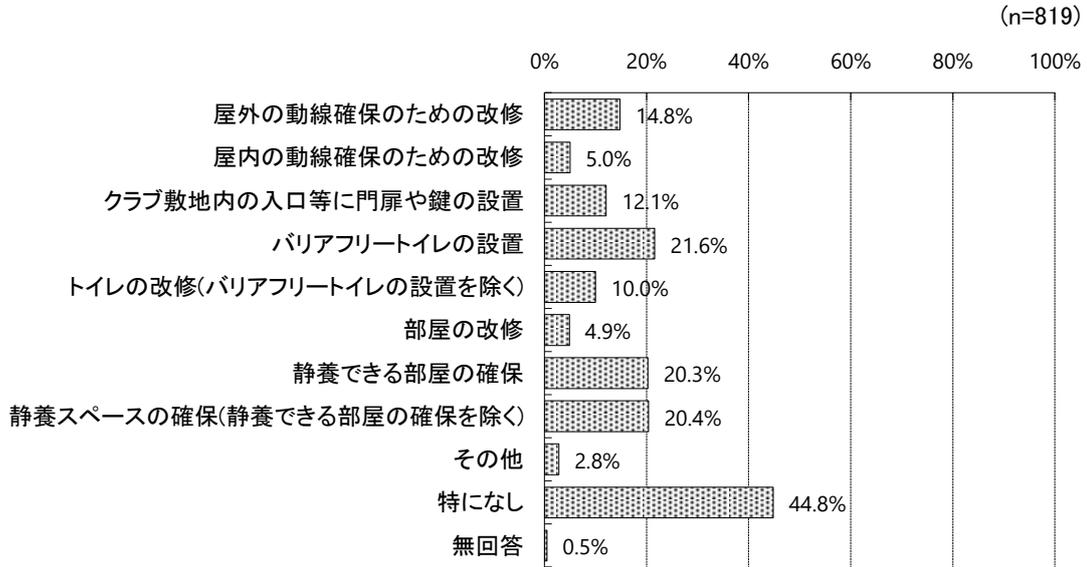
図表 3-31 障害児の受入れや育成支援に関する実施要綱・マニュアル等の有無  
(複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

|         |                        | 自治体が作成したものがある | 運営主体・クラブで独自に作成したものがある<br>(自治体が作成したものを除く) | 特にない  | わからない | 無回答  |
|---------|------------------------|---------------|--|-------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 18.4%         | 17.5%                                    | 58.1% | 9.2%  | 1.5% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 34.9%         | 29.4%                                    | 36.7% | 10.1% | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 26.5%         | 11.1%                                    | 53.0% | 9.4%  | 2.6% |
|         | (n=507) その他の市          | 14.8%         | 17.2%                                    | 61.3% | 9.5%  | 1.4% |
|         | (n=85) 町・村             | 8.2%          | 12.9%                                    | 72.9% | 5.9%  | 2.4% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 20.2%         | 7.7%                                     | 67.8% | 6.3%  | 0.5% |
|         | (n=422) 公立民営           | 19.0%         | 22.7%                                    | 53.1% | 10.0% | 1.2% |
|         | (n=151) 民立民営           | 14.6%         | 18.5%                                    | 61.6% | 7.3%  | 2.6% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 14.6%         | 17.3%                                    | 59.5% | 13.0% | 0.5% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 24.9%         | 18.5%                                    | 54.6% | 6.8%  | 1.6% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 19.5%         | 19.5%                                    | 59.7% | 3.9%  | 1.3% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 17.6%         | 14.7%                                    | 58.8% | 10.3% | 1.5% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 11.1%         | 9.7%                                     | 70.8% | 6.9%  | 1.4% |
|         | (n=158) その他            | 17.1%         | 20.3%                                    | 54.4% | 11.4% | 1.9% |

② 障害児の受入れを見据えた、基礎的な環境整備の実施状況

「特になし」の割合が最も高く 44.8%である。次いで、「バリアフリートイレの設置（21.6%）」、「静養スペースの確保（静養できる部屋の確保を除く）（20.4%）」、「静養できる部屋の確保（20.3%）」である。

図表 3-32 障害児の受入れを見据えた、基礎的な環境整備の実施状況（複数選択）



(注) 過去に整備した内容から 2024 年度の受入れにあたって整備した内容を含めて回答いただいた。

図表 3-33 障害児の受入れを見据えた、基礎的な環境整備の実施状況

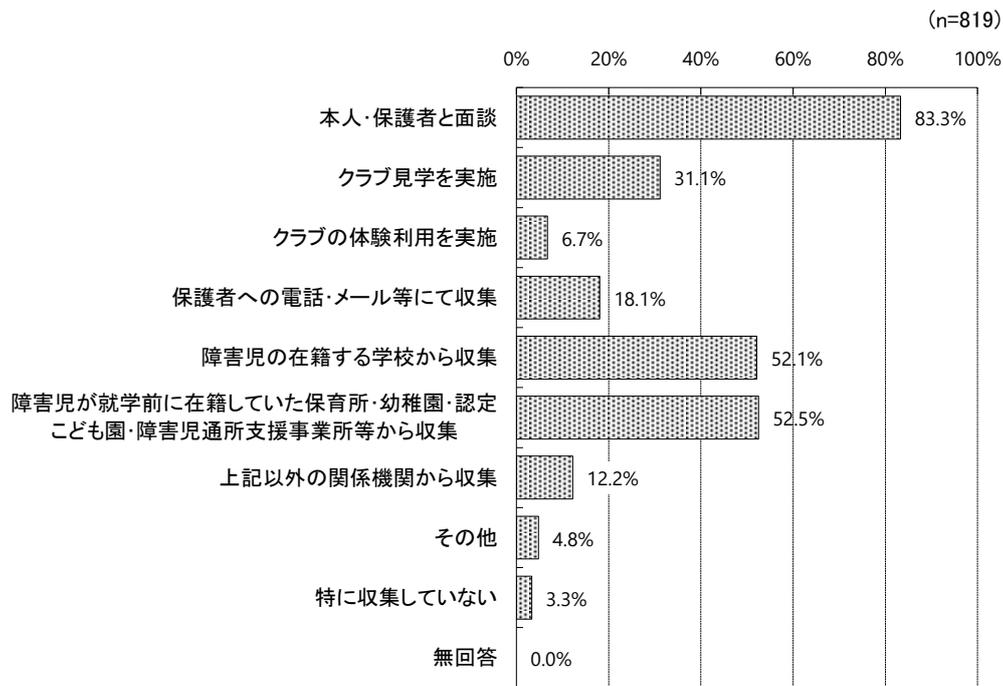
(複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

|         |                        | 屋外の動線確保のための改修 | 屋内の動線確保のための改修 | クラブ敷地内の入口等に門扉や鍵の設置 | バリアフリートイレの設置 | トイレの改修(バリアフリートイレの設置を除く) | 部屋の改修 | 静養できる部屋の確保 | 静養スペースの確保(静養できる部屋の確保を除く) | その他  | 特になし  | 無回答  |
|---------|------------------------|---------------|---------------|--------------------|--------------|-------------------------|-------|------------|--------------------------|------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 14.8%         | 5.0%          | 12.1%              | 21.6%        | 10.0%                   | 4.9%  | 20.3%      | 20.4%                    | 2.8% | 44.8% | 0.5% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 12.8%         | 2.8%          | 10.1%              | 17.4%        | 9.2%                    | 5.5%  | 22.9%      | 26.6%                    | 7.3% | 38.5% | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 21.4%         | 6.8%          | 12.8%              | 31.6%        | 16.2%                   | 5.1%  | 18.8%      | 19.7%                    | 1.7% | 35.0% | 0.0% |
|         | (n=507) その他の市          | 13.2%         | 5.3%          | 12.2%              | 19.1%        | 8.5%                    | 4.7%  | 18.7%      | 19.1%                    | 2.6% | 48.5% | 0.8% |
|         | (n=85) 町・村             | 17.6%         | 3.5%          | 12.9%              | 28.2%        | 11.8%                   | 4.7%  | 28.2%      | 21.2%                    | 0.0% | 43.5% | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 17.3%         | 4.3%          | 10.1%              | 22.6%        | 10.1%                   | 2.9%  | 13.5%      | 15.4%                    | 1.0% | 51.9% | 0.0% |
|         | (n=422) 公立民営           | 16.8%         | 5.5%          | 12.1%              | 24.2%        | 12.1%                   | 6.2%  | 19.9%      | 21.6%                    | 4.5% | 42.9% | 0.5% |
|         | (n=151) 私立民営           | 7.9%          | 5.3%          | 17.2%              | 12.6%        | 4.0%                    | 4.6%  | 30.5%      | 22.5%                    | 1.3% | 41.7% | 0.7% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 2.7%          | 1.1%          | 4.3%               | 6.5%         | 4.3%                    | 3.2%  | 10.8%      | 17.3%                    | 5.9% | 62.7% | 0.0% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 28.5%         | 6.4%          | 12.4%              | 37.3%        | 15.3%                   | 6.8%  | 22.5%      | 20.9%                    | 3.2% | 34.5% | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 13.0%         | 13.0%         | 13.0%              | 24.7%        | 13.0%                   | 3.9%  | 10.4%      | 13.0%                    | 2.6% | 44.2% | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 29.4%         | 4.4%          | 22.1%              | 33.8%        | 16.2%                   | 5.9%  | 27.9%      | 27.9%                    | 0.0% | 27.9% | 0.0% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 13.9%         | 4.2%          | 19.4%              | 13.9%        | 4.2%                    | 6.9%  | 31.9%      | 31.9%                    | 0.0% | 34.7% | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 1.9%          | 3.8%          | 12.0%              | 11.4%        | 5.7%                    | 3.2%  | 22.8%      | 18.4%                    | 1.3% | 53.2% | 0.6% |

③ 現在の障害児の受入れにあたっての情報収集の方法

「本人・保護者と面談」の割合が最も高く 83.3%である。次いで、「障害児が就学前に在籍していた保育所・幼稚園・認定こども園・障害児通所支援事業所等から収集（52.5%）」、「障害児の在籍する学校から収集（52.1%）」である。

図表 3-34 現在の障害児の受入れにあたっての情報収集の方法（複数選択）



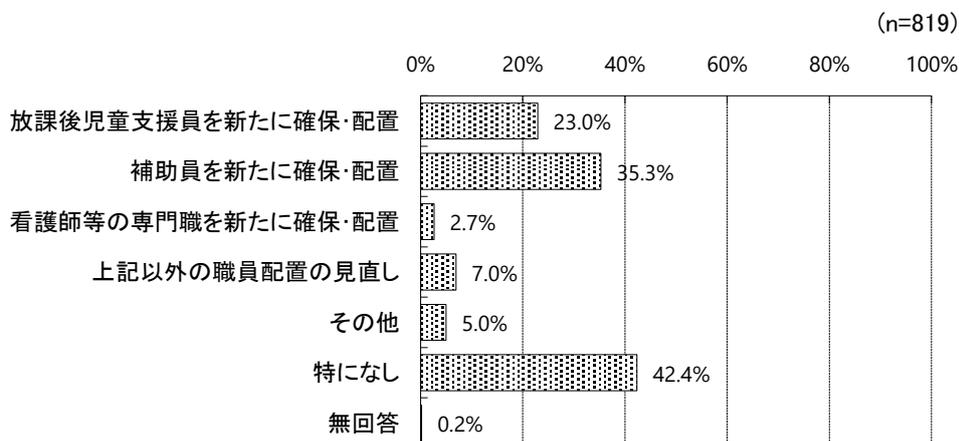
図表 3-35 現在の障害児の受入れにあたっての情報収集の方法  
（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         | n       | 自治体/設置運営形態/開設場所 | 本人・保護者と面談 | クラブ見学を実施 | クラブの体験利用を実施 | 保護者への電話・メール等にて収集 | 障害児の在籍する学校から収集 | 障害児が就学前に在籍していた保育所・幼稚園・認定こども園・障害児通所支援事業所等から収集 | 上記以外の関係機関から収集 | その他  | 特に収集していない | 無回答  |
|---------|---------|-----------------|-----------|----------|-------------|------------------|----------------|--|---------------|------|-----------|------|
|         |         |                 | %         | %        | %           | %                | %              | %  | %             | %    | %         | %    |
|         | (n=819) | Total           | 83.3%     | 31.1%    | 6.7%        | 18.1%            | 52.1%          | 52.5%  | 12.2%         | 4.8% | 3.3%      | 0.0% |
| 自治体の種類別 | (n=109) | 指定都市・特別区        | 89.0%     | 24.8%    | 7.3%        | 23.9%            | 51.4%          | 41.3%  | 7.3%          | 5.5% | 1.8%      | 0.0% |
|         | (n=117) | 中核市             | 86.3%     | 31.6%    | 6.8%        | 14.5%            | 44.4%          | 43.6%  | 9.4%          | 1.7% | 5.1%      | 0.0% |
|         | (n=507) | その他の市           | 83.2%     | 33.5%    | 7.5%        | 17.2%            | 56.4%          | 56.2%  | 12.2%         | 4.5% | 3.2%      | 0.0% |
|         | (n=85)  | 町・村             | 71.8%     | 23.5%    | 1.2%        | 21.2%            | 38.8%          | 56.5%  | 22.4%         | 8.2% | 3.5%      | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) | 公立公営            | 75.0%     | 28.4%    | 2.4%        | 15.9%            | 45.7%          | 52.4%  | 12.5%         | 4.8% | 6.7%      | 0.0% |
|         | (n=422) | 公立民営            | 85.5%     | 29.1%    | 7.3%        | 19.9%            | 57.8%          | 54.5%  | 12.3%         | 4.7% | 1.9%      | 0.0% |
|         | (n=151) | 私立民営            | 88.1%     | 40.4%    | 11.3%       | 17.9%            | 45.0%          | 49.0%  | 10.6%         | 4.6% | 2.6%      | 0.0% |
| 開設場所別   | (n=185) | 小学校(学校の余裕教室)    | 74.6%     | 26.5%    | 2.7%        | 18.9%            | 51.9%          | 50.8%  | 7.0%          | 4.3% | 5.9%      | 0.0% |
|         | (n=249) | 小学校(学校敷地内専用施設)  | 86.7%     | 25.7%    | 6.4%        | 16.9%            | 50.2%          | 49.4%  | 11.2%         | 4.0% | 2.4%      | 0.0% |
|         | (n=77)  | 児童館・児童センター      | 85.7%     | 27.3%    | 7.8%        | 19.5%            | 66.2%          | 68.8%  | 24.7%         | 2.6% | 1.3%      | 0.0% |
|         | (n=68)  | 公有地専用施設         | 86.8%     | 33.8%    | 7.4%        | 20.6%            | 64.7%          | 48.5%  | 17.6%         | 5.9% | 1.5%      | 0.0% |
|         | (n=72)  | 民有地専用施設         | 93.1%     | 45.8%    | 15.3%       | 19.4%            | 48.6%          | 52.8%  | 12.5%         | 5.6% | 4.2%      | 0.0% |
|         | (n=158) | その他             | 81.6%     | 38.6%    | 7.0%        | 17.1%            | 46.2%          | 53.8%  | 11.4%         | 6.3% | 3.2%      | 0.0% |

④ 現在の障害児の受入れにあたって整備した職員体制

「特になし」の割合が最も高く42.4%である。次いで、「補助員を新たに確保・配置（35.3%）」、「放課後児童支援員を新たに確保・配置（23.0%）」である。

図表 3-36 現在の障害児の受入れにあたって整備した職員体制（複数選択）



図表 3-37 現在の障害児の受入れにあたって整備した職員体制

（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 放課後児童支援員を新たに確保・配置 | 補助員を新たに確保・配置 | 看護師等の専門職を新たに確保・配置 | 上記以外の職員配置の見直し | その他  | 特になし  | 無回答  |
|---------|------------------------|-------------------|--------------|-------------------|---------------|------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 23.0%             | 35.3%        | 2.7%              | 7.0%          | 5.0% | 42.4% | 0.2% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 18.3%             | 40.4%        | 1.8%              | 9.2%          | 2.8% | 41.3% | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 17.9%             | 40.2%        | 3.4%              | 6.8%          | 5.1% | 42.7% | 0.0% |
|         | (n=507) その他の市          | 27.0%             | 33.9%        | 2.6%              | 7.1%          | 5.5% | 40.0% | 0.4% |
|         | (n=85) 町・村             | 11.8%             | 29.4%        | 3.5%              | 3.5%          | 4.7% | 57.6% | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 9.6%              | 33.2%        | 2.4%              | 3.8%          | 3.4% | 53.8% | 0.0% |
|         | (n=422) 公立民営           | 24.6%             | 35.5%        | 2.4%              | 7.8%          | 6.2% | 40.5% | 0.5% |
|         | (n=151) 私立民営           | 35.1%             | 37.7%        | 4.0%              | 8.6%          | 4.6% | 32.5% | 0.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 18.4%             | 25.9%        | 0.5%              | 4.9%          | 4.9% | 53.0% | 0.0% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 19.3%             | 36.5%        | 2.4%              | 7.6%          | 4.8% | 44.6% | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 20.8%             | 31.2%        | 5.2%              | 13.0%         | 3.9% | 40.3% | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 19.1%             | 50.0%        | 2.9%              | 5.9%          | 5.9% | 33.8% | 0.0% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 30.6%             | 30.6%        | 4.2%              | 8.3%          | 9.7% | 37.5% | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 34.2%             | 41.8%        | 3.8%              | 5.7%          | 3.8% | 32.9% | 0.0% |

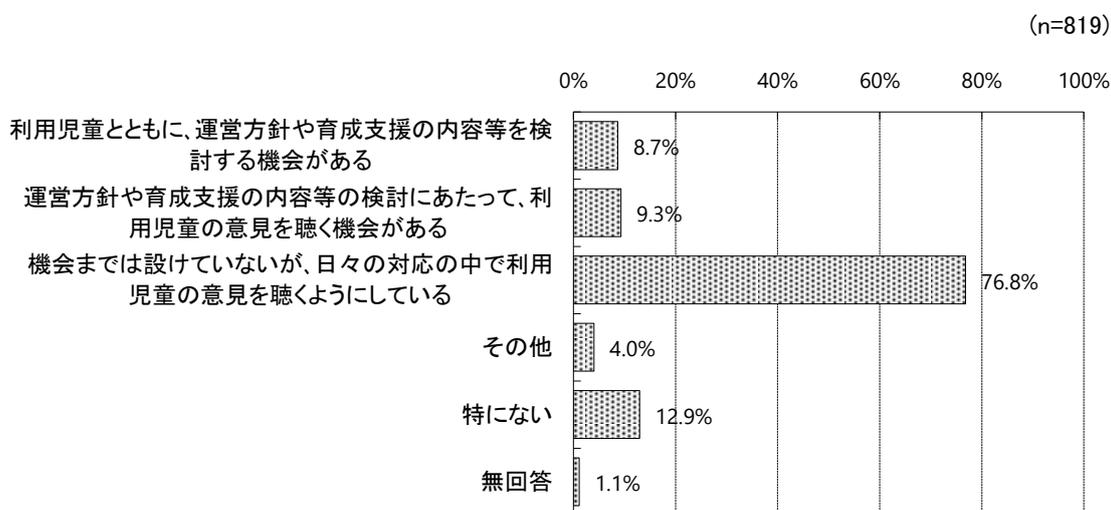
(4) 障害児を含む育成支援や他機関との連携状況

① 障害児を含む育成支援の状況

1) クラブの運営・育成支援の実施等において、利用児童（障害児を含む）の意見聴取や参加の状況

「機会までは設けていないが、日々の対応の中で利用児童の意見を聴くようにしている」の割合が最も高く 76.8%である。次いで、「特にない（12.9%）」、「運営方針や育成支援の内容等の検討にあたって、利用児童の意見を聴く機会がある（9.3%）」である。

図表 3-38 クラブの運営・育成支援の実施等において、利用児童（障害児を含む）の意見聴取や参加の状況  
(複数選択)



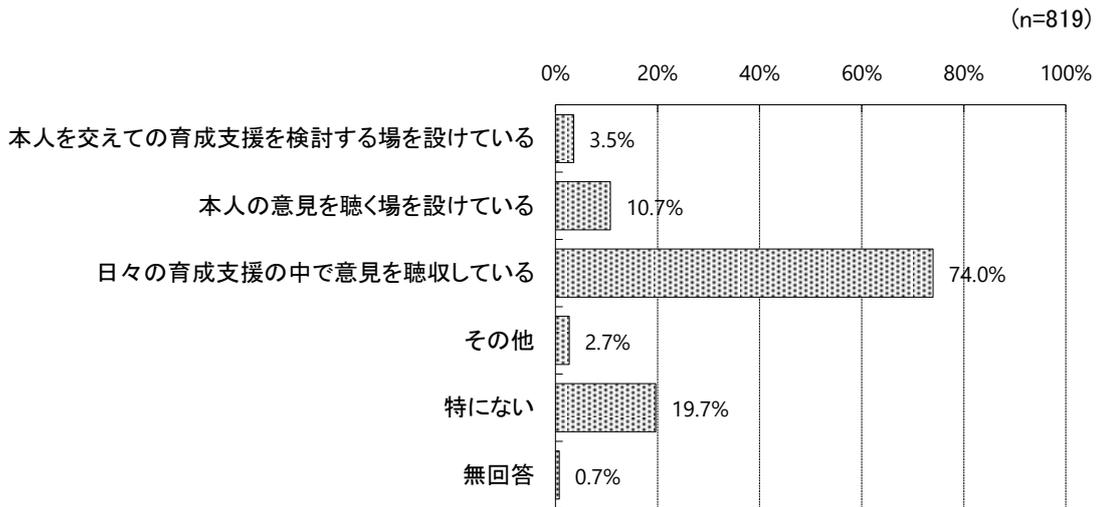
図表 3-39 クラブの運営・育成支援の実施等において、利用児童（障害児を含む）の意見聴取や参加の状況  
(複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

|         |                        | 利用児童とともに、運営方針や育成支援の内容等を検討する機会がある | 運営方針や育成支援の内容等の検討にあたって、利用児童の意見を聴く機会がある | 機会までは設けていないが、日々の対応の中で利用児童の意見を聴くようにしている | その他  | 特にない  | 無回答  |
|---------|------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--|------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 8.7%                             | 9.3%                                  | 76.8%                                  | 4.0% | 12.9% | 1.1% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 11.0%                            | 12.8%                                 | 81.7%                                  | 0.9% | 9.2%  | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 10.3%                            | 7.7%                                  | 79.5%                                  | 4.3% | 11.1% | 0.9% |
|         | (n=507) その他の市          | 8.1%                             | 9.7%                                  | 76.3%                                  | 4.1% | 13.4% | 1.4% |
|         | (n=85) 町・村             | 5.9%                             | 4.7%                                  | 70.6%                                  | 7.1% | 17.6% | 1.2% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 4.8%                             | 4.8%                                  | 70.2%                                  | 2.4% | 23.6% | 0.5% |
|         | (n=422) 公立民営           | 10.4%                            | 10.4%                                 | 77.5%                                  | 4.5% | 10.7% | 1.2% |
|         | (n=151) 私立民営           | 8.6%                             | 11.9%                                 | 84.1%                                  | 5.3% | 5.3%  | 2.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 8.1%                             | 6.5%                                  | 76.8%                                  | 3.8% | 14.6% | 1.1% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 6.8%                             | 9.2%                                  | 72.3%                                  | 2.8% | 18.1% | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 6.5%                             | 7.8%                                  | 80.5%                                  | 0.0% | 10.4% | 1.3% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 8.8%                             | 8.8%                                  | 79.4%                                  | 8.8% | 7.4%  | 2.9% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 5.6%                             | 12.5%                                 | 87.5%                                  | 4.2% | 2.8%  | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 13.9%                            | 12.0%                                 | 75.9%                                  | 6.3% | 11.4% | 1.3% |

2) 障害児の育成支援を検討・実施するにあたって、障害児本人の意見・意向を聴く機会の状況

「日々の育成支援の中で意見を聴取している」の割合が最も高く74.0%である。次いで、「特にない（19.7%）」、「本人の意見を聴く場を設けている（10.7%）」である。

図表 3-40 障害児の育成支援を検討・実施するにあたって、障害児本人の意見・意向を聴く機会の状況  
(複数選択)



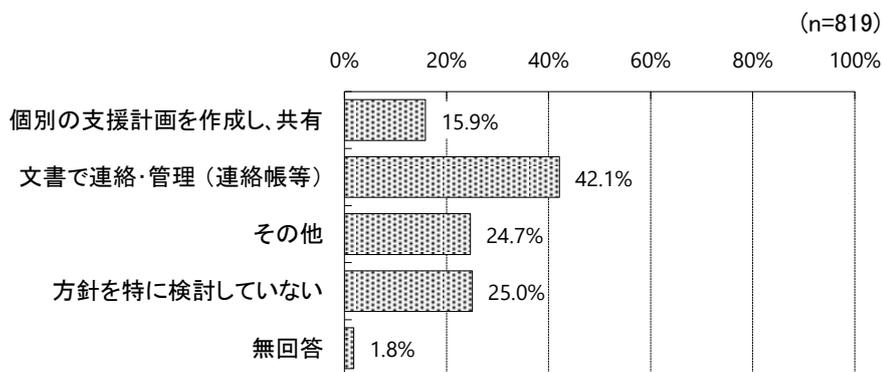
図表 3-41 障害児の育成支援を検討・実施するにあたって、障害児本人の意見・意向を聴く機会の状況  
(複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

|         |                        | 本人を交えての育成支援を検討する場を設けている | 本人の意見を聴く場を設けている | 日々の育成支援の中で意見を聴取している | その他  | 特にない  | 無回答  |
|---------|------------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 3.5%                    | 10.7%           | 74.0%               | 2.7% | 19.7% | 0.7% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 1.8%                    | 13.8%           | 76.1%               | 1.8% | 17.4% | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 3.4%                    | 6.8%            | 79.5%               | 2.6% | 17.1% | 0.9% |
|         | (n=507) その他の市          | 4.5%                    | 10.8%           | 73.4%               | 2.8% | 20.3% | 1.0% |
|         | (n=85) 町・村             | 0.0%                    | 10.6%           | 68.2%               | 3.5% | 22.4% | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 4.8%                    | 3.8%            | 64.9%               | 1.4% | 30.8% | 0.5% |
|         | (n=422) 公立民営           | 2.8%                    | 12.8%           | 75.6%               | 3.3% | 17.8% | 0.7% |
|         | (n=151) 民立民営           | 3.3%                    | 15.9%           | 83.4%               | 3.3% | 8.6%  | 0.7% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 2.7%                    | 3.8%            | 71.9%               | 3.2% | 21.6% | 0.5% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 4.0%                    | 9.2%            | 67.5%               | 4.0% | 25.3% | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 2.6%                    | 6.5%            | 80.5%               | 0.0% | 18.2% | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 1.5%                    | 17.6%           | 79.4%               | 2.9% | 13.2% | 2.9% |
|         | (n=72) 私有地専用施設         | 5.6%                    | 22.2%           | 83.3%               | 2.8% | 8.3%  | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 3.8%                    | 13.9%           | 77.8%               | 1.3% | 16.5% | 0.6% |

### 3) 障害児の育成支援の方針について、検討した内容のクラブ内での共有状況

「文書で連絡・管理(連絡帳等)」の割合が最も高く 42.1%である。次いで、「方針を特に検討していない(25.0%)」、「その他(24.7%)」である。

図表 3-42 障害児の育成支援の方針について、検討した内容のクラブ内での共有状況（複数選択）



(注)「その他」として、「ミーティング時に口頭で説明・伝える」、「日々の話し合い、情報交換」、「毎日の終礼、月1の会議などの共有」、「職員会議で支援の在り方を検討する機会を取っている」等の回答があった。

図表 3-43 障害児の育成支援の方針について、検討した内容のクラブ内での共有状況  
(複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

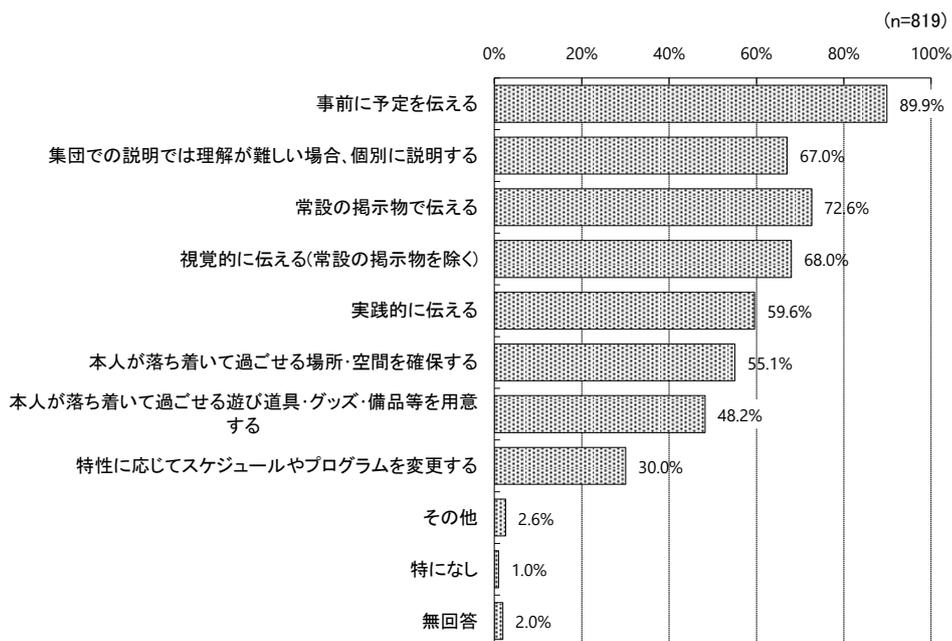
|         |                        | 個別の支援計画を作成し、共有 | 文書で連絡・管理(連絡帳等) | その他   | 方針を特に検討していない | 無回答  |
|---------|------------------------|----------------|----------------|-------|--------------|------|
|         | (n=819) Total          | 15.9%          | 42.1%          | 24.7% | 25.0%        | 1.8% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 25.7%          | 45.0%          | 21.1% | 14.7%        | 3.7% |
|         | (n=117) 中核市            | 17.9%          | 44.4%          | 27.4% | 20.5%        | 0.9% |
|         | (n=507) その他の市          | 15.0%          | 42.2%          | 24.7% | 25.8%        | 2.0% |
|         | (n=85) 町・村             | 5.9%           | 34.1%          | 25.9% | 40.0%        | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 13.9%          | 35.6%          | 23.1% | 34.6%        | 1.4% |
|         | (n=422) 公立民営           | 17.5%          | 48.8%          | 24.6% | 18.7%        | 2.1% |
|         | (n=151) 民立民営           | 14.6%          | 35.8%          | 27.8% | 27.8%        | 0.7% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 14.1%          | 41.6%          | 22.7% | 28.6%        | 2.2% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 18.9%          | 47.8%          | 22.1% | 21.3%        | 1.6% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 23.4%          | 42.9%          | 18.2% | 22.1%        | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 7.4%           | 41.2%          | 35.3% | 23.5%        | 4.4% |
|         | (n=72) 私有地専用施設         | 8.3%           | 36.1%          | 25.0% | 34.7%        | 1.4% |
|         | (n=158) その他            | 17.7%          | 36.7%          | 29.1% | 24.1%        | 1.9% |

4) 障害児を含む育成支援において、配慮していること／行っていること

a) 障害の有無によらず利用児童に対して行っていること

「事前に予定を伝える」の割合が最も高く89.9%である。次いで、「常設の掲示物で伝える（72.6%）」、「視覚的に伝える(常設の掲示物を除く)（68.0%）」、「集団での説明では理解が難しい場合、個別に説明する（67.0%）」である。

図表 3-44 障害の有無によらず利用児童に対して行っていること（複数選択）



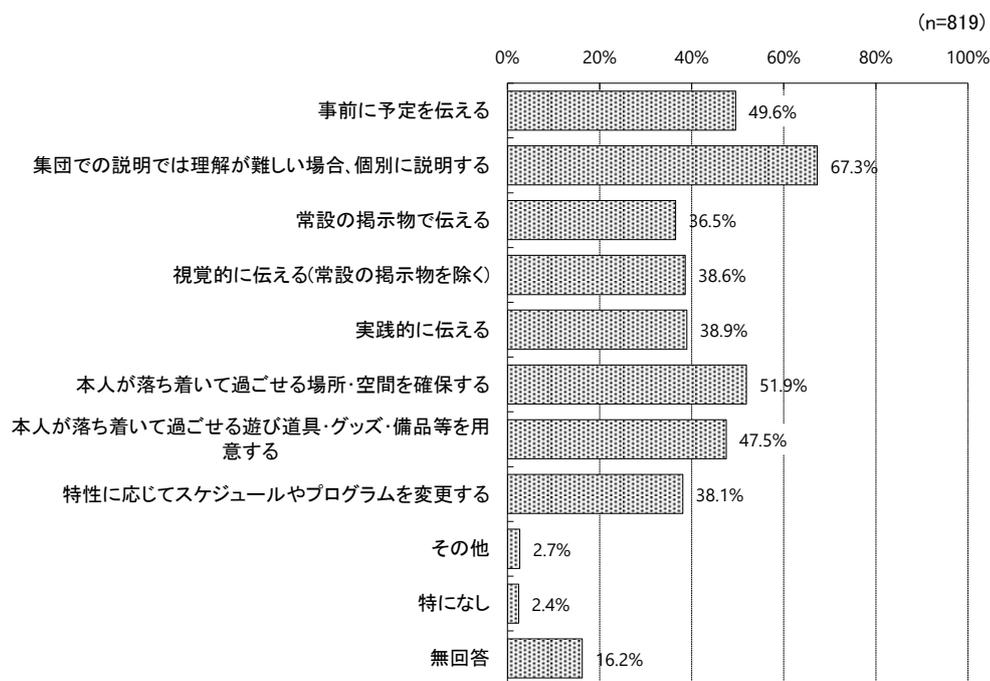
図表 3-45 障害の有無によらず利用児童に対して行っていること  
(複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

|         |                        | 事前に予定を伝える | 集団での説明では理解が難しい場合、個別に説明する | 常設の掲示物で伝える | 視覚的に伝える(常設の掲示物を除く) | 実践的に伝える | 本人が落ち着いて過ごせる場所・空間を確保する | 本人が落ち着いて過ごせる遊び道具・グッズ・備品等を用意する | 特性に応じてスケジュールやプログラムを変更する | その他  | 特になし | 無回答  |
|---------|------------------------|-----------|--------------------------|------------|--------------------|---------|------------------------|-------------------------------|-------------------------|------|------|------|
|         | (n=819) Total          | 89.9%     | 67.0%                    | 72.6%      | 68.0%              | 59.6%   | 55.1%                  | 48.2%                         | 30.0%                   | 2.6% | 1.0% | 2.0% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 95.4%     | 68.8%                    | 82.6%      | 79.8%              | 67.9%   | 50.5%                  | 49.5%                         | 35.8%                   | 0.9% | 0.0% | 0.9% |
|         | (n=117) 中核市            | 90.6%     | 67.5%                    | 70.9%      | 67.5%              | 60.7%   | 52.1%                  | 46.2%                         | 31.6%                   | 0.0% | 0.9% | 0.0% |
|         | (n=507) その他の市          | 89.5%     | 66.7%                    | 72.0%      | 67.3%              | 58.4%   | 57.0%                  | 49.7%                         | 29.2%                   | 3.2% | 1.2% | 2.2% |
|         | (n=85) 町・村             | 83.5%     | 65.9%                    | 65.9%      | 57.6%              | 54.1%   | 54.1%                  | 41.2%                         | 25.9%                   | 4.7% | 1.2% | 4.7% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 88.5%     | 65.4%                    | 63.0%      | 63.0%              | 55.3%   | 51.0%                  | 46.6%                         | 26.4%                   | 2.4% | 0.5% | 1.4% |
|         | (n=422) 公立民営           | 91.5%     | 67.1%                    | 77.3%      | 72.7%              | 61.6%   | 52.4%                  | 45.5%                         | 29.9%                   | 3.8% | 1.2% | 1.7% |
|         | (n=151) 私立民営           | 89.4%     | 70.9%                    | 75.5%      | 67.5%              | 64.2%   | 69.5%                  | 60.3%                         | 37.7%                   | 0.0% | 0.7% | 2.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余剰教室)   | 88.1%     | 66.5%                    | 72.4%      | 64.3%              | 58.9%   | 44.9%                  | 42.2%                         | 25.4%                   | 3.2% | 2.7% | 1.6% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 88.8%     | 66.3%                    | 73.5%      | 71.5%              | 60.2%   | 53.0%                  | 48.6%                         | 26.9%                   | 2.8% | 0.4% | 1.6% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 96.1%     | 64.9%                    | 71.4%      | 66.2%              | 63.6%   | 51.9%                  | 54.5%                         | 29.9%                   | 0.0% | 0.0% | 1.3% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 91.2%     | 69.1%                    | 67.6%      | 60.3%              | 50.0%   | 67.6%                  | 47.1%                         | 30.9%                   | 2.9% | 0.0% | 4.4% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 88.9%     | 70.8%                    | 72.2%      | 66.7%              | 63.9%   | 65.3%                  | 54.2%                         | 40.3%                   | 2.8% | 0.0% | 1.4% |
|         | (n=158) その他            | 89.9%     | 67.1%                    | 74.1%      | 71.5%              | 59.5%   | 62.7%                  | 48.7%                         | 35.4%                   | 2.5% | 1.3% | 2.5% |

b) 障害児に対し個別に行っていること

「集団での説明では理解が難しい場合、個別に説明する」の割合が最も高く67.3%である。次いで、「本人が落ち着いて過ごせる場所・空間を確保する（51.9%）」、「事前に予定を伝える（49.6%）」、「本人が落ち着いて過ごせる遊び道具・グッズ・備品等を用意する（47.5%）」である。

図表 3-46 障害児に対し個別に行っていること（複数選択）

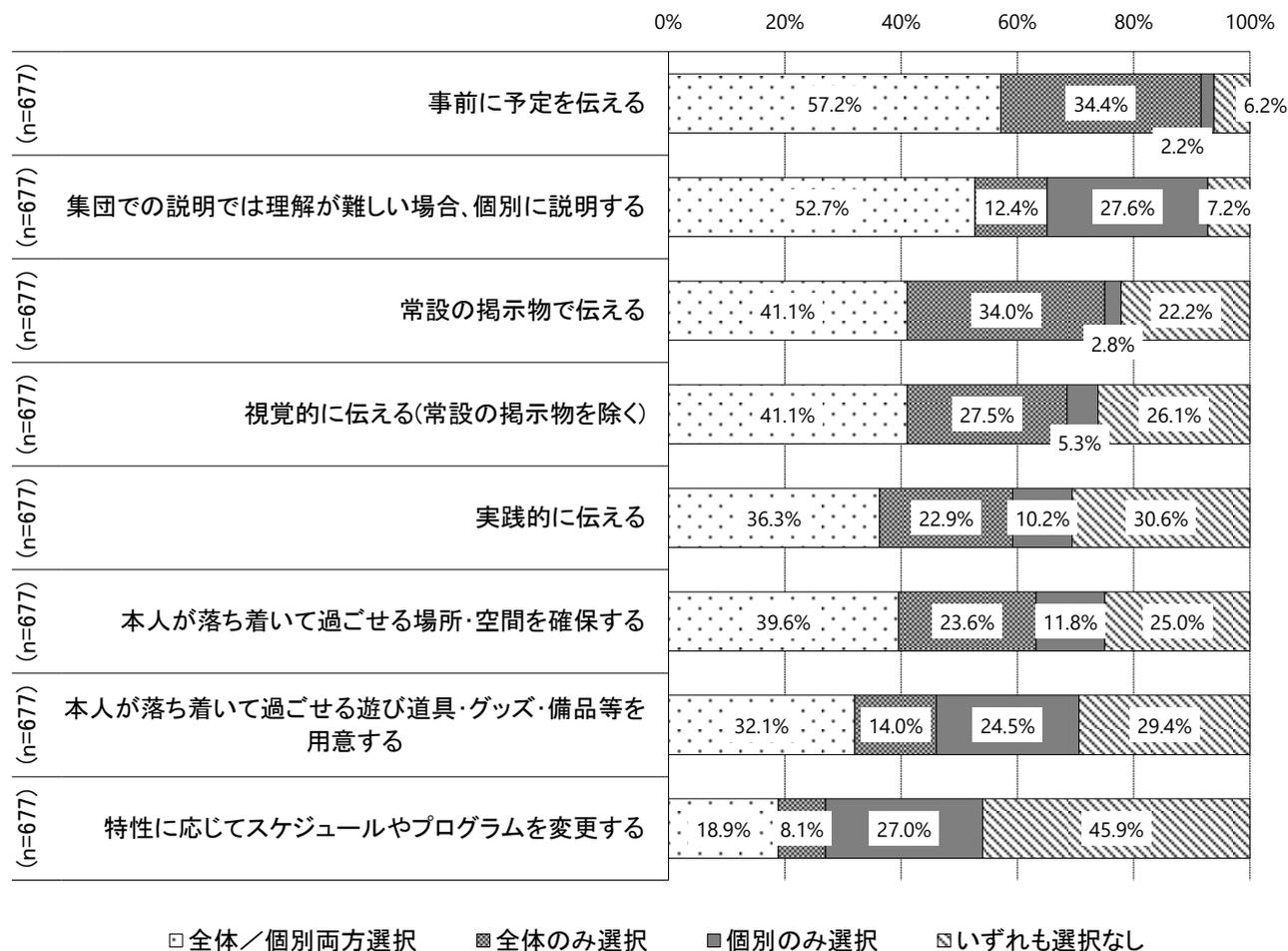


図表 3-47 障害児に対し個別に行っていること（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 事前に予定を伝える | 集団での説明では理解が難しい場合、個別に説明する | 常設の掲示物で伝える | 視覚的に伝える(常設の掲示物を除く) | 実践的に伝える | 本人が落ち着いて過ごせる場所・空間を確保する | 本人が落ち着いて過ごせる遊び道具・グッズ・備品等を用意する | 特性に応じてスケジュールやプログラムを変更する | その他  | 特になし | 無回答   |
|---------|------------------------|-----------|--------------------------|------------|--------------------|---------|------------------------|-------------------------------|-------------------------|------|------|-------|
|         | (n=819) Total          | 49.6%     | 67.3%                    | 36.5%      | 38.6%              | 38.9%   | 51.9%                  | 47.5%                         | 38.1%                   | 2.7% | 2.4% | 16.2% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 51.4%     | 72.5%                    | 33.0%      | 45.0%              | 47.7%   | 48.6%                  | 55.0%                         | 42.2%                   | 1.8% | 0.0% | 13.8% |
|         | (n=117) 中核市            | 52.1%     | 66.7%                    | 36.8%      | 37.6%              | 33.3%   | 52.1%                  | 43.6%                         | 39.3%                   | 0.0% | 2.6% | 12.8% |
|         | (n=507) その他の市          | 49.3%     | 65.9%                    | 37.7%      | 37.9%              | 37.5%   | 51.3%                  | 47.3%                         | 38.1%                   | 3.2% | 3.0% | 18.1% |
|         | (n=85) 町・村             | 44.7%     | 69.4%                    | 32.9%      | 35.3%              | 43.5%   | 60.0%                  | 44.7%                         | 31.8%                   | 4.7% | 2.4% | 12.9% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 48.6%     | 63.5%                    | 27.4%      | 31.3%              | 32.2%   | 49.5%                  | 43.8%                         | 30.8%                   | 1.9% | 4.8% | 16.3% |
|         | (n=422) 公立民営           | 53.6%     | 70.1%                    | 42.2%      | 43.8%              | 41.0%   | 55.2%                  | 50.2%                         | 43.1%                   | 3.3% | 1.2% | 15.6% |
|         | (n=151) 私立民営           | 41.7%     | 64.2%                    | 35.1%      | 36.4%              | 44.4%   | 49.7%                  | 49.0%                         | 40.4%                   | 2.6% | 2.0% | 16.6% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 47.0%     | 61.6%                    | 31.9%      | 32.4%              | 33.5%   | 45.4%                  | 44.3%                         | 31.9%                   | 1.6% | 3.8% | 16.8% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 50.6%     | 64.7%                    | 36.9%      | 41.8%              | 39.0%   | 51.4%                  | 49.0%                         | 36.9%                   | 1.6% | 3.2% | 15.3% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 58.4%     | 80.5%                    | 36.4%      | 39.0%              | 42.9%   | 61.0%                  | 50.6%                         | 46.8%                   | 0.0% | 0.0% | 13.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 64.7%     | 83.8%                    | 45.6%      | 47.1%              | 36.8%   | 70.6%                  | 51.5%                         | 41.2%                   | 7.4% | 0.0% | 8.8%  |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 47.2%     | 70.8%                    | 40.3%      | 50.0%              | 51.4%   | 50.0%                  | 51.4%                         | 48.6%                   | 5.6% | 2.8% | 16.7% |
|         | (n=158) その他            | 41.1%     | 63.3%                    | 35.4%      | 32.3%              | 39.2%   | 51.3%                  | 45.6%                         | 39.2%                   | 3.8% | 1.9% | 20.9% |

c) 障害の有無によらず利用児童に対して行っていること/障害児に対し個別に行っていることの比較

図表 3-48 【参考】障害の有無によらず利用児童に対して行っていること/障害児に対し個別に行っていることの比較（複数選択）



(注1) 「障害の有無によらず利用児童に対して行っていること」、「障害児に対し個別に行っていること」のいずれにも回答があった場合に集計対象とした。

(注2) 選択肢について、「全体/個別両方選択」は、「障害の有無によらず利用児童に対して行っていること」、「障害児に対し個別に行っていること」のいずれにおいても当該選択肢を選択した場合、「全体のみ選択」は「障害の有無によらず利用児童に対して行っていること」のみで当該選択肢を選択した場合、「個別のみ選択」は「障害児に対し個別に行っていること」のみで当該選択肢を選択した場合、「いずれも選択なし」はいずれの設問でも選択がなかった場合を示す。

## 5) その他、障害児の受入れに際して行っている工夫・対応

その他、障害児の受入れに際して行っている工夫・対応として、以下の回答があった。

図表 3-49 障害児の受入れに際して行っている工夫・対応（自由記載）

### （本人への対応）

- ・ 子どもの姿にまずは気づき、なぜそのような状況になっているのか（理由や背景）を聞く。探る中で、具体的な手立てや方法（まずは聞く。落ち着くための環境設定等）を一緒に考え、その子に合った形で対応を進めている。子ども理解を大前提として、その子への対応を他児童にも見てもらい、支援が必要な児童や他児童が共に楽しく過ごせるよう配慮している
- ・ 視覚的に伝えることはホワイトボード等を使って全ての児童に対して行っているが、指示が通りにくい児童には個別で小さな予定表を書いた紙を見せている
- ・ 集団活動の流れについていけない児童が、障害の有無にかかわらずいるので、そのときには支援員が付き添い声かけしながら活動についていけるよう配慮している
- ・ 手洗いなど、最初は出来なかったが、しっかりと見て指導し、ほめてあげたことで、自分でできるようになった。小さなことでもほめることで、やらなければならないことを理解し、できるようになるのではないかと感じる

### （他の利用児童への関わり方）

- ・ 興味のあることを話題にする。他の児童とのコミュニケーションの場として遊びの提供を行う。手伝いを一緒に行う
- ・ 障害児の保護者の了承をもらった上で、障害児以外の児童に、その子の特性（苦手なこと）を話し、みんなと同じ時間軸で過ごせないこともあることを伝えた。それにより、静かに座って待っていられなかったり、宿題を取り組めなかったりしても、他の子は納得してくれることが増え、障害児に個別に対応できるようになった

### （障害特性への個別の対応）

- ・ 不安定な状況になったときは室外や静養スペースでクールダウンを行う。別の話などをして気持ちを他へ移し、落ち着いてから話を聞いたりする場合もある
- ・ 宿題に取り組めない状況の場合：場所を移動する（静養スペースの場合もある）・イヤーマフで外部の音を遮断する・他の児童に背を向けて座り視覚を遮断する・時間を児童に決めてもらい遊びを途中で挟む・指導員がそばで見守り励ましながら行う時もあるが、他の児童もいるためできないこともある
- ・ 対象児童が環境に慣れ、職員と信頼関係ができるまで個別に担当職員を決め、見守り、指示、パニック時の対応にあたる。パニック時の対応を職員間で共有して実践する。他児童へは「落ち着くまで待っていてあげようね」と声をかけることを共通して行った
- ・ 集中が続きにくい特性をもつ子どもに関しては、本人の意思を確認したうえで、プログラムを細切れにするなど工夫をしている。例えば、演劇を体験するプログラムでは、事前に練習の予定を伝えたとうえで、本児がすべて参加するのか、一部のみ参加するのか選べるようにした

### （空間・環境の整備）

- ・ 視野刺激が強いので、パーテーション等でスペース的に区切ってあげたりすることで落ち着ける。交友関係性の構築にあたり席の場所を工夫している（話しかけやすい児童との組み合わせなど）
- ・ 最近は障害の可能性のある児童が多数在籍しており、見守り活動が必須となっている。泣いたり、暴れたり、けんかをするのが日常的になっていることから、本児童館では全室に「見守りカメラ」を設置している。大型モニター

は事務室にあり、常に児童の様子を観察している

- ・ ユニバーサルデザインを意識して、発達障害の有無にかかわらず、気持ちの切り替えができるよう、おもちゃを段ボールに入れ（段ボールをタンスのようにして利用）遊ばない時は裏がえして見えないようにしている
- ・ 足が悪くて正座できない子どもに机と椅子で対応。座卓のために牛乳パックで低めの椅子も手作りした

#### （職員体制）

- ・ 距離感を取りながら、支援員全員が他児童も見ながら支援児童を見て、全ての先生が持ち場において支援児童を見ることにより、その日の支援児童の状況を全員の先生が理解でき、情報共有が出来る体制作り、チームで連携を取りながら見守る体制が確立した
- ・ 障害の可能性のある児童で他害の激しい子にはマンツーマンでの対応（加配外の支援員）
- ・ 下校時に日替わりで加配の職員を配置した
- ・ 看護師免許を持つ専門員を配置してもらう

#### （職員の育成、支援方針等の共有・連携）

- ・ 障害児の特性や支援に対する計画を年間 2 回（前期後期）書類にまとめている。障害児の姿を見ながら以前と変化のあったところや本児の特性を確認し、対応を考えたりしている。書類を通して職員に周知することもできている
- ・ グループ育成による職員の固定化→信頼関係を構築しやすい環境づくり。グループ毎の職員会議→グループ毎に児童の支援について検討
- ・ 何か課題や問題事があった時の出来事・本人の様子を職員間で共有している（記録を残すなどして次回へつなげている）

#### （入所前の工夫）

- ・ 入会申込時に申請書の申告欄に配慮が必要と記載されている場合や、保育所、幼稚園から配慮が必要と申し送りがあった場合には、事前に本人・保護者と面談を行い、どのような支援を行ってほしいのか、どのような支援ができるのかなどヒアリングをし、スムーズに学童クラブへの適応ができるよう図っている
- ・ 入会申し込みの際の行動などの調査。入会前の面接などで様子をきき、対応を決め必要なら見学、体験の時間をとってもらう。その様子も含め必要に応じて整え（机や遊び道具の提示、配置など）支援員のサポートの仕方、対応を考える

#### （保護者との連携）

- ・ お迎え時等に保護者とその日の様子を共有。家庭での過ごし方、興味のあること、声のかけ方等をお聞きするなどして、より良い方向性を検討している。気持ちが落ち着かなくなる頻度が下がったように感じる
- ・ 保護者とのコミュニケーションを日常から増やしていく心がけをしている。日々あったこととお話しながら、親子を見送れるよう気をつけている。保護者の話を聞くことを大切にしている
- ・ 障害児の保護者とは、クラブの利用前に連絡を取り、当日のお迎えや帰ってからの予定を把握し、本人がスムーズに気持ちを切り替えて行動できるように声掛けをしている

#### （他機関との連携）

- ・ 学校と連携をとり、子どもや保護者の情報共有をしている。担任の先生と困り感等の情報共有をし、保護者への対応時に、学校からも児童クラブからも保護者には伝える。子どもの話を聞き、本人の困り事を保護者や学校に伝える。専門の先生に来ていただき、助言をもらう。保護者が感じる困り事なども聞き、学校や専門機関に繋げる

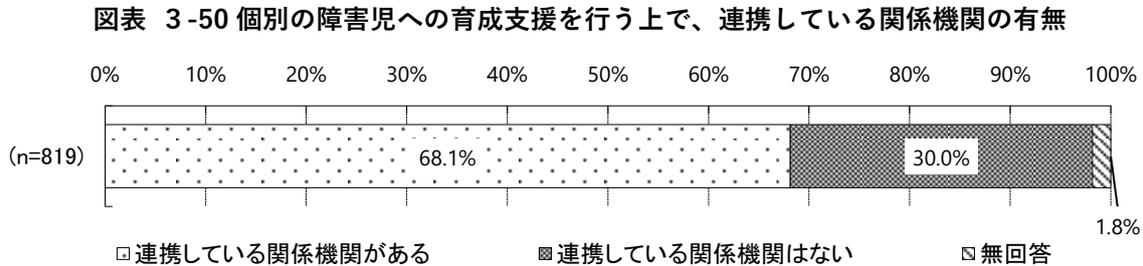
- ・ 入学後は言葉がけや関わり方をできるだけ同じようにするために、担任の先生とこまめに情報交換し、時には、本児の言葉づかい、行動について絵入りの〇×シート(学校で使用) を学童で使用することもあった
- ・ 放課後等デイサービスを利用している児童は、施設の担当者様とも面談をさせていただいた
- ・ 月 1 度のケース会議で職員が共通の理解となるようにしている。学校教諭と課題を共有するため不定期だがケース会議をしている。市の相談員の方と保護者、当担当者と 3 者で話し合いの機会を作る
- ・ 学校やスクールソーシャルワーカーの方と情報交換を行い、児童の様子、または家庭での様子、家庭環境等の聴き取りを行った。また、学校のケース会議にも同席させてもらい情報共有を行った。研修に参加した職員を中心にフィードバック研修を行った。職員会議等で他のクラブの支援児に対する対応、指導についての情報交換を行い、アドバイスを受けた
- ・ 専門家を招聘し、障害児を観察していただき、個人個人の問題点を共有。長期的な目標をたて、その目標の達成程度を専門家と再度検討する
- ・ 発達障害等の知見をもった臨床心理師の定期的な巡回相談を実施

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

## ② 他機関との連携状況等

### 1) 個別の障害児への育成支援を行う上で、連携している関係機関の有無

「連携している関係機関がある」の割合が最も高く68.1%である。



(注)「関係機関」とは、障害児通所事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援センター等）、発達障害者支援センター、医療機関、訪問看護ステーション等を例示した。また、「特別支援学校や自治体に配置された専門職による支援等を含む」、「関係機関と児童との繋がりは問わない」とした。

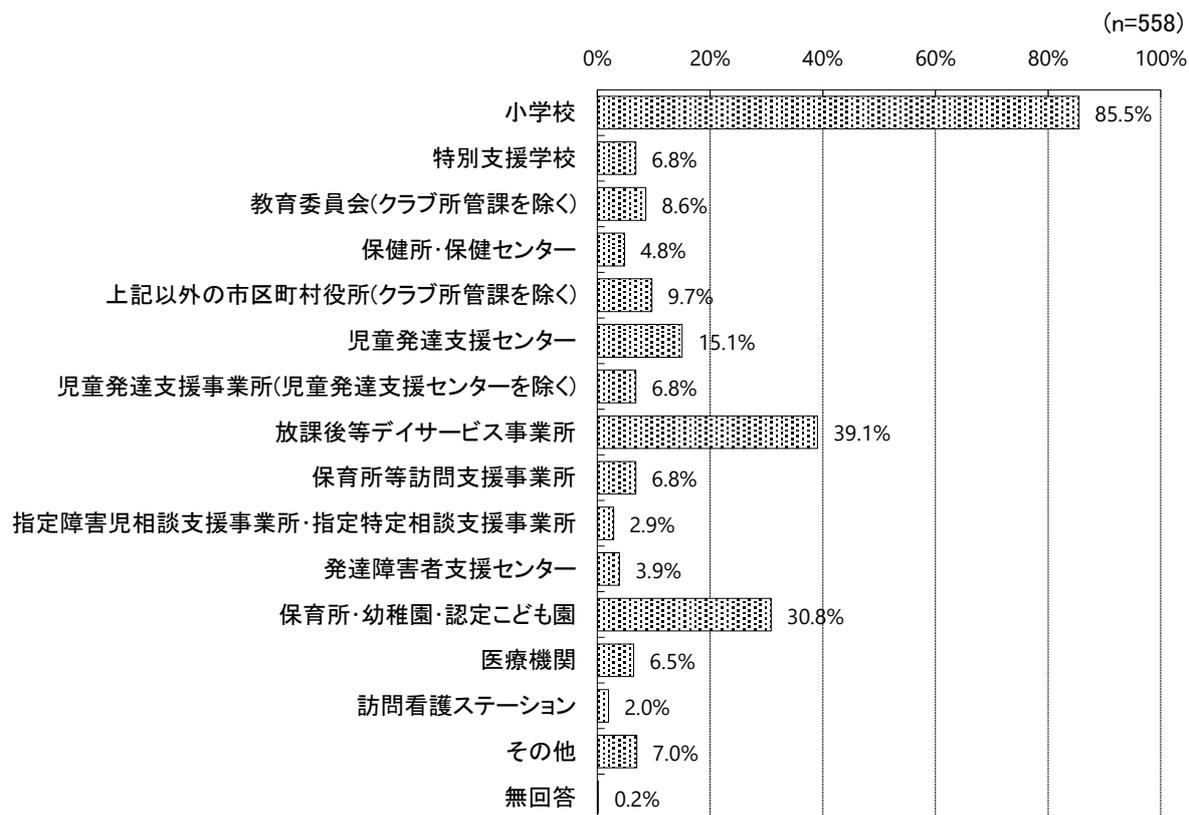
図表 3-51 個別の障害児への育成支援を行う上で、連携している関係機関の有無  
(単数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別)

|         |                        | 連携している関係機関がある | 連携している関係機関はない | 無回答  |
|---------|------------------------|---------------|---------------|------|
|         | (n=819) Total          | 68.1%         | 30.0%         | 1.8% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 71.6%         | 28.4%         | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 59.0%         | 38.5%         | 2.6% |
|         | (n=507) その他の市          | 69.0%         | 28.6%         | 2.4% |
|         | (n=85) 町・村             | 70.6%         | 29.4%         | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 64.9%         | 33.7%         | 1.4% |
|         | (n=422) 公立民営           | 72.5%         | 26.1%         | 1.4% |
|         | (n=151) 民立民営           | 61.6%         | 36.4%         | 2.0% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 64.9%         | 32.4%         | 2.7% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 67.1%         | 31.3%         | 1.6% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 80.5%         | 18.2%         | 1.3% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 82.4%         | 16.2%         | 1.5% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 66.7%         | 33.3%         | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 63.3%         | 34.2%         | 2.5% |

## 2) 連携している関係機関（ある場合）

「小学校」の割合が最も高く 85.5%である。次いで、「放課後等デイサービス事業所（39.1%）」、「保育所・幼稚園・認定こども園（30.8%）」である。

図表 3-52 連携している関係機関（ある場合、複数選択）



図表 3-53 連携している関係機関（ある場合、複数選択、自治体の種別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 小学校   | 特別支援学校 | 教育委員会(クラブ所管課を除く) | 保健所・保健センター | 上記以外の市区町村役所(クラブ所管課を除く) | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く) | 放課後等デイサービス事業所 | 保育所等訪問支援事業所 | 指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所 | 発達障害者支援センター | 保育所・幼稚園・認定こども園 | 医療機関  | 訪問看護ステーション | その他   | 無回答  |
|---------|------------------------|-------|--------|------------------|------------|------------------------|------------|--------------------------|---------------|-------------|--------------------------|-------------|----------------|-------|------------|-------|------|
|         | (n=558) Total          | 85.5% | 6.8%   | 8.6%             | 4.8%       | 9.7%                   | 15.1%      | 6.8%                     | 39.1%         | 6.8%        | 2.9%                     | 3.9%        | 30.8%          | 6.5%  | 2.0%       | 7.0%  | 0.2% |
| 自治体の種類別 | (n=78) 指定都市・特別区        | 93.6% | 12.8%  | 2.6%             | 5.1%       | 3.8%                   | 9.0%       | 1.3%                     | 37.2%         | 0.0%        | 1.3%                     | 2.6%        | 29.5%          | 9.0%  | 2.6%       | 10.3% | 0.0% |
|         | (n=69) 中核市             | 81.2% | 4.3%   | 1.4%             | 4.3%       | 5.8%                   | 18.8%      | 4.3%                     | 49.3%         | 2.9%        | 1.4%                     | 13.0%       | 20.3%          | 13.0% | 2.9%       | 5.8%  | 0.0% |
|         | (n=350) その他の市          | 84.9% | 6.3%   | 8.6%             | 4.6%       | 11.1%                  | 16.0%      | 8.3%                     | 38.6%         | 8.3%        | 3.7%                     | 2.9%        | 31.4%          | 5.4%  | 2.0%       | 6.0%  | 0.3% |
|         | (n=60) 町・村             | 83.3% | 5.0%   | 25.0%            | 6.7%       | 13.3%                  | 13.3%      | 8.3%                     | 31.7%         | 11.7%       | 1.7%                     | 1.7%        | 41.7%          | 1.7%  | 0.0%       | 10.0% | 0.0% |
| 設置運営形態別 | (n=135) 公立公営           | 83.0% | 4.4%   | 15.6%            | 3.0%       | 12.6%                  | 9.6%       | 4.4%                     | 36.3%         | 4.4%        | 3.0%                     | 0.0%        | 21.5%          | 1.5%  | 2.2%       | 8.9%  | 0.7% |
|         | (n=306) 公立民営           | 89.2% | 5.9%   | 5.6%             | 5.2%       | 8.2%                   | 15.7%      | 7.2%                     | 37.6%         | 6.5%        | 3.3%                     | 5.2%        | 32.4%          | 8.5%  | 2.6%       | 7.2%  | 0.0% |
|         | (n=93) 私立民営            | 78.5% | 9.7%   | 8.6%             | 5.4%       | 10.8%                  | 22.6%      | 8.6%                     | 48.4%         | 10.8%       | 2.2%                     | 3.2%        | 40.9%          | 8.6%  | 0.0%       | 5.4%  | 0.0% |
| 開設場所別   | (n=120) 小学校(学校の余裕教室)   | 96.7% | 5.0%   | 7.5%             | 7.5%       | 11.7%                  | 13.3%      | 2.5%                     | 34.2%         | 6.7%        | 1.7%                     | 2.5%        | 26.7%          | 1.7%  | 0.8%       | 5.0%  | 0.0% |
|         | (n=167) 小学校(学校敷地内専用施設) | 85.0% | 3.6%   | 10.8%            | 2.4%       | 8.4%                   | 17.4%      | 7.2%                     | 36.5%         | 6.0%        | 2.4%                     | 1.8%        | 24.6%          | 7.2%  | 4.2%       | 8.4%  | 0.0% |
|         | (n=62) 児童館・児童センター      | 90.3% | 8.1%   | 3.2%             | 8.1%       | 8.1%                   | 6.5%       | 6.5%                     | 46.8%         | 4.8%        | 3.2%                     | 3.2%        | 50.0%          | 4.8%  | 1.6%       | 11.3% | 0.0% |
|         | (n=56) 公有地専用施設         | 69.6% | 8.9%   | 16.1%            | 3.6%       | 8.9%                   | 8.9%       | 8.9%                     | 30.4%         | 3.6%        | 5.4%                     | 10.7%       | 19.6%          | 12.5% | 1.8%       | 10.7% | 0.0% |
|         | (n=48) 民有地専用施設         | 85.4% | 8.3%   | 8.3%             | 6.3%       | 12.5%                  | 14.6%      | 10.4%                    | 56.3%         | 8.3%        | 0.0%                     | 6.3%        | 43.8%          | 10.4% | 0.0%       | 4.2%  | 0.0% |
|         | (n=100) その他            | 80.0% | 11.0%  | 6.0%             | 4.0%       | 10.0%                  | 22.0%      | 9.0%                     | 41.0%         | 11.0%       | 5.0%                     | 3.0%        | 35.0%          | 7.0%  | 1.0%       | 4.0%  | 1.0% |

### 3) 関係機関と連携して良かったと思う事例や効果的だった専門的な支援の内容

関係機関と連携して良かったと思う事例や効果的だった専門的な支援の内容として、以下の回答があった。

図表 3-54 関係機関と連携して良かったと思う事例等の内容（ある場合、自由記載）

#### (スムーズな入所・受入れに繋がった)

- ・ 新1年生は情報が何もないので、こども園と連携し、対応方法や児童の特徴等を共有することで支援が行いやすくなった
- ・ 保育所等→入学前に情報提供を受けたり、保育所での様子を見学させてもらう等の連携により受入れがスムーズになる
- ・ 児童クラブ入所前に在籍する保育所から対象児童の様子、実例等を共有していただけるおかげで入所前に支援員間で対応を検討し、入所後スムーズに支援にあたる
- ・ 就学前から計画相談員として関わっている方が、1年生になってからの放課後も見据えて保護者にお話をして下さるので、早い段階から利用情報を得る事ができ、準備をすすめる事ができた

#### (関係機関間で、支援方針のすり合わせができた)

- ・ 1人の障害児に関わる関係者が多数いる場合、全ての関係者が一度に集まって、関係者会議を持つことがある。それぞれの居場所や機関で子どもの様子が少し異なることや、それぞれの機関の支援の方針を知ること自分達のクラブの意識や方針を再確認したりすることができる。関係者が集まってケースを検討する機会は非常に重要で有意義だと思う
- ・ 定期的な担当者会への参加により、各機関での日々の対応を共有でき、児童クラブでの育成支援に活用できている（声かけ、トラブル対応等）
- ・ 小学校や発達支援センターの個別支援計画について知ることができ、クラブでの支援に生かすことができている
- ・ 日々学校の支援担当の先生とは連携をとりながら、保育所等訪問支援では専門的な知識をもっている先生に定期的に助言をもらい、放課後等デイサービスでは支援法も学ばせて頂き、放課後等デイサービスとクラブが一体となって児童支援に取り組めた。また両方でルールの統一化も計り、家庭-学校-クラブ-行政担当課-デイサービス-保育所等訪問支援が連携をとりながら（見守れる様）情報共有ができるようになり児童支援に大きな効果をもたらした
- ・ 医療系の支援は、病院の担当医の先生と話す機会を設けたことで、学校では想定できない場面の質問ができた。学校と話し合いを持つことで、共通理解をしながらそれぞれの役割を確認し支援することができた

#### (対応を統一する等して、より良い支援・対応に繋がった)

- ・ 学校での様子や学校での対応を教えていただくことで、こちらの対応策を考えることができ、対応の統一性をもたせることができる
- ・ 発達障害の児童については、担任教諭と保護者と密に連絡を取り合い、情報の共有を図ることで、同じ方向性の支援ができています。発達障害の児童は予定（生活の流れ）の急な変更への適応が難しいため、このような連携を図ることで、少しでも当該児童がパニックを起こさないように努めている
- ・ 放課後等デイサービスと連携し、その子の課題・問題行動に対してのトークン表を使った。その日クリア出来た所にはごほうびのシールを貼る事で、良い方向に向ける事が出来て効果的だった
- ・ 小学校との関わりでは、支援員が日常的に低学年クラスの補助に入れてもらえるので、子どもの様子がわかりや

すい。療育センターからは、個別の巡回相談や職員研修を受けることができ、支援方法を学んでいる。子ども家庭支援センターとの関りは、情報共有や役割分担をすることで保護者との関係がスムーズになることがある

(専門的な助言が効果的だった)

- ・ 特別支援学校の先生に個別の支援のアドバイスをもらったことで、癩癩が減り、気持ちが落ち着くことがふえた。事前情報の障害特性の他に、愛着形成に問題があることを指摘された
- ・ 巡回相談が令和 6 年度より始まり、実際の育成状況を見てもらいカンファレンスが受けられた。今までなかったことなので助言がもらえて良い機会となった
- ・ 市発達支援室との連携…個別の支援計画、今の支援の方針、手立てでよいかどうか、障害の見立てと支援の方策が効果的かの検討
- ・ 療育センターの先生が児童クラブの職員だけでは気づかなかったことを教えてくれた。具体的には、以前児童のある行動について何故そのような行動をするのか分からないことがあったが、療育センターの先生と話をすることで原因が分かった。また、他機関での過ごし方を伺うことにより児童クラブで気をつけるべきことも分かる

(その他)

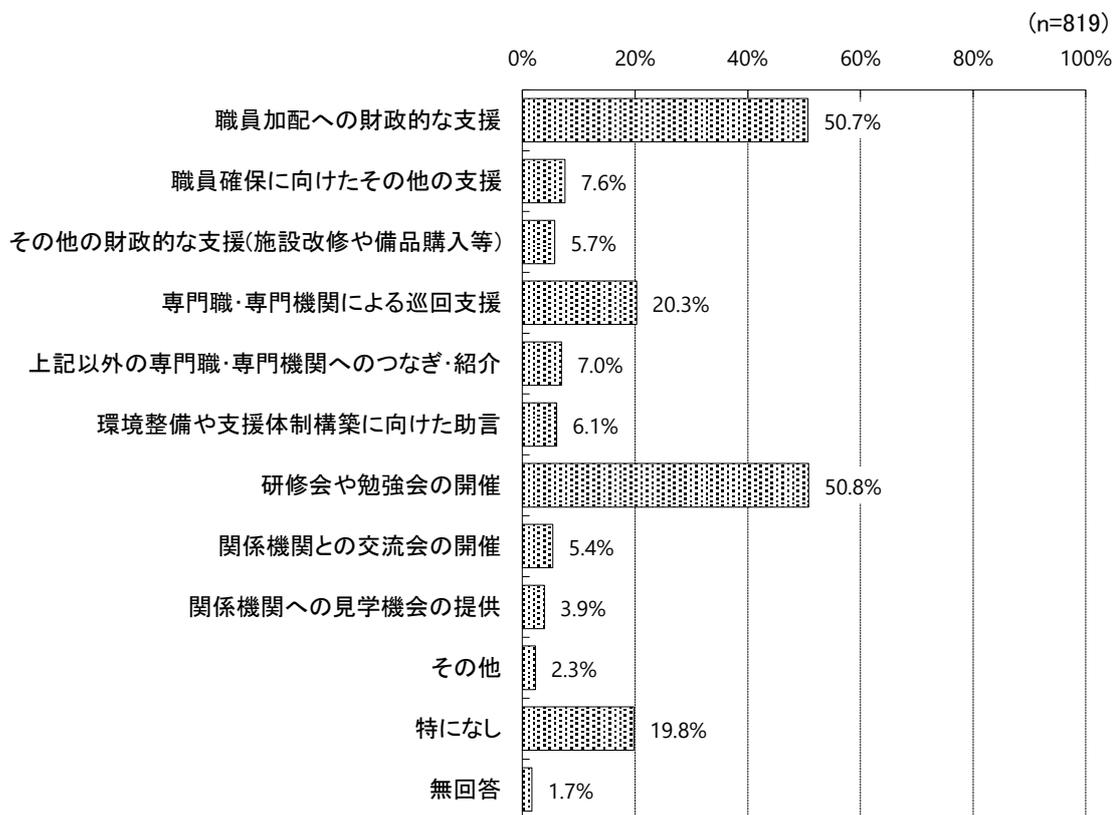
- ・ 通所している放課後等デイサービスを訪問し、職員と懇談・情報交換したこと
- ・ 困っている事を困っていると伝えることができる場があると安心できる
- ・ 作業療法士からのそれぞれの子にあった保育の仕方を教えてもらった事。職員の悩みが解消され、メンタルケア効果もあった

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

#### 4) 障害児の利用にあたって自治体から受けた支援

「研修会や勉強会の開催」の割合が最も高く 50.8%である。次いで、「職員加配への財政的な支援（50.7%）」、「専門職・専門機関による巡回支援（20.3%）」、「特になし（19.8%）」である。

図表 3-55 障害児の利用にあたって自治体から受けた支援（複数選択）



(注) 障害児の入所前～入所後までの支援を含む。公立公営の場合は自治体として行ったことと読み替えて回答いただいた。

図表 3-56 障害児の利用にあたって自治体から受けた支援（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 職員加配への財政的な支援 | 職員確保に向けたその他の支援 | その他の財政的な支援（施設改修や備品購入等） | 専門職・専門機関による巡回支援 | 上記以外の専門職・専門機関へのつなぎ・紹介 | 環境整備や支援体制構築に向けた助言 | 研修会や勉強会の開催 | 関係機関との交流会の開催 | 関係機関への見学会の提供 | その他  | 特になし  | 無回答  |
|---------|------------------------|--------------|----------------|------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|------------|--------------|--------------|------|-------|------|
|         | (n=819) Total          | 50.7%        | 7.6%           | 5.7%                   | 20.3%           | 7.0%                  | 6.1%              | 50.8%      | 5.4%         | 3.9%         | 2.3% | 19.8% | 1.7% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 64.2%        | 11.9%          | 10.1%                  | 24.8%           | 6.4%                  | 9.2%              | 61.5%      | 6.4%         | 2.8%         | 3.7% | 11.9% | 0.9% |
|         | (n=117) 中核市            | 56.4%        | 6.8%           | 7.7%                   | 24.8%           | 4.3%                  | 4.3%              | 65.0%      | 1.7%         | 2.6%         | 0.0% | 12.8% | 1.7% |
|         | (n=507) その他の市          | 47.9%        | 6.5%           | 4.7%                   | 19.3%           | 7.9%                  | 5.5%              | 47.1%      | 5.9%         | 4.5%         | 2.2% | 21.7% | 2.0% |
|         | (n=85) 町・村             | 41.2%        | 9.4%           | 3.5%                   | 14.1%           | 5.9%                  | 8.2%              | 38.8%      | 5.9%         | 3.5%         | 4.7% | 28.2% | 1.2% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 28.4%        | 17.8%          | 4.8%                   | 24.0%           | 9.6%                  | 7.2%              | 53.4%      | 8.2%         | 6.7%         | 1.9% | 23.1% | 0.5% |
|         | (n=422) 公立民営           | 55.7%        | 4.3%           | 5.9%                   | 22.7%           | 5.7%                  | 6.6%              | 48.8%      | 4.0%         | 3.3%         | 2.6% | 18.2% | 2.4% |
|         | (n=151) 民立民営           | 65.6%        | 3.3%           | 6.0%                   | 10.6%           | 7.3%                  | 3.3%              | 53.0%      | 5.3%         | 1.3%         | 2.6% | 18.5% | 0.7% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 39.5%        | 11.4%          | 2.2%                   | 17.3%           | 6.5%                  | 8.1%              | 43.8%      | 5.4%         | 5.9%         | 2.2% | 24.3% | 1.6% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 50.6%        | 8.8%           | 6.0%                   | 22.5%           | 7.2%                  | 5.6%              | 51.8%      | 3.6%         | 3.2%         | 1.6% | 18.9% | 2.4% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 39.0%        | 7.8%           | 15.6%                  | 35.1%           | 10.4%                 | 7.8%              | 57.1%      | 11.7%        | 2.6%         | 2.6% | 23.4% | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 51.5%        | 7.4%           | 5.9%                   | 25.0%           | 2.9%                  | 7.4%              | 60.3%      | 4.4%         | 7.4%         | 2.9% | 10.3% | 2.9% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 68.1%        | 4.2%           | 4.2%                   | 6.9%            | 5.6%                  | 4.2%              | 52.8%      | 6.9%         | 1.4%         | 4.2% | 16.7% | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 62.0%        | 3.2%           | 5.7%                   | 17.7%           | 8.2%                  | 4.4%              | 50.6%      | 5.1%         | 3.2%         | 2.5% | 18.4% | 1.3% |

## 5) 特に効果的だった自治体からの支援の内容

特に効果的だった自治体からの支援の内容として、以下の回答があった。

図表 3-57 特に効果的だった自治体からの支援の内容（自由記載）

### （研修、事例検討、交流会）

- ・ 市役所担当課が障害児に関する研修会を定期的を開催してくれていて、とても勉強になる研修会を企画してくれるのでありがたい。勤務時間内でおこなわれる研修会なので、仕事として障害児について学ぶ機会があることはうれしい。そのような障害児に関する研修会では、最後に講師の先生とお話する機会もあり、さらに的確な専門機関について教えていただいたりすることもできるので、このような職員の学びの場があることは、障害児についての知識と経験が重要であると担当課も考えていることなので、もっと支援の輪が広がればいいと考える
- ・ 研修の際に、障害児に対する対応や対策を教えてもらえる貴重な時間を作っていただいている。研修後には、職員間でどう思ったか意見交換をし、現場に反映できるようにしている
- ・ 市が主催する研修において、障害のある児童に対する具体的な支援方法や対応策を学ぶことができた
- ・ 研修会で特性のある子への理解（特に ADHD、ASD）が深まり、児童への関わり方が変わった
- ・ 研修会や勉強会で他のクラブの方々との情報交換の場にもなり、ヒントをいただける事も多い
- ・ 同市内の支援員が集まり、グループワーク等を行い、様子や対応等を聞ける交流の場があった

### （専門職等による巡回支援）

- ・ 巡回支援を行う事で別な視点からの意見や、環境整備などのヒントになり、保育環境の向上につながった
- ・ スーパーバイザー巡回指導において、大学教授からの当該児童に係る課題となる行動へのクラブでの対応について、客観的意見や感想を得られること
- ・ 心理の専門職の方から実際に児童の様子を定期的に見ていただき、アドバイスを受け、職員研修を実施している。共に理解ができています
- ・ 市こどもセンターから 2 か月に 1 回程度の巡回訪問を受けており、子ども達の生活を実際に見学してもらいながら、情報の共有を図っている
- ・ 児童発達支援センターの専門スタッフの巡回。年に 2～3 回あるので、以前と比べてどうなっているのかなども話がしやすく助かっている。こちらが行っている声掛けや支援について、「それで良いですよ」と言ってもらえるだけで支援員が自信をつけることができ、ありがたかった

### （職員の加配、補助）

- ・ 職員の加配を行う事で、支援が必要な児童を手厚く見守る事ができ、特性や様子をよく知ることができより児童の育成が行える体制になる
- ・ これまでは対象児童がいる場合のみ補助金が支給されたが、今年からは障害児を担当できる職員がいれば補助金が支給されるため、職員を途中で辞めさせたりする必要がなくなり、いつでも障害児を受入れられる体制を整えることができた
- ・ 専門の人材(正社員)を雇うための財政的支援はとてもありがたい
- ・ 特別支援学級の担当をした経験のある元教員を、学童職員として配置していただいた
- ・ 支援員の人数が足りない場合、派遣会社からの補充あり

### （連携、情報共有）

- ・ 市、小学校との関係者連絡会議では、現状をふまえた話し合いをすることで、受入れや児童への対応、情報共有等の連携をとることができ、問題行動等を改善していけるようになってきている
- ・ 市の保健福祉センターによる関係機関が集まって児童の情報共有や対応の一致を図る機会を設けてもらう
- ・ 新1年生の入所前における幼稚園・認定こども園等へ訪問しての状況確認や聞き取り等の情報共有
- ・ クラブ事業の担当課が相談に応じ、必要なときは専門部署の仲介をいただいている

(その他)

- ・ 保育室が足りず増築したことで、騒がしいところにいることができない児童の安心して過ごせる場所となっている
- ・ 施設内のバリアフリー化、入口にスロープの設置 ・児童を安全に受入れる体制を構築することができた
- ・ 階段、トイレ改修により、対象児童の支援対応がしやすくなったこと
- ・ 室内用パーテーションを購入してもらった

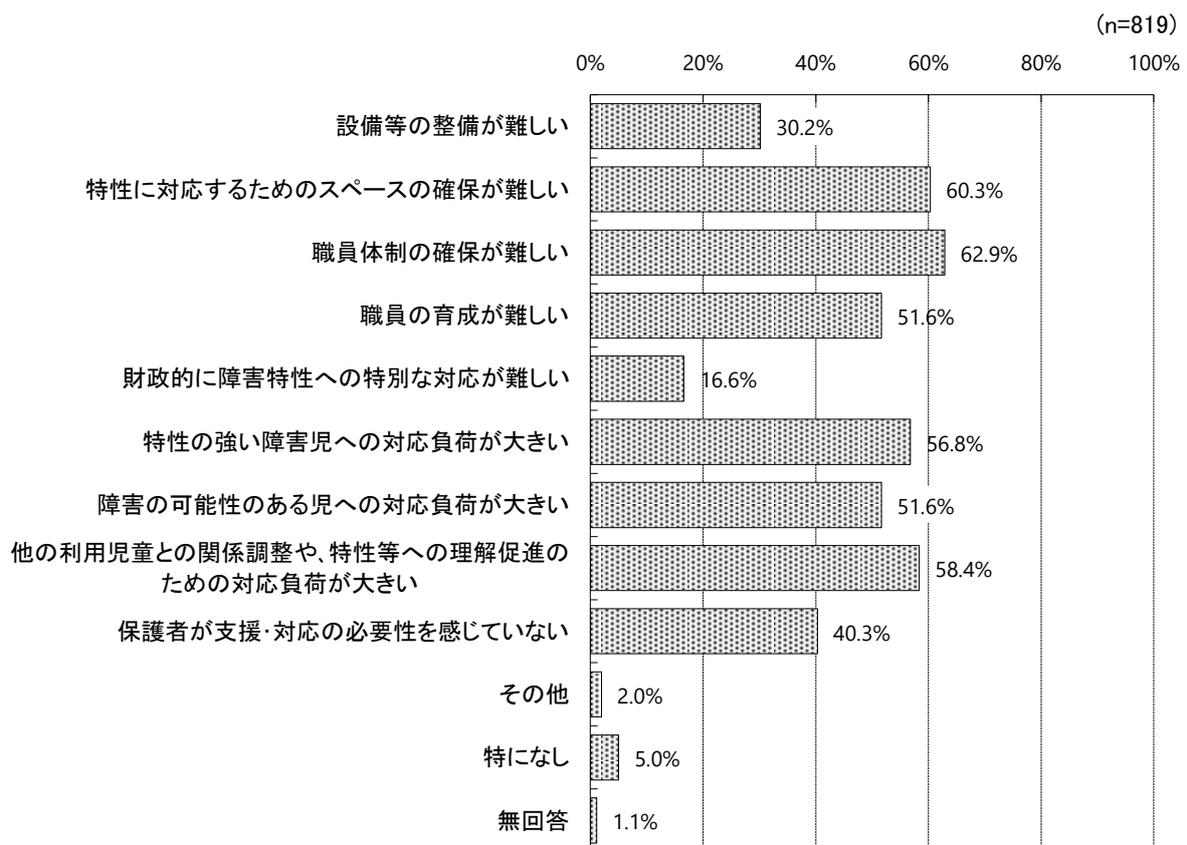
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

## (5) その他

### ① 障害児の受入れにおける課題

「職員体制の確保が難しい」の割合が最も高く 62.9%である。次いで、「特性に対応するためのスペースの確保が難しい（60.3%）」、「他の利用児童との関係調整や、特性等への理解促進のための対応負荷が大きい（58.4%）」「特定の強い障害児への対応負荷が大きい（56.8%）」である。

図表 3-58 障害児の受入れにおける課題（複数選択）



図表 3-59 障害児の受入れにおける課題（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別）

|         |                        | 設備等の整備が難しい | 特性に対応するためのスペースの確保が難しい | 職員体制の確保が難しい | 職員の育成が難しい | 財政的に障害特性への特別な対応が難しい | 特性の強い障害児への対応負荷が大きい | 障害の可能性のある児への対応負荷が大きい | 他の利用児童との関係調整や、特性等への理解促進のための対応負荷が大きい | 保護者が支援・対応の必要性を感じていない | その他  | 特になし | 無回答  |
|---------|------------------------|------------|-----------------------|-------------|-----------|---------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------------|----------------------|------|------|------|
|         | (n=819) Total          | 30.2%      | 60.3%                 | 62.9%       | 51.6%     | 16.6%               | 56.8%              | 51.6%                | 58.4%                               | 40.3%                | 2.0% | 5.0% | 1.1% |
| 自治体の種類別 | (n=109) 指定都市・特別区       | 32.1%      | 75.2%                 | 68.8%       | 57.8%     | 6.4%                | 66.1%              | 53.2%                | 70.6%                               | 48.6%                | 2.8% | 1.8% | 0.0% |
|         | (n=117) 中核市            | 42.7%      | 71.8%                 | 64.1%       | 54.7%     | 21.4%               | 67.5%              | 65.0%                | 60.7%                               | 46.2%                | 1.7% | 3.4% | 0.9% |
|         | (n=507) その他の市          | 26.4%      | 56.2%                 | 60.0%       | 50.3%     | 17.8%               | 53.6%              | 49.5%                | 56.6%                               | 37.3%                | 2.2% | 5.7% | 1.4% |
|         | (n=85) 町・村             | 31.8%      | 49.4%                 | 70.6%       | 48.2%     | 16.5%               | 48.2%              | 43.5%                | 49.4%                               | 40.0%                | 0.0% | 7.1% | 1.2% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 31.3%      | 56.7%                 | 63.0%       | 54.8%     | 12.0%               | 54.8%              | 47.1%                | 52.4%                               | 37.5%                | 2.9% | 8.7% | 0.0% |
|         | (n=422) 公立民営           | 32.2%      | 69.7%                 | 67.1%       | 54.5%     | 17.8%               | 64.0%              | 56.6%                | 65.6%                               | 43.1%                | 1.4% | 2.4% | 1.7% |
|         | (n=151) 民立民営           | 22.5%      | 41.1%                 | 57.0%       | 44.4%     | 20.5%               | 41.7%              | 46.4%                | 47.7%                               | 38.4%                | 2.6% | 6.6% | 0.7% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 33.0%      | 68.1%                 | 62.2%       | 50.8%     | 13.5%               | 64.9%              | 52.4%                | 57.3%                               | 41.1%                | 1.1% | 3.8% | 1.6% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 27.7%      | 63.1%                 | 62.7%       | 47.8%     | 12.9%               | 54.2%              | 52.2%                | 60.2%                               | 41.4%                | 2.4% | 3.6% | 0.8% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 35.1%      | 64.9%                 | 66.2%       | 54.5%     | 15.6%               | 62.3%              | 57.1%                | 63.6%                               | 44.2%                | 0.0% | 6.5% | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 30.9%      | 67.6%                 | 61.8%       | 60.3%     | 20.6%               | 63.2%              | 50.0%                | 67.6%                               | 39.7%                | 1.5% | 7.4% | 2.9% |
|         | (n=72) 民有地専用施設         | 23.6%      | 40.3%                 | 66.7%       | 44.4%     | 22.2%               | 48.6%              | 50.0%                | 52.8%                               | 43.1%                | 4.2% | 5.6% | 0.0% |
|         | (n=158) その他            | 32.3%      | 50.6%                 | 60.1%       | 57.0%     | 22.2%               | 49.4%              | 48.1%                | 51.9%                               | 35.4%                | 2.5% | 7.0% | 1.3% |

## ② 課題の具体的な内容（課題が1つ以上ある場合）

障害児受入れにおける課題の具体的な内容として、以下の回答があった。

図表 3-60 障害児の受入れにおける課題の内容（課題が1つ以上ある場合、自由記載）

### （設備整備）

- ・ 1～6年生までの約4分の1は支援の必要な児童。30人が1部屋で過ごすため、活動時間や内容にズレがあったりパニックになった時等、クールダウンできるスペースがない
- ・ 定員を超過している中で、障害に対応するための部屋、スペースの確保が難しい（確保すると、他の環境に影響が出てしまう。他児間でのトラブルが発生したり遊ぶスペースが狭くなる）
- ・ 狭いスペースに大人数ですごしているため、障害児の特性によっては、対応が難しい。例えば、大きな声が苦手、たくさんの中にいるのが苦手などのお子さんに適切なスペースを与えてあげられない
- ・ 医療的ケア児、肢体不自由児が大規模（150人）で密度の高い中で過ごすには安全性が確保できず、他児が思いがけず加害者となる恐れが常にある
- ・ 賃借のため、大がかりな整備が難しい
- ・ 手洗い場が車イス利用児向けに設計されていないため水道に手が届かなかったり、手洗いボウルに近づけず、うがいなどしづらい
- ・ 設備の整備を緊急にしたいとしても、行政側の予算は議会を通してからでないとおりにないので期間を要する

### （職員体制の確保）

- ・ 児童に丁寧に対応できるよう、職員を余裕をもって配置することが難しい
- ・ 職員の出入りが多く（長続きしないため短期間で入れかわる）年齢も高い（全員50、60代）ため、特性に合った対応ができない職員がほとんどである
- ・ 障害児の有無に関わらず、学童保育に関わる職員体制の確保は難しい。単独の仕事として成り立たない。身体的・精神的・経済的に有意義な仕事といえない
- ・ 障害のある子がずっとクラブを利用するとは限らないし、いつ利用があるのか、いつまで利用者がいるのか不明で、職員の確保が難しい。すぐには支援員はみつからず、みつかったとしても障害の子がいつまでいるか不明で、何人も支援員を雇うわけにもいかず難しい。市や県や国が支援のいる児童が利用している期間、障害の専門の支援員を配置してくれると良いと思う
- ・ 特に夏休み等、開設時間が長くなる期間の職員体制の確保
- ・ 障害児を受入れるための・障害児に対応するための"人材確保"。専門的知識のある支援員（有資格者）がないため、日々手探りになってしまう。対応が追いつかない

### （職員の養成）

- ・ そもそも放課後児童クラブの支援員になるにあたり、障害児を支援するための資格を有するスタッフは少なく、支援員の質の底上げをするような研修の機会が不足している。経験によりたたき上げられてきたスタッフで構成されているため、間違った成功体験を良かれと思って続けている年輩のスタッフも少なくない。補助スタッフも含め、理論とさまざまな事例に対する支援の方法を必修で研修するなどが必要である
- ・ 職員の障害に対する理解を促すための研修体制の構築
- ・ 個々の児童の特性等を理解するまでの対応や、支援員が統一した対応をできるよう情報共有することが難しい

- ・ 職員も研修を受けたりはするが、事例が個々によって違うので、必ずマニュアル通りには行かないことがあるので、日々葛藤をしながらの対応である。答えがあつてない感じである（以前はこうしたが、今回は通用しなかったりと）
- ・ トラブルが起こった時の対応が難しい。対応ができる職員とできない職員がいる

#### (障害特性への対応)

- ・ 知的障害に関しては、突然他児をたたく、物をとられる等、特に低学年のまわりの子に理解を求めることが難しい場合が多く対応にとまどう
- ・ 見た目だけでは障害児の区別がつかないため、集団での時間やルールを守ることが難しい障害児への理解が難しい。また、障害児のみ 6 年生まで在籍でき、学年が上がるにつれ低学年の子からの理解も難しい。障害児は配慮しなければならないが、常に優遇するものではない。他児にとっても居心地がいい学童でなければ意味がない
- ・ 児童クラブは学校の空き教室を利用していることが多いため、部屋がせまいことが多いし、職員も学校やデイサービスのように個人に対して接する時間は他の子もいるので中々、専門性のある関わりは難しい。また学校では支援学級に居て、落ち着いた環境だが児童クラブに来ると他の子、違う学年の子もいて支援が必要な子でも過ごせない子の方が多いと思う
- ・ 異年齢で自由にあそびながら過ごしている中で、攻撃的な言動が多い場面が増えると、他の児童に脅えが見え始める。学年があがり下の学年の児童に対して威嚇的になる場面では、保護者からの相談も増え、集団で一緒に過ごすということの難しさを感じることもある。児童の保護者に対して現状を伝えた際に、他の児童や施設側に問題があると攻撃的になることもあり、対応が難しい

#### (障害児以外の特別な配慮が必要な児童への対応)

- ・ 障害の可能性のある子どもたちの対応が難しい。はっきり手帳や診断名がついている子の方が保護者や学校の先生なども連携しやすい。軽度の発達障害の子は、わかりづらい面もあるが、人とのトラブルも多い。その子の弱さや発達の課題をどう保護者と共有していくかは難しい
- ・ 特に発達障害のある可能性のある児童が一般学級で十分な配慮、教育が受けられず、苦しんでいる事が多い。そのストレス発散を放課後児童クラブで行ってしまい問題になる。また、小学校との連携(特に一般学級の先生との連携)はできておらず、重要な課題である
- ・ 障害の可能性のある子もいるので障害児との対応が困難な時もある。医療機関への受診を渋ったりし状況を知ることできない
- ・ 障害の可能性のある児童が増え、診断を受けていなくても支援、配慮が必要な児童が増えている。多動、教室からの飛び出し等があり職員数が少ない中、児童の安全確保することが難しかった

#### (配慮の必要な児童以外の児童への対応)

- ・ 同じ空間にいるため、学習面（宿題の時）で何でできないの？とか、みんなと同じでないの？と聞かれる事がある（低学年の子から）
- ・ 障害の可能性のある子がキレてあばれたりすると他の子達もまきこんでしまい、注意する時間を取るため、いやな思いをしているので、対応を考えてしまう
- ・ 要支援児と他児との関わりにおいて、他児の気持ちも受け止めつつ、ある程度の理解を求めることの難しさ、特性についてどのように説明したらいいかということは課題である
- ・ 他の児童や保護者とのかわりもとても難しく、大変で難しい。障害児の保護者が他の児童や保護者との関りを

持ったり、子どものことを話したりしていない場合、支援員が伝えるわけにもいかず、その子に対応もして他の方への理解もしてもらう対応が難しい

- ・ なぜあの子だけ静養スペースに行けて僕たちは行くことができないんだということや、なんであいつらだけあれをやっていて僕らはやってはいけないんだ みたいなことが頻繁に起こる

#### (保護者への対応)

- ・ 今年の夏休みに知能検査を受けてもらうため、学校と連携をとって保護者に子どもの様子を伝えていたが、伝えるにくいこともあったり、受入れるのに時間のかかる保護者もいて対応が難しい。支援や対応に苦戦する子どもの保護者に子どもの様子を伝えるが、なかなか受入れることができない保護者がいる
- ・ 周囲の保護者の理解、どのようにつたえたらよいか（プライバシーも守りたい）
- ・ 保護者の願いと、子どもの困り感にズレがあるとき、とても難しく感じる。また学童に対して保護者からの情報共有が学校よりもいただける機会が少なく把握が難しい
- ・ 保護者からの情報が無かったり、理解がないことも多い。子どもの特性も入会申込書に記載が無く、手探り状態で支援している。入会申込書の記載も簡単なもので、4月1日に初めて子どもと対面するような状態

#### (その他)

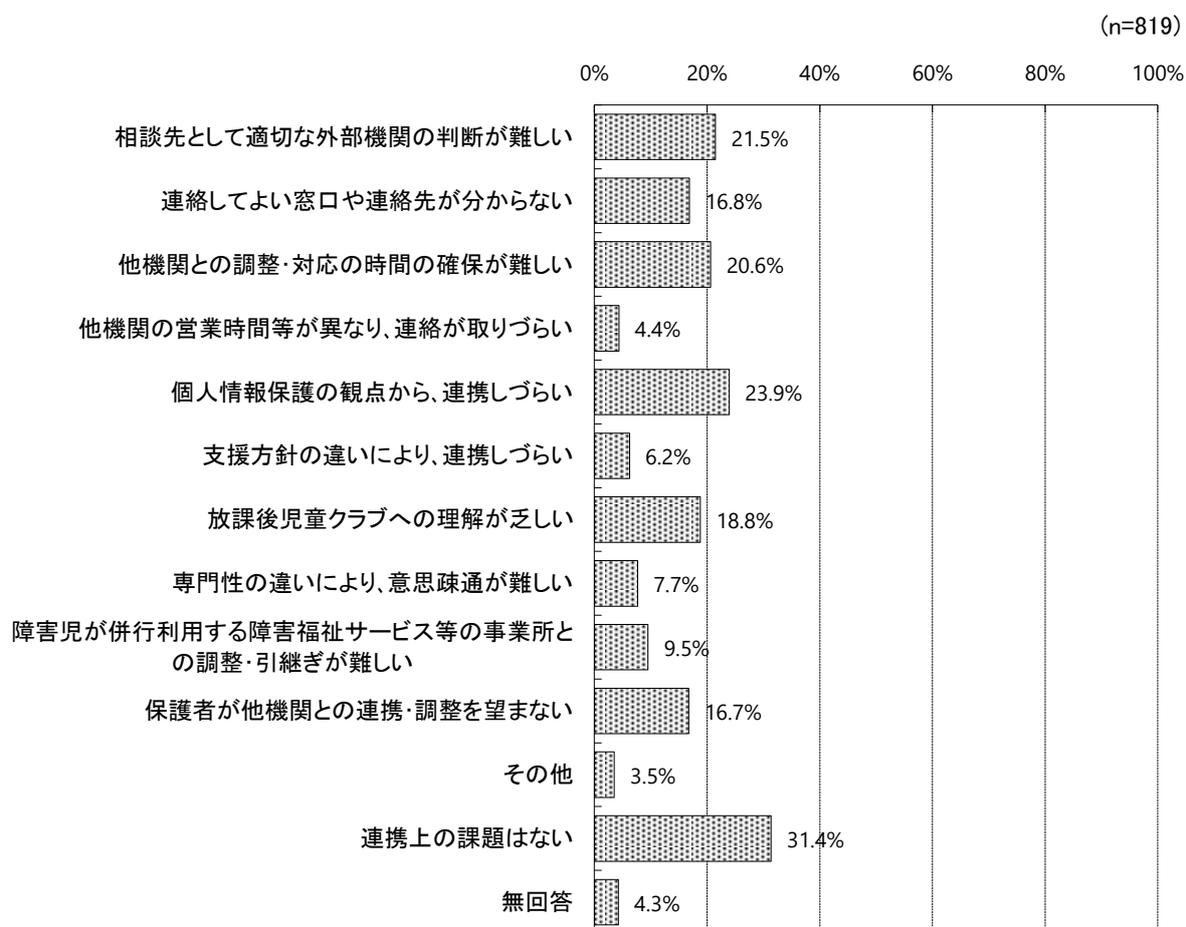
- ・ 就学相談の時点で学童についても考えてほしい。発達支援室や教育マネジメントチーム職員にも学童の実態を知ってもらいたい
- ・ 障害の可能性のある子どもたちの対応が難しい。はっきり手帳や診断名がついている子の方が保護者や学校の先生などとも連携しやすい。軽度の発達障害の子は、わかりづらい面もあるが、人とのトラブルも多い。その子の弱さや発達の課題をどう保護者と共有していくかは難しい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

### ③ 支援機関との連携における課題

「連携上の課題はない」の割合が最も高く 31.4%である。次いで、「個人情報保護の観点から、連携しづらい（23.9%）」、「相談先として適切な外部機関の判断が難しい（21.5%）」、「他機関との調整・対応の時間の確保が難しい（20.6%）」である。

図表 3-61 支援機関との連携における課題（複数選択）



(注)「支援機関」とは、障害児通所事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援センター等）、発達障害者支援センター、医療機関、訪問看護ステーション等を指す。学校は除くとした。また、本設問では、支援機関と児童との繋がりは問わないとした。

図表 3-62 支援機関との連携における課題（複数選択、自治体の種類別・設置運営形態別・開設場所別・連携している関係機関の有無別）

|         |                        | 相談先として適切な外部機関の判断が難しい | 連絡してよい窓口や連絡先が分からない | 他機関との調整・対応の時間が難しい | 他機関の営業時間等が異なり、連絡が取りづらい | 個人情報保護の観点から、連携しづらい | 支援方針の違いにより、連携しづらい | 放課後児童クラブへの理解が乏しい | 専門性の違いにより、意思疎通が難しい | 障害児が併行利用する障害福祉サービス等の事業所との調整・引継ぎが難しい | 保護者が他機関との連携・調整を望まない | その他  | 連携上の課題はない | 無回答  |
|---------|------------------------|----------------------|--------------------|-------------------|------------------------|--------------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------------------------|---------------------|------|-----------|------|
| 自治体の種類別 | (n=819) Total          | 21.5%                | 16.8%              | 20.6%             | 4.4%                   | 23.9%              | 6.2%              | 18.8%            | 7.7%               | 9.5%                                | 16.7%               | 3.5% | 31.4%     | 4.3% |
|         | (n=109) 指定都市・特別区       | 25.7%                | 22.0%              | 22.0%             | 8.3%                   | 32.1%              | 7.3%              | 20.2%            | 11.9%              | 9.2%                                | 17.4%               | 2.8% | 22.0%     | 4.6% |
|         | (n=117) 中核市            | 28.2%                | 19.7%              | 23.1%             | 6.0%                   | 19.7%              | 7.7%              | 17.1%            | 5.1%               | 12.8%                               | 17.1%               | 2.6% | 34.2%     | 7.7% |
|         | (n=507) その他の市          | 20.7%                | 16.0%              | 19.7%             | 3.7%                   | 24.3%              | 6.1%              | 19.9%            | 7.9%               | 8.9%                                | 17.2%               | 3.6% | 31.2%     | 3.2% |
|         | (n=85) 町・村             | 11.8%                | 11.8%              | 20.0%             | 1.2%                   | 17.6%              | 3.5%              | 11.8%            | 4.7%               | 9.4%                                | 12.9%               | 5.9% | 41.2%     | 5.9% |
| 設置運営形態別 | (n=208) 公立公営           | 14.4%                | 12.5%              | 18.8%             | 2.9%                   | 20.7%              | 4.3%              | 15.4%            | 7.2%               | 8.7%                                | 9.1%                | 4.3% | 46.6%     | 4.8% |
|         | (n=422) 公立民営           | 25.4%                | 18.7%              | 22.0%             | 5.9%                   | 26.3%              | 7.6%              | 18.5%            | 8.1%               | 10.0%                               | 20.4%               | 4.3% | 23.9%     | 3.3% |
|         | (n=151) 私立民営           | 21.2%                | 19.2%              | 20.5%             | 3.3%                   | 21.9%              | 5.3%              | 22.5%            | 7.3%               | 11.9%                               | 15.9%               | 0.7% | 31.1%     | 5.3% |
| 開設場所別   | (n=185) 小学校(学校の余裕教室)   | 20.0%                | 15.1%              | 18.9%             | 5.4%                   | 22.7%              | 9.2%              | 16.2%            | 8.1%               | 9.2%                                | 12.4%               | 3.8% | 33.5%     | 5.4% |
|         | (n=249) 小学校(学校敷地内専用施設) | 21.3%                | 17.7%              | 18.9%             | 6.4%                   | 27.7%              | 6.0%              | 20.5%            | 6.4%               | 10.0%                               | 17.7%               | 4.0% | 28.9%     | 3.6% |
|         | (n=77) 児童館・児童センター      | 19.5%                | 11.7%              | 24.7%             | 2.6%                   | 19.5%              | 5.2%              | 16.9%            | 7.8%               | 11.7%                               | 15.6%               | 2.6% | 40.3%     | 0.0% |
|         | (n=68) 公有地専用施設         | 25.0%                | 14.7%              | 17.6%             | 1.5%                   | 20.6%              | 0.0%              | 16.2%            | 7.4%               | 4.4%                                | 22.1%               | 2.9% | 27.9%     | 7.4% |
|         | (n=72) 私有地専用施設         | 19.4%                | 16.7%              | 25.0%             | 1.4%                   | 20.8%              | 6.9%              | 22.2%            | 8.3%               | 12.5%                               | 16.7%               | 5.6% | 33.3%     | 5.6% |
| 連携の有無別  | (n=158) その他            | 23.4%                | 22.2%              | 22.2%             | 3.2%                   | 24.1%              | 6.3%              | 19.6%            | 8.9%               | 8.9%                                | 17.7%               | 1.3% | 29.7%     | 3.8% |
|         | (n=558) 連携している関係機関がある  | 20.6%                | 15.1%              | 21.5%             | 5.0%                   | 23.8%              | 6.1%              | 20.1%            | 7.7%               | 10.8%                               | 17.7%               | 3.2% | 31.2%     | 3.9% |
|         | (n=246) 連携している関係機関はない  | 23.6%                | 21.5%              | 19.9%             | 3.3%                   | 25.6%              | 6.9%              | 17.1%            | 8.1%               | 7.3%                                | 15.4%               | 4.5% | 31.3%     | 3.3% |

#### ④ 連携における課題の具体的な内容（課題が1つ以上ある場合）

連携における課題の具体的な内容として、以下の回答があった。

図表 3-63 連携における課題の具体的な内容（課題が1つ以上ある場合、自由記載）

##### （関係機関から情報提供がない／乏しい）

- ・ 医療機関等で受けた助言等を、保護者が自発的に開示してくれることがほとんどなく、こちらから聞き出しにくい内容なので、情報収集や連携に苦労した
- ・ こちらの質問や問題点などについては、相談、回答などはいただけるが、そちらではどのような支援をし、児童がどのように過ごしているかについては、なかなか情報はいただけない
- ・ 個人情報保護のため、いろいろな情報を得ることが難しい状況にある。役場の福祉課の担当が関係機関と連絡・調整をして、ケース会議を開いている
- ・ 個人情報保護の関係で知りたい情報が伝わらないことが多い。保育所や幼稚園での情報（本人・家庭環境等）がわからない

##### （関係機関との連携体制の構築が難しい）

- ・ 前提として、学校がその他の機関と連携しているはずなので、学童クラブとしてどこまで介入して良いか、立場的な難しさを感じている。全てで連携すべきと思うが、どこが発信するのだろうか。保護者も積極的でない場合、一方だけで伝えられている情報の共有など、どこまで伝えたり知って良いものか
- ・ こちらで動かないと連携どころではない。行政、学校も連携を促すような行動はなく児童クラブの責任者が自身で動かなくてはならない
- ・ 放課後等デイサービスを利用している子もいるが、そもそも交流がないので連携は難しい。学校からの情報提供は皆無。保護者からの申告のみが私達の情報源

##### （時間の関係で、関係機関と連絡が取りづらい）

- ・ 放課後等デイサービスの時間帯が学童クラブよりも短いため連絡を取りにくいことがある。子ども家庭支援センターへの連絡がとれにくいことがあった（子ども家庭支援センターの開所時間の関係）
- ・ 小学校との情報交換は定期的に行っているが、十分な時間、日にちを確保することが難しい。一部の児童の話で終わってしまう
- ・ 学校との連携では、学校は放課後、放課後児童クラブは午前中と空き時間の取りやすさに違いがあり、十分な話し合いの機会を設けるには工夫がいるため

##### （相談先や相談して良い内容等がわからない）

- ・ 障害児については、困ったときには学校に相談して解決することができるが、障害の可能性のある児に対しては、どこにどのように相談してよいか分からない。保護者への対応の仕方が難しい
- ・ 障害の可能性のあるこどもの保護者に、適した相談窓口を紹介するにあたり、どこに連絡すればいいかわからない。研修では早いうちに支援を受けた方がいいとされているが、実際に紹介できる場所がわからない。入所時に幼稚園、保育所での様子が見えるような連携も取れると、クラブでの支援に役立つと思うが、現在はそれができない状態で引き受け、トラブルも多々ある
- ・ 学校や巡回支援以外での相談先の判断が難しい
- ・ 相談員や放課後等デイサービス、保健師などに相談できるようにしているが、それでも相談する必要があるのか

悩むことは多い

(保護者の理解が得られない)

- ・ 行政の窓口や支援機関を紹介したが、保護者がそれを望まなかった。積極的に行動しようとする意志がなかった。レッテルを貼られる事をいやがったようであった
- ・ 保護者が放課後等デイサービスの名称のみ教えてくれるだけで、児童の発育・療育についての情報共有を望まない（預かってくれるだけでいいといった感じ）
- ・ 保護者が望んでいなくても、クラブで過ごすうえでアドバイスがほしいときがある。どこに相談して良いのか、保護者が望んでいなかった場合関係の悪化につながる懸念がある

(集団の中での様子を踏まえた支援方針や支援があると良い)

- ・ 1 日、1～2 時間の訪問で何かわかるのか？ どういう手立てが考えられるのか、はなはだ疑問である。1 週間程度、子どもの様子を観察し、手立てを考えて欲しい
- ・ 知能検査は 1：1 で行うことが多く、良好な結果が出るが、実際クラブで集団生活を行う中での困りごとは、検査ではわからないし、所見と食い違いが多い。せっかく通っていた言葉の教室も所見で安心した保護者が辞めさせてしまうが、子どもは戸惑う場面が多い
- ・ 療育センターの巡回訪問はあるものの、回数が限られていること、相談内容も限定されること、現場は見てはもらえないこと、継続して気軽には相談できないこと等、実際は連携というよりは年 1～2 回の研修という感じである

(その他)

- ・ 支援員の出勤時間は、児童が登室するだいたい 1 時間前。環境整備や出席者の確認等をしているうちに児童が登室し始める。勤務の終わりは、最終児童が降室した時間となるため、他機関に連絡する時間がなかなかとれない

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

## ⑤ これまでに障害児を受入れたことのないクラブへの助言や受入体制構築に向けたポイント等

これまでに障害児を受入れたことのないクラブへの助言や受入体制構築に向けたポイント等として、以下の回答があった。

図表 3-64 これまでに障害児を受入れたことのないクラブへの助言や受入体制構築に向けたポイント等  
(自由記載)

### (子どもに対応するときの意識・心構え)

- ・ 障害のある子どもではなくて、ある子どもの中に一部、障害があるということです。診断されていない、けど特性のある児童はいくらでもいるし、そういう大人もたくさんいて、すでに私達と一緒に生活したり働いたりしています。もしかしたら自分も特性がある人かもしれません。あまり神経質にならず一人の人間としてみて付き合ってみる、という姿勢は大事です。でもできないこともあります。失敗を恐れず、誠実に向き合えば例えば途中で辞めたり、放課後等デイサービスへ移行する際も、保護者も子ども本人も支援員も後悔はない、清々しい気持ちで送り出せると思います
- ・ 障害児と他の児童とのトラブル等は避けられないが、児童の気持ちの理解に努め、冷静に対応する。→子どもも大人もトラブルを良い経験につながるようにとらえ、同じ場所・同じ時間を共有する仲間として温かい気持ちを醸成していけるようにする
- ・ 障害児童を特別扱いせず、他の健常児と同じように扱う。それにより障害児本人も他の健常児も立場が対等になり、仲間として認識します
- ・ (障害児に関わらず)「叱る」のではなく、そのこどもが困っている背景に着目し、そこへ介入するといった「アセスメント」の視点はとても重要である。多くのクラブが「困った子」を作り上げてしまっていると感じる
- ・ 大切なのは、子ども理解です。トラブルを起こしやすい子どもは、子ども自身が何か困っていることが多い。そういう視点で、その子が持っている得意なこと、苦手なことを理解し、居場所を作ることに心を注げば、みんなが安心してすごせるクラブになるのではないのでしょうか
- ・ 決めつけではなく、そうなるまでの過程や環境その子ひとりひとりの思考するくせを考え原因を探るくせをつける

### (支援体制の構築)

- ・ 1.職員全員で障害児理解と育成支援の仕方を共有する体制（ミーティング、職員会議、日誌、実践検討会）を組む。担当職員にまかせたり責任を持たせたりせず、支援の仕方を全職員で話し合い、その方針の下に実践する。 2.PDCA（計画、実践、評価、改善）サイクルで日々ふり返りを行い、次の支援の計画を立て改善し実践する体制をとる
- ・ 学童でのミーティングで子どもの支援、対応方針について共有し、統一していくよう確認している。情報共有を大事にしている
- ・ 支援児童の情報を共有するための記録シートを作る。職員の人事異動があった時に児童の情報を引き継ぎやすい。また、どのような支援を行っていたのか参考にすることで統一した支援を行う事ができる

### (職員向けの研修や学ぶ機会の確保)

- ・ クラブ職員の知識・姿勢も大切。障害の特性や対応方法・実地訓練などの研修機会の確保、どの子ども大事にしたいという姿勢（そういう人の雇用とその人の生活を守る処遇）が必須だと感じています
- ・ 研修に参加した職員からのフィードバック研修を行うことで他職員の資質向上、育成スキルアップにつながる

- ・ 専門的な知識を持っていないパートやアルバイトの方を採用される機会が多いと思いますが、会議や研修の時間を有効に使うことで、皆さんの意識がプロになっていると感じています。勤務時間外に自ら意欲的に学んでくださっている方もいます。「障害」という名前がつくと「無理、難しい、大変」と思ってしまうのかもしれませんが。子どもたちが何に困っているのか、困りごととして捉えるとみなさん考えを深めやすい印象を受けています
- ・ 支援員への障害児への理解と学習がとても大切です。偏見の目で見ることなく、ひとりの人として接する大切さを理解する

#### (保護者との連携)

- ・ 障害児の保護者との密な情報共有と信頼関係がとても重要です。保護者がクラブにどこまでの支援内容を求めているのかを明確にして、それに向かって並走していく
- ・ 保護者と連携できる信頼関係づくりが最大のポイント。同じ目線で児童を見ていくことからすべてが始まる
- ・ 入所前に児童や保護者との面談。好きなこと、苦手なこと、好きな遊び、特性について、薬の服用、食べ物（おやつ）、アレルギー、対応について（癩癩など）、注意すること、他に利用している施設（放課後等デイサービス、習い事）、保育所等での様子、家庭での様子

#### (他機関との連携)

- ・ 障害児の育ちを線で見ること。そのためには保育所での様子（過去）、学校（現在）、専門機関（未来）というような連携体制の構築が必要に感じています
- ・ 保育所等からの情報収集。集団生活の様子、遊び、対応について（ケンカ、癩癩など）、親子関係、保護者の様子
- ・ 児童の生活環境は家庭・学校・学童等であるが、その児童の現在と将来の幸せを支えるという同じ視点と姿勢を持って、常に連絡・相談の回路を持ち協力する。①→保護者会行事などに三者が参加する。学校行事（運動会・文化祭）への参加 ②→日常的に連絡・見学・相談など
- ・ 定期的に行っている支援ミーティング（保健師、学校、学童、保護者、医療機関）が大変役立っている。学校での個別指導計画を踏まえながら学童での過ごし方を考えている

#### (障害特性に応じた取組例)

- ・ 支援が必要な児童の中には、音が苦手、部屋の環境が合わない（物や掲示物が多い等）事が多く、学童に通う場合には落ち着ける工夫（席の位置や仕切りなどの設置）や、クールダウンのスペース等が必要である
- ・ 今は発達に対して課題がある子は、必ずいると思います。あってもなくてもみんなが分かるような掲示物や見通しを持って行動できるような支援をしていけば、障害児を受入れる場合にスムーズにいくのではないのでしょうか

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

## 第4章 放課後等デイサービスアンケート調査

### 1. 調査実施概要

#### ① 調査目的

ガイドの作成及び今後の放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携の在り方の検討に活用することを目的として、放課後等デイサービスに対して、放課後児童クラブとの連携状況や課題、連携で期待すること等の情報収集を行うため、アンケート調査を行った。

#### ② 調査対象

放課後等デイサービス事業所 1,000 か所

※全国の放課後等デイサービス事業所 21,122 か所（令和5年度時点）より、無作為抽出

#### ③ 調査方法

事業所宛に調査案内を郵送配布し、Web アンケートによる回答・回収を行った。

#### ④ 調査項目

主な調査項目は以下のとおり。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 運営法人について<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営主体、法人が提供するサービス</li></ul></li><li>2. 事業所について<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所の設立年、サービス実施形態、営業日数、営業時間等</li><li>・ 職員数、配置のある専門職種</li><li>・ 定員数、契約児童・生徒数、1か月の実利用者数・延べ利用者数、利用者の主たる障害種別</li><li>・ クラブとの併行利用をする児童の状況</li></ul></li><li>3. クラブとの連携・交流状況<ul style="list-style-type: none"><li>・ クラブとの連携・交流の有無、その内容</li><li>・ クラブとの児童同士の交流の具体的な取組内容</li><li>・ クラブを併行利用している児童に関する連携内容、連携手段</li><li>・ 移行支援に関する取組内容</li><li>・ クラブとの連携・交流の効果、課題等</li><li>・ クラブとの連携や交流の促進に向けた地域での取組や検討の状況</li></ul></li><li>4. その他<ul style="list-style-type: none"><li>・ クラブとの連携を促進するために自治体や国に求める支援 等</li></ul></li></ol> |
|---|

⑤ 調査実施時期

令和6年10月21日(月)～11月15日(金)

⑥ 回収状況

|            | 対象数    | 有効回答数              | 有効回答率 |
|------------|--------|--------------------|-------|
| 放課後等デイサービス | 1,000件 | 324 <sup>※</sup> 件 | 32.4% |

※アンケート調査時に「休止」、「廃止」の事業所を除く

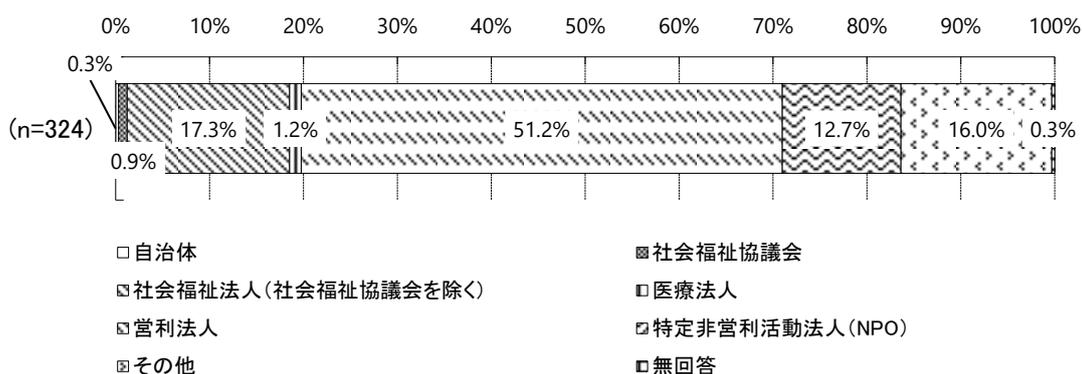
## 2. 調査結果

### (1) 事業所の運営法人について

#### ① 運営主体

「営利法人」の割合が最も高く 51.2%である。次いで、「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）（17.3%）」、「その他（16.0%）」である。

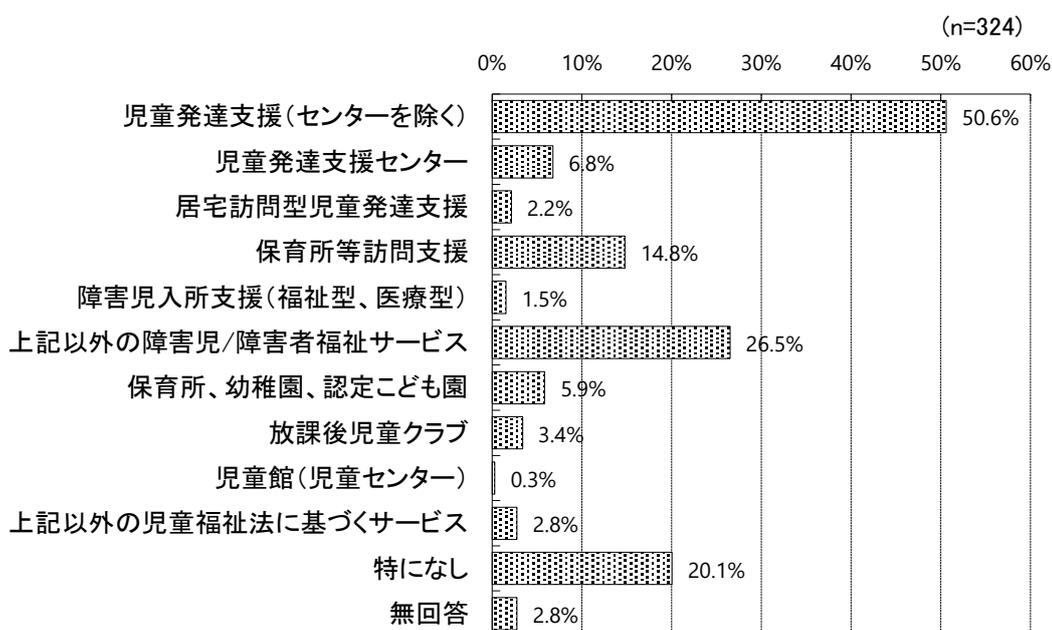
図表 4-1 運営主体



#### ② 法人が提供するサービス（放課後等デイサービス以外）

「児童発達支援（センターを除く）」の割合が最も高く 50.6%である。次いで、「上記以外の障害児/障害者福祉サービス（26.5%）」、「特になし（20.1%）」である。

図表 4-2 法人が提供するサービス（複数選択）

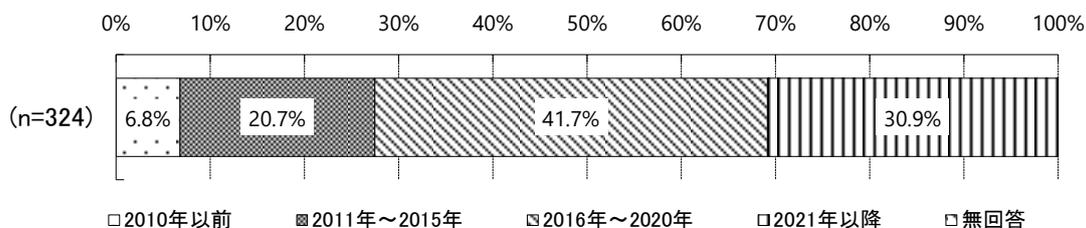


(2) 放課後等デイサービス事業所について（令和6年10月1日時点）

① 設立年

「2016年～2020年」の割合が最も高く41.7%である。次いで、「2021年以降（30.9%）」、「2011年～2015年（20.7%）」である。

図表 4-3 設立年（令和6年10月1日時点）

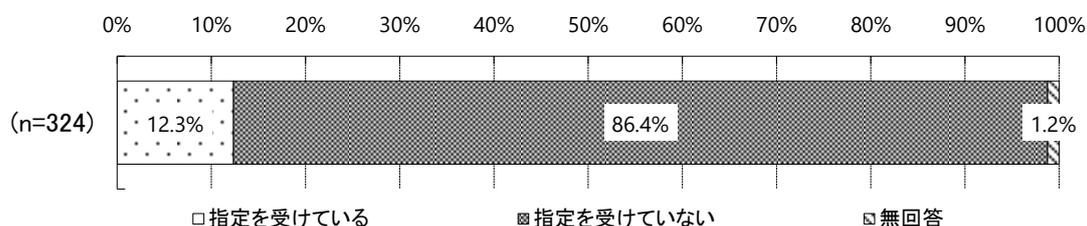


(注) 回答割合が「0.0%」の場合はグラフ非掲載。以下同様。

② 「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定の有無

「指定を受けていない」の割合が最も高く86.4%である。次いで、「指定を受けている（12.3%）」である。

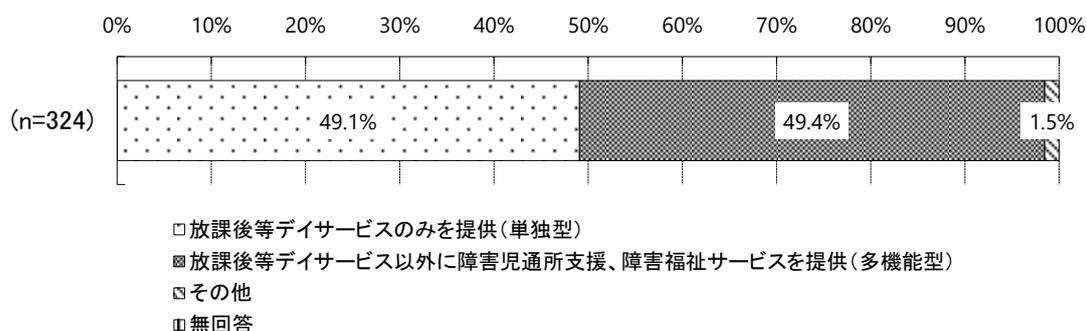
図表 4-4 「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定の有無



③ 事業所のサービスの実施形態

「放課後等デイサービス以外に障害児通所支援、障害福祉サービスを提供（多機能型）」の割合が最も高く49.4%である。次いで、「放課後等デイサービスのみを提供（単独型）（49.1%）」、「その他（1.5%）」である。

図表 4-5 事業所のサービスの実施形態



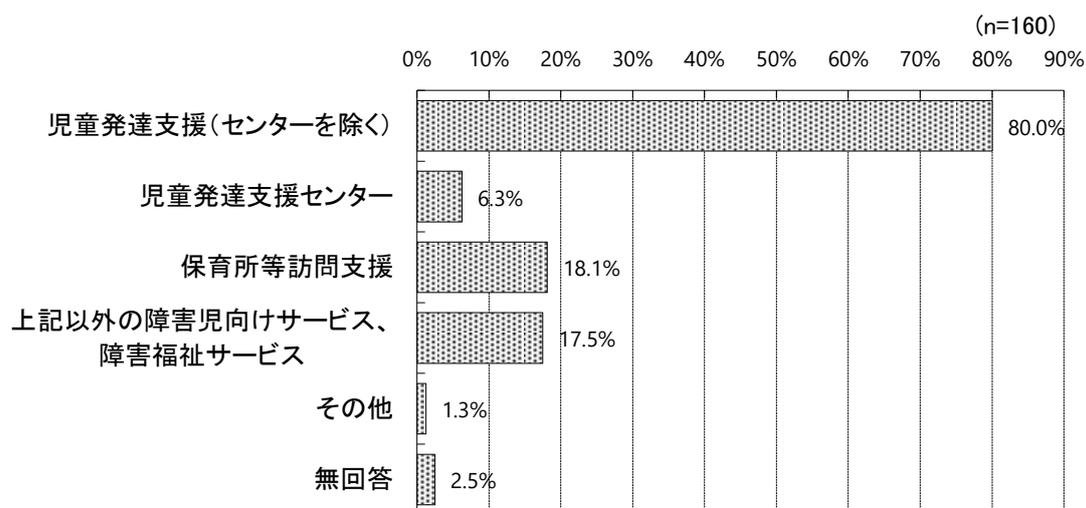
【多機能型の事業所の場合】

1) 一体的に行っている事業

「児童発達支援（センターを除く）」の割合が最も高く 80.0%である。次いで、「保育所等訪問支援（18.1%）」、「上記以外の障害児向けサービス、障害福祉サービス（17.5%）」である。

「その他」としては、「生活介護」の回答が 2 件となっている。

図表 4-6 一体的に行っている事業（複数選択）



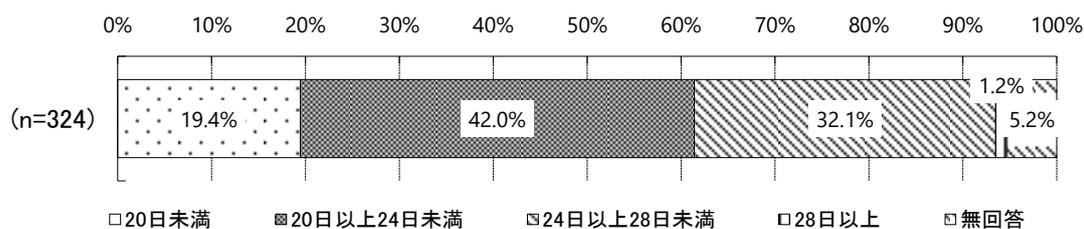
④ 令和 6 年 9 月の営業日数

営業日数は、平均値 22.7、最小値 11.0、最大値 30.0、標準偏差 2.8（単位：日）である。分布をみると、「20 日以上 24 日未満」の割合が最も高く 42.0%である。次いで、「24 日以上 28 日未満（32.1%）」、「20 日未満（19.4%）」である。

図表 4-7 令和 6 年 9 月の営業日数（単位：日）

| 回答数 (n) | 最小値  | 最大値  | 平均値  | 標準偏差 |
|---------|------|------|------|------|
| 317     | 11.0 | 30.0 | 22.7 | 2.8  |

図表 4-8 令和 6 年 9 月の営業日数の分布



### ⑤ 運営規定上の営業時間

平日では、平均値 6.8、最小値 1.5、最大値 11.0、標準偏差 2.1（単位：時間）である。分布をみると、「7 時間超」の割合が最も高く 56.8%である。次いで、「5 時間超 7 時間以下（16.4%）」、「3 時間超 5 時間以下（15.4%）」である。

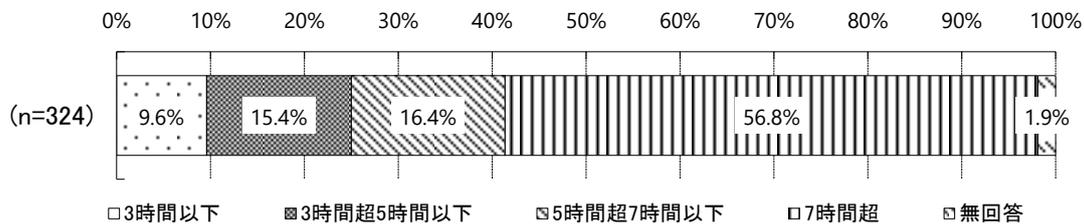
休日では、平均値 7.5、最小値 3.0、最大値 11.0、標準偏差 1.2（単位：時間）である。分布をみると、「7 時間超」の割合が最も高く 46.9%である。次いで、「5 時間超 7 時間以下（27.5%）」、「3 時間超 5 時間以下（2.5%）」である。

長期休暇では、平均値 7.6、最小値 3.0、最大値 11.0、標準偏差 1.2（単位：時間）である。分布を見ると、「7 時間超」の割合が最も高く 61.7%である。次いで、「5 時間超 7 時間以下（30.2%）」、「3 時間超 5 時間以下（2.8%）」である。

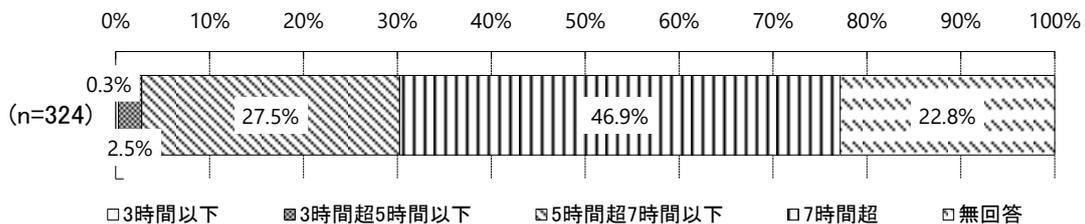
図表 4-9 運営規定上の営業時間（単位：時間）

|      | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|------|---------|-----|------|-----|------|
| 平日   | 318     | 1.5 | 11.0 | 6.8 | 2.1  |
| 休日   | 250     | 3.0 | 11.0 | 7.5 | 1.2  |
| 長期休暇 | 308     | 3.0 | 11.0 | 7.6 | 1.2  |

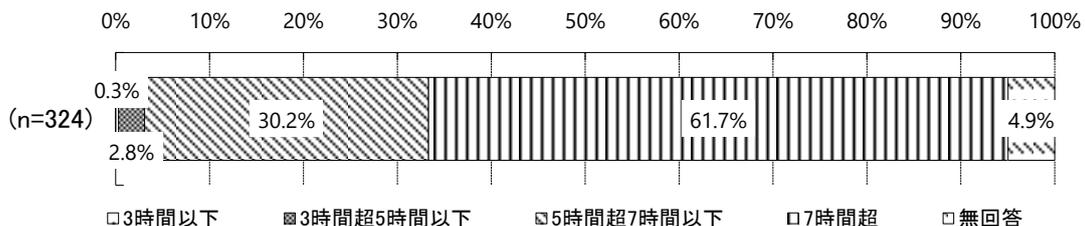
図表 4-10 運営規定上の営業時間の分布（平日）



図表 4-11 運営規定上の営業時間の分布（休日）



図表 4-12 運営規定上の営業時間の分布（長期休暇）



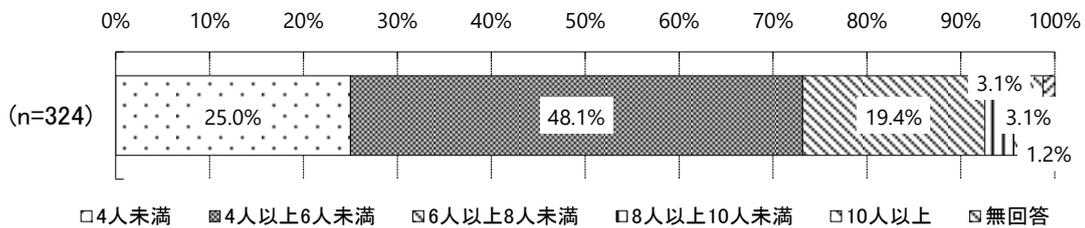
## ⑥ 職員数（常勤換算）

職員数は、平均値 4.9、最小値 1.0、最大値 18.7、標準偏差 2.0（単位：人）である。分布をみると、「4人以上6人未満」の割合が最も高く48.1%である。次いで、「4人未満（25.0%）」、「6人以上8人未満（19.4%）」である。

図表 4-13 職員数（常勤換算、単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|---------|-----|------|-----|------|
| 320     | 1.0 | 18.7 | 4.9 | 2.0  |

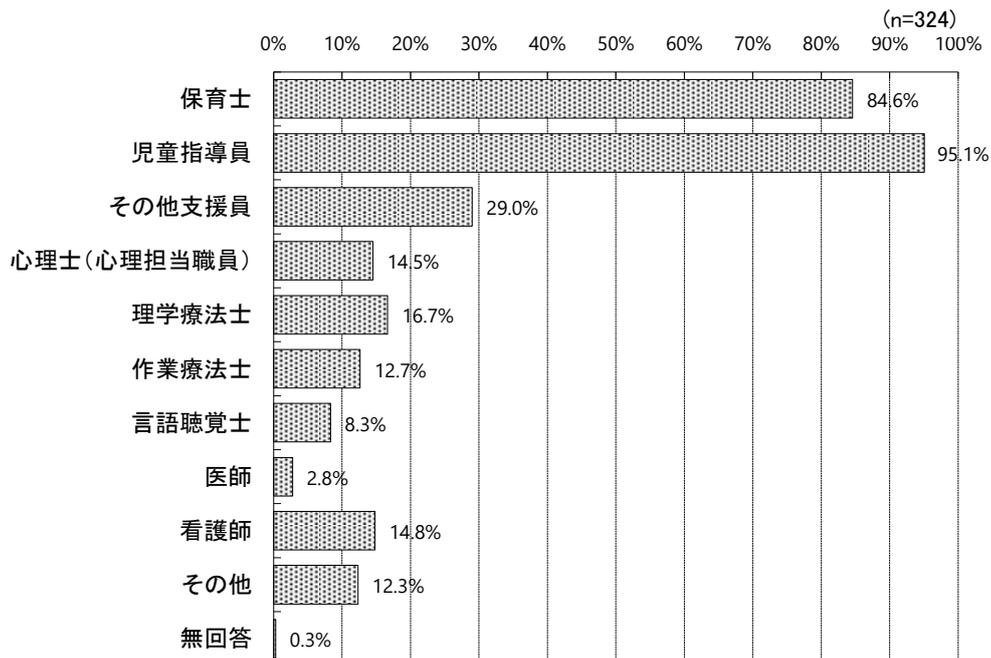
図表 4-14 職員数（常勤換算）の分布



## ⑦ 配置している専門職種

「児童指導員」の割合が最も高く 95.1%である。次いで、「保育士（84.6%）」、「その他支援員（29.0%）」である。「その他」としては、社会福祉士（13件）、児童発達支援管理責任者（9件）、精神保健福祉士（4件）のほか、強度行動障害基礎研修修了者、公認心理師、音楽療法士といった回答となっている。

図表 4-15 配置している専門職種（複数選択）



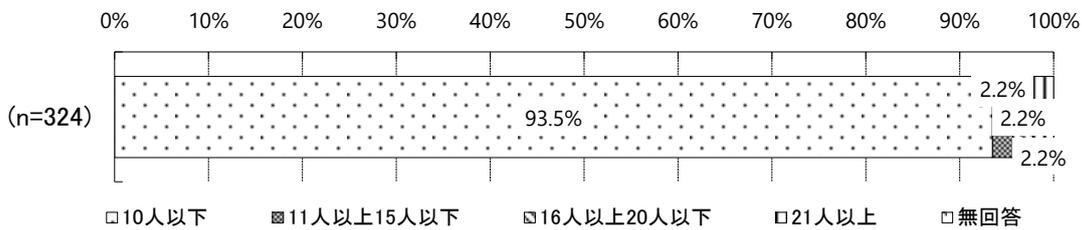
⑧ 事業所の定員

定員は、平均値 10.4、最小値 4.0、最大値 60.0、標準偏差 4.2（単位：人）である。分布をみると、「10 人以下」の割合が最も高く 93.5%である。次いで、「11 人以上 15 人以下（2.2%）」、「16 人以上 20 人以下（2.2%）」、「21 人以上（2.2%）」である。

図表 4-16 事業所の定員（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値  | 標準偏差 |
|---------|-----|------|------|------|
| 324     | 4.0 | 60.0 | 10.4 | 4.2  |

図表 4-17 事業所の定員の分布



⑨ 契約児童・生徒数

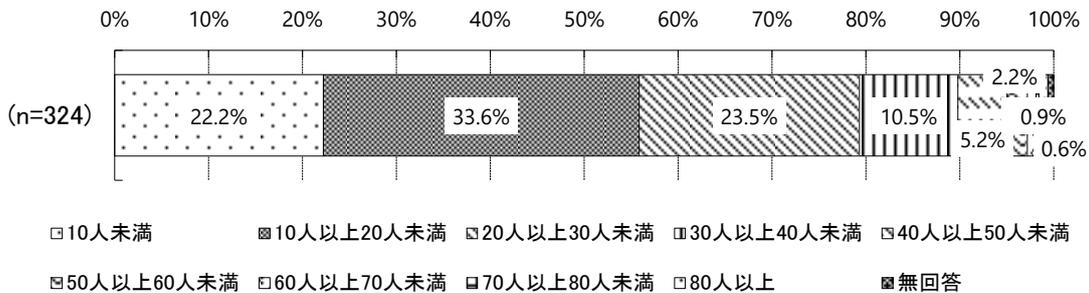
1) 小学生

小学生では、平均値 20.3、最小値 0.0、最大値 87.0、標準偏差 14.3（単位：人）である。分布をみると、「10 人以上 20 人未満」の割合が最も高く 33.6%である。次いで、「20 人以上 30 人未満（23.5%）」、「10 人未満（22.2%）」である。

図表 4-18 契約児童・生徒数（小学生）（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値  | 標準偏差 |
|---------|-----|------|------|------|
| 322     | 0.0 | 87.0 | 20.3 | 14.3 |

図表 4-19 契約児童・生徒数（小学生）の分布



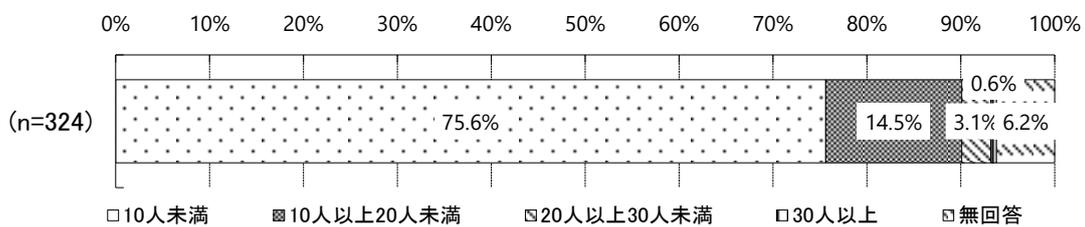
## 2) 中学生

中学生では、平均値 5.8、最小値 0.0、最大値 33.0、標準偏差 6.0（単位：人）である。分布をみると、「10人未満」の割合が最も高く 75.6%である。次いで、「10人以上 20人未満（14.5%）」、「20人以上 30人未満（3.1%）」である。

図表 4-20 契約児童・生徒数（中学生）（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|---------|-----|------|-----|------|
| 304     | 0.0 | 33.0 | 5.8 | 6.0  |

図表 4-21 契約児童・生徒数（中学生）の分布



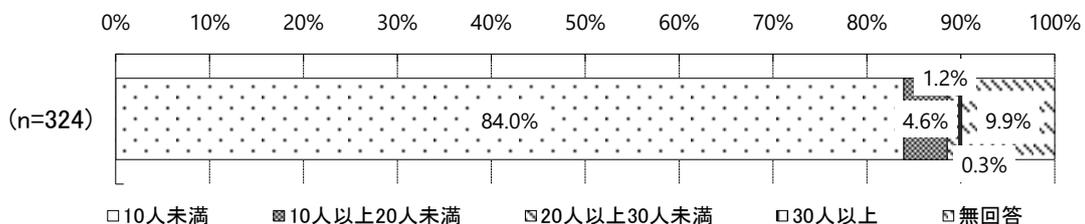
## 3) 高校生

高校生では、平均値 3.3、最小値 0.0、最大値 35.0、標準偏差 4.6（単位：人）である。分布をみると、「10人未満」の割合が最も高く 84.0%である。次いで、「10人以上 20人未満（4.6%）」、「20人以上 30人未満（1.2%）」である。

図表 4-22 契約児童・生徒数（高校生）（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|---------|-----|------|-----|------|
| 292     | 0.0 | 35.0 | 3.3 | 4.6  |

図表 4-23 契約児童・生徒数（高校生）の分布



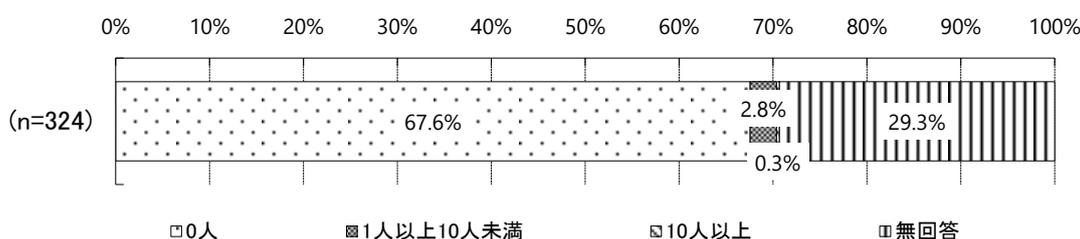
#### 4) 専修学校・各種学校生

専修学校・各種学校生では、平均値 0.2、最小値 0.0、最大値 10.0、標準偏差 0.9（単位：人）である。分布をみると、「0 人」の割合が最も高く 67.6%である。次いで、「1 人以上 10 人未満（2.8%）」、「10 人以上（0.3%）」である。

図表 4-24 契約児童・生徒数（専修学校・各種学校生）（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|---------|-----|------|-----|------|
| 229     | 0.0 | 10.0 | 0.2 | 0.9  |

図表 4-25 契約児童・生徒数（専修学校・各種学校生）の分布



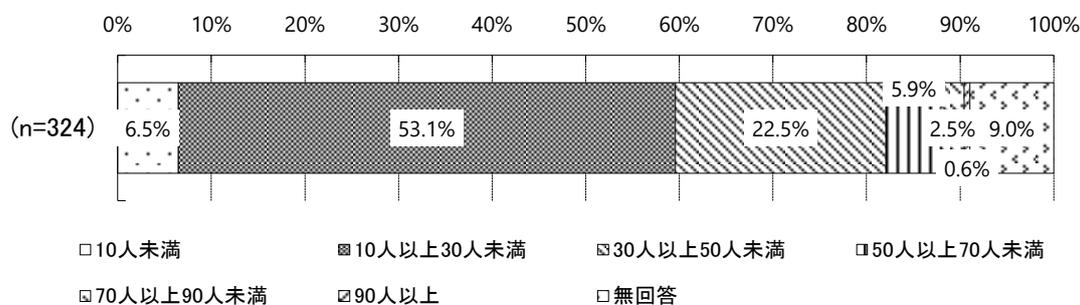
#### ⑩ 令和6年9月1か月間の実利用者数

実利用者数は、平均値 28.0、最小値 1.0、最大値 186.0、標準偏差 18.4（単位：人）である。分布をみると、「10 人以上 30 人未満」の割合が最も高く 53.1%である。次いで、「30 人以上 50 人未満（22.5%）」、「10 人未満（6.5%）」である。

図表 4-26 令和6年9月1か月間の実利用者数（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値   | 平均値  | 標準偏差 |
|---------|-----|-------|------|------|
| 295     | 1.0 | 186.0 | 28.0 | 18.4 |

図表 4-27 令和6年9月1か月間の実利用者数の分布



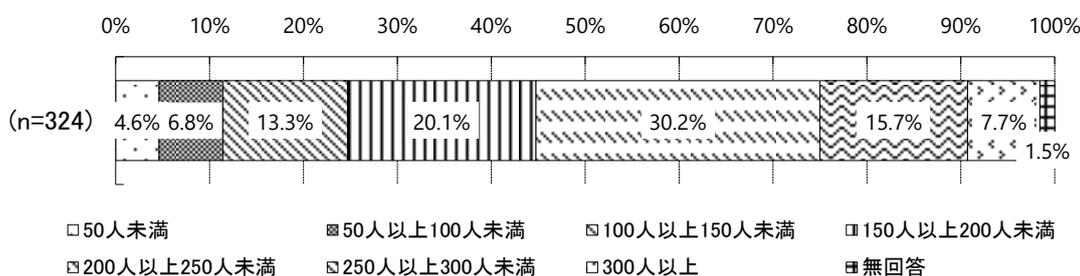
⑪ 令和 6 年 9 月 1 か月間の延べ利用者数

延べ利用者は、平均値 200.1、最小値 1.0、最大値 660.0、標準偏差 89.0（単位：人）である。分布をみると、「200 人以上 250 人未満」の割合が最も高く 30.2%である。次いで、「150 人以上 200 人未満（20.1%）」、「250 人以上 300 人未満（15.7%）」、「100 人以上 150 人未満（13.3%）」である。

図表 4-28 令和 6 年 9 月 1 か月間の延べ利用者数（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値   | 平均値   | 標準偏差 |
|---------|-----|-------|-------|------|
| 319     | 1.0 | 660.0 | 200.1 | 89.0 |

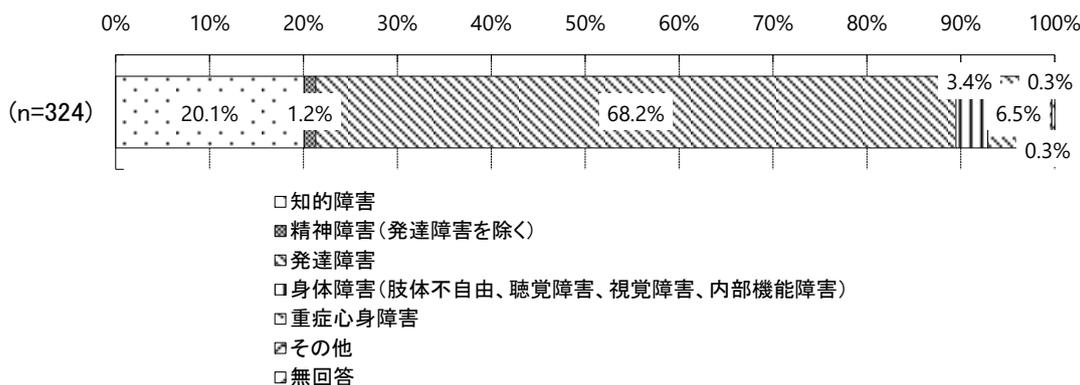
図表 4-29 令和 6 年 9 月 1 か月間の延べ利用者数の分布



⑫ 契約児童・生徒の主たる障害種別

「発達障害」の割合が最も高く 68.2%である。次いで、「知的障害（20.1%）」、「重症心身障害（6.5%）」である。

図表 4-30 契約児童・生徒の主たる障害種別

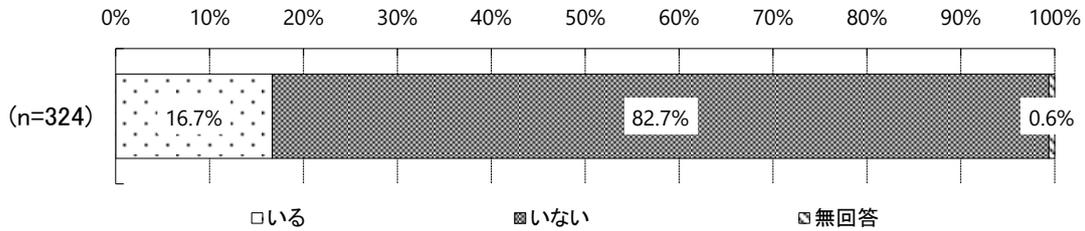


(注) 利用者のうち、最も多い障害種別について回答いただいた。

⑬ 契約児童・生徒数のうち、医療的ケアを必要とする児童・生徒の有無

「いる」の割合が16.7%、「いない」の割合が82.7%である。

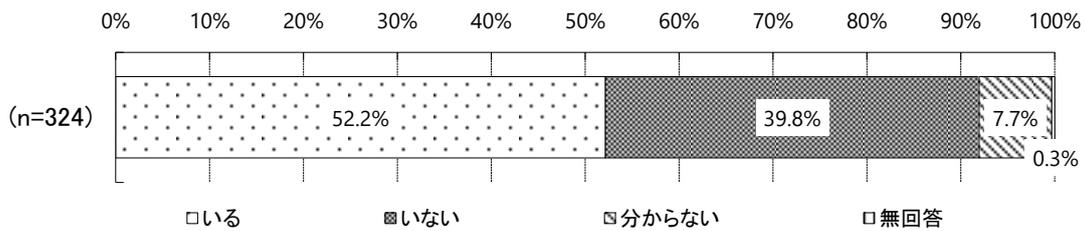
図表 4-31 契約児童・生徒数のうち、医療的ケアを必要とする児童・生徒の有無



⑭ 契約児童のうち、放課後児童クラブと併行利用をする児童の有無

「いる」の割合が最も高く52.2%である。次いで、「いない（39.8%）」、「分からない（7.7%）」である。

図表 4-32 契約児童のうち、放課後児童クラブと併行利用をする児童の有無



【放課後児童クラブとの併行利用をする児童がいる場合】

1) 放課後児童クラブとの併行利用を行っている児童の実人数

平均値 3.7、最小値 1.0、最大値 22.0、標準偏差 3.8（単位：人）である。

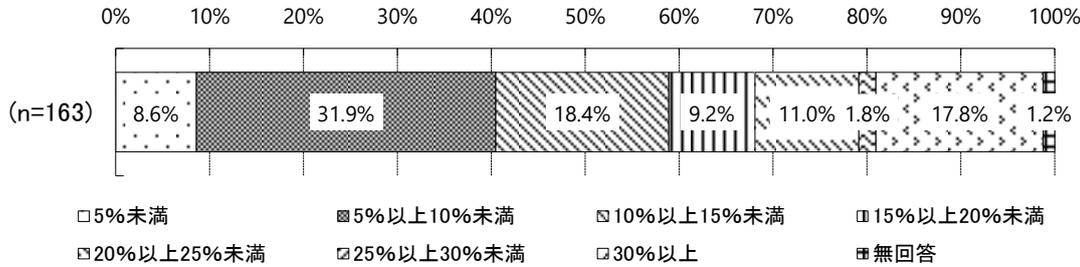
図表 4-33 放課後児童クラブとの併行利用を行っている児童の実人数（単位：人）

| 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|---------|-----|------|-----|------|
| 162     | 1.0 | 22.0 | 3.7 | 3.8  |

## 2) 契約児童数（小学生）に占める放課後児童クラブとの併行利用を行っている児童

「5%以上 10%未満」の割合が最も高く 31.9%である。次いで、「10%以上 15%未満（18.4%）」、「30%以上（17.8%）」である。

図表 4-34 契約児童数（小学生）に占める放課後児童クラブとの併行利用を行っている児童の割合



## 3) 併行利用している放課後児童クラブのか所数

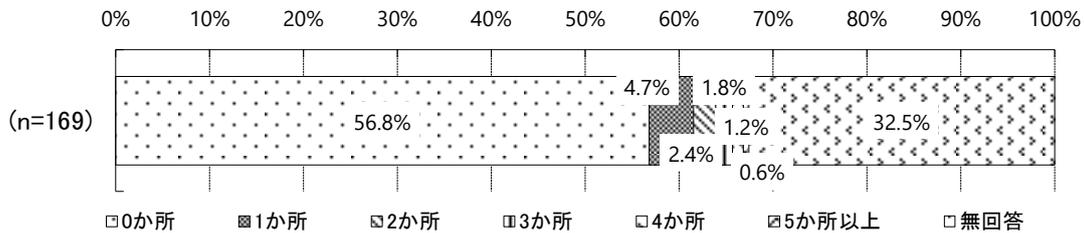
同一法人では、平均値 2.4、最小値 0.0、最大値 14.0、標準偏差 2.5（単位：か所）である。分布をみると、「0 か所」の割合が最も高く 56.8%である。次いで、「1 か所（4.7%）」、「2 か所（2.4%）」である。

同一法人以外では、平均値 0.4、最小値 0.0、最大値 7.0、標準偏差 1.0（単位：か所）である。分布をみると、「1 か所」の割合が最も高く 29.6%である。次いで、「2 か所（21.9%）」、「3 か所（14.8%）」である。

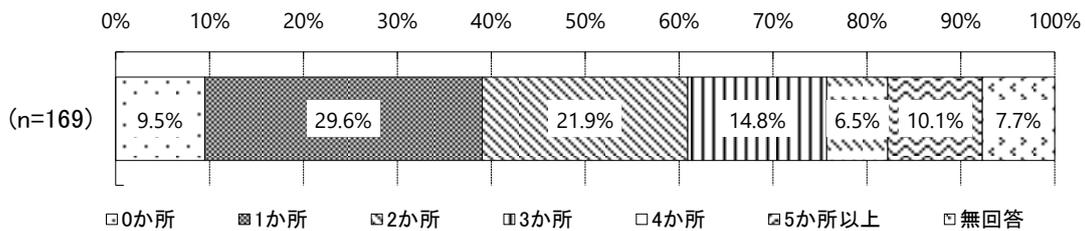
図表 4-35 併行利用している放課後児童クラブのか所数（単位：か所）

|        | 回答数 (n) | 最小値 | 最大値  | 平均値 | 標準偏差 |
|--------|---------|-----|------|-----|------|
| 同一法人   | 114     | 0.0 | 14.0 | 2.4 | 2.5  |
| 同一法人以外 | 156     | 0.0 | 7.0  | 0.4 | 1.0  |

図表 4-36 併行利用している放課後児童クラブのか所数（同一法人）の分布



図表 4-37 併行利用している放課後児童クラブのか所数（同一法人以外）の分布

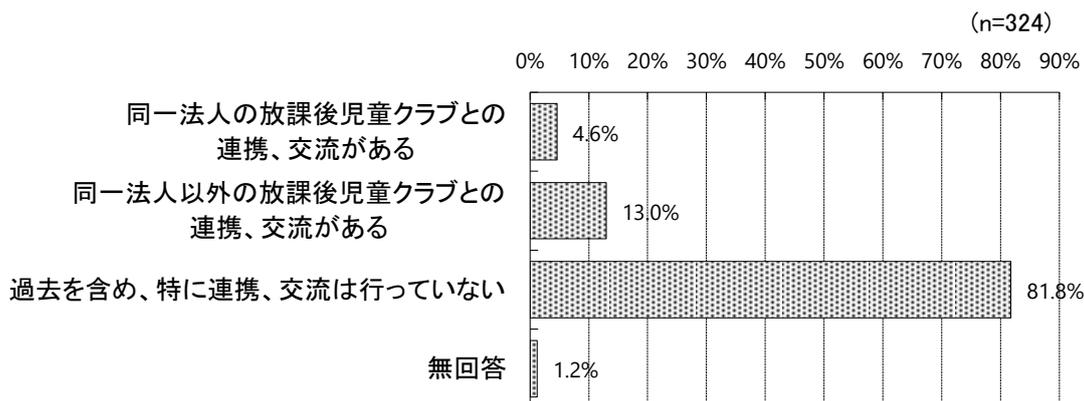


### (3) 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携、交流状況

#### ① 放課後児童クラブとの連携、交流の有無

「過去を含め、特に連携、交流は行っていない」の割合が最も高く81.8%である。次いで、「同一法人以外の放課後児童クラブとの連携、交流がある（13.0%）」、「同一法人の放課後児童クラブとの連携、交流がある（4.6%）」である。

図表 4-38 放課後児童クラブとの連携、交流の有無（複数選択）

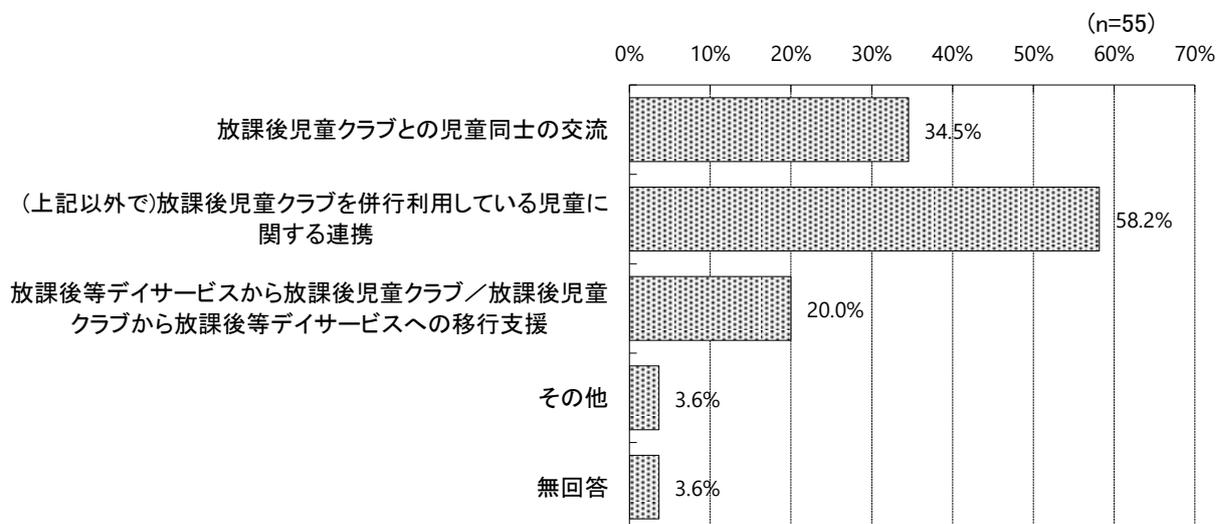


#### 【放課後児童クラブとの連携、交流がある場合】

##### 1) 放課後児童クラブとの連携、交流の内容

「放課後児童クラブとの児童同士の交流以外で、放課後児童クラブを併行利用している児童に関する連携」の割合が最も高く 58.2%である。次いで、「放課後児童クラブとの児童同士の交流（34.5%）」、「放課後等デイサービスから放課後児童クラブ／放課後児童クラブから放課後等デイサービスへの移行支援（20.0%）」である。

図表 4-39 放課後児童クラブとの連携、交流の内容（複数選択）

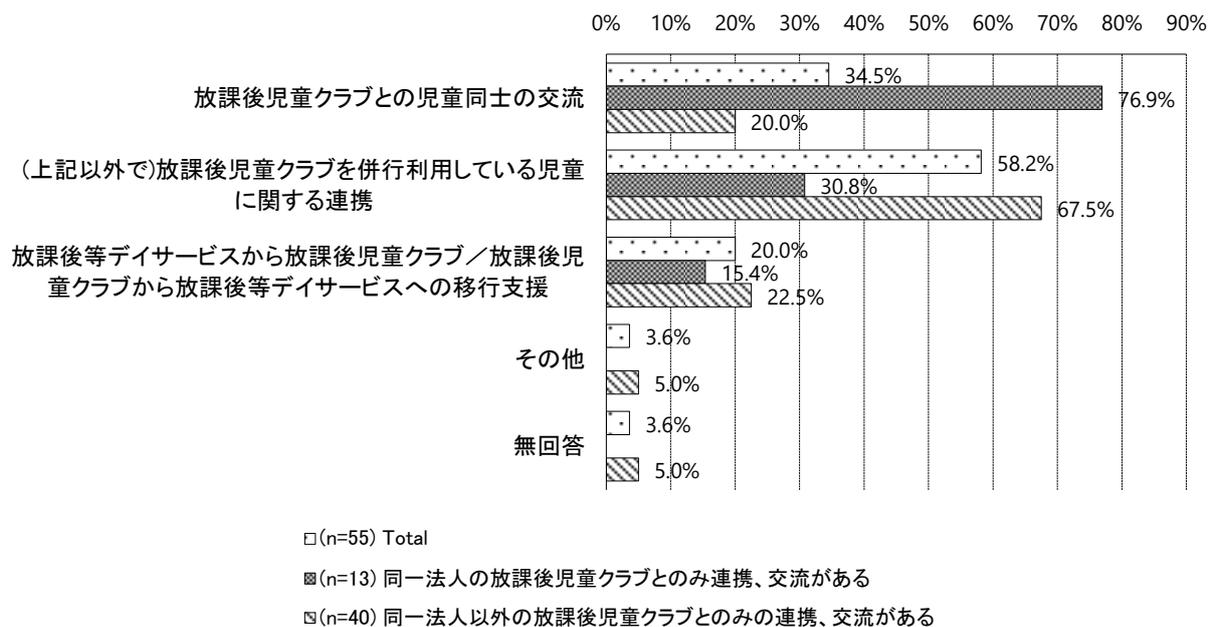


【放課後児童クラブとの連携、交流がある場合\_連携、交流先別（同一法人／同一法人以外）】

a) 連携、交流先別（同一法人／同一法人以外）にみた放課後児童クラブとの連携、交流の内容

連携、交流先別（同一法人／同一法人以外）にみると、「同一法人の放課後児童クラブとのみ連携、交流がある」事業所では、「放課後児童クラブとの児童同士の交流（76.9%）」、「同一法人以外の放課後児童クラブとのみの連携、交流がある」事業所では、「放課後児童クラブとの児童同士の交流以外で、放課後児童クラブを併行利用している児童に関する連携（67.5%）」が最も多い。

図表 4-40 連携、交流先別\_放課後児童クラブとの連携、交流の内容（複数選択）



【放課後児童クラブとの児童同士の交流を行っている場合】

b) 「放課後児童クラブとの児童同士の交流」の具体的な取組内容

児童同士の交流として、定期的な交流行事やイベントへの参加、また、日常の交流として、活動を一緒に行うなどの回答となっている。

図表 4-41 具体的な取組内容（自由記載）

(イベント、交流会)

- ・ 夏祭りなどのイベント交流
- ・ 交流行事を企画・参加
- ・ 毎年10月にハロウィン交流会
- ・ 合同イベントとして、夏祭りやクッキングなど定期的に学校休業日に行っている
- ・ 外部での活動に児童館訪問を取り入れ、交流しながら遊べる環境を作っている
- ・ 地域の連絡会に参加しており、各地域連携でイベントのお手伝いや情報交換を行っている
- ・ 定期的な児童間の交流と事業所の情報提供

(日常の交流)

- ・ 園庭を共有し、一緒に活動している
- ・ 集団遊びを一緒に行う
- ・ 体育館レクリエーション
- ・ 土曜日の行事を合同で行う（運動会、運動教室、水遊び、クッキングなど）
- ・ 同敷地内に隣接する放課後児童クラブの子どもたちと平日から外で鬼ごっこ、野球等を一緒に行っている
- ・ 放課後児童クラブとの合同ドッジボール大会・運動会等

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

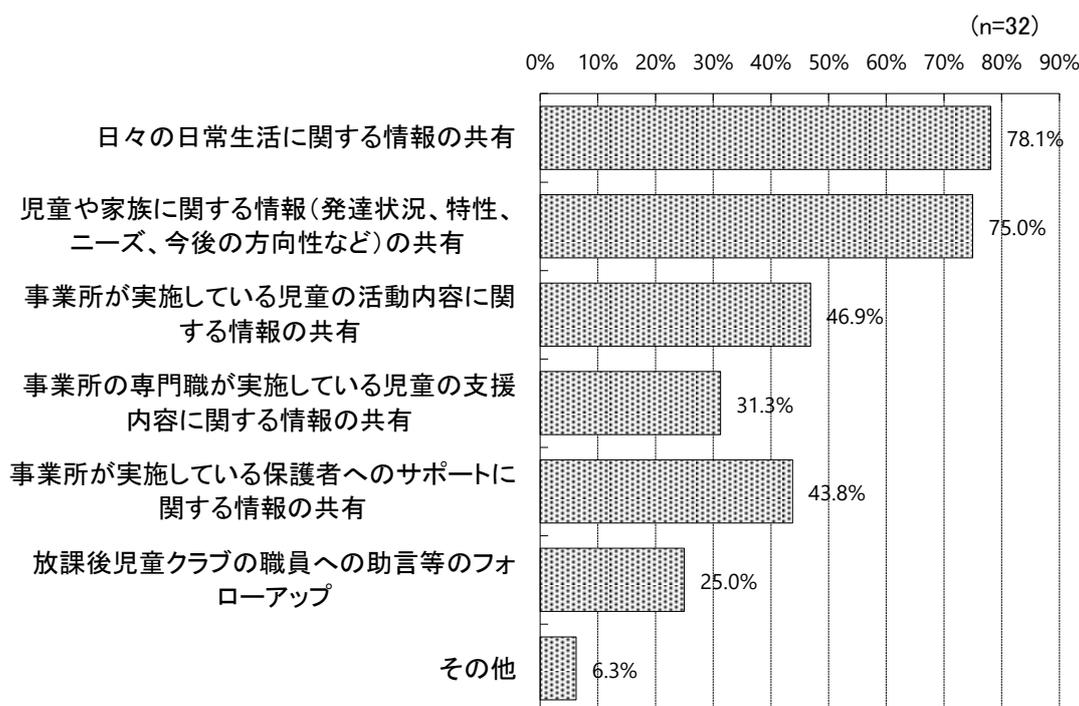
【放課後児童クラブとの児童同士の交流以外で、放課後児童クラブを併行利用している児童に関する連携を行っている場合】

c) 児童同士の交流以外で放課後児童クラブを併行利用している児童に関する連携内容、連携手段

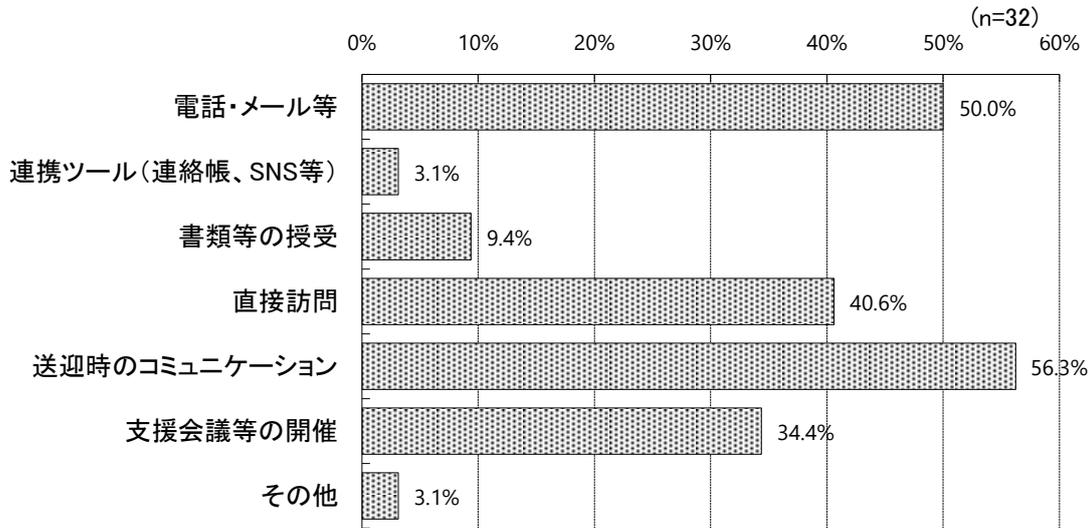
連携内容については、「日々の日常生活に関する情報の共有」の割合が最も高く 78.1%である。次いで、「児童や家族に関する情報（発達状況、特性、ニーズ、今後の方向性など）の共有（75.0%）」、「事業所が実施している児童の活動内容に関する情報の共有（46.9%）」、「事業所が実施している保護者へのサポートに関する情報の共有(43.8%)」である。

連携手段については、「送迎時のコミュニケーション」の割合が最も高く 56.3%である。次いで、「電話・メール等（50.0%）」、「直接訪問（40.6%）」である。

図表 4-42 放課後児童クラブを併行利用している児童について、児童同士の交流以外の連携内容  
(複数選択)



図表 4-43 放課後児童クラブを併行利用している児童について、児童同士の交流以外の連携にて情報連携を行う際の連携手段（複数選択）



図表 4-44 具体的な連携内容（自由記載）

（具体的な連携内容）

- ・ 支援内容の統一、強みと困り感の情報共有
- ・ 友達との関わりや日課の過ごし方について
- ・ 遊びの内容の変化、不安要因の共有
- ・ 母親との相談内容等の共有
- ・ 学校での様子を含め、気持ち面のフォローを行ったことなど。利用時の様子や友達関係はどうかなどの話を行う
- ・ 本事業所に通う様子であったり、保護者からの自宅での様子であったり、共有出来るような内容をお伝えし、児童館・児童クラブでの様子も聞いている
- ・ 必要に応じて状況の共有を行い、精神面でのフォローやサポートを行う

（支援会議等での連携）

- ・ 支援会議や長期休業の利用に関する情報共有など
- ・ 支援会議の中で支援の方向性について確認している
- ・ 該当児童の担当者会議にて情報交換を行う他、該当児童のことで何かあった場合や支援状況について放課後児童クラブから質問を受けた際に、電話等で応対している
- ・ 児童と保護者、学校、相談支援事業所、他の放課後等デイサービスと連携し、支援会議を実施
- ・ 放課後児童クラブでトラブルのある児童の支援会議を行い、児童の家庭状況を含めた情報共有を行う
- ・ 学校の支援会議での情報共有
- ・ 長期休みは保育所等訪問支援で集団活動の様子を参観し、報告書を作成。保護者、学校の先生、学童の先生、相談支援専門員へ情報提供している

（送迎時等での連携）

- ・ 送迎の際に近日の様子や変わったことなど情報交換している
- ・ 送迎時に、学校や放課後児童クラブでの子どもの様子を聞くことがある

- ・ 電話や送迎時の情報共有や活動の様子を見学してもらったり、こちらから訪問し見学させてもらったりしている。宿題の取り組み方法や声のかけ方等助言をするなど、児童にとってより良い方法を一緒に考えている

(その他の連携)

- ・ ①保護者の許諾を得て連絡帳の相互確認 ②日々の対象児童に関して疑問に感じたことわからないことはすぐに連絡して確認する ③それでも疑問な点は呼ばれて訪問し情報共有アドバイスをする。④回数は少ないが学童の指援員が見学に来る ⑤学童指援員向け指導者向けの研修会での講師 ⑥放課後連研修会に講師参加者として参加していただく ⑦学童主催行事に招待され参加する

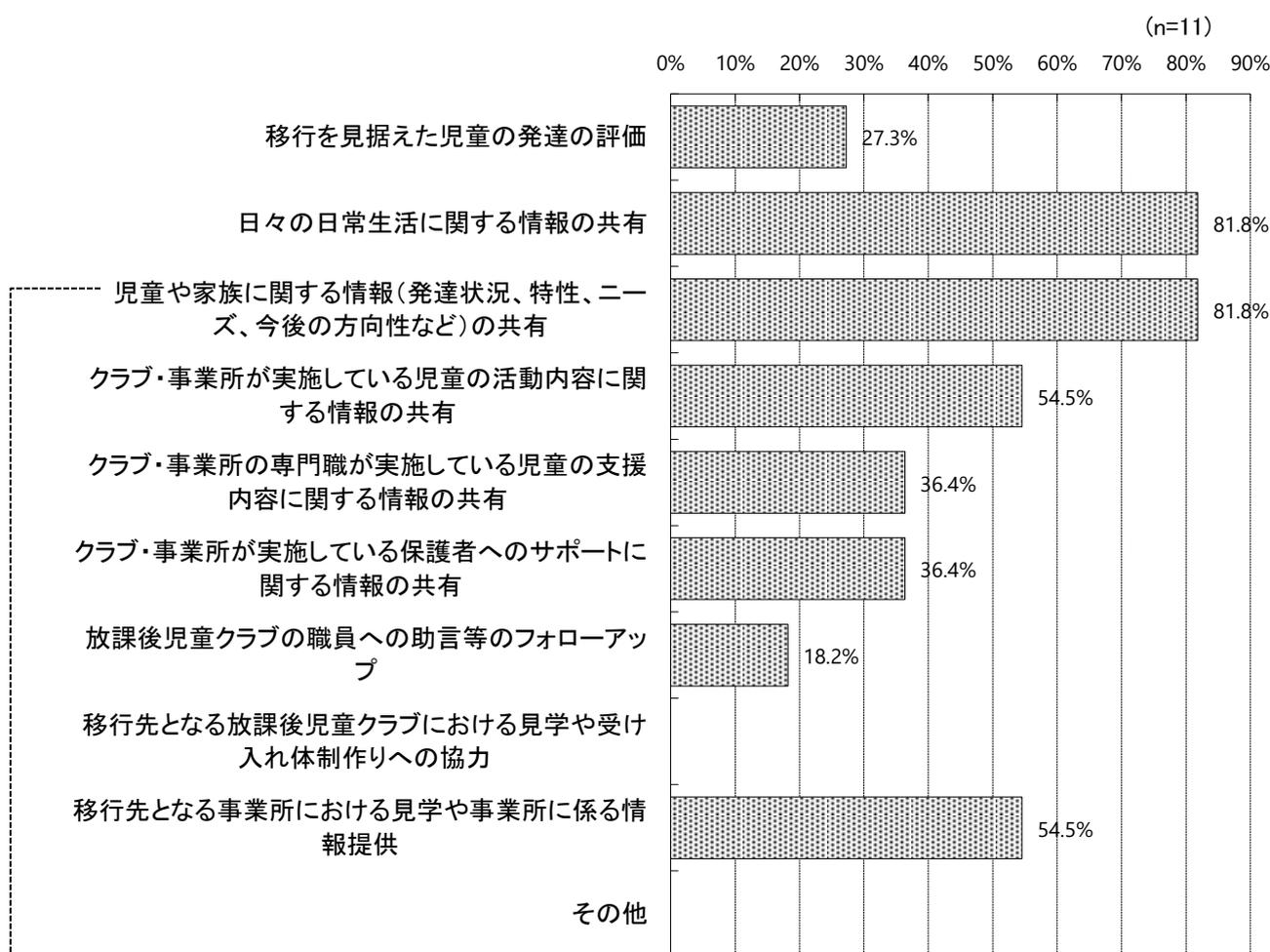
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

【移行支援を行っている場合】

d) 移行支援に関する取組内容

「日々の日常生活に関する情報の共有」、「児童や家族に関する情報（発達状況、特性、ニーズ、今後の方向性など）の共有」の割合が高く、それぞれ 81.8%である。次いで、「クラブ・事業所が実施している児童の活動内容に関する情報の共有（54.5%）」、「移行先となる事業所における見学や事業所に係る情報提供（54.5%）」、「クラブ・事業所の専門職が実施している児童の支援内容に関する情報の共有（36.4%）」、「クラブ・事業所が実施している保護者へのサポートに関する情報の共有（36.4%）」である。

図表 4-45 移行支援に関する取組内容（複数選択）



→図表 4-46 児童や家族に関する情報（発達状況、特性、ニーズ、今後の方向性など）の共有に関する具体的な取組内容（自由記載）

（支援内容等の共有）

- ・ 取り組んでいる活動の内容と、その中での役割や興味、関心についての共有
- ・ 自事業所で行っている支援の共有
- ・ 事業所を利用する上で、保護者にアセスメントを行っているため、基本的な日常での様子に加えて、困り感や上

手くいつている点を共有している

(利用に向けた調整を含めた共有)

- ・ 相互に移行対象者となりそうな子どもの情報共有。相互訪問。相談（時期、受入れ先となる放課後等デイサービスの選定、保護者への意向確認）
- ・ 児童クラブで対応が難しい児童について、利用出来ないかという確認。また情報提供

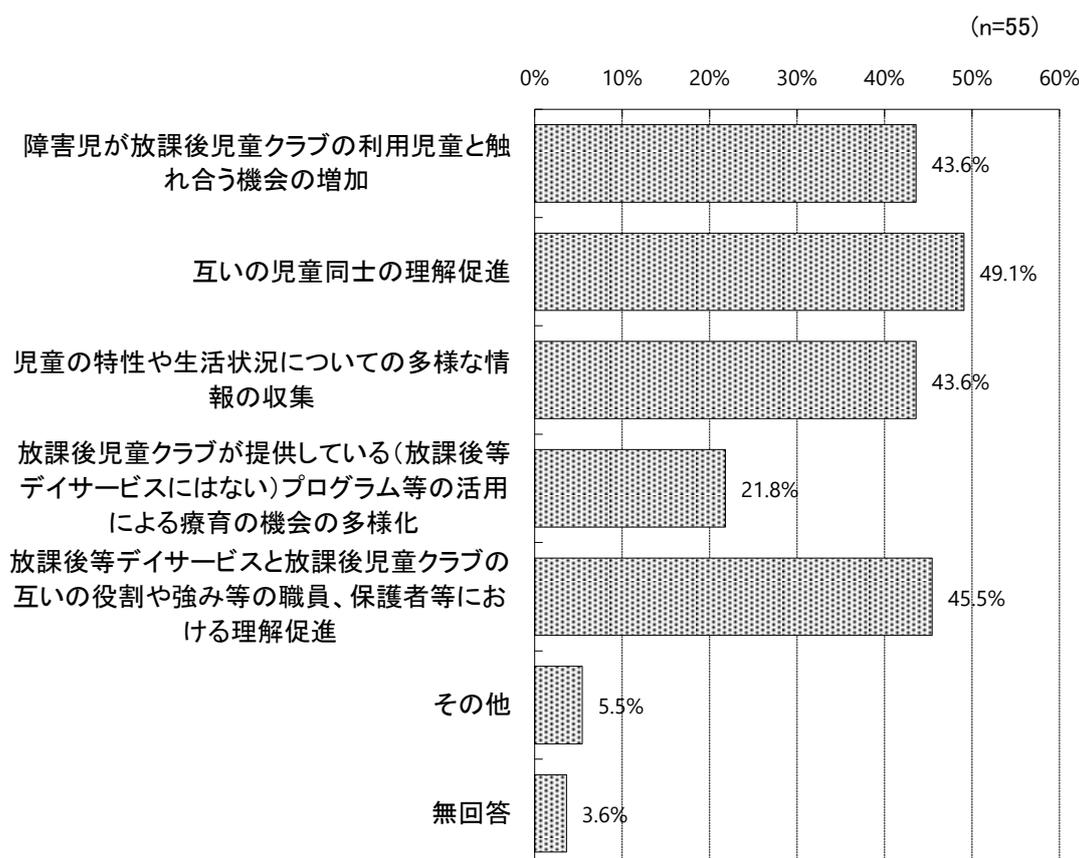
(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

### 【放課後児童クラブとの連携、交流がある場合】

#### 2) 放課後児童クラブとの連携、交流における効果

「互いの児童同士の理解促進」の割合が最も高く 49.1%である。次いで、「放課後等デイサービスと放課後児童クラブの互いの役割や強み等の職員、保護者等における理解促進（45.5%）」、「障害児が放課後児童クラブの利用児童と触れ合う機会の増加（43.6%）」、「児童の特性や生活状況についての多様な情報の収集（43.6%）」である。「その他」としては、「移行する児童の特性や発達状況の理解」の回答があった。

図表 4-47 放課後児童クラブとの連携、交流における効果（複数選択）

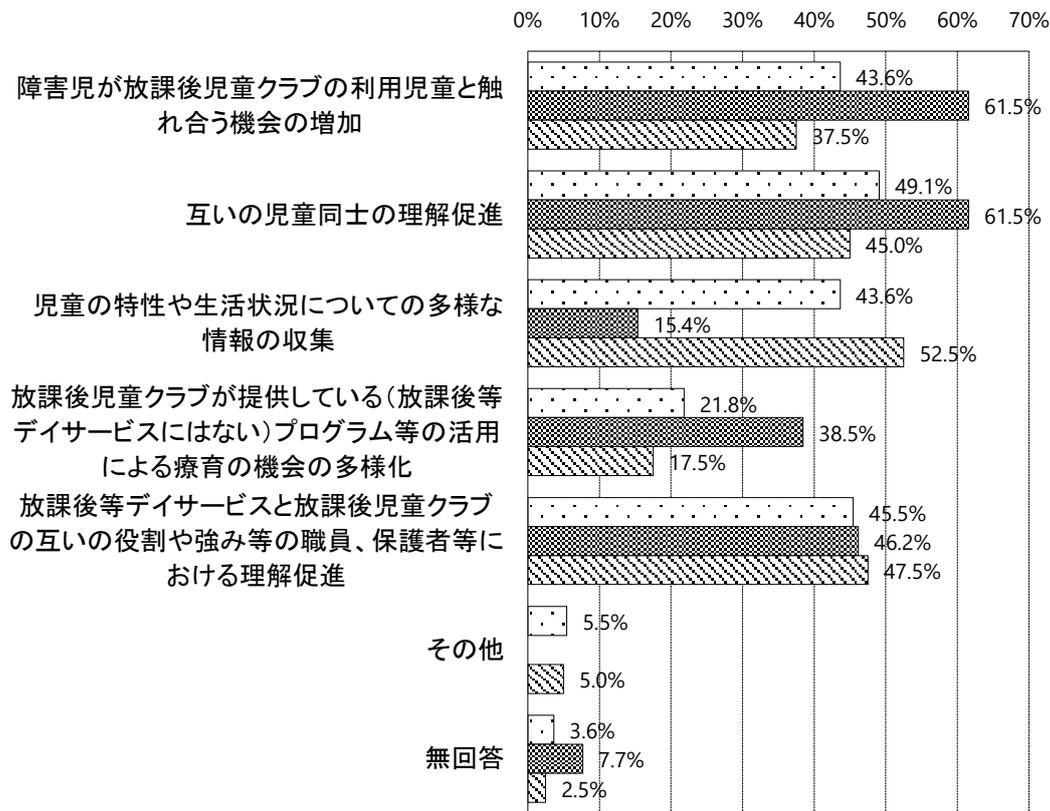


【放課後児童クラブとの連携、交流がある場合\_連携、交流先別（同一法人／同一法人以外）】

a) 連携、交流先別（同一法人／同一法人以外）にみた放課後児童クラブとの連携、交流における効果

連携、交流先別（同一法人／同一法人以外）にみると、「同一法人の放課後児童クラブとのみ連携、交流がある」事業所では、「障害児が放課後児童クラブの利用児童と触れ合う機会の増加（61.5%）」、「互いの児童同士の理解促進（61.5%）」の割合が高く、「同一法人以外の放課後児童クラブとのみの連携、交流がある」事業所では、「児童の特性や生活状況についての多様な情報の収集（52.5%）」の割合が高い。

図表 4-48 連携、交流先別\_放課後児童クラブとの連携、交流における効果（複数選択）



□(n=55) Total

■(n=13) 同一法人の放課後児童クラブとのみ連携、交流がある

▨(n=40) 同一法人以外の放課後児童クラブとのみの連携、交流がある

## ② 放課後児童クラブと連携、交流を行う上で課題になっていること、想定される課題

連携、交流を行う上で課題や想定される課題として、以下の意見があった。

図表 4-49 課題になっていること、想定される課題（運営面）（自由記載）

### （放課後児童クラブとの連携方法）

- ・ きっかけ。どのように関係を作るのか。連携方法が分からない。迷惑をかけないか等
- ・ どこにあるかも、どのように交流できるかも分からない。平日は難しいため、長期休暇時等に交流できればと思う
- ・ 接点がないため、どのようなアクションを起こして関わりを持てばいいかわからない
- ・ そもそも連携を行う上での、ガイドラインもない為、連携方法が不明である
- ・ 連携に関してどのように対応していけばよいかノウハウを得られない
- ・ 連携方法がどのようにすればいいかわからない。（担当者会議などの参加も現在なし）交流の前に児童の連携がしやすい所から始める必要がある。お互いの業務の理解などもないので、こちらから連携をお願いしても難しい場合もある
- ・ 学校との連携も難しく、放課後児童クラブとは送迎時に少し話をする程度

### （職員体制、営業時間）

- ・ 交流を図る為には、職員体制の強化が必要となる
- ・ 管理者兼児童発達支援管理責任者としており、連携箇所が増えると業務が増えるが、担当職員を設けるとしても、職員体制・育成が難しい。また、交流・連携時間がとりにくい
- ・ 現状の体制では、身体的ケアや活動、訓練、送迎などを維持するのが困難になってしまう
- ・ 身体障害と知的障害がある重複障害のお子さんが多く、全介助、座位がとれないお子さんがいる状況で、交流するための職員体制をとることが難しい
- ・ サービス提供時間中の交流時間の確保、職員確保（平常時より多くの職員が必要となる）、放課後児童クラブ側のバリアフリーやスペース確保等環境問題
- ・ 下校時がまちまちな為、平日の交流は時間、人間的な課題がある

### （安全確保、トラブル時など）

- ・ トラブル発生時の責任の所在をどうするか
- ・ トラブル防止のための職員体制の確保
- ・ 移動の安全確保
- ・ 重症心身障害児を支援するためには、医療やリハビリテーションに関する専門知識を持つ職員の育成が必須。しかし、これらの専門職の確保や、既存の職員に対する継続的な研修の実施には、多くの時間とコストがかかり、放課後児童クラブとの連携を進める上での障害となる可能性がある
- ・ 知識や技術が少ないことで、虐待などの不適切な関わりに繋がる。障害のある児童への理解や特性に応じた対応に関して、預かりと療育の相違

### （相互理解）

- ・ そもそも放課後児童クラブがどのような形でどんな子どもが利用しているか、ということスタッフを理解していないので、交流するにあたってはその前に放課後児童クラブへの見学や話を聞く機会を設けなければ交流のイメージが湧かない

- ・ 児童クラブの職員の方への障害の理解や周知の仕方。放課後等デイサービス職員もどのように障害のことや特性について児童に伝えていくか、どの場所でおこなうか、それにともなう環境設定
- ・ 児童クラブの職員体制について、職員の高齢化、資質の問題もある。発達障害児への対応の専門性が無い  
え、障害についての知識不足が顕著であり、同じ席についての議論や共通理解が出来るのか不安である
- ・ 会社の方針と、児童クラブとの関わり合い方が違う為、指導の面での違いが出てしまい、馴れ合いになってしま  
そう。どちらかが主導権を握って交流する形になると思うが、どちらかが見ているだけの状況になってしまう恐れがあ  
る。お互いのやり方が分からないが故にそうになってしまそう
- ・ 相互理解を深めるため職員同士の情報交換や子どもたちへの対応の仕方、また、連携、交流に関しての国や  
県の規則の緩和の必要性

#### (加算)

- ・ 児童クラブへの送迎で送迎加算が取れるのか
- ・ 学童と放課後等デイサービスの職員意識と、連携目的、方法、子どもの特性理解、連携するための加算
- ・ 交流することに加算をつけたとしても、同法人内で完結できる大規模事業所のみか、ケアの手がかからない児童  
だけを集めている事業所だけの加算取得になってしまう

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 4-50 課題になっていること、想定される課題（児童交流）（自由記載）

#### (相互理解)

- ・ お互いの理解。運動能力、ルールの理解力の違いがあることを理解しお互いに受入れること
- ・ 一般的なお子さんの障害への理解がどこまであるのか心配
- ・ 関わり方・捉え方それぞれ異なる為、話を聞かずに一方的になってしまうこと
- ・ 健常児童の理解が不十分なため、トラブルになってしまうことが多い。差別的な言動への対処が難しい

#### (コミュニケーション)

- ・ コミュニケーションが難しく一緒に遊んだりが困難
- ・ コミュニケーション障害のあるお子さんの場合、状況により大人の介入によるサポートが必要。トラブルの頻発や対  
人関係における失敗体験を積んでしまいやすい
- ・ 子ども同士の関わりの中で障害特性から関わりの仲介が必要
- ・ 意思疎通が難しいので職員が間に入っての交流が必要となる為、今以上の人員が必要となる。放課後児童ク  
ラブの障害児（放課後等デイサービス事業）に対する理解が必要となる
- ・ 重症心身障害児の多くは、言葉やジェスチャーを使ったコミュニケーションが難しい場合がある。一方、通常の児  
童は言葉を中心とした交流を行うため、コミュニケーションのギャップが大きくなることが課題。これにより、交流が一  
方的になったり、思いが伝わらないと感じる場面が出てくるのが予想され、職員がその橋渡しをする役割を果た  
す必要があると想定される

#### (安全確保、トラブル時)

- ・ 医療的ケア児の感染リスク
- ・ 事故等があった場合の責任の問題が生じる
- ・ 他害等が発生した場合の責任の所在
- ・ 他害や事故などが起きてしまう心配

- ・ 通学先以外の他学校生と一緒にいるので、放課後等デイサービス利用時の個々の特性を知らないことにより、他害行為となる恐れがある

#### (支援ニーズの違い)

- ・ 重症心身障害児と通常の発達をしている児童との交流において、支援ニーズの違いが課題となる。重症心身障害児には、身体的・知的な制約があるため、遊び方やコミュニケーション方法が異なり、互いに理解し合うための時間と適切なサポートが必要。これには、職員が両方の児童に対して十分な時間を割けるような体制が求められる

#### (環境整備)

- ・ 環境の変化や集団への不安がある子が多い
- ・ 重症心身障害児には、医療的ケアや特別な介助が必要なため、通常の放課後児童クラブで行う活動や環境では対応が難しいことがある。例えば、車いすの使用や酸素療法、吸引が必要な児童には、通常の教室や遊び場では不便が生じる可能性があるため、適切な環境整備が課題となる

#### (放課後児童クラブの利用が難しかった子どもへの配慮)

- ・ 過去、児童クラブを利用する予定で入ったにもかかわらず、対応が出来ないと言われ利用を停止された子もいる為、交流は簡単に判断できない
- ・ 放課後児童クラブでの交流が難しくトラブルが続いた結果、放課後等デイサービスへ繋がった子もおり、児童間で否定的な反応がある
- ・ 放課後児童クラブでの失敗体験がある児童が少なくなく抵抗感が強い

#### (その他)

- ・ 利用者によっては、放課後児童クラブの子たちに自分が放課後等デイサービスを利用していることを知られるのが嫌な子もいるのではないかと思う
- ・ 交流を図るプログラム内容。子どもの特性理解、多人数であると圧倒されて、障害がある子どもが萎縮してしまう。また、学童との交流内容など
- ・ 交流時間や、児童の年齢の幅が広いので交流するにあたり工夫が必要。慣れない場所、また環境の設備においてリスクが児童によってある
- ・ 通所事業所側は交流を希望しているとしても、放課後児童クラブ側は交流を必要としているかどうか。また、交流自体を望んでいない所もある

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 4-51 課題になっていること、想定される課題（保護者対応）（自由記載）

#### (交流への理解、ニーズ)

- ・ 発達障害や障害のある児童の保護者で交流の必要性を感じていない場合の理解協力が困難
- ・ アンケート調査をすると放課後児童クラブとの交流を望む人は少ない
- ・ ガイドラインアンケートでは、児童クラブとの交流は必要ないと考えている保護者が多いことが分かっている
- ・ 一緒に活動してほしい方と関わりを減らしてほしい要望がある。学童に馴染めず放課後等デイサービスを利用しているケースが多い
- ・ 学童、放課後等デイサービスに対する保護者ニーズの違いを踏まえての承諾理解を得ること。受入れ時にも送り出すときにも障害理解が必要で違いはあることが負ではないことを理解すること

- ・ 交流を計画しても、利用者それぞれの保護者に確認して了解を得るとなると時間がかかる
- ・ 保護者は、子どもが通常の児童と交流する際、怪我や体調への影響を懸念することが多いと思われる。特に、体調が不安定な子どもの場合、集団での活動に対する不安感が強く、保護者が活動への参加に消極的になることが想定され、これに対して、活動の安全性や支援体制についての十分な説明が必要となり、保護者の不安を解消するための綿密なコミュニケーションが課題となると考えられる
- ・ 重度の障害がある子を持つ保護者からは身体的にも危険が伴うことが考えられるため交流させる必要がないと言われている。また児童館と併行利用していた子がそこで嫌がらせやいじめ的なことがあり、放課後等デイサービスに絞ったという話もある
- ・ 放課後児童クラブ側の保護者理解

#### (個人情報)

- ・ 個人情報により交流に反対がある
- ・ 交流時に個人情報漏洩が想定される
- ・ 子どもの障害名や特性を知られたくない等

#### (職員体制)

- ・ マンパワーの関係で、保護者対応する担当をきめていく方向になるかと思うが人的に困難
- ・ 重症心身障害児の保護者は、子どもが特別な支援を必要とするため、日常的に不安や悩みを抱えることが多い。このため、保護者からの相談や質問に迅速かつ丁寧に対応することが求められますが、職員の数が限られている場合、その対応に十分な時間を割くことが難しくなることが想定される

#### (その他)

- ・ 重症心身障害児を育てる保護者同士の交流を促進することで、支援体制を強化することが期待されるが、保護者のスケジュール調整や心的負担の軽減を考慮した交流の場を提供することが難しい場合もあると想定される。このような課題に対処するため、適切なタイミングでの情報共有や交流の機会を設けることが求められる

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

図表 4-52 課題になっていること、想定される課題（その他）（自由記載）

#### (情報がない、少ない)

- ・ 近隣に放課後児童クラブがないので、現状が分からない
- ・ 地域の資源がどのくらいあるかわからないため、地域資源の一覧表
- ・ 放課後児童クラブの運営団体が分かりにくい。市町村によって併用利用できる/できないが分かりにくい
- ・ 交流を持つ事が双方にとってどのような利点があるのかを確認する必要がある
- ・ 市区町村が積極的に、放課後児童クラブとの交流する機会を参画し、情報を伝えてほしい

#### (事業所単位では困難)

- ・ 地域に放課後等デイサービスが多数あるため、事業所単位での交流となると難しいと思う。地域単位または協議会等で交流の機会があれば、双方困難なく交流できると思う
- ・ 地域の児童クラブの利用人数（約 40 名）と放課後等デイサービスの利用人数（約 10 名）の差や、放課後等デイサービスの最低職員数と児童クラブ職員（1～2 名）の差がありすぎる事が活動的ではない。その為、単独での交流よりも、希望制にした交流会を開くことの方が理想的と思われる
- ・ 様々な学校から放課後等デイサービスに通っているため、利用児の住む地域の児童クラブとの連携となると複数

になり、事業所同士の顔合わせなどやるが多くなる。地域にこのような子がいると認識してくれると良いとは思  
う。また、地域の児童クラブの規模が大きく 100 名以上のクラブなので、職員間の情報共有、連携をこまめに  
行う必要がある

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

### ③ 障害のある児童への支援の質向上や個々の子どもの状況に応じた発達支援、またインクルージョン推 進の後方支援のために、放課後児童クラブとの連携や交流について、放課後等デイサービス事業所とし て取り組めること

放課後児童クラブとの連携や交流について、放課後等デイサービス事業所として取り組める連携や交流として、以下  
の意見があった。

図表 4-53 放課後児童クラブとの連携や交流について、放課後等デイサービス事業所として取り組めること  
(自由記載)

#### (児童同士の交流会等の実施)

- ・ 共同プログラムの開発 (放課後児童クラブと協力して、共通の活動プログラムやイベントを企画し、障害のある  
児童と他の子どもたちが一緒に楽しめる機会を提供する)
- ・ 定期的な交流会の実施 (両者の職員や子どもたちが参加できる定期的な交流会を開催し、相互理解を深め  
る)。また保護者を対象に具体的な支援内容についての情報を提供し、理解を促進する
- ・ 長期休みなどに共有イベントを開くなどをして、交流を深める事が可能か
- ・ お互いの施設へ訪問して一緒に活動を行う日を設ける。児童クラブの職員と定期的に情報交換を行う
- ・ 一緒に児童館などへ行き遊ぶこと。また児童クラブが学校に併設されている場所が多いため、学校の運動場など  
の施設を一緒に利用させてもらえるとよい
- ・ 運動支援をおこなっているため、プールやスタジオ施設を利用したプールやダンスなどで交流を図る
- ・ 交流日を決めて一緒に遊ぶイベントを開催するなどができたら理想 (障害程度が重い児童(自傷他害や緊張  
が強い児童など)を児童クラブの児童や先生が快く受入れてくれるか、先生及び児童たちへの事前説明と理解が  
あるか、もし児童同士で怪我があった場合の責任、保護者への説明の仕方など課題は多数)

#### (地域との協働)

- ・ すべての子供たちが楽しく参加し、新しい経験から学びが増える事を、地域社会の方々に共通して知ってもら  
うことを目指して、協力関係機関を増やしていきたい。地域交流をサポートする人、物の支援事業があると助かる
- ・ 一つ一つの事業所では交流活動は難しいので地域で協力イベントで交流できたら
- ・ 学校側の協力が得られるならば、広い運動場で地域児童との交流を行うことでお互いの対応力強化に繋が  
れること、障害児に対する理解を深める場になれば

#### (情報共有の機会)

- ・ 支援会議(学校含む)の頻度を増やしていきたい
- ・ 双方を利用している児童についての情報共有の機会を作る
- ・ 3~6 か月に 1 回の頻度で、児童の様子や困りごとに関しての情報共有の場面を設ける。関わりや支援に関し

て共通認識を持つことで、過ごしやすい環境の整備に努めていく。相互の活動の様子を見学することで、特性に応じた支援方法を共有し、放課後児童クラブからも保護者への助言を伝えられるようになることで、安心できる場としての理解へ繋がる

- ・ 子ども同士の交流というよりは、放課後児童クラブでの過ごし方の助言、職員研修などで連携できるかもしれない
- ・ 児童クラブと連絡を取り合う、学校も交えての会議を開く、児童クラブと放課後等デイサービスそれぞれの職員が相手先での利用児童の様子を見学して参考にしたり助言する、というような取り組みができる
- ・ 双方の情報交換できる場を自立支援協議会で設定することで意見のすり合わせ等ができ、放課後等デイサービスとして取り組めることを考えることができる
- ・ 放課後等デイサービス、児童クラブ、双方の課題をすり合わせて共有認識のもと児童に対しての支援を行っていく。また、定期的（期間は検討）に会議を行い、どちらでの過ごし方が本児にとって良いのか等を話し合う場をつくる

**(互いの理解促進)**

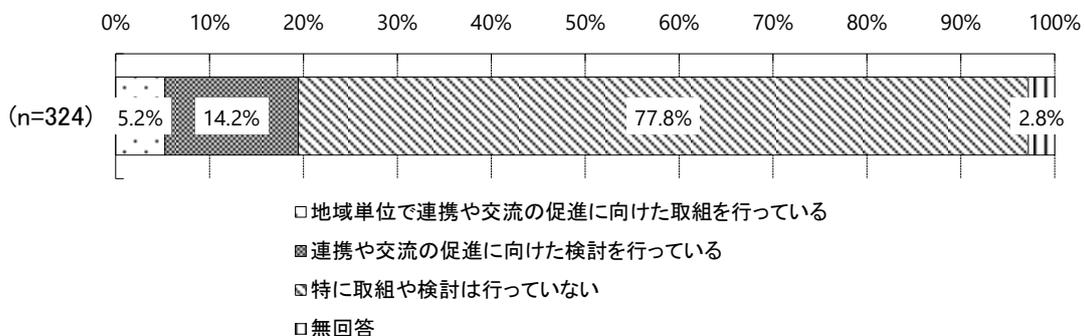
- ・ まずは、管理者や現場支援者間での双方の実状や課題について共通理解を図ることが必要。それから連携のとり方を一緒に検討してから、効果的な連携や交流がしていけることが望ましい
- ・ 職員の交流（交換留学のようなこと）子どもの特性や支援の違いを知ることから始める
- ・ まずはこちらの事業所から電話でも良いので情報交換していくことか。理想はお互いの事業所を見学したり定期的に情報連携を開催できればよい
- ・ 連携するために、適宜相互に訪問しての情報共有やケア会議の開催を進めていく。交流の打診をしていくなど、連携しやすい環境をつくる姿勢が必要だと考える

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

**④ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携や交流の促進に向けた地域での取組や検討の有無**

「特に取組や検討は行っていない」の割合が最も高く77.8%である。次いで、「連携や交流の促進に向けた検討を行っている（14.2%）」、「地域単位で連携や交流の促進に向けた取組を行っている（5.2%）」である。

**図表 4-54 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携や交流の促進に向けた地域での取組や検討の有無**



【地域単位での取組や検討を行っている場合】

1) 地域での取組や検討の具体的な内容

具体的な活動として取組を行っているほか、自立支援協議会での研修や行政が主導した研修等の取組の意見があった。

図表 4-55 地域での取組や検討の具体的な内容（自由記載）

|   |
|---|
| <p>【取組】</p> <p>(イベント、交流会)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他の放課後等デイサービスとの課外活動での交流。長期休暇時等のイベント（夏祭り等）へのお誘い</li><li>・ 外部のダンス、リトミックの講師を各々月1～2回来ていただき他の事業所と合同で行っている</li><li>・ 季節のイベントを企画して、共同開催している</li><li>・ 近隣学童クラブとの行事交流の呼びかけ、共生劇場の開催</li><li>・ 区民祭りなどでの合同発表の機会</li></ul> <p>(研修、情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に向けた研修会の開催</li><li>・ 障害者地域自立支援協議会で研修等が行われている</li><li>・ 社会福祉協議会が中心になって、放課後等デイサービスと児童クラブのスタッフ間の困り事などを話し合う機会がここ数年で何度かあった</li><li>・ 市で開催される福祉サービス事業所、相談支援事業所などが集まって情報共有する機会がある</li><li>・ 市の取組として以前、児童に関わる方々が集まり、小グループに分かれて話し合う場があり色々な分野で支援されている方々と交流が持てとても学ぶことができた（継続して行ってほしい）</li><li>・ 個人の様子や支援内容などの伝達(学校、家庭も含む連携が取れるように)、職員同士のコミュニケーション、時間や引き渡し場所などの把握</li></ul> <p>【検討】</p> <p>(イベント、交流会)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当法人主催で地域や子供達と交流できるイベントを検討。防災イベント等</li><li>・ 地域の学童や放課後等デイサービスなど、合同で避難訓練を行いたいとお願いしている</li><li>・ 地域の学童との運動交流会の提案があり、その提案を検討しているところ</li><li>・ 地域と連携してポッチャを通した交流会の実施の検討</li></ul> <p>(研修、情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立支援協議会子ども部会にて連携について検討</li><li>・ 市を通じて放課後等デイサービスの協議会と連携方法を検討中</li><li>・ 現利用児で併用をしている子の見学。放課後等デイサービス職員が児童クラブへ訪問見学の予定</li></ul> |
|---|

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

#### (4) その他

##### ① 放課後児童クラブとの連携を促進するために自治体や国に求める支援

自治体や国に求める支援として、以下の意見があった。

図表 4-56 放課後児童クラブとの連携を促進するために自治体や国に求める支援（自由記載）

###### (人員配置、人材育成)

- ・ 連携を促進するためには、児童クラブが放課後等デイサービスと同じ目線で議論等が出来る人材、環境が必要と思われる。両親の就労時間の関係で、児童クラブを利用する発達障害児も多くなっており、専門的知識を持った職員の配置を義務化するべきではないか。まずは、研修等の実施を義務化するなど、児童クラブへの研修の促進を進めていただきたい
- ・ 放課後児童クラブへの支援（金銭的、人的）、療育の知識を深める研修への費用負担補助
- ・ 放課後児童クラブの障害特性の理解と対応の向上を図るための研修制度を希望
- ・ 重症心身障害児への支援には、通常の児童とは異なる高度な専門知識や医療的ケアが必要。そのため、放課後児童クラブとの連携を進めるためには、十分な職員体制の確保が不可欠です。職員の配置基準に応じた加算や補助金制度の拡充を通じて、適切な人員を確保できるよう自治体や国からの財政支援を求める
- ・ 専門的な研修の提供。放課後児童クラブの職員も含め、重症心身障害児への支援に必要な医療的ケアやリハビリテーション、コミュニケーション技術などの専門的な研修を提供するための支援。自治体や国が主導して研修プログラムを実施し、全ての職員が必要なスキルを身に付けられるような教育体制を整えることが重要

###### (情報提供、連携に向けたサポート)

- ・ 連携の成功事例を発信してほしい
- ・ 子どもや家庭にとってのメリット等成功事例を聞かせて欲しい
- ・ 実際に連携をとっている事業所等の情報がほしい。それを参考にして検討していくことは考えられる
- ・ 連携するためのモデルや方法の提示
- ・ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携を促進するためのプログラムを、自治体や国の主導で定期的 に実施することを求める。具体的には、両サービス間の情報共有や交流を円滑に進めるためのミーティングや、実務的な連携事例の共有が考えられる
- ・ 療育の場として位置付けられている放課後等デイサービスと保護者支援のための放課後児童クラブと交流連携を促進する意味合いがわかりにくい。同世代の子どもだから一緒にだけでは意味がないと考える。実践例の提示など双方の児童の成長に資することについての証明や説明が欲しい
- ・ 動き出しのサポート → 研修や案内など、それぞれの事業所がどう動いていけばよいか明確にしてほしい。必要なのは十分実感しているが、何から始めればよいかわからないというのが本音
- ・ 交流をどちらの側から持ちかけるかにもよるが、けがや事故、問題が発生した場合の責任の所在も曖昧なため、自治体でモデル事業を立ち上げ成功事例を示したり費用の一部を助成する等の取組をお願いしたい

###### (交流や情報共有の場の設定)

- ・ 自治体主体による交流会の開催をしてけると参加しやすいか
- ・ 連携・交流を図るためのイベントやその先駆けとなる職員同士の情報共有の機会を作っていただきたい
- ・ 自治体が主体となり、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの児童達が自分から「行きたい」と思える行事

の開催をし、放課後児童クラブや放課後等デイサービスへ招待をしてほしい

- ・ 放課後児童クラブと放課後等デイサービスの違いや役割を学ぶ機会作りを希望。理解したうえでどのような連携が図れるのか考えていければと思う
- ・ 定期的な児童の各分野が集まった連絡会
- ・ 交流しやすいように、自治体での交流の場の提供を率先して行ってほしい。各事業所単位では、なかなか交流する機会を設けることも難しく、また、重度の医療的ケア児は公園等で放課後児童クラブ等の交流も出来る機会も無い

#### (加算、補助等)

- ・ 連携加算などがあれば、スタッフの配置も含め、積極的に交流がつけられるのではないかなと思う
- ・ 連携することを報酬体系に盛り込むことで促進につながる
- ・ 放課後児童クラブ等の他施設との連携や交流をするにあたり、現状の職員配置基準では人員を出す余裕がなく困難が予測される為、配置基準の見直しと連携時の相応の加算が必要である。また、国や自治体は報酬改定やルールを一方的に決めて通達を出すだけでなく、事業者の運営状況や実態を今以上に把握し、適正な事業運営(=経営)が行われるよう目や耳を傾け、財政投入すべきと考える
- ・ 放課後等デイサービスとしての送迎や計画(移行)しても具体的な支援加算がないと思われる。また、クラブへの移行に対しての具体的な細かい支援がないため、移行を進めることが難しい
- ・ 重症心身障害児が安心して利用できるように、バリアフリー設備や医療的ケアに対応した施設の整備が必要。放課後児童クラブとの連携を行うためには、共に利用できる安全な環境が求められるため、施設改修や医療機器の導入に対する補助金制度の拡充を求める

#### (その他)

- ・ 放課後等デイサービスに求められる連携ではあるが、放課後児童クラブには求められていない為(意見のみ)、双方に連携促進を求めない限り、放課後等デイサービスの一方的な依頼になってしまい、促進が図りづらいため、双方に連携促進のためのガイドライン等の整備が必要と考えられる
- ・ 市町によって放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併用を禁止している自治体もある為、連携強化を勧めてほしい
- ・ 学校が開かれた場所であることが前提。学校管理者の放課後等デイサービスに対する理解不足が大きな妨げになっている。学校によっては先生を交えた支援者会議の開催についても、逃げ腰でできれば避けて通りたい意図が見える学校もあるか。学校が放課後等デイサービスを「業者」とみる立ち位置ではなく連携できるパートナーと認識していただきたい
- ・ 地域包括支援ネットワークの構築。放課後児童クラブや放課後等デイサービスが地域全体で連携を進めるためには、医療機関、福祉施設、学校、行政機関などの協力が不可欠。自治体や国が主導して地域包括支援ネットワークを構築し、重症心身障害児の支援が地域全体でシームレスに行われる体制を整備していただきたい

(注) 自由回答の一部を抜粋し、原則として原文のまま掲載している。

## 第5章 ヒアリング調査

### 1. 調査実施概要

#### ① 調査目的

ガイドにおける事例掲載を目的として、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）が障害児受入れに際し行った体制整備・環境整備、障害児を含めた育成支援、放課後等デイサービス等の他機関との連携等の具体的な工夫、ノウハウを収集することを目的としてヒアリング調査を実施した。また、自治体が行う効果的なクラブ支援の内容、放課後等デイサービス等が行うクラブとの連携状況、工夫、課題等も把握を行った。

#### ② 調査対象、実施時期、実施方法

障害児の受入れを行うクラブ 6 か所、市区町村のクラブ所管部署 3 か所、クラブと連携のある放課後等デイサービス事業所 1 か所、クラブと放課後等デイサービスを併行利用する障害児の保護者を対象に、ヒアリング調査を実施した。選定にあたっては、障害児受入れにおける支援や連携の状況、自治体種別、クラブの開設主体、規模等を考慮の上、研究会及びこども家庭庁担当課との協議の上決定した。

なお、ガイドの作成段階に応じてヒアリングの内容を参照するため、3回に分けてヒアリングを実施した。

- 第1弾では、ガイドの方針検討にあたり、障害児受入れに必要なクラブでの取組内容を確認するため、こども家庭庁からの推薦をもとにクラブを対象に実施した
- 第2弾では、ガイドの骨子検討にあたり、自治体が行うクラブ支援内容を確認するため、こども家庭庁及び研究会委員の推薦をもとに自治体を対象に実施した
- 第3弾では、ガイドに掲載する事例やノウハウの収集に向けて、多様なクラブや自治体での支援事例を把握するために、アンケート調査結果をもとに自治体、クラブ、放課後等デイサービス等を対象に実施した

図表 5-1 調査対象、実施時期、実施方法

| 種別       | 対象                                | 実施日        | 実施方法  |
|----------|-----------------------------------|------------|-------|
| 自治体      | 目黒区（東京都）※2                        | 令和6年11月25日 | 対面    |
| 自治体      | 枚方市（大阪府）※3                        | 令和7年2月26日  | オンライン |
| 自治体      | 瑞穂市（岐阜県）※3                        | 令和7年2月10日  | オンライン |
| クラブ      | 港区高輪子ども中高生プラザ（東京都港区）※1            | 令和6年7月29日  | 対面    |
| クラブ      | うたの・ひこばえ児童館（京都府京都市）※1             | 令和6年7月31日  | 対面    |
| クラブ      | 岩根学童保育所はねっこクラブ（滋賀県湖南市）※3          | 令和7年1月30日  | オンライン |
| クラブ      | 中島ポンポクラブ（岡山県倉敷市）※3                | 令和7年1月24日  | オンライン |
| クラブ      | のびのびキッズ日方（和歌山県海南市）※3              | 令和7年2月13日  | オンライン |
| クラブ      | 放課後児童クラブひみつ基地1号（静岡県島田市）※3         | 令和7年2月26日  | オンライン |
| 放課後等サービス | にじと風（千葉県八千代市）※3                   | 令和7年2月7日   | オンライン |
| 保護者      | 放課後等デイサービスとクラブを併行利用する児童の保護者<br>※3 | 令和7年2月11日  | オンライン |

（注1）※1、※2、※3は、それぞれ第1弾、第2弾、第3弾のヒアリングで実施した。

（注2）保護者ヒアリングの記録は匿名性の確保のために非公表として、ガイド、報告書作成の参考とした。

### ③ 調査項目

調査項目は以下のとおり。

図表 5-2 ヒアリング調査項目

#### ■ 放課後児童クラブ

##### 1. 基本情報

- ・ 設置主体、運営主体、開設場所、他サービスの実施状況
- ・ 職員の配置状況（放課後児童支援員、看護師等）
- ・ 利用児童数 等

##### 2. 障害児の状況

- ・ 利用している障害児の状態（学年、障害特性、学校種、放課後等デイサービスとの併用状況等）
- ・ 障害児が必要とする支援の内容、必要な体制

##### 3. 障害児の利用までの準備

- ・ 入所前に児童や支援について収集した情報、収集先、収集した時期、方法
- ・ 自治体等との調整、必要な対応の要請
- ・ クラブで行った環境整備・体制整備

##### 4. 育成支援、関係者との連携等

- ・ 日々の支援において大切にしていること、考え（育成支援に関する基本的な理念・考え方等）
- ・ 障害児や保護者との関わり方、行っている配慮、工夫等
- ・ 障害児の受入れの際の他児童への対応、工夫等
- ・ 個別支援計画の作成、支援の記録作成等
- ・ 自治体や他機関との連携の状況、効果的な支援内容
- ・ 他の児童や保護者に対する説明、工夫等

##### 5. その他

- ・ 障害の有無にかかわらず、児童と一緒に過ごす効果
- ・ 障害児の受入れにおける課題、自治体や障害児支援の専門機関に期待する支援

#### ■ 自治体

##### 1. 基本情報

- ・ 自治体の放課後児童クラブ所管課
- ・ 放課後児童クラブの主体別設置数、利用児童の数
- ・ 放課後児童健全育成事業の実施にあたっての障害児の定義
- ・ 利用している障害児の数、学年、障害特性等

##### 2. 放課後児童クラブへの効果的な支援・連携

- ・ クラブにおける入所判定のフロー、スケジュール、工夫
- ・ クラブへの支援の内容、実施体制、工夫、効果
- ・ 都道府県によるクラブの支援事業の活用状況
- ・ クラブへの支援にあたっての庁内の他部署との連携状況
- ・ クラブへの支援にあたっての課題、今後の支援・連携の方向性

### 3. その他

- ・ 障害の有無にかかわらず、児童と一緒に過ごす効果
- ・ クラブの障害児の受入れにおける課題

#### ■ 放課後等デイサービス

##### 1. 基本情報

- ・ 運営主体、他サービスの実施状況
- ・ 事業所や利用者の特徴
- ・ 職員体制 等

##### 2. 放課後児童クラブを併用する障害児の状況

- ・ 利用している障害児の状態（学年、障害特性、学校種、クラブとの併用状況等）
- ・ 障害児が必要とする支援の内容

##### 3. 放課後児童クラブへの効果的な支援・連携

- ・ クラブへの支援・連携の経緯、内容、実施体制、実施方法、工夫
- ・ 支援・連携の効果
- ・ 支援・連携を行うにあたっての課題
- ・ 放課後等デイサービスとクラブとの連携や交流の促進に向けた地域での取組
- ・ 今後の支援・連携の方向性

##### 4. その他

- ・ 放課後等デイサービスとクラブの連携推進のために、国や自治体に対して期待する支援、取組等

#### ■ 障害児の保護者

- ・ お子様のご状況
- ・ クラブと放課後等デイサービスの利用目的、利用状況（頻度、移動方法等）
- ・ クラブと放課後等デイサービスでの過ごし方
- ・ クラブと放課後等デイサービス間での情報共有や連携の状況
- ・ クラブの利用にあたって良かった点、改善できると良い点

/など

## 2. ヒアリング結果

### 【自治体】

#### (1) 目黒区（東京都）

---

##### 1. 基本情報

###### ① 自治体の放課後児童クラブ所管課

- ・ 所管課は子育て支援部放課後子ども対策課（所管業務：放課後子ども総合プラン事業、児童館、放課後児童健全育成事業等）。

###### ② 放課後児童クラブの主体別設置数

- ・ 放課後児童クラブの主体別設置数は以下のとおり。

|      |       |
|------|-------|
| 公設公営 | 12 か所 |
| 公設民営 | 30 か所 |
| 民設民営 | 3 か所  |
| 私立   | 3 か所  |
| 計    | 48 か所 |

- ・ 民設民営と私立の違いは、民設民営は委託契約、私立は補助金である点。

###### ③ 放課後児童健全育成事業の実施にあたっての障害児の定義

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施にあたっての障害児の定義は、以下のいずれかに該当する児童。

- |   |
|---|
| 1) 特別支援学校に在籍している児童                            |
| 2) 特別支援学級（固定学級）に在籍している児童                      |
| 3) 「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保険福祉手帳」のいずれかを所持している児童 |
| 4) 医師の診断がある児童                                 |

###### ④ 利用している障害児の数、学年、障害特性等

- ・ 主な障害の特性は、自閉症スペクトラム、ADHD、21 トリソミー（ダウン症）などである。発達障害、知的障害が多く、てんかんの児童もいる。
- ・ その年によって人数の変動があり、特に令和6年度の1年生はここ数年で一番多かった。100人程度の相談を受け、保育参観（詳細は後述）は60人に対応した。
- ・ 学年が上がるにつれて人数が減少傾向にあるが、その理由として、放課後等デイサービスの利用に移行する点あげられる。学年が上がるにつれて放課後の時間が短くなるため、放課後児童クラブではなく、放課後等デイサービスに切り替える場合がある。一方、6年生はもともと利用している人数が少なかった。
- ・ 重度の障害がある場合は6年生まで放課後児童クラブにいることも多い。

##### 2. 放課後児童クラブへの効果的な支援・連携

###### ① 放課後児童クラブにおける入所判定のフロー、スケジュール、工夫

- ・ 障害児入所までの流れ・スケジュールは以下のとおり。

- 新規申請だけでなく、年度途中で放課後児童クラブから障害児受入れについて申請が挙がった場合も、2)～5)の流れで対応する。

|             | 担当等                               | スケジュール    |
|-------------|-----------------------------------|-----------|
| 1) 申請書受理    | 窓口 放課後子ども対策課児童館係                  | 11月～12月上旬 |
| 2) 保育参観     | 障害児保育協議会の構成員<br>及び第1希望の放課後児童クラブ職員 | 受理後、順次実施  |
| 3) 保育参観資料作成 | 障害児保育協議会の担当者                      |           |
| 4) 判定会議     | 障害児保育協議会<br>(放課後子ども対策課長報告)        | 1月後半～2月上旬 |
| 5) 判定結果通知   |                                   | 2月下旬      |

- 障害児保育協議会の位置づけ、構成員は以下のとおり。

|      |  |
|------|--|
| 位置づけ | ・障害児等の適切な保護育成を図るため、放課後児童クラブの入所申請時や入所後に障害があることが判明した児童に対して、保育参観の実施、職員加配等に係る判定会議の開催、判定結果通知の送付等を行う   |
| 構成員  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども対策課長（座長）、児童館係長、担当係長。</li> <li>・児童館長代表（障害児保育協議会担当館長）。</li> <li>・放課後児童クラブ職員6人。</li> </ul> <p>原則として、放課後児童クラブの職務経験が5年以上である職員。かつ、複数の職務経験（保育園、児童館含む）があり、障害児保育の経験がある職員。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、放課後子ども対策課長が必要に応じて出席を認めた職員。</li> </ul> |

#### (申請書受理)

- 区の窓口で、保護者から利用申請書を受理する。「児童の健康状態」の項目において、「心身の障害」「その他に必要な配慮」に記載があった児童、及び、児童の健康状態申請書の提出があった児童については、必要に応じて状況の聞き取りを行う。
- 郵送で申請書類を受け取った場合は電話連絡をして、状況を聞き取る。
- また、申請書に記載する前の段階で、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの併用を考えている、どの施設を選んだらよいかわからないなどの相談もあり、窓口や電話で相談に応じている。一方、放課後等デイサービスと放課後児童クラブは趣旨・目的が異なる事業であり、どちらがよいかという相談には、窓口では応じられない（アドバイスする立場にはない）。

#### (保育参観)

- 利用申請書の「児童の健康状態」の項目において、「心身の障害」「その他に必要な配慮」に記載があった児童、及び、児童の健康状態申出書の提出があった児童については、原則、保育参観を行う。ただし、「その他に必要な配慮」の項目に記載及び児童の健康状態申出書の提出があったとしても、「心身の障害」に「無し」と記載された児童については、保育参観は行わない。
- 保護者の承諾を得た上で保育参観を行う。
- 保育参観は、障害児保育協議会の構成員（放課後児童クラブの職務経験が5年以上で障害児保育の経験があるクラブ職員）と、申請書で第一希望となった放課後児童クラブの職員が一緒に行う。
- 保育参観時に「保育参観確認事項」にて事前アセスメントを行う。事前アセスメントを行う児童は加配対象の候

補となる。参観時には主に、以下の点を確認している。

- 生活面について：食事、排泄、着脱衣、対人関係、集団生活、意思表示等の状況
  - 身体面について：視力、聴力、嚥下・咀嚼、上下肢、機能維持等の状況
  - その他について：健康状態、既往歴、医療・療育機関、施設面の配慮等
- ・ 保育参観の際に、保育環境の確認も行っており、例えば、たんの吸引が必要な子どもの場合、たんの吸引を行う場所が無ければ、区が放課後児童クラブの職員と一緒に、場所を確保するためにカーテンレールをつける工事の方法などを検討する。トイレ介助が必要であれば、トイレの環境整備を検討する。
  - ・ 保育参観のメリットとしては、保育参観を行う中で、障害児保育の経験を有する障害児保育協議会の構成員と放課後児童クラブの職員が早期に支援内容について相談できる点がある。また、実際に保育を行う職員が、4月からの利用開始前に、該当の児童の情報を得て、多岐にわたって準備を行うことも可能となる。環境整備等の物理面のみならず、育成支援のプログラム、班編成（上級生の誰と一緒にするかなど）、年間計画（一緒に行う行事等）などのイメージづくりを行うことができる。
  - ・ また、民営の事業者の中には障害児保育の経験が少ない場合がある。障害児保育の経験者を配置することを公募の際の応募条件としているが、一人配置されていたとしても、他の職員は未経験となる。早目に児童の障害の状況が分かれば、事前に勉強するなど、準備期間を確保できる。
  - ・ 障害児を受け入れることとなった放課後児童クラブから、初めて障害児を受け入れるので、区内で障害児を受け入れている放課後児童クラブを見学したいという要望もある。早期の保育参観により、このような対応も可能になる。

#### （保育参観資料作成）

- ・ 保育参観終了後、参観を行った障害児保育協議会の構成員及び当該放課後児童クラブ職員で、児童の状況や介助等の様子を充分確認して評価する。保育参観資料は、障害児保育協議会の構成員が作成する。

#### （判定会議）

- ・ 保育参観資料を基に、障害児保育協議会において、放課後子ども対策課長に児童状況の報告を行い、介助についての判定を行う。
- ・ 判定会議では、主に職員の加配についての判定を行っており、環境整備に関しては、保育参観を踏まえて必要に応じて検討する。
- ・ 令和6年度の判定会議は、60人程度に対して行う必要があり、時間を要した。2月初旬より準備が出来次第、判定会議を行うが、準備から検討までに時間が必要となる。

#### （判定結果通知）

- ・ 判定会議の結果については、ポイントの加算状況や職員加配を行うかどうかも含め、区から各放課後児童クラブに通知する。
- ・ 保護者に対しては、入所可否のみ通知する。

#### （他部署との連携）

- ・ 保育参観までスムーズに進んでいけば、他課との連携の必要性は低いが、稀に保護者が保育参観に同意しない、必要な情報が集まらないということがあり、そのような場合は庁内で関わりのある他部署に連絡する。
- ・ 必要に応じて、障害者支援課、教育委員会の特別支援教育担当に情報共有する。特に、保護者からの聞き取りで就学先が不透明な場合などは、教育委員会に状況確認を行う。丁寧な庁内連携により、申請時の調整や保育参観で想定していた学校や放課後児童クラブと利用先が異なるケースはほとんど生じてない。

## ⑤ 放課後児童クラブへの支援の内容、実施体制、工夫、効果

### (巡回指導)

- ・ 区の独自事業として、臨床心理士による巡回指導を行っている。
- ・ 職員加配児童 1 人に対して年 1 回、実施する。対象となる児童が複数いる放課後児童クラブは、その人数分の巡回指導が行われる。
- ・ 年度初めに、臨床心理士の予定を確認し、放課後児童クラブ、保護者と日程を調整して、年間の巡回計画を作成する。保護者にもカンファレンスに参加してもらっており、児童一人あたり、30 分～1 時間程度で実施している。
- ・ 巡回指導の臨床心理士には、放課後児童クラブから事前に児童に関する資料を送付している。資料では、トイレ、食事などの生活面に関する項目について、どの程度できているか、職員との関わりで上手くいっていないことは何かなどをまとめている。
- ・ 巡回指導を通じて、保護者に対して、放課後児童クラブからは伝えづらいことも、臨床心理士から伝えてもらうことができる。専門職の見立てによるため、保護者に聞き入れてもらいやすい。

### (子育てスーパーバイザー派遣事業)

- ・ こども家庭支援センター事業の一環で、国の補助金を活用して、放課後児童クラブ、児童館、保育所を対象に、1 施設あたり年 1 回、子育てスーパーバイザーを派遣している。虐待防止・予防、虐待の早期発見を主な目的としていたが、発達が気になる児童に関わる相談などにも応じている。
- ・ 子どもの育ちに対し、職員がどう関わってよいかわからない、保護者に対してアクションしづらいなどの相談に臨床心理士が対応している。放課後児童クラブ職員に対する支援事業であるため、助言を得ることについて保護者の許諾なしで利用できる。
- ・ 子育てスーパーバイザー派遣事業は巡回指導の対象外となる障害の可能性のある児童でも利用可能である。
- ・ 事前に連絡票に記入してもらい、1 時間ほど、児童の様子を見てもらった後、カンファレンスを行い、スーパーバイザーによる見立てや、児童や保護者との関わりについてアドバイスを受ける。
- ・ 児童館併設の放課後児童クラブの場合、児童館と放課後児童クラブの児童、上限 2 人まで対応する。

### (目黒区発達支援拠点ぽるとによる巡回訪問)

- ・ 区は、発達障害のある方とその家族の支援のために、「発達障害支援拠点ぽると」を開設している（指定管理者制度で民間事業者が運営）。
- ・ 令和 5 年度に、所管している障害者支援課より「発達障害支援拠点ぽると」からアウトリーチをしたいと申し出があったと聞き、放課後児童クラブを対象に試験的に半年間、巡回訪問を実施した。放課後児童クラブからの手上げ方式で行ったが、大変好評だった。
- ・ 「発達障害支援拠点ぽると」から助言による児童の変化を確認したいと要望があり、令和 6 年度は年 2 回の訪問としている。施設側としても複数回、巡回してもらえると有難いという声があった。
- ・ 児童単位ではなく、施設単位で、希望のあった施設を臨床心理士が訪問する。巡回指導は対象となる児童が決まっていたり、スーパーバイザー派遣事業は年 1 回の訪問で児童 1 ～ 2 人のみという制限があるが、ぽるとによる支援はそのような縛りは無く、事前資料の準備も必要ない。
- ・ 訪問時の流れは、訪問 1 回あたり計 4 時間ほどで、最初の 1 時間は情報収集のためのカンファレンス、次に 2 時間ほど育成支援の現場に入り（児童と一緒に遊びながら、特性等を把握）、その後 1 時間ほど、見立てとカンファレンスを行う。
- ・ 現場としては、構えずに心配な児童に関する相談に応じてもらうことができるほか、臨床心理士が育成支援に入っ

て、専門職の目線で気になる児童がいた場合に教えてもらうことができる。放課後児童クラブ側で気づいていない児童についてもアドバイスしてもらえる点も好評である。

- ・ 予定表はほぼ埋まっているが、年度途中でも訪問してほしいと相談がある。
- ・ 3種類の巡回による指導・相談を行うことで、現場に対する支援が格段と厚くなった。

#### (巡回指導学習会)

- ・ 巡回指導を行っている臨床心理士が講師となり、年に1回、巡回指導が終了する1～2月頃、巡回指導学習会を行っている。
- ・ 巡回指導を通じて、長年、放課後児童クラブに関わっている臨床心理士が講師を務めていることから、放課後児童クラブのことを理解した上で、今年、巡回してみたの感想や児童への関わり方など、講義してもらっている。放課後児童クラブの障害児担当者に参加してもらっている。

#### (障害児対応部会等)

- ・ 放課後児童クラブ、児童館を対象とする障害児対応部会を設置している。区内の全ての放課後児童クラブ、児童館から、障害児担当となった職員1人が参画し、障害児対応について検討している。具体的な取組として、障害児保護者懇談会や学校との連携の調整等がある（詳細は後述）。
- ・ 別途、障害児担当者の連絡会を年3回開催している。連絡会では、障害のある児童の対応について実践交流や意見交換等を行っている。

### ⑥ 自治体からの障害児や保護者との関わり方、工夫等

#### (障害児保護者懇談会)

- ・ 障害児保護者懇談会は、障害児対応部会の柱の一つで、部会で推進している。
- ・ 放課後児童クラブ、児童館を利用している障害児の保護者を対象に、年に1回、懇談会を開催している。
- ・ 保護者同士の交流を目的としており、交流を通じて、お互いの悩みを共有し、悩みを解決する手がかりを見つけたり、将来を見据えるためのきっかけづくりとなればと取り組んでいる。
- ・ 放課後児童クラブに障害のある児童が他にいない場合や普通級に所属している場合は、障害のある子どもを持つ保護者とのネットワークを作ることは難しい。そこで、区全体で障害児保護者懇談会を行うことで、同じような境遇にある保護者と話すことができるようにした。
- ・ グループに分かれての懇談を行っており、学年、障害の程度、障害の種類などから、どのようにグループを作るか、障害児対応部会のメンバーで検討する。保護者支援となるよう、準備に時間をかけている。
- ・ また、目黒区の放課後児童クラブに通っていて成人した子どもの保護者を呼んで、先輩保護者として、自分の子どもが放課後児童クラブに通っていた時の葛藤や悩みなども話してもらった。先輩保護者に子どもが社会に出た後のことまで、ヒストリーとして話してもらうことで、中学校はどのように選んだらよいかなどから始まり、参加している保護者も将来の道筋が見えてきて、次に進むきっかけになる。将来の道筋が見えるようにすることも懇談会の大きな意義となっている。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童や障害者手帳を所持している児童の保護者は、障害受容ができており、懇談会の声かけができるが、そうではない保護者については、障害受容の見極めが必要であり、声をかけていない。

## ⑦ 都道府県による放課後児童クラブの支援事業の活用状況

- ・ 都が開催する研修について、放課後児童クラブに情報提供し、参加を促している。

## ⑧ 放課後児童クラブへの支援にあたっての庁内の他部署等との連携状況

### (学校との連携)

- ・ 特別支援学校、特別支援学級のある学校と児童館、放課後児童クラブとの連携は、各児童館、放課後児童クラブが個別に連携するのではなく、障害児対応部会が調整する。
- ・ 以前は、各放課後児童クラブから利用している児童について、個別にこれらの学校に連絡していたが、学校からまとめて連絡してほしいという要望があった。また、個人情報も共有しづらくなっており、連携のための窓口を作り、保護者の了承を得るなど、必要な手続きをとって、情報連携している。
- ・ 障害児対応部会が中心となり、放課後児童クラブ、児童館と学校の教員との懇談も定期的に行っている。
- ・ なお、地域の小学校についてはこの仕組みの対象外であり、各放課後児童クラブによって連携が図られている。

### (教育委員会との連携)

- ・ 教育委員会の特別支援教育担当とは、放課後児童クラブの利用調整時に連携している。申請書を受理する際、就学相談を受けている、就学する学校や学級が決まらない、必要な情報が得られない場合などに連携する。
- ・ 普通学級、特別支援学級のどちらの可能性が高いのか、保護者との間で揺れている場合などは、教育委員会に様子を確認する。

### (保育課、保育所との連携)

- ・ 保育課にも確認をしたり、保育所の現場とも保育参観の時点から情報連携する。
- ・ また、放課後児童クラブに通い始めた後に、保育所に通っていた頃の様子を確認することもある。
- ・ 保育課の保育指導係には、保育所を利用している医療的ケア児がいる場合、放課後児童クラブの利用意向があれば、早目に所管課に連絡してほしいと、園長から保護者に伝えてもらうよう依頼している。

### (相談支援事業所との連携)

- ・ 放課後児童クラブを利用する障害児については、目黒区児童発達支援センターの相談支援事業「相談支援ひまわり」を利用している人も多い。目黒区児童発達支援センターには、相談支援専門員のほか、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士なども配置されており、療育にも対応している。
- ・ 放課後児童クラブの利用申請があった場合は、相談支援ひまわりで該当の児童を担当している相談支援専門員を紹介してもらい、アセスメントの際に状況を確認する。また、放課後児童クラブへの保育所等訪問支援の調整や、放課後児童クラブの職員も召集してのケース会議の開催等を行ってもらっている。
- ・ 民間の相談支援事業所を含め、子どもが相談支援専門員とつながっていれば、申請前後で、区に対して相談支援専門員から「今度、放課後児童クラブの申請をするからよろしく」「保護者がこういうところに悩んでいる」などの情報連携がある。

### (障害者支援課との連携)

- ・ 障害者支援課とは児童発達支援センター相談支援ひまわりの所管として、連携する。
- ・ 医療的ケア児等で、障害者支援課のケースワーカーが未就学の頃からつながっている場合、就学後に放課後児童クラブの利用意向があれば、保護者から所管課へ連絡してもらうよう、ケースワーカーから声をかけてもらう。
- ・ 放課後児童クラブと放課後等デイサービスの併用利用の希望は多いが、送迎を行っていない放課後等デイサービスが多く、放課後児童クラブから放課後等デイサービスへの移動が課題となっている。放課後児童クラブでは送迎を

対応していないため、必要があれば移動支援を担当している障害者支援課へつなげる。

### ⑨ 放課後児童クラブへの支援にあたっての課題、今後の支援・連携の方向性

#### (個別支援計画、支援記録)

- ・ 放課後児童クラブでの個別支援計画の必要性について話は出ているが、作成に至っていない。支援記録の作成方法は各放課後児童クラブに任せている。
- ・ 職員加配が行われている児童については、基本的に、手立てが必要な事項、こどもの様子、保護者との連絡状況、学校での様子などを毎月報告してもらおう。これらは、支援記録のひな形となるとも考えられる。

#### (行政職員の現場体験、経験等に基づく対応・支援)

- ・ 庁内の運営担当として、放課後児童クラブの現場に足を運びたいが、アセスメントに時間がかかり、現場に出ていく時間の確保が難しい。実際の保育の現場をみて、職員の悩みを直接聞く機会を作りたい。自治体職員として、現場を回りたい。
- ・ 現場を見ていれば、電話相談を受けても想像ができ、アドバイスがしやすくなる。区の職員以外でも、近隣の児童館長など、現場を把握している人が、現場職員の相談に応じることができると、支援のプラスとなる。実践の経験者としての引き出しがあれば、経験を踏まえて相談やアドバイスができる。
- ・ 現在、放課後児童クラブの3分の2が民営となり、直営が多かった頃と状況が異なり、より丁寧に伝えていく必要がある。民間は自治体に代わって事業に取り組んでくれているため、任せきりにせず、一緒に取り組んでいく姿勢を持つことも大切である。

#### (現場の職員配置)

- ・ 施設環境が十分でないところもあるが、スペースがそもそも無いところに場所の確保を望むことは難しいため、人の手立てにより、支援の充実を図りたい。
- ・ 職員加配は、児童単位で、アセスメント項目のポイントを踏まえて対応しているが、それとは異なる要件でも職員加配ができると運営しやすくなると思われる。例えば、環境要因を加配要件にする、特別支援学級のある学校は職員1人を加配するなどが考えられる。
- ・ また、ここ数年で課題に感じていることとして、加配に至らない児童が複数いる場合など、どのように人的支援をするか、どのように基準を設定する必要があるかなどがあげられる。
- ・ 障害児支援のために職員を配置するという視点だけでなく、職員が十分に休息をとることができる体制となっているかなど、職員を守っていくための体制を整備するという視点も重要である。1日のサービス提供時間は短い、業務負担は大きい。午後のみ職員を配置すればよいのではなく、準備も必要である。支援が必要な児童が増えている中、職員が業務過多とならないようにすることも必要である。

## 3. その他

### ① 障害の有無にかかわらず、児童と一緒に過ごす効果等

- ・ 放課後児童クラブは、子ども同士で影響し合うことができる場である。大人が配慮して、子ども同士の関係づくりを行うことも大切だが、子ども達と一緒に過ごすことで、子どもたち自身で感じ合えることもある。インクルーシブの視点を持って関わることが浸透してきており、話せなくても、反応は見られなくても、他の児童もいつも周りにいて、自然に障害児と関わっている。皆で一緒に過ごすことで、障害児も感情が豊かになっている。
- ・ 例えば、医療的ケアが必要で肢体不自由、コミュニケーションが難しい子どもが、放課後児童クラブで他の子どもと

関わる中、反応するようになったと、保護者から話を聞くことがあった。会話ではないコミュニケーションが行われている。

## ② 放課後児童クラブの障害児の受入れにおける課題

- ・ 障害児の受入定員を設けていないことから、複数人の受入れがある施設で、環境整備が追い付いていない場合がある。受入定員を設けるべきではないと考えているため、環境整備が難しい場合、職員配置を含め、何ができるかを考えていくことは大きな課題である。
- ・ 障害のある子どもの利用方法をみると、週2～3日、放課後児童クラブに通い、残りは放課後等デイサービスを利用する、1日のうち16時から放課後等デイサービスを利用する、帰宅後に入浴支援等の他の障害福祉サービスを利用するために早く帰宅する等、年々、放課後児童クラブで過ごす時間は短くなっている。利用時間が短くなると、放課後児童クラブで児童の成長を把握しづらくなったり、子ども同士の関わりが薄くなることが懸念される。
- ・ また、週2～3日、週4時間の利用であっても、加配が必要な児童であれば、年間通じて職員を配置する。利用のある時間だけ配置するわけにもいかないため、職員配置の課題もある。
- ・ 放課後等デイサービスが増え、支援が必要な子どもが専門的支援を受けられるようになってきた。今後、放課後等デイサービスと放課後児童クラブをどのように両立していくのかという課題がある。他方で、放課後等デイサービスは空きが少なく、放課後児童クラブと併用したいが、どこもいっぱい利用できないとの保護者の声もある。
- ・ 放課後児童クラブを利用する要件について、通常「週3日以上、4週12日以上」としているが、放課後等デイサービスと併用して利用する場合は、「週2日以上、4週8日以上」でも利用可能としている。週2日利用でも、放課後児童クラブの利用枠の1人分をとることとなり、週5日、利用が必要な児童がいても、利用できないこともある。こうした点も課題として感じている。

## ③ 本事業で作成するガイドに記載が望ましい情報等

- ・ 職員が障害児保育の経験を積み、実践交流をすることで、児童がよりよく、安心して過ごすことができるようになる。毎年、工夫して様々な仕掛けを作っている。ガイドにも参考となる情報を期待する。

## (2) 枚方市（大阪府）

---

### 1. 基本情報

#### ① 自治体の放課後児童クラブ所管課

- ・ 教育委員会学校教育部放課後子ども課（所管業務：総合型放課後事業として留守家庭児童会室（放課後児童クラブ）、放課後オープンスクエア、枚方子どもいきいき広場事業等）。

#### ② 放課後児童クラブの主体別設置数、利用児童の数

- ・ 全放課後児童クラブ 44 か所のうち、公立公営が 22 か所、公立民営が 22 か所。
- ・ 令和 6 年度における利用登録児童数は 4,300 人で、うち公立公営のクラブで 2,373 人、公立民営のクラブで 1,927 人が利用している。

#### ③ 利用している障害児の数、学年、障害特性等

- ・ 令和 6 年度における障害のある小学生の利用人数（障害者手帳を持っている人数でカウント）は、公立公営のクラブで 57 人、公立民営のクラブで 52 人の計 109 人。障害の種別として、肢体不自由、聴覚障害、内部障害、知的障害、発達障害の児童が利用している。
- ・ 障害児の利用人数が、令和 4 年度は 203 人、令和 5 年度は 198 人、令和 6 年度は 109 人と少なくなっている背景の一つは、放課後等デイサービスを利用する児童が増えたからだと推察している。令和 4 年度には放課後等デイサービスの待機児童がいたとのことだったが、直近は放課後等デイサービス事業者が増え、待機児童は解消している。
- ・ 放課後等デイサービスを利用する児童が増えている理由としては、1 支援あたりの利用児童数が増加している中で、落ち着いた環境を求めて少人数で対応してもらえる放課後等デイサービスを利用していることもあるのではないかと推察している。
- ・ また、放課後等デイサービスに行った後、放課後児童クラブに戻ってくるができるように変更をした。利用している放課後等デイサービスは送迎があり、子どもの移動は次のとおりとなる：「学校」→「放課後児童クラブ」→「放課後等デイサービス」→「放課後児童クラブ」

### 2. 放課後児童クラブへの効果的な支援・連携

#### ① 放課後児童クラブにおける入所判定のフロー、スケジュール、工夫

##### （利用決定前の面談）

- ・ 利用申込書に「手帳（療育手帳等）を所持している」「支援学級在籍または通級指導教室利用予定」「発達面に関して、受診歴・相談歴がある」「その他、気がかりなことがあればご記入ください」の項目を設けている。
- ・ 受付時に、上記の項目について記載があった場合、必要に応じて、後日個別での聞き取り（三者懇談）がある可能性をお伝えする。
- ・ 定員は決まっているが、より多くの児童を受け入れるため入室の一次受付期間（11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日）の申し込み人数によって、学校区のクラブの定員を障害の有無にかかわらず臨時定員として決めている。その場合も障害がある場合は優先度は高い。
- ・ 気がかりな点がある申込者に対して、三者懇談の実施について確認をする。気がかりな点があっても三者懇談は不要であると保護者が拒否するケースもあるが、できるだけ、三者懇談を行えるようにしている。

- ・ 三者懇談は2月から3月中旬に以下のメンバーで実施している。  
申込者：保護者・本人  
教育委員会：臨床心理士、保育士、放課後児童支援員  
クラブ：クラブの統括責任者、放課後児童支援員
- ・ 三者懇談が出来ない場合でも、保護者の了承を得た上で、出身保育所（園）と連絡を取り、子どもの様子を確認したり情報共有を行っている。また、クラブの職員が出身保育所（園）を訪問し、子どもの様子や職員の関りを見学して話を聞いたりしている。発達面で相談歴がある場合も同様に、保護者の了承を得て、関係機関と情報共有を行う等して入所後の支援に活かしている。
- ・ 学校との連携は当該児童の入学後、緊密に行っている。また、関係機関との情報共有は、必ず保護者の了承を得ている。

#### （放課後等デイサービスとの関係）

- ・ 放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併用している児童もいる。
- ・ 小学校入学前に相談機関や保育所と相談して、クラブではなく放課後等デイサービスを利用すると決めている家庭もある。
- ・ 放課後等デイサービスについては、別部署が所管しており、紹介や相談などは特にない。
- ・ クラブと放課後等デイサービスのどちらを利用するか悩んでいる保護者もいる。学校での生活が負担になっている子どもにとっては、放課後等デイサービスは、子どもにとって療育が負担になると感じ、クラブでゆっくりして欲しいと思うこともあるなど、どちらを利用することがよいかを悩んでいる。
- ・ 保護者は、発達面や勉強面が気になる場合は、放課後等デイサービスの利用を望み、学校で過ごす際の疲れや人間関係のトラブルなどから自由に過ごすことを目的とする場合はクラブを選んでいるようだ。
- ・ 活動内容から「ゆっくりすごすことができる」「学習面でのフォローがある」「音楽や絵画などができる」といった特徴があるクラブを選ぶ保護者もいる。
- ・ 保育園、保育所、幼稚園の先生、受診している病院、保健センターの職員や発達支援センターの職員と相談しながら、利用方法・選択を考えている保護者が多い。
- ・ 当課が放課後等デイサービスの部署との意見交換を行う機会は現時点ではない。保護者からの要望があれば可能ではあるが、現在要望がなく行っていない。放課後等デイサービスの状況については職員が個別に情報収集を行っている。

#### （職員加配に対する支援）

- ・ 保育所で加配を受けており、入室前の三者懇談時での保護者の話や子どもの発達面、生活の様子を踏まえ、引き続き加配が必要と判断される場合は加配の対象となる。
- ・ 4月1日入所の場合は、暫定加配として職員加配を行っている。
- ・ 職員加配については年度単位で実施することを原則としているが、半年後に見直しの協議を行っている。課の専門職が巡回訪問を重ね、クラブでの子どもの様子や運営状況、クラブの職員の意見等も踏まえ、課で協議を行い決定している。

## ② 自治体からの障害児や保護者との関わり方、工夫等

#### （専門職の巡回指導）

- ・ 当課の専門職として、臨床心理士2人、アドバイザー（保育所の所長経験者で保育士の有資格者）2人、放

課後児童支援員が、クラブを定期的に巡回し、職員に対して子どもへの対応についてのコンサルテーションを行っている。

- ・ 専門職による巡回支援を行うことにした経緯は、クラブの運営を行って行く中で、事務の職員では、現場からの相談に対して、障害児対応についての的確なアドバイスをするのが難しかったため、体制の見直しを行い、臨床心理士等の有資格者を配置し、子どもの環境整備に取り組んだ。
- ・ 子どもの見立てができることが大切なことから、現場を知っている保育士や放課後児童支援員と臨床心理士と一緒に巡回を行っている。
- ・ 専門職の巡回支援は主に職員を対象としているが、訪問時は、子どもと一緒に遊びながら行動観察を行ったり、必要に応じて聴き取りを行い、その情報を職員と共有して支援に活かしている。
- ・ 巡回支援や加配申請については、子どもの生活の様子や職員の対応、また加配がつくことで期待される効果などについて、クラブの職員に「児童行動調査シート」に記載し提出してもらい、それをもとに巡回支援や加配協議を行っている。
- ・ 専門職が現場の支援を行うことにより、現場の職員の意識に大きな変化があった。事務の職員のみで構成されていた時と比較して、相談することによって悩みや困っていることが解決できるようになった。また、よりよくしていくためのアドバイスを的確に行えることから、現場もより活性化しているのではないかと感じている。
- ・ 専門職は、必要に応じて月 1 回クラブで開催されている定例会議に出席し、運営面での助言や指導を行ったり、加配対象の子どもやその他の気になる子どもの様子について情報共有、職員間で意見交流することで、子どもへの理解を深めたり、具体的な対応について一緒に考えたりしている。
- ・ 巡回指導の記録やフィードバックから当課では対応を検討し、施策へ反映させる体制を構築することになっている。

### <児童行動調査シート>

| 様式 1   |                    |    |            |
|--|--------------------|----|------------|
| ( 加配申請 ・ 相談 ) 児童行動調査 シート 1                                   |                    |    |            |
| 記入日：令和 年 月 日   |                    |    |            |
| 児童名  | ふりがな               | 室名 | 児童会室       |
|  | 男・女                |    |            |
| 生年月日   | 平成/令和 年 月 日 ( 年生 ) |    | 班名 _____ 班 |
| 入室年月日  | 平成/令和 年 月 日        |    | 記入者名 ( )   |
| 児童の状況  | 現状                 |    | 課題         |
|  | 保護者の様子             |    |            |
| <small>児童の状況 ( 発達障害・知的障害・情緒障害・学習障害・自閉傾向・発達遅滞・発達性障害 )</small> |                    |    |            |

#### (現場での取組等)

- ・ 午前中の会議の時間を利用して、現場の責任者だけではなく、子どもの支援を行っている職員間で意見を共有し、子どもへの理解を深めたり、具体的な対応について考えたりしている。
- ・ 保護者への対応については、原則クラブの職員が行っているが、保護者から課に直接相談があった場合や、課の職員も介入した方が良いと判断される場合などは、保護者と直接話をすることもある。必要に応じてクラブで三者懇談を行い、保護者の思いを聴き取る中で、子どものために何ができるかを共有して子どもへの支援に活かしている。
- ・ その他、虐待などで見守りが必要な子どもについては、関係機関と連携しながら対応を行っている。

#### (学校との連携)

- ・ 年に2回、定期的に学校とは情報共有の会議を行っている他、日常的に学校ごとに情報を共有し連携している。相談があれば対応できる体制になっている。
- ・ 学校からの依頼を受け、保護者の承諾後、関係機関と一緒にケースカンファレンスを行っている。
- ・ 所管部門が教育委員会ということで同じ部署として、基本的な連携はできているが、それでも学校との連携に関しては、「教育」と「保育」の面でそれぞれの考え方や置かれている状況の違いから連携が難しいと感じることもある。
- ・ 学校側から、教員の不足、教員の働き方改革等を理由として、放課後に起こったことは、クラブで対応して欲しいと言われてしまう。学校とクラブが連携を図り、取り組む必要があるが、クラブの職員によって対応が異なっていて、学校が介入せざるをえない状況となりトラブルになってしまう。
- ・ 小学校の施設を利用しているクラブでは、少人数学級化や特別支援学級などの教室利用の多様化により、クラブとして利用できる部屋がなくなってきており、クラブに教室を貸す、貸さないといったことがトラブルにつながることもある。

#### (研修の内容)

- ・ 職員の支援向上を目的として、年12回、1回2時間の研修を行っている。研修内容としては、「配慮が必要な子どもへの理解」、「子どもと人権」、「食物アレルギーについて」等のテーマで行っている。なお、研修のテーマは、研修受講意欲向上のため現場の職員の希望や、実施した研修の中で評価が高かったものも取り入れている。
- ・ 研修内容に関しては、発達、虐待対応、心肺蘇生法、救命救急、運営指針の変更についてなど、市として現場の職員に身につけてもらいたいスキルを決めて、教育計画を立て実施している。
- ・ 研修の参加状況については記録している。
- ・ 短時間勤務の職員に関しては、研修受講の機会が少ないため、今後増やしていこうと考えている。研修を午前中に実施したり、行った研修を録画し、後で視聴できるよう工夫を行っている。
- ・ 短時間勤務の職員の中には、以前は指導員として働いていた人もおり、考え方やイメージが当時のままになっていることがあり、保育の考え方や指導の方法を変えていくことも必要だと感じている。
- ・ 現場の保育の質の向上支援では、管理監督者(統括責任者・サブリーダー・班長)が「交換保育実習」という形で他クラブで勤務し、互いの保育・運営を学べる機会になる保育実習を行っている。
- ・ 令和6年度は、研修とは別に、クラブの統括責任者が参加する「食に関する分科会」「配慮児保育の分科会」「保育を考える分科会」の分科会でそれぞれのクラブの現状を出して話し合う機会を午前中にもつ。悩みを共有しながら一緒に考えることが互いの学びに繋がっていった。今後も継続予定。

### 3. その他

#### ① 障害の有無にかかわらず、児童と一緒に過ごす効果等

- ・ 障害の有無にかかわらず児童と一緒に過ごすことに関して、職員がどう介入するのかを研修を通じて学ぶことが重

要と考えている。研修を通じてよりインクルーシブな関わりかたや、育成支援の力をつけてもらいたいという思いがある。

- ・ 子どもの気持ちに寄り添うこと、障害の有無にかかわらず子どもの気持ちを大事にしている。現場は「感覚」で支援を行っているが、研修では、その「感覚」を「理論」にすることを目的として研修を行っている。
- ・ 障害児を受け入れることについての保護者への理解など関係構築については、現場で実際に体験するなかで対応方法を学んでいく。事務所にいる放課後児童支援員も現場を見て学んでいる状況である。

## ② 放課後児童クラブの障害児の受入れにおける課題

- ・ 学校の教室を借りて運営しているため、場所、設備面に関して課題がある。クラブの運営場所が校庭に設置されているプレハブの場合もあり、老朽化している施設を利用していたり、昔の作りになっていてバリアフリーになっていない場所で運営しているクラブもある。今後どのような設備で運用していくかが課題になっている。
- ・ 保育所で子どもと関わるには保育士資格が必要だが、放課後児童クラブでは特に資格が求められていない。そのため、指導員は実務を通じて経験を積み重ねていくしかなく、慢性的な人材不足の中で十分な経験を積む環境を整えることは容易ではなく、大きな課題となっている。
- ・ 配慮が必要な児童の対応も複雑化しており、対応によっては友だち同士のトラブルや怪我につながったりする。制度的にどのようにすれば良いのか悩んでいる。
- ・ 子どもが1人で留守番をすることができないので、クラブも利用人数の増加や高学年の利用が多くなっている。対応については、今後考えていかなければならない。
- ・ 知識や対応の方法、スキルも含めた技術についても複雑、高度なものが求められる。子どもそれぞれに思いがあり、そこを汲み取った対応や進め方が難しく現場職員も悩んでいる。

### (3) 瑞穂市（岐阜県）

---

#### 1. 基本情報

##### ① 自治体の放課後児童クラブ所管課

- ・ 教育委員会幼児教育課（所掌業務：保育所・保育サービス、子育て支援、放課後児童クラブ等）

##### ② 放課後児童クラブの主体別設置数、利用児童の数

- ・ 全放課後児童クラブ 9 か所のうち、公設公営が 7 か所、民設民営が 2 か所。
- ・ 令和 6 年 5 月 1 日における利用登録児童数は 697 人で、うち公設公営のクラブで 638 人、民設民営のクラブで 59 人が利用している。

##### ③ 放課後児童健全育成事業の実施にあたっての障害児の定義

- ・ 毎年 5 月 1 日付の県調査と同じ定義で、障害者手帳を持っていることを要件にカウントしている。放課後児童クラブへの利用申込書に障害者手帳の有無をチェックする欄を設けており、保護者からの回答（自己申告）を基に障害児数を報告している。
- ・ 利用申込書には、障害者手帳の有無に加えて、等級や障害の程度、診断名（疑いなのかどうかを含む）などを記載する欄を設けている。こうした情報はクラブ内の内部情報として取り扱う。
- ・ 実際には、クラブには障害者手帳を所持している児童だけでなく、発達障害が疑われる児童なども在籍している。

##### ④ 利用している障害児の数、学年、障害特性等

- ・ 令和 6 年度における障害のある小学生の利用人数（障害者手帳を所持している人数でカウント）は、公設公営のクラブで 9 人、民設民営のクラブで 2 人の計 11 人。障害の種別として、内部障害、知的障害、発達障害の児童が利用している。

#### 2. 放課後児童クラブへの効果的な支援・連携

##### ① 放課後児童クラブにおける入所判定のフロー、スケジュール、工夫

###### （利用決定前の面談）

- ・ 放課後児童クラブの利用申込書に個別の面談希望有無を尋ねる欄を設けている。保護者に児童の発達や集団生活への不安等がある場合などに、利用決定前に希望に応じて面談を行う。
- ・ 面談は保護者と児童、幼児教育課の保健師と子育て相談員、利用予定のクラブのチーフ指導員とサブチーフ指導員、幼児教育課に所属するクラブ担当の職員とで行う。平日の午前中に、新 1 年生を対象に行うものである。
- ・ 令和 6 年度は令和 5 年 11 月末にクラブへの利用申込を開始し、その後 12 月後半～1 月いっぱい、20 件ほどの家庭と面談を実施した。
- ・ 本面談は利用の可否を判定するものではなく、利用要件に合致した申請は、定員枠内であれば基本的には断わることはない。障害の有無や程度によって利用不可としたことはない。
- ・ 基本的には当該児童の利用を前提としているため、クラブ側は面談で得た情報を踏まえて、どのように受入れを行うかを検討することになる。
- ・ 保護者に対しては、児童の状況に応じて、放課後等デイサービスについて情報提供を行うこともある。

###### （利用前のクラブ側の配慮や体制構築）

- ・ 利用申込書で関係機関から情報収集することに保護者の同意を得ているため、保護者と児童が同席していない場で、クラブに保健師、子育て相談員より、事前に把握している情報提供を行うこともある。担当課である幼児教育課は保育所も所管しているため、配慮が必要な点などを把握していれば、当該児童の情報として提供している。
- ・ また、保健師、子育て相談員は、保育所を利用している頃から必要に応じ家庭へのサポートを行っている。
- ・ 面談に同席しているのはチーフ指導員及びサブチーフ指導員であるため、クラブ内で必要に応じて、当該児童に関する情報を他の職員にも共有してもらっている。また利用決定後には、保護者とクラブが直接連絡を取り合い、クラブを見学し雰囲気を知ってもらう機会も設けている。
- ・ 障害のある児童が利用する前に環境整備を行う例はあまりなく、ほとんどは受入れ後、様子を見みながら対応している。ただし、以前、事前にクラブ内に簡易的なパーテーションを用いて、休憩したり、パニック時に落ち着くことのできる場所を作ったことがある。

#### (市からの情報提供や声掛け)

- ・ 上述の面談や、またその後のクラブへの見学などを通して、職員と保護者で直接話をする機会があるため、その後市に対して情報提供を求められるケースは少ない。
- ・ 障害者手帳を所持していると利用申込書に記載していても、面談を希望していないケースもある。こうしたケースのうち、市の窓口で直接申込書を提出した場合、その場で面談の必要性について声掛けを行うが、拒否される場合もある。なお、申込書は郵送提出も可であるため、その場合は特に連絡などは行っていない。  
面談を実施しない場合には、幼児教育課からクラブへ、保育所における当該児童に係る情報を提供するなどして、受入れにあたり現場での調整を行う。

#### (職員加配に対する支援)

- ・ 職員加配はできていない。障害のある児童への対応に関わらず、クラブ全体として職員が不足している状況にある。長期休みなどで人手がどうしても不足する際には、市役所から子育て相談員や社会教育指導員がクラブへ手伝いに行くこともある。

#### (子育て相談員について)

- ・ 会計年度任用職員で子育て相談員を配置している。現在勤めている職員は療育の知識・経験を有しており、普段は保育所を巡回し、加配の判断なども行っている。
- ・ クラブに対して相談窓口を設けているわけではないが、現場の職員から相談があれば子育て相談員が対応することもある。

## ② 放課後児童クラブへの支援の内容、実施体制、工夫、効果

#### (クラブ内での計画や教育方法の共有)

- ・ 各クラブと社会教育指導員との間で、障害のある児童の対応方針に関する話し合いをしている。
- ・ 社会教育指導員と子育て支援員の役割について、社会教育指導員は各クラブを巡回し、児童および指導員への助言や指導、事故や諸問題の対応を行っている。子育て相談員は児童の対応に苦慮した際に相談に応じる。

#### (専門職による巡回支援)

- ・ 各クラブに対して、前期と後期に 1 回ずつ、臨床心理士による巡回訪問を実施している。事前に現場から、対応に困っている児童、確認してほしい児童に関する情報を得て、臨床心理士が実際に現場で観察する。その 1 週間後などに、午前中 2 時間ほどを用い、臨床心理士からクラブの職員に対して今後の対応方針などの助言を行うカンファレンスの機会を設けている。現場の観察の直後に助言を行うのではなく、1 週間ほど時間を設けている理由と

しては、現場を見てもらう時間帯が夕方であり、臨床心理士がアドバイスする内容など、考えをまとめる時間を確保した上で、カンファレンスを行うためである。

- ・ 前期・後期で、基本的には異なる児童を対象として参与観察してもらっている。
- ・ 臨床心理士は、保育所の巡回支援を行っていた方で、その縁で放課後児童クラブの巡回支援についても依頼した。
- ・ 巡回支援はクラブからの希望制ではなく、市で 1 クラブ年 2 回の日程を割り振っている。ただし、クラブによっては、回数について十分であるというところと、増やしてほしいというところがあり、令和 6 年度は回数の付け替えなど、調整を行った。
- ・ 巡回支援に対して、現場からの評判は良く、勉強になるとの意見が聞こえる。ただし、職員間で共通理解を得ることには難しさもあり、話を聞いて理解しても実践することが難しいという意見もある（特に児童への声かけなど）。巡回後、クラブから市に再度相談があり、幼児教育課の職員で現場を見に行くこともある。

#### (市による研修)

- ・ 市では年に 2 回、夏休み前、春休み前に放課後児童クラブの職員を集めた 30 分程度の研修を行っている。そこで過去に障害に関する研修を実施したこともある。毎回 90～100 人ほどが参加する。

### ③ 自治体からの障害児や保護者との関わり方、工夫等

- ・ 保護者は障害福祉関係の手続きに悩むことが多い。福祉部門の窓口を案内するが、部署が異なると気軽に相談できないこともある。幼児教育課の職員も障害福祉の制度やサービスに関する知識が十分にあるわけではないため、連携を進めていきたいと考えている。

### ④ 都道府県による放課後児童クラブの支援事業の活用状況

- ・ 県が実施する放課後児童クラブ向けの「資質向上研修」に参加している。過去にはその中に障害児への対応がテーマとして設定されていたことがあり、クラブ指導員に参加を促した。
- ・ 県独自の巡回事業もあり、利用している。ただし内容は障害に関するものではなく、異なるテーマ（防犯など）であった。

### ⑤ 放課後児童クラブへの支援にあたっての庁内の他部署等との連携状況

#### (庁内他部署との連携)

- ・ 利用申込書で関係機関と情報共有することに保護者の同意を得ているため、学校担当の職員と障害のある児童について情報共有を行うことはある。社会教育指導員が、学校での児童の様子を見に行ったり、学校教育課に対して、特別支援学級に入級するかどうかの情報を聞きに行くこともある。また巡回指導の結果に関する資料を共有することもある。

### ⑥ 放課後児童クラブへの支援にあたっての課題、今後の支援・連携の方向性

- ・ クラブの職員全員に障害に関する専門的知識があるわけではないため、児童への接し方に難しさを感じている場合がある。
- ・ そもそも人手不足な状況にあり、手厚い支援は難しい状況にある。
- ・ 放課後児童クラブの職員は毎日出勤する人ばかりではなく、週 2 日勤務などの場合もある。職員間の情報共有

が難しいという課題もある。毎日の定例会はあるが時間が限られるため、重要事項の伝達に留まっている場合もある。多くのクラブではノートを用意して、障害のある児童に関する情報に関わらず、必要事項を書き込んで引継ぎを行っている。

- ・ 現在は待機児童が発生しているので、それに対する対処を優先している状況にある。場所の確保も課題である。

### 3. その他

#### ① 放課後児童クラブの障害児の受入れにおける課題

- ・ 勉強の時間にじっとしてられない、という姿が見られる。児童自身が、今は何の時間なのかを認識できず、例えば、他の児童にちょっかいを出すことなどがあると、周りの児童トラブルにならないかと気になることがある。現場では、席の配置を工夫等の対応を行っており、現状では大きなトラブルにはなっていないと認識している。
- ・ 長期休暇中は長時間の利用となり、特別支援学級等と比べて場所が狭いこともあり、障害のある児童が窮屈に感じてしまうことがある。事前面談の際に、その点を保護者に伝えて、留意点などを確認することもある。

## 【放課後児童クラブ】

### (1) 港区高輪子ども中高生プラザ（東京都港区）

---

#### 1. 基本情報

##### ① 運営法人

- ・ 運営主体は一般社団法人本所賀川記念館。放課後児童健全育成事業を専門とし、墨田区、港区にて複数の児童館、放課後児童クラブを指定管理者制度（または業務委託）により運営を受託している。

##### ② 定員、配置職員数

- ・ 放課後児童クラブの定員 77 人。
- ・ 職員は原則常勤 4 人を配置。大型児童センター内の放課後児童クラブの特色として、放課後児童クラブ専任の職員は 4 人だが、障害児を含め児童館を利用する児童を児童館担当の職員と一緒に育成支援を行っている。
- ・ 児童館担当職員は、正規職員 22 人、非常勤・パート職員 22～23 人。
- ・ 看護師等の専門資格保有者は配置していない。

##### ③ 利用状況

- ・ 放課後児童クラブは定員 77 人に対し、利用児童数 77 人。
- ・ 館内に放課後児童クラブの専用スペースがあるが、館内施設の利用は自由である。放課後児童クラブのスペースについても、利用児童以外の出入りは自由となっている。
- ・ 港区の方針として、障害の有無にかかわらず、児童は、放課後児童クラブでも、一般来館でも利用できることになっている。
- ・ 当館の通常の利用時間は 9 時 30 分から 20 時までだが、夏季支援制度として、保護者の仕事等の都合等で預ける場所・居場所がない障害児の場合は、8 時から利用できる制度がある。
- ・ 放課後児童クラブに登録できなかった場合、待機児童対策に似た仕組みとして「直接一般来館」という仕組みがある。児童館は原則一旦帰宅してから遊びにくるところだが、保護者の就労等の事情がある場合に限り、放課後に直接来館することができる。初回登録し、事前に利用予約をすることで、無料で、平日 18 時まで利用可能である。また、「一般来館」も可能であり、帰宅後の利用になるが、0 歳から 18 歳、障害の有無を問わず、来館したい児童等は登録を行えば利用することができる<sup>3</sup>（ただし、利用している児童全員が実際に登録しているかどうかは不明）。
- ・ 来館する児童の学校は様々。特別支援学校も 3 校から来ている。地域柄、私立学校の生徒も多く、同じ学校から来ている児童は多くても全体の 4 割程度か。学校としてのつながりのない児童も多い。

#### 2. 障害児の状況

##### ① 利用している障害児の状態

- ・ 障害児の登録者数は 6 人。放課後児童クラブ利用が 3 人、直接一般来館が 3 人（夏季支援、平日学校がある日に利用登録している児童）。放課後等デイサービスとの併行利用は 1 人（デイ利用：週 1 日）。
- ・ 区の規定に則り、障害程度区分に応じて、1：1 の加配、3：1 の加配、見守りで職員配置を行っている。

---

<sup>3</sup> 港区放課後等の過ごし方, <https://www.city.minato.tokyo.jp/seishounenikusei/houkago.html>

- ・ 児童の特性として、児童館の利用ルールが難しい、指示が繋がると理解が難しい、理解したかどうかの意思表示が曖昧、ボードを使ってのコミュニケーション等がある。
- ・ いずれも特別支援学校に在籍している児童・生徒であり、特別支援学校からの移動は、各学校からの送迎バスを利用する、またはヘルパーが付き添い来館する。当館到着後に当館職員に引き継ぐ流れとなっている。
- ・ 現在、一般来館にて障害の可能性がある児童の利用はない。ただし、何かしらのつまずきがあるかもしれないという児童はいる。現状では、職員の介入等でフォローを行っており特段大きなトラブルにはなっておらず、これ以上の対応は不要という認識である。現在の利用児童にはいないが、他人に手がでてしまうなど、周囲に影響のあるケースの場合、学校と情報共有したり、保護者に直接伝えたりするなどの情報共有を行ったことはある。

### 3. 障害児の利用までの準備

#### ① 利用決定までの流れ

- ・ (放課後児童クラブの利用) : 毎年 12 月末に次年度の入会の案内がある。入会申請の用紙は各館で配布しており、一般児童と同じタイミングで申請となる。
- ・ 障害児の場合、日常生活での配慮事項等をヒアリングにて確認する必要があるため、配慮が必要な場合は保護者が申請書にチェックし、港区の「生活状況調査票」を記入して提出してもらう。
- ・ 「生活状況調査票」では、主に以下の項目を確認している。また、区が、保育所・幼稚園・教育委員会（小学校）等に情報提供や視察を行うことの同意も取得している。
  - 診断名、障害者手帳の保有状況
  - 子どもの様子（医療機関や相談機関の利用状況、服薬状況、好きな遊び・遊び相手、現在の利用施設にお願いしている個別対応等）
  - 身体の状況（身体障害の内容、てんかんの有無、補装具の使用等）
  - 生活習慣（食事、着替え、排泄の介助の状況）
  - コミュニケーション・社会性（理解、指示の理解、表現、対人関係、行動）
  - こだわりや癖、パニックや興奮の状況、留意事項等
- ・ 提出された書類を当館職員が確認した上で、区に提出し、「港区児童館等における障害児に関する協議会<sup>4</sup>」（以下、協議会）が開かれる。障害児の受入れに当たっては、一般来館も含め申請があった場合は協議会にて、職員配置基準として加配<sup>5</sup>を行うかどうか協議が行われる（最終的に支援を受けるかどうかは保護者の判断）。
- ・ 障害児の場合、受入れが始まる前に必要に応じて面談を行い、児童の日常生活の配慮事項や様子を聞き取っている。
- ・ (一般来館の利用) : 毎年 1 月から 2 月初旬にかけて、次年度の利用申込が行われる。書式は放課後児童クラブの申請と同じであり、児童の状況を聞き取る面接を行い、区の協議会を通れば次年度 4 月から受入れが始まる。

<sup>4</sup> 港区児童館等における障害児に関する協議会設置要綱、

[https://www.city.minato.tokyo.jp/reiki/reiki\\_honbun/g104RG00002047.html](https://www.city.minato.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g104RG00002047.html)

<sup>5</sup> 職員配置基準：①常時介助を有する障害児に 1 人につき、職員 1 人を配置、②常時介助の必要はないものの、軽区分及び中区分の障害児が 1 施設等に 3 人以上在籍した場合は、児童 3 人に対して職員 1 人を配置、③軽区分及び中区分の障害児及び発達障害児が 3 人未満の場合は、当該児童の障害の程度、施設等の状況等に応じて、職員を配置

## ② 協議会の位置付け

- ・ 協議会の開催は毎年 2 月頃。保護者から提出された資料とヒアリングの情報を提供する。障害児は入会時の加点があるため、協議会として「利用できない」ということにはならず、職員配置基準について協議が行われる。障害児等の受入れに当たり、自治体と施設で相談しながら受入れを行うことができれば、受入れに当たっての現場の不安を解消することができるように思うが、現状はそこまでの対応はできていない。
- ・ 3 月中旬頃に、区からの内示で障害児の職員配置基準を示されるが、そのタイミングまで対応を待つことはできない。生活状況調査票の提出があったタイミングで、障害児の障害程度や特徴に合わせてどのような支援を行うか等、内部にて検討を始めている。

## ④ 他機関との情報連携

- ・ 保育所や小学校との連携は行っている。
- ・ 受入れ前の面談のタイミングで、児童の様子を当館から保育所や学校に伺ってよいか保護者に確認を取っている。
- ・ 保育所や学校に連絡するタイミングは、手続き上、（内々には把握しているが）受け入れが決定するまでは動けないため、実際に受入れを行った年度明け以降となる。急を要する場合は早めに連絡することもあるが、4 月は全体的に落ち着いていないため、ゴールデンウィーク明け以降に連絡することが多いように思う。
- ・ 確認する内容としては、放課後児童クラブでの児童の過ごし方を踏まえ、配慮している点や対応方法等を聞くことが多い。対応方法として良い方法を保護者にも確認するが、解決しなければ学校に確認している。また、受入れ後に書面上では読み取れなかったこと（例えば、集団のにぎやかな声が本人の刺激になるとか）もある。
- ・ 確認方法は、電話でやり取りを行っている。見学や直接話を聞かせてもらうことができる場合は現地訪問することもある。
- ・ 保育所や学校によるが、担当の先生等が当館に来館することもある。

## ⑤ 自治体との調整

- ・ 障害児の受入れについて特に区と調整等は行っていない。

## ⑥ 環境整備

- ・ 当館は全館バリアフリーである。各階に「誰でもトイレ（車いすの方でも利用できる）」を設置している。ハード面の整備は現状で対応できている。
- ・ 現在、安静室などクールダウンのスペースを必要となる児童・生徒の利用はない。
- ・ 現在利用している児童・生徒も違和感なく馴染めていると感じているため、ハード面以外での環境整備は特に行っていない。

## ⑦ 職員配置

- ・ 障害のある児童一人ひとりに対し、担当職員を付けている。保護者等とやり取りを行う場合は担当者が窓口となり情報収集を行っている。担当は児童と同性であり、2 年目以上の経験があり、障害児とのやり取りを円滑に行える者。また、保護者との相性も考慮している。
- ・ 児童や職員にも「好み」がある。対応する者が偏らないよう定期的に情報共有し、児童の特性や好きなもの等を共有する。一緒に関わりながら児童との関係性のハードルを下げていくなどの対応も行っている。

- ・ 加配職員の人件費について、区から支給される費用では充分ではない。平日は 14 時 30 分から 15 時過ぎに児童が来館するため、区としては児童の利用時間帯分の人件費を算出するが、人材確保の観点から見れば、特定の時間帯だけの採用は困難であり、当館の利用時間で採用とせざるを得ない。職員募集にあたり、区が広報等の対応を行うことは特でない。
- ・ 当館は指定管理制度による運営であり、年度単位で人件費等の精算項目について提案権を持っていることから、根拠となる資料等を提供しながら区と相談している。

#### 4. 育成支援、関係者との連携等

##### ① 日々の支援において大切にしていること、考え

- ・ 法人の理念として、①隣人愛の精神に立つ、②地域住民、児童に奉仕する、③平和を大切にする、を掲げている。困っている人に対して積極的に関わり支援していこうという方針であり、障害の有無にかかわらず本人が成長するに当たって、地域住民との関わりや社会に出ていくためのサポートを行っていくことが基本姿勢となっている。
- ・ 現場としては、児童館・放課後児童クラブは余暇活動を過ごす場であり、学校での生活面での指導等を引き継ぎつつも、本人がのんびりできる空間であることを大切にしている。できる限り可能性を広げるために障害児と他の児童のふれあいの機会を多く取り、「遊び」が広がっていくようにしたい。対応などの専門的な部分は保護者や学校等に聞きながらになるが、職員はある意味素人と開き直って、のんびりできる空間を大事にしている。
- ・ 子どもの最善の利益を求めつつ運営している。勉強やスポーツは上下関係ができてしまうが、遊びは平等。障害や国籍は関係ない。そういう放課後児童クラブでありたい。

##### ② 障害児や保護者との関わりで行っている工夫等

- ・ 意思表示ができる児童の場合は本人の意思を尊重しながら対応し、意思表示が難しい児童の場合は、職員が先導し普段本人が行っていないプログラムと一緒に参加してみるなどして可能性を広げている（プログラムは 1～6 年生対象など幅広い内容となっているため、その中の行程を一部省いたりしながらできる範囲で取り組んでいる）。
- ・ 保護者との関わりは、放課後児童クラブの場合は送迎のタイミングで情報共有を行っている。一般来館の場合は送迎もヘルパーが対応する児童がいるため、保護者が月 1 回予定表を提出するタイミングで担当者から電話し、最近の様子等を伝えている。
- ・ 最近のケースでは、自由に来館することをチャレンジしている登録児童で、約束をしている時間を過ぎていのに、館内で仲が良かった友達の家遊びに行ってしまうケースがあった。本人の時間の感覚がつかめないうちに、保護者の意向を確認し、相談しながら対応を行った。
- ・ 工夫している点として、当館では現在スケジュールを組んでいない。児童によって授業の終了時間が異なり滞在時間が異なっている。スケジュールを決めず、児童が過ごしたい過ごし方に合わせている。その時その時で狙いを持って対応していく方が職員の専門性も向上するのではないかと。
- ・ 障害児の受入れにあたっては、大きく 3 つの点を押さえておくことがポイントになるか。一つ目は、放課後児童クラブは遊びの機会を提供する役割であることから、児童の好きな遊びの傾向を事前に確認しておくこと。二つ目は、何か起こったとき（障害特性上よくあること）の児童への対応方法。例えば、障害児が自分の持っているものを他人に貸せないという場面の場合、どのような声掛けをすると腹落ちするか、起こりそうな場面での対応を事前に把握しておくことで、子ども同士のトラブルが起こった場合にも介入しやすい。三つ目は、安全管理上の身体的に配慮すべきことを確認しておくこと。

### ③ 障害児の受け入れの際の他児童への対応、工夫等

- ・ 本人と周りの児童との関係性には注意が必要か。純粋な疑問から「なんで話せないの？」といった質問が来ることがある。そういった場合は、障害児の保護者の意向を踏まえた上で、質問をはぐらかすことなく、理解してもらえるよう説明をしている。なるべく分からない状態のままにしないように意識している。
- ・ 他の児童のドッジボールに障害児を連れて行ったり、障害児が好きなことに他の児童を連れて行ったりしている。上手いかずに喧嘩になることもあるが、それも一つの経験として捉えて一緒に遊びを行う機会を作っている。
- ・ 今来館している上級生が理解していることから、その姿を見て下級生も理解しているのではないか。

### ④ 自治体や他機関との連携状況、効率的な支援内容

- ・ 新1年生の場合は保育所に連絡することが多い。
- ・ 放課後等デイサービスとの連携は過去を含めほぼ行っていない。利用時間が被っているためどちらに行っているか程度の認識しかないか。近年放課後等デイサービスの事業所が急激に増えている。当館として各事業所の特徴を理解できると、児童へのよりよい居場所の提供の観点から、放課後等デイサービスとの併行利用を勧めるなどの連携を取ることができるかもしれない。
- ・ 特別支援学校との連携については、過ごし方の相談が中心となるか。過去のケースでは、肢体不自由の児童で一日車椅子に座っていると姿勢が固まってしまうため、当館にて横になったり、マッサージしたりして欲しかったりとの要望があり、学校とやり取りを行ったことがある。遊びの幅を広げるために学校に訪問したり、学校公開に行ったりもしている。緊急度の高い児童の場合は定期的に連携したケースはあるが、現在、定期的に連携する取組は行っていない。
- ・ 職員向けの研修に講師として特別支援学校の先生に来てもらったことがある（法人として依頼）。
- ・ 区の巡回相談員が配置されており、年2回ほど巡回相談が行われている。特別支援学校の教員が相談員となっており、実際に学校で見ている人が担当していることから心強い部分もある。相談員に対し、児童の過ごし方や様子を事前に提出する様式があり、各児童について現場からの質問を記載し、様子を見てもらいながらアドバイスをもらっている。ただし、年2回の巡回では回数が少ないと感じている。

### ⑤ その他、職員の工夫等

- ・ 来館当日の記録を付け、次の配置の人に情報共有している（アルバイトの職員も個別対応に入ることもある）。排泄の記録が必要な児童の場合は時間等の記録も取っている。
- ・ 当館の場合、それぞれの活動場所が隔離されているわけではないため、担当ではない職員も様子を見ることができることから情報等の共有は行いやすい。会議や打合せ等の記録にはない共有が現場ではできている。
- ・ 一方で、体制的に障害児等に対応できる職員が偏ってしまうため、代わりに対応できる職員の養成や、職員のメンタル面でのサポートをチームでできるかどうかは重要と思う。

## 5. その他、課題等

### ① 相談先

- ・ 相談先については、現状保護者と学校と連携が取れていれば解決できていることが多いか。対応に困っていると感じることはない。
- ・ 一方で、現状では保護者と学校からの情報で対応できているが、保護者から学校とのやり取りを断られるケースも想定され、その場合は対応が出来なくなってしまう恐れがある。他機関とももう少しつながっていればと感じる部分はあ

る。

## ② 職員の養成

- ・ 職員の養成を図っていききたい。現状の年 2 回の巡回訪問では職員養成や支援の質の向上は期待できないか（他区では年 7 回の巡回訪問があり質の向上に貢献していた）。法人にて研修を年 3 回程度行っているが障害に関する研修が定期的に行われている訳ではない。区の研修に職員を派遣することもあるが、職員の経験も様々であるため、集合研修と巡回訪問の両方があるとよい。

## ③ 障害児の受入れ

- ・ 区のスタンスとしては「来るもの拒まず」となっている。他区では施設平米に対する受入れ人数の上限設定があるが、制限がない中で、児童の生活の質や安全の担保が難しくなるのではないかと懸念している。

## ④ 「インクルージョン」の明文化

- ・ インクルージョンという言葉は良いが、児童館・放課後児童クラブにおけるインクルージョンとはなにか、は明文化されていない。保護者の期待、対応する施設のズレが発生するため、打ち出していくことが必要か。明文化することで、対応する職員の研修の具体的な内容等を考えていくことができる。その先の話として、人件費などの経費にも関わってくる。

## (2) うたの・ひこばえ児童館（京都府京都市）

---

### 1. 基本情報

#### ① 運営法人

- ・ うたの・ひこばえ児童館では、0～18歳を対象とした児童館事業と、小学校1～6年生を対象とした放課後児童クラブ（民設民営）を行っている。当該児童館は、宇多野学区・高雄学区の地域子育て支援ステーションにも指定されている<sup>6</sup>。また、日本財団より助成（3年間）を受け、第3の居場所事業にも取り組んでいる。
- ・ 児童館の運営主体は、認定NPO法人フォーラムひこばえ。当該法人では、上記の児童館以外に、以下のサービスを実施している：
  - （自主事業）コミュニティセンター／ひこばえ YOU（よう）：コミュニティスペース、教養文化サークル、地域食堂を実施
  - 放課後等デイサービス：放課後くらぶひこばえ、放課後くらぶひこばえふ<sup>5</sup>の2か所で実施
  - 就労継続支援B型／生活介護：エバーコーヒー、就労支援事業所ひこばえ、ひこばえ me
- ・ 当該法人は、宇多野区における生活課題等に地域の力で取り組んでいこうと、地域住民の有志による会が発足したことから始まる。その時に共有された地域課題として、特に、子どもの居場所と、地域の中で孤立する高齢者の存在があった。そこで、乳幼児とその母親が安心して過ごすことができる場所づくりや、学童保育を含めた小学生の居場所づくり、高齢者や地域住民を対象とした教養文化講座等の取組を始めた。子どもの居場所に関する取組を行う中で、ともに過ごしてきた障害のある子どもたちが成長した後も通えるよう、放課後等デイサービスを整備する等、必要な人・ニーズがあって、サービスを展開してきた<sup>7</sup>。
- ・ 放課後等デイサービスについては、児童館と同じ建物の1階で運営する「放課後くらぶひこばえ」と、児童館のある敷地から車で5分ほど離れた場所で運営する「放課後くらぶひこばえふ<sup>5</sup>」の2か所がある。職員や利用者の行き来はある。
- ・ イベントやお祭りごとは、利用するサービス・事業の制限はなく、法人全体で実施・参加する。

#### ② 定員、配置職員数

- ・ 京都市のクラブに、定員設定はない。
- ・ 児童館の職員体制は、正職員5人（館長1人、児童厚生員4人）。クラブに関しては、午後から勤務する非常勤が常時2～3人いる。
- ・ クラブの1日あたりの職員配置は、現場に5人の職員がいるようにしている。
- ・ 看護師については、医療的ケア児の利用はないため、配置していない。

#### ③ 利用状況

- ・ 児童館・クラブの登録者数は、105人。普段利用があるのは60～70人程度。
- ・ 現在児童館・クラブの利用児童は、地域の学校に通っている。特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童はいない。京都市の場合、利用するクラブの学区の指定はなく、保護者が利用したい場所を選んでいる。

---

<sup>6</sup> 認定NPO法人フォーラムひこばえ「うたの・ひこばえ児童館」, <https://hikobae.org/activities/jidokan/>

<sup>7</sup> 認定NPO法人フォーラムひこばえ「フォーラムひこばえ」とは, <https://hikobae.org/about-us/>

## 2. 障害児の状況

### ① 現在の利用状況

- ・ 京都市内の児童館で行うクラブは、公益社団法人京都市児童館学童連盟（京都市の児童館事業・学童クラブ事業を行う団体。以下、「連盟」とする）に加盟しており、介助者の必要性が認められると、連盟から介助者への謝礼が出る仕組みとなっている。
- ・ 上記の介助員派遣の対象として、実際に介助員がついているケースは、現在 4 人（うち 1 人は休会中）。また、申請は行っていないが、申請すれば介助員を付けることができると連盟の巡回相談員に指摘された児童が 6 人いる。
- ・ なお、後者について、申請を行っていない理由として、普段の子どもの過ごし方をみていると、介助員を付けずとも、周囲の子どもと過ごせているため。

### ② 現在、介助員がついている障害児の状況

- ・ 現在、集団生活を過ごすうえで見守りが必要で、介助員がついているのは 4 人。児童の状況に応じて、介助員が 1 対 1 でつく、あるいは介助員は全体を見ながら対象児童を気にかけている程度としているケースもある。周囲の子どもと上手に過ごせない、手が出やすい等の特徴があっても、1～2 年ほどクラブで過ごす、子どもたちも互いに成長し、落ち着いて過ごす場面も多い。
- ・ 介助員がついているケースは、放課後等デイサービスとの併用はない。

### ③ 過去の受入れ状況

- ・ 特別支援学校からひこばえの拠点（宇多野学区）までの距離が遠いため、重度の障害児の場合、送迎やヘルパー利用なしに、宇多野区のクラブを利用することが難しい。放課後等デイサービス利用者の中には、平日にヘルパーを利用して児童館を訪問するケースはあるが、クラブの併行利用は聞かれない。
- ・ 法人の自主事業として、児童館を受託する以前に子どもの居場所事業を行っていた。その時に、特別支援学校に在籍する子どもを含め、3 人の障害児を受け入れたことがある。その障害児が小学校を卒業するタイミングで、中学校以降も、ひこばえに通い続けられるよう、ボランティアのコーディネート事業（自主事業）を実施し、障害児に対応できるボランティアを配置した。
- ・ また、クラブで、特別支援学級に在籍する子どもを受け入れたこともある。1 年生のときは介助員がついていたが、クラブの子どもたちと関係ができていくにつれて、段々付っきりで配置する必要がなくなり、最終的には介助員とだけ過ごすような日はなく、クラブで過ごしていた。なお、当該ケースは、放課後等デイサービスと併行利用していた。

## 3. 障害児の利用までの準備

### ① 利用決定までの流れ

- ・ クラブは 1 年ごとに利用申請が必要で、2 年生以降も申請を行う。
- ・ 申請の流れとしては、1 月上旬に次年度の申請用紙が配布される。その後、2 月中旬を目途に、クラブを利用する理由等を申請書に記入の上、就労証明等とともに提出する。その後の流れは児童館によって様々だが、当館の場合は、新規利用者に対して面談を行う。また、新規利用希望者に向けて説明会も行っている。
- ・ 新一年生への面談では、保育所での様子や、小学校に入学するにあたっての不安等を聞き取りながら、当日の子

ども・保護者の様子を把握する。面談時に、学校に就学支援シート<sup>8</sup>の提出を予定している場合は、クラブにも提出するよう依頼している。就学支援シートを見れば、保育所の先生が思う集団における子どもの様子や、保護者が思う家庭での様子・不安等を確認できる。

- ・ 面談後、児童館にて利用決定通知を作成し、各家庭に案内する。

## ② 職員配置

- ・ 介助員の配置は、クラブの利用が始まった4月以降、子どもの様子を見ながら調整することが多い。利用前に聞いていた話と様子が異なるケースもある。事前に申請することもあるが、集団の中で課題が見えてくる子どもも多く、通い始めてから申請するケースもある。

## ③ 環境整備等

- ・ どの職員でも同じように適切な対応ができるよう、3月中に、翌年度利用予定の新一年生に関する情報共有（障害の有無にかかわらず）を行う。実際の対応・整備については、3月の利用前に準備を行うよりは、4月以降の様子を見ながら対応を検討する。
- ・ 利用前の面談等の中で、気にかけて方がよさそうな兆候が見られた場合は、職員間でその情報を共有する。
- ・ 対大人への様子と、集団における子どもとの関わりの中での様子は全く異なる。実際の過ごし方を見ながら、どうすれば本人がクラブで過ごしやすくなるかを職員間で意見を出し合い、対応方法を検討していく。

（例）

- 一斉指導では話を聞くことが難しい場合、個別にもう一度説明をする
- 集団でおやつを食べられない場合、おやつの中身を一緒に見たり、大人も一緒に食べて感想を伝える / 等

## 4. 育成支援、関係者との連携等

### ① 日々の支援において大切にしていること、考え

- ・ 障害の有無にかかわらず、お互いを尊重することを大切にしている。
- ・ 大人でもコンディションが悪い日があるように、先生から言われて嫌な気持ちを抱えて学校から帰ってくることもあれば、家庭環境から事情を抱えている子どももいる。その時々子どもたちを、子ども同士でも受け止め合えるクラブにしたいと考えている。
- ・ 地域の中で居場所づくりや課題解決に取り組んでいる児童館であり、地域食堂等の活動に地域の方がボランティアとして参加してくれる。そうした関わりの中で、地域住民が地域の目となって、子どもたちを見守ってくれていると感じる。子ども同士・職員同士だけでなく、地域全体としての関わりも意識的に増やしていきたい。
- ・ 例えば、地域の老人福祉センターを訪問し、折り紙や卓球等を通じて交流する機会を設ける等、クラブから地域に出て、地域とともに子どもを見守ってもらえるような仕掛けづくりをしていきたい。中には、学校と家以外の大人との関わりがない子どももいるので、様々な大人と関わるができる場所にしたい。

<sup>8</sup> 京都府が作成したフォーマット。幼稚園・保育園等の職員が記入するもの。保護者が記入内容を確認した後、保護者が必要だと思う機関に持参・共有する。 [https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/shienfile\\_ikoshiensheet.html](https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/shienfile_ikoshiensheet.html)

## ② 障害児や保護者との関わりで行っている工夫等

### (障害児への関わり方)

- ・ 児童館・クラブでは、介助員が 1 対 1 で対応するよりも、子ども同士が関係を作っていけるように、大人が関わることを心掛けている。大人が声をかけるより、子ども同士で声をかけ合うほうが集団に入りやすいこともある。
- ・ 障害の有無にかかわらず、子ども本人が過ごしたい場所で過ごすことができるよう、できるだけ子どもたちの意思を尊重するように工夫している（例：放課後等デイサービスで過ごしたいときは、放課後等デイサービス職員に確認したうえで、その場で過ごしてもらう）。「ここに行けば落ち着いて過ごせる場所」を子ども自身が知っていることが大切だと考え、子どもが行きたいと言ったときに大人が制止をしないようにしている（同時に、「〇時に戻ってきてね」と約束もする）。
- ・ クラブ職員としては、例えば、ホワイトボードに書いて共有する等、放課後等デイサービスでの工夫が参考になっている。その他に、何時に何をするかといった次の予定について、事前に声かけを行うようになった（例：「何時になったらお茶を飲むよ」「あと 3 分で遊びは終わりだよ」）。特定の子どもに対する働きかけというより、全体に対してわかりやすい説明を心掛けている。
- ・ 児童館長として、クラブ職員に対して、会議の場等を通じて、介助員がついている子どもにとってわかりやすい方法は、他の子どもにとっても理解しやすいので、その方法を取り入れようという話をするようにしている。

### (保護者との関わり方)

- ・ 基本的に保護者に迎えに来てもらうようにしながら、保護者との関わりを大切にしている。保護者の表情を見て、話を聞きながら、必要に応じて、職員間で状況等を共有する。子どもだけで通っている家庭の場合は、時々電話で保護者と話すようにして、必要に応じて面談を設定している。
- ・ 【放課後等デイサービスでの対応】クラブ利用の子どもを迎えに来た保護者は、必ず放課後等デイサービスの前を通るので、子どもの発達・育ちに不安のある保護者は、「放課後等デイサービスはどのようなところか」と声をかけてくれることがある。その場合は、クラブ職員と共有し、本人にとって適切と思われる居場所を検討し、保護者に声掛けを行う。
- ・ 過去に、クラブ利用の保護者から、障害のある子どもを近づけないでほしいという声があった。放課後等デイサービスは高校 3 年生までの利用があり、小学 1 年生からすれば、体の大きな利用者が近くにいることになる。そうした意見があったときは、同じ建物で過ごしている意図を伝えるきっかけと捉える。クラブ利用の子どもと放課後等デイサービス利用者が同じ場所で過ごしなが、1 年 2 年と長い時間をかけ、関係性が構築できていく。
- ・ 【放課後等デイサービスでの対応】放課後等デイサービス職員として、クラブ利用の保護者にも活動をオープンにし、積極的に挨拶をするようにしている。そうすると、自然と保護者からも放課後等デイサービス利用者にも声をかけてくれるようになる。

## ③ 障害児の受入れの際の他児童への対応、工夫等

- ・ 介助員がついている子どもの状況について、保護者等の全体向けに共有することはない。障害の有無にかかわらず、揉め事等が起きた場合は、本人と、その場にいた他の子どもに話を聞き、一緒に考えるようにしている（例：「何が嫌だったかな」「人数が多いのが嫌だったのかな」）。そうすると、大人が想像していなかった答えが返ってくることもある。例えば、お菓子を食べたくないという子どもについて他の子どもにその理由を考えてもらうと、袋の中身が見えないので食べたくないのではないかという意見があったため、以降、ホワイトボードにお菓子の名前を書き、その前に 1 つだけ袋を開けて中身を確認できるようにした。

- ・ 日々の活動の中で、例えば、クラブで班ごとにお菓子をわけていたところに、放課後等デイサービス利用者が走っていきなり袋を開けてお菓子を食べ始めることがある。そうしたときに、職員が障害児を叱るのではなく、「今食べたかったんだね。でも違うんだよ」と、本人の気持ちは受け止めつつも行動は諫め、障害児を悪い存在と受け止められないよう、工夫している。
- ・ うたの・ひこばえ児童館の玄関で、クラブ利用の子どもたちの靴が出しっぱなしになっているときは、地域の様々な人が利用する場所なので、靴を片付けるよう声をかけ、障害だけを理由にしないような声掛けをする（放課後等デイサービスには身体障害のある子どもも利用するので、靴があると通りづらいが、その場合にベビーカーも通るよねと説明する）。
- ・ もし子どもがおやつを食べない等の行動をとったとき、「なぜ食べないの？」と強く追求する子どもがいる場合は、その追及する子ども自身がおやつを食べたくない等、集団の中にいることが辛いと感じている可能性があるため、子ども本人の話を聞く必要がある。本当はおやつを食べたくないという気持ちがあるのであれば、その気持ちを聞き、どうするかを一緒に考えることを大事にしている。
- ・ 介助員がついている子どもだけが課題があるわけではない。障害認定されていない子どもにも過ごしにくさがあることもある。障害の有無にかかわらず、課題があればそこに対応している。ケース会議で名前の挙がらない子どもや、目が行かなくなりがち子どもほど、クラブ職員として気にかける必要があると思う。

#### ④ 自治体や他機関との連携状況、効率的な支援内容

##### （学校との連携）

- ・ 学校との連携については、地域の行事や学校行事等を通じて、情報交換を行う。また、必要に応じて、個別の子どもに関して協議を行う。
- ・ 保護者から、子どもが学校に行きたがらないという相談を受けることもある。保護者と学校との関係性が十分築けていない場合に、保護者からの相談を学校と共有してしまうと、保護者とクラブとの信頼関係に影響が及んでしまう場合もある。

##### （放課後等デイサービスとの連携）

- ・ うたの・ひこばえ児童館 1 階の放課後等デイサービスとクラブとの連携について、交流を目的とした機会の提供は行っていない。2 つのサービスを同じ建物内で提供しているので、放課後等デイサービス利用者がクラブ（2 階）にあがって、一緒に過ごすことがあれば、その逆もある。
- ・ 放課後等デイサービスでは、クラブと比較して、プールや調理等のプログラムが充実している。また、職員も多いので、クラブを利用する子どもからすると、放課後等デイサービスでの活動のほうが楽しそうに見える。同時に、放課後等デイサービスは自分たちが行く場所ではないと思っている子どももいるようだ。
- ・ クラブ利用の子どもからすれば、1 階に放課後等デイサービスがあることで、クラブで人数が多く辛いときの逃げ場、クールダウンする場所になっているように思う。
- ・ 放課後等デイサービスとしては、特別支援学校に在籍する利用者が多いので、地域の子どもたち（クラブ利用の子どもたち）と関わる機会になっている。利用者本人がどのように受け止めているかはわからないが、クラブの様子を楽しそうに見ていたり、刺激を受ける部分もあるようで、クラブでの様子を見て「自分もやりたい」と言うことがある。また、クラブ利用の子どもと利用者と一緒に遊んでいることもある。放課後等デイサービス職員としては、そうした関わりを嬉しく思うし、障害児にとっては良い環境だと思う。
- ・ 放課後等デイサービス職員からみて気になる子ども（クラブ利用）がいたときは、少し様子を見たり、声をかけたり、

あるいは介助員に対して、「このように関わってみたらどうか」といったようにちょっとしたアドバイスをしたりしている。

- ・ クラブ利用の子どもからすると、当たり前のルールが障害児には伝わらず、障害児は不思議な存在だと思う。大人は、その子どもたち同士を繋ぐ役割を持っている。児童館での部活動に、放課後等デイサービス利用者も参加しているが、最初の土台作りまで職員が関わっていたが、それ以降は子ども同士で遊んでいる。

#### ⑤ その他、職員の工夫等

- ・ 職員間での情報共有は毎日行っている。館長には報告するように伝えており、その上で職員同士でも自然と情報共有を行っている（会議の形式は取っていない）。
- ・ クラブの非常勤職員は、クラブが始まる午後から出勤し、出勤時に打合せを行う。非常勤職員と共有が必要なことがあれば、その打合せ時に共有する（例：子ども同士のけんか等）。打合せで共有する必要はないが、保護者から聞いた話や将来的に対応が必要になりそうなこと等、折を見て共有しておきたいことは、随時、業務の中で共有する。

### 5. その他、課題等

#### ① 利用人数の多さ

- ・ 児童館になる前の自主事業で、障害児 3 人を受け入れていた時、利用児童数は 30 人程度だった。この規模だったので、対応方針等について、子どもを含めて話し合いをしたり、集団に入れない子どもの隣で一緒に待つことができるだけの余裕があった。しかしながら、登録者 105 人に対し職員 5 人体制の現在、学校の 1 クラスより子どもの数が多く、学校よりもクラブで過ごすほうが辛い子どもも出てくる。
- ・ 本当は、子どもが過ごしやすい場や過ごし方を、子どもたちと一緒に考えていきたい（例：おやつを食べるタイミング、クラブでの生活のルール）。しかしながら、普段 60～70 人の利用がある中で、全員と話をし、ルール等を決めていくことが難しい。
- ・ スペースに対して利用人数が多く、子どもたちがゆっくり遊ぶことが出来なかったり、トラブルが起きたりするので、この環境も課題だと思う。障害の有無にかかわらず子ども本人が落ち着くことができる「逃げ場」が必要。

#### ② 職員体制

##### （市児童館としての職員配置等に関して）

- ・ 市児童館の人件費や職員配置の考え方から、現在の配置状況になっているが、障害児の利用の有無にかかわらず、もう少し職員体制を手厚くし、人の目を増やせると細やかな対応ができるようになると思う。
- ・ 発達障害の診断がある子どもがクラブを利用したことがあるが、工夫はしてみたものの、集団の中で過ごすことが難しく利用をやめたケースがある。当該児童は聴覚過敏で緊張も高く、建物に入れなかった。建物に入れるまで隣で待たれる大人がいれば、状況は違っていたのだろうか考える。クラブ職員としては、4 月は、20～30 人が利用を開始し、介助員の加配をしたとしても、当該時期は慌ただしく、どうしても行き届かないところが出てきてしまうことが辛いと思う。
- ・ クラブは保護者の就労支援の一環であり、利用できなければ、子どもと保護者の関係もぎくしゃくする可能性がある。人の配置があれば、新 1 年生の 4 月をもう少しスムーズに過ごせたのではないかと思う。

##### （人材育成、スキルアップに関して）

- ・ 法人として複数の事業を展開しており、職員のスキルアップの機会として、人事ローテーションができると良い。児童

館だけで長く勤めていると、就労移行支援や放課後等デイサービス等の他の事業のことを十分理解しないまま、時間が流れてしまう。

- ・ 現在の児童館長は、児童館で働いた後、法人の事務局、そして、放課後等デイサービスでの勤務を経て、館長として帰任した。放課後等デイサービスで勤める中で、支援方法や、職員間でのコミュニケーション・指示の出し方等を学ぶことができた。この経験は館長として帰任してからも役立っている。
- ・ 各事業の資格要件があるため、現在は人事ローテーションの実施には至っていない。また、放課後等デイサービスへの異動を考えるとときには、送迎のための免許の取得が望ましい等の要件もある。

### ③ ハード面の整備

- ・ クラブは児童館 2 階で実施しているため、肢体不自由の子どもが利用するには工夫が必要である。これまで実際の利用はないが、それは保護者が申請しにくい現状があるのだと思う。

### ④ 重度の障害児がクラブに求めること

- ・ サービスとして放課後等デイサービスが充実している中で、クラブを利用したいと思う保護者がどれだけいるのだろうかと思う。特に重度の障害児の場合、地域で過ごすイメージを持ちづらい。障害児の保護者の中には、障害だと知られたくない、放課後等デイサービスの利用を知られたくないという方もいる。

### (3) 岩根学童保育所はねっこクラブ（滋賀県湖南市）

---

#### 1. 基本情報

##### ① 設置主体、運営主体、開設場所、他サービスの実施状況

- ・ 設置運営形態は公立民営、運営主体は地域の運営委員会。令和 8 年 4 月から社団法人を立ち上げ、そこが運営主体となる予定。
- ・ 運営する放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）は 2 つあり、1 つは学校の空き教室 2 室を利用、もう 1 つは学校の真横にある市が所有するクラブ専用施設となる。 ※【補足】以降ではこの 2 か所のクラブを包含してお話を伺った
- ・ クラブの利用児童は、現在は隣にある小学校の児童のみ。運営規約に、特別支援学校の児童も希望があれば受け入れると記載されており、過去に利用があった。現在、特別支援学校の児童のクラブ利用がないのは希望者がいないため。

##### ② 職員の配置状況

- ・ 職員は 13 人、そのうち放課後児童支援員が 5 人、補助員が 8 人。
- ・ 運営基準では専用施設に 4 人、学校の空き教室に 3 人の職員配置となっている。その人数で配置している日もあれば、アルバイトをいれて各クラブに 4 人配置している日もある。
- ・ 職員以外では、ボランティアセンターから折り紙やマジックの先生が来てくれることがある。
- ・ 職員の中には保育士、教員、元教員が数人いる。午前中に隣の学校で教員として勤務し、午後からクラブで勤務する職員もいる。学校との連携が円滑になっている。

##### ③ 利用児童数

- ・ 登録児童数は、専用施設が 31 人、学校の空き教室利用が 27 人。
- ・ 1 日の平均利用児童数は、欠席が 1～2 人程いるが、登録者がほぼ毎日利用している。
- ・ なお、障害の有無に関わらず 1～6 年生を受け入れている。

#### 2. 障害児の状況

##### ① 利用している障害児の状態

- ・ 登録児童のうち、障害児は 10 数人。そのうち、しっかりと職員がついている子どもは半数程度である。障害の内容は、知的障害や情緒障害等など。
- ・ 特別支援学級に在籍している利用児童、通常の学級に在籍しているが、医療が必要であったり、通級等に通っている児童がいる。

#### 3. 障害児の利用までの準備

##### ① 入所までの流れ

- ・ 10 月頃に、入所案内を保育所・幼稚園に配布する。申し込みは 11 月末までに、各クラブに対して行う。申請書の項目から支援の必要性は把握可能。
- ・ 11 月末頃に入所決定後、個人面談を実施（障害の有無に関わらず全員が対象）。受入れにあたり支援が必要であれば、保護者に保育所・学校との連携の許可を得る。

- ・ 2～3月頃に、保育所を回り、保育士との引継ぎを行う。
- ② 入所前に児童や支援について収集した情報、収集先、収集した時期、方法
- ・ 保育所への訪問：保育士との引継ぎにおいては、障害の有無、障害特性への配慮の方法、アレルギー、友達関係、好き嫌い、癖などを確認している。また、家庭支援のために、保護者の様子も確認している。対応に敏感な保護者がいたり、保護者の要望も多様にある。
  - ・ クラブの体験利用：利用開始前には、新規入所予定の子どもを土曜日の半日であずかっている。利用中の子どもにも声をかけて来てもらい、入所予定の子どもたちと一緒に遊んだりおやつを食べてもらったりする。子どもにはクラブの過ごし方に慣れてもらい、職員はその子どもの様子を確認する。体験利用のメリットは、事前に集団の中での行動を確認できることである。以前、利用2週間前に障害児の受入れ依頼があり、体験利用なく受け入れたところ、想定外の行動をとってしまい、慌てて小学校の教員に相談したことがある。その反省も含め、集団での行動を事前に確認し、その様子をもとに職員の配置を検討している。
- ③ 自治体等との調整、必要な対応の要請
- ・ 備品等の準備が必要な場合は市に相談する。予算がつけば対応してもらえるが、難しいこともある。また、加配職員の配置に対して予算をつけてもらえるので、毎年、市に対して加配の人数を相談している。
- ④ 放課後児童クラブで行った環境整備・体制整備
- ・ 落ち着かない子どもの対応には場所が必要になるので、小学校の教室を借りて、1対1で職員がつく形としている。場所の確保が必要なときは、学校長に依頼して空き教室を貸してもらうことがある。なお、定員以上の申込があった場合は、空き教室を利用できるか学校長に聞く、その後、市担当課に支援単位を増やすことを相談する。
  - ・ 当初よりスロープ、バリアフリートイレは整備されていたので、これらの環境整備は不要。
  - ・ 加配職員はクラブが確保している。市からのサポートは補助金と障害についての研修を毎年行ってもらっている。人材の紹介や人材確保に係る情報提供等はない。障害支援の経験を積んだり、研修を受けたりした職員が障害児の保育にあたり、新しい職員はそれ以外の子どもを見るということになりやすい。

#### 4. 育成支援、関係者との連携等

##### ① 日々の支援において大切にしていること、考え

- ・ 子どもの気持ち・個性に合った環境づくりが重要である。例えば、自閉症があり学校で上手くいかないことがあると他害や暴れてしまう子どもについては、一人で静かに自分を取り戻せる部屋を確保し、職員と1対1でおやつを食べたり宿題をしたりして過ごす時間が大事である。また、学校の生活が落ち着いたら、友達と遊びたい気持ちが強くなるので、その子どもが遊びたい場所で過ごせることに寄り添うことも大事である。マニュアルはなく、一人ひとりの子どもが何をしたいか、どのような支援が必要かを考えて、寄り添うことが必要。

##### ② 障害児や保護者との関わり方、行っている配慮、工夫等

###### (障害児への対応)

- ・ 基本的な対応方針：職員は子どもの言葉・行動の原因・背景を認識し、表面的なことにとらわれずに、子どもの気持ちを丁寧に聞き、子どもの気持ちを代弁することによって周りの子どもたちの理解を深めることが必要。子どもの

悩みに寄り添い、職員同士で情報交換をし、手立てを考える。そこから職員で共通実践・反省を繰り返すというPDCAのサイクルを実践している。そのような試行錯誤の中で子どもの行動が変わり成長を促すことにつながる。周りの子どもが障害のある子を受け入れ、援助してくれることによって、障害のある子にとって居心地のよい環境になり好循環になる。ただし、周りの子どもからの理解がなければ、本人が嫌な気持ちになり、良くない状況に陥る。

- ・ 視覚支援：新しい場面、イベントが苦手な子どもがいる。遠足時に帰りのバスの出発時間に「帰りたくない」と言い出すということがあった。その経験から、事前にタイムスケジュールを紙に書いて示す、パンフレット、タブレットで行き先を伝えるなどしている。その際には、本人がその行き先に行きたいかを確認し、行きたくない場合は他の選択肢を伝える。また、外出先をクラブの子どもと一緒に検討する際には、視覚的にわかりやすい行き先や行動内容をタブレットで見せている。また、約束が守れたときには、カレンダーに好きなシールを貼り視覚化することや、顔の感情表現のイラストを使い、どの気持ちに近いかを尋ね気持ちをつかむ手がかりにすることも行っている。これらは支援の必要な子どもには役立っている。
- ・ おやつの選択肢：自閉症のある子どもで食べられない物が多い場合は、他の選択肢も提示して、本人に決めてもらっている。
- ・ 役割の設定と事前の伝達：カリキュラムがある活動は何をするのかがわかりやすく、集団に入りやすいということが分かったので、障害児には様々な行事に参加してもらっている。自閉症のある子どもは何をしたらよいかわからなければ不安になるが、事前に行うことを把握していれば、友達と協力して取り組めることが多い。自由な時間が不安になる子どももいると気付いてからは、行事などで、明確に何をする時間かわかるようにしている。そうすることで、友達と協力して遊べる。
- ・ 好きな遊びの紹介：障害児が好きな遊びを他の子どもと一緒にすることで、遊びの輪が広がる。遊びでつながることがクラブの良さだと思う。プラモデルやブロック遊びが得意な子どもに、その遊びに関心がある子どもが寄ってきて一緒に遊ぶ例や、職員が活発な遊びが好きだと気付いて、同じクラスの子どもから風船バレーなどの活動的な遊びに誘ってもらうことで仲良くなった例などがある。障害児も、他の子どもと仲良く遊べると自己肯定感を感じる。こうして遊べばよいのだということ学ぶことは成長につながると思う。
- ・ 見守り：周囲の子どもの輪の中に入っていける子どもについては、できないことがあれば、助けてくれる友達に尋ねたりお願いしたりしている。職員は目を離さずに見守っており、子どもだけでは対応が難しそうな時に間に入っている。

#### (育成支援を行う上での職員間での工夫・取組)

- ・ 職員間の連携が重要であり、都度携帯電話で連携したり、クラブ終了後のミーティングで情報共有をしている。また、学校での様子が違和感があれば学校・保護者とも連携をしている。連携というキーワードを大切にしている。
- ③ 障害児の受入れの際の他児童への対応、工夫等
- ・ 周囲の子どもに障害に関する説明はしていない。ただし、職員の対応する姿をみて真似してくれることが多い。思うようにならず、障害児が飛び出した場合に、職員が慌てていると、周囲の子どもが走って追いかけたり、職員への報告や本人の説得までしてくれたりする。また、場面緘黙のある子どもが勉強で困っていると、周囲の子どもが本人に声をかけてくれる。職員の手が足りずに対応できていないことを周囲の子どもが助けてくれることも多い。
  - ・ 周囲の子どもが障害児本人の行動を理解できないような場合は、こういう気持ちでこうなったと職員が間に入って代弁する。他の子のものを取り上げてしまった場合には、本人がクールダウン後、職員が取り上げたものを返すよう促す。取り上げられた子どもには「後で返しに来るので心配せずに待ってほしい」と伝える。障害特性の説明はしないが、障害のある子の気持ちを代弁することが多い。

#### ④ 個別支援計画の作成、支援の記録作成等

- ・ 毎日、保育記録を記載している。またクラス担当の職員だけではなく、全職員が様々な子どもについて情報共有をしている。
- ・ 特に支援の必要な子どもについては保育記録を読み返して、1年間のまとめ（実践記録）を作成している。実践記録には、クラブ入所後どのような状況だったか、どのような関わりをしたか、現在の課題、今後の目指す姿を記載している。実践記録は、職員での話し合いに使用したり、湖南市の発達支援室から助言をもらうときに使用している（湖南市の発達支援室では、発達に関する相談を受け付けており、クラブからの要望に応じて職員が訪問し、実際にその子どもの様子を見て指導・助言をする取組がある）。
- ・ この他、ミーティング記録として、子どもの状態、対応方針、実践結果、それを踏まえた対応等を記録している。
- ・ 学校から指導計画を見せてもらうことは可能である。市の研修では、学校の指導計画はクラブが保護者から承諾を得て、見せてもらうようにと言われる。また、発達検査の結果についても、保護者に依頼をして提供してもらう。これらの情報を職員で共有し、今後の対応方針を検討している。

#### ⑤ 自治体や他機関との連携状況

##### （学校との連携）

- ・ 最も連携の頻度が多いのは学校である。
- ・ クラブから依頼をして、毎年夏休み期間に、全ての子どもについての懇談会（担任や特別支援学級の先生等）を実施している。懇談会では、学校での学習支援、生活支援、苦労していることを確認し、クラブ側の相談もしている。クラブでの支援が難しいケースについて、学校から支援方法の助言をもらったこともある。同じ子どもをみている担任の先生からの助言でうまくいくことがある。
- ・ 学校とクラスで支援方法を揃えなければうまくいかないし、子どもも迷ってしまうので、学校との連携は大切である。

##### （自治体との連携）

- ・ 市役所の家庭児童相談室とは、障害児や要保護児童について毎月やりとりしている。また、市が要保護児童（障害児も含まれることがある）を対象に開催するケース会議に参加している。市では、年2回のクラブ向けの障害に関する研修と年1回の巡回支援がある。
- ・ 市の発達支援室では、在籍する専門職が、クラブからの相談にのったり、巡回に来てくれる。クラブの所管課は別部署だが、障害に関する事で専門的なサポートが必要なときは所管課を通さずに直接相談することが可能。発達支援室にはよく相談をしている。以前、どのように子どもと関わったらよいかわからなかった際に、全職員対象に関わり方についての研修を発達支援室に実施してもらった。
- ・ また、市内の放課後児童クラブの指導員会が主催する実践検討会という取組がある。支援が難しい障害児について、クラブがこれまでの状況を記載し、発達支援室に提出する。検討会当日では指導員会に加盟する他クラブの職員も参加して意見交換を実施し、発達支援室の専門職から指導を受ける。なお、発達支援室は指導員会からの要請を受けて指導・助言を行っている。

##### （放課後等デイサービスとの連携）

- ・ クラブ利用中に、放課後等デイサービスの併用が始まった際には、当該事業所に訪問し、過ごし方の確認や宿題をどうするか等の打合せをした。また、利用時も都度電話で連絡を取って相談し合っている。連携（電話や訪問）にあたり、特に心理的ハードルは感じなかった。放課後等デイサービスでは、相談事にも乗ってくれている。
- ・ クラブとして、「放課後等デイサービス・日中一時支援事業の合同説明会」に参加して、情報収集をした。この説明

会は、放課後等デイサービスを利用している保護者の役員が、市や市内の事業所の協力のもと開催したもので、利用を考えている保護者や連携が想定される教育・福祉関係者を対象に、市内の各事業所の説明を聞くことができる会である。

- ・ 市内に古くからある放課後等デイサービス事業所の職員が、元特別支援学校の教員で昔から相談に乗ってもらっていた。放課後等デイサービスの併用児童について、支援がうまくいかなかったときに相談支援事業所の相談員に相談したこともあり、放課後等デイサービス等との連携は広く必要に感じている。

#### (その他の連携)

- ・ 市に障害者を対象にした障がい者相談支援事業の窓口がある。障害児の引っ越しで引継ぎが必要なときに、相談支援窓口で相談をして対応してもらった。
- ・ 保健所の発達支援担当の保健師と連携したことがある。対応が難しい子どものケースについて、保健師から発達状況について助言を受けた。
- ・ 運営委員会でのクラブ運営であり、区長や民生委員等が委員会に入っている。そのため、飛び出す子どもを職員が見失った場合は、民生委員や地域の人等が協力・連絡してくれている。

## 5. その他

### ① 障害児の受入れにおける課題、自治体や障害児支援の専門機関に期待する支援

#### (放課後等デイサービスへの移行支援)

- ・ 小学校を卒業すると、クラブを利用していた障害児がうまく支援を受けられなくなったり、居場所がなくなったりする。クラブと放課後等デイサービスとが繋がっておくことが必要。中学校から放課後等デイサービスに移行したケースでは、身体障害で通学が難しく、保護者の送迎ができない状況で、小学校とクラブから相談支援事業所に相談をして、放課後等デイサービスの利用につなげた。クラブから相談支援事業所には情報提供を行ったが、放課後等デイサービスには行っておらず、その事業所から情報の引継ぎをしなかったのは反省点で、今後は実施したいと言われた。
- ・ また、保護者から中学校にあがってもクラブで預かってもらえないか、一時預かりしてもらえる事業所はないかと相談を受けることがあった。自閉症などがあると、誰かの支援があれば放課後を過ごせたり、学校に行くことができるが、突然環境が変わってしまって引きこもりになることもある。何とかならないかと思う。
- ・ また、放課後等デイサービスは、利用する子どもたちの障害が重く、クラブにいる障害児が利用を躊躇したり、利用を継続できないようなことがある。そのような場合にどうすればよいのかも課題。

#### (データ連携について)

- ・ 湖南省では教育と福祉をつなぐ IT ネットワークによる情報共有が進められているが、放課後児童クラブは対象外となっている。

#### (その他)

- ・ 20年以上前に、障害の重さからクラブでの受入れを断ったケースがある。自閉症と知的障害がある特別支援学校の子どもで、支援の必要性の高さに対して対応できる職員が足りず、受け入れる自信がなく断った。その後の話を聞く中で受け入れられなかったことを反省し、特別支援学校の子どもも預るようになった。また、おむつ着用でトイレトレーニングをしながら6年生までクラブにいた子どももいる。現在は、できる限りどのような子どもも受け入れる前提で考えている。

#### (4) 中島ポンポコクラブ（岡山県倉敷市）

---

##### 1. 基本情報

###### ① 設置主体、運営主体、開設場所

- ・ 設置運営形態は公立民営、運営主体は運営委員会。
- ・ 放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）以外に、障害福祉サービスや児童福祉サービスは提供していない。
- ・ 開設場所については、公立小学校の校内に 3 クラブ、近隣の民家で 2 クラブの計 5 か所。 ※【補足】以降ではこの 5 か所のクラブを包含してお話を伺った

###### ② 職員の配置状況

- ・ 職員は、放課後児童支援員が 13 人、補助員（学生アルバイト含む）が 17 人。うち、保育士が 2 人いる。
- ・ 1 日に 18 人の職員を配置。
- ・ 倉敷市では、障害児支援への補助金の支給要件として、1 クラスの障害児数に応じた、「障害児専任」の資格を有する放課後児童支援員の配置人数を定めている。障害児専任は研修を受けることで資格を得られる。当クラブでは、当該補助を受けるため、障害児専任の資格を持った放課後児童支援員を加配している。
- ・ 放課後児童支援員全員と補助員 4 人が、障害児専任の資格を有している。

###### ③ 利用児童数

- ・ 5 クラブ全体の登録人数は 182 人、1 日の利用児童数は 100 人を超える。
- ・ 中島ポンポコクラブのうち 3 クラブが設置されている公立小学校の児童のみが当クラブを利用できる。障害のある児童についても、当該校の特別支援学級もしくは通常学級の児童である。

##### 2. 障害児の状況

###### ① 利用している障害児の状態

- ・ クラブは、基本的には 1～3 年生を対象としており、クラブ全体で見ると 1 年生の利用が多い。
- ・ 校内に設置している 3 クラスと民家に設置している 2 クラスの全てに、障害により配慮が必要な児童がいる。
- ・ 障害児への加配については、療育や通級の利用等で判断しており、受け入れている障害児のうち加配を行っていない児童もいる。
- ・ 障害の種類は、発達障害、言語障害、聴覚障害。
- ・ 障害児が在籍する学級は、特別支援学級、通常の学級。そのうち、通級による指導や療育の利用者もいる。
- ・ 利用している療育について、放課後等デイサービスや、日中一時支援事業<sup>9</sup>等、家庭の事情で様々なサービスを利用している。
- ・ 放課後等デイサービスについては、全ての児童の利用状況を把握しているわけではないが、利用している人はいる。利用方法としては、週 3 回程度クラブを利用し、クラブを利用していない日に放課後等デイサービスを利用していると聞いている（1 日の中でクラブから放課後等デイサービスに移動するということはない）。

---

<sup>9</sup> 倉敷市では、日中一時支援事業（地域生活支援事業）を実施している。

## ② 障害児が必要とする支援の内容、必要な体制

- ・ 職員体制について、各クラスに障害児専任を配置している。常時見守りが必要な子どももいれば、職員が側にいることを望まない子どももいるので、障害児の特性によって人員配置を変えている。例えば、その日の活動で外遊びがあるときに、障害のある児童を離れたところから見守る等、クラス全体で調整している。
- ・ 職員体制は、保育前のミーティング時に職員間で共有する。日によって、利用児童が異なる、前日のトラブルで不調等もあるので、例えば、昨日はこういうことがあったのでここに気を付けてほしい等との情報も共有している。

## 3. 障害児の利用までの準備

### ① 利用決定までの流れ

- ・ 入所申込のプロセスについて、基本的に申込の受付・手続きからクラブで対応している。主な流れとしては、10月頃に申込書を配布→11月末頃に保護者面談・クラブの体験利用（新1年生全員が対象）→障害のある子どもに関しては、1月頃に保育所への情報収集を行っている。
- ・ 10月の申込書の配布については、学校で行われる入学前の健康診断時に、会場の一部を借りて、クラブが、利用を希望する保護者向けに申込書を配布する。入所申込書には、支援の必要性、病名、家庭での様子等を保護者に記入してもらっている。
- ・ 申込の内容を踏まえ、11月末頃に、保護者との面談を実施しながら、本人にはクラブの体験利用をしてもらう。この面談と体験利用は、障害の有無にかかわらず、新1年生全員を対象としている。体験利用を通じて、障害のある子どもと障害のない子どもが関わったときの状況や反応を確認している。
- ・ 上記とは別に、年1回のもちつきイベントにも入所予定の新1年生を招いて、交流する機会を設けている。
- ・ 障害のある子どもについては、1月頃に保育所への情報収集も行う（詳細は次節にて記載）。

### ② 入所前に児童や支援について収集した情報、収集先、収集した時期、方法

- ・ 障害のある児童の場合、1月頃に利用中の保育所に訪問し、保育所での様子を見学したり、担任の先生から話を聞いたりしながら、情報収集を行う。
- ・ 訪問先の保育所への依頼については、入所申込書を確認し、保育所への訪問が必要なケースをピックアップし、保育所に依頼をする。直近では7件依頼をして、6件から承諾を得られた。断られた1件については、保育所から保護者の許可や書類の提出を求められたので、その準備は行ったものの、断られてしまった。詳しい理由までは把握していないが、保護者を考慮されたことだったのではないかと受け止めている。
- ・ 保育所からの情報収集の視点として、例えば、飛び出しをする子どもであれば、どのような状況で飛び出したことがあるか、また、どういう時に崩れるかといったように、その子どもにとって良くない状況や困ってしまう状況を確認している。
- ・ 保育所で実施している特別な支援方法があれば、可能な範囲でそれを継続したり、他の方法を検討したりしている。また、イヤーマフ等、子どもの特性に応じて、事前に準備できると良いものに関しても情報収集を行っている。
- ・ 障害児をクラブで受け入れるための事前準備として、保育所での情報が重要。保護者との信頼関係の構築のため、子ども本人の特性に加えて、保護者の保育所との関わり方や子どもに対する思いについても情報収集できると良い。
- ・ 例えば、子ども同士のトラブルが起きた時に、保育所から報告した時の保護者の反応（自分の子どもを心配するのか、相手の子どもの心配するのか、無関心なのか）を把握することで、保護者の関心の持ち方に応じた報告方法を検討できる。保護者との信頼関係が崩れてしまうと、子どもにとって過ごしにくい環境になってしまう。最初に保護者との信頼関係を築くために、どういった保護者なのか、子どもに対する思いを把握できると良い。

### ③ 自治体との調整

- ・ 障害児の利用までの準備段階において、自治体との調整は特に行っていない。

### ④ 放課後児童クラブで行った環境整備・体制整備

- ・ マニュアル：障害児受入れや育成支援に関する自治体のマニュアルがある。障害児の特性に関する概論や、障害児の育成支援の方法等が記載されており、研修参加時に市から提供されるもの。個別の対応を検討する際に参照するものというよりは、障害児に関わったことのない人を想定しているような記載内容となっている。
- ・ クラス分けへの配慮：道路に面して飛び出しがあると危ないクラスもあるため、子どもの飛び出しの有無によって、事前にクラス分けを調整している。
- ・ 静養室・クールダウンスペース：建て替えを行った建物（2 クラス）については、建て替え時に静養室を確保しており、体調不良の子どもがいない時間は、クールダウンの場として提供している。使い方としては、テンションが上がって飛び出してしまう子どもに対し、「小さいお部屋で一緒にお話ししようか」と伝え、静養室まで案内し、気持ちが落ち着くまで会話をする等の対応をしている。別の建物には静養室がないため、カーテンで区切った更衣室代わりのスペースを、着替えがない時間帯はクールダウンスペースとしている。
- ・ その他の環境づくり：雨天で室外に出ることができないが、長時間部屋にいると苦しくなってしまう子どもがいる。クールダウンの場だけでは辛くなってしまうときに、室外に出て遊べるように、下駄箱の空きスペースに黒板を設置し、落書きができるようにした。落書きや水を使うことが子どもにとって癒しになるようだった。
- ・ 補助員の確保：障害児の受入れのため、新たに補助員を確保した。補助員はクラブで確保している。毎年、全体の入所数と障害児数のバランスをみて、必要な補助員数を検討している。

## 4. 育成支援、関係者との連携等

### ① 日々の支援において大切にしていること、考え

- ・ 育成支援で大切にしていることについて、トラブルは多いかもしれないが、元の原因を探ることが大事。本人への聴き取りや話し合い、周りの子どもの声を聴くことも大事にしている。障害児を特別扱いするのではなく、全体の中の一員として保育をするように心掛けている。

### ② 障害児や保護者との関わりで行っている工夫等

#### (障害児への対応)

- ・ 情報の伝達：障害児支援で個別に対応していることとして、ホワイトボードでの情報を共有している。個別対応で情報共有をし、行動できているため、絵カードは使用していない。
- ・ 遊び・学習面での配慮（イヤーマフの使用、席の固定化）：イヤーマフの使用がある。また、当クラブでは勉強の場所を決めていないが、場所のこだわりがある障害児がいるので、その子どものための席を用意している。徐々に全体に周知して、他の子どもたちもその場所を空けてくれるようになった。
- ・ 声掛けの工夫：声掛けをする際は、障害のある児童を特別扱いするのではなく、あくまでも全体の中での1人としての声掛けを心がけている。
- ・ トラブルや興奮時の対応：子どもの特性により異なるが、周りの子どもの安全確保も必要。本人を引き離すのは難しいので、周りの子どもを誘導して距離を確保するようにしている。本人が落ち着いてきたら、本人をクールダウンスペースに誘導して話をしている。

- ・ おもちゃの持参：クラブにおもちゃを持ってきてはいけないというルールはあるものの、何かを持たせたほうが落ち着く子どもには、おもちゃを1つだけ持ってきても良いとしている。その際は、他の子どもたちにも説明している。

#### (育成支援を行う上での職員間での工夫・取組)

- ・ 育成支援の方法等の職員間での共有は、保育前のミーティングで実施している。5クラスあるので、各クラスのその日ごとの活動を共有している。
- ・ 障害児対応の知識・技術の習得は、研修で学んだことを実践したり、療育の担当者との話し合いの場を設けたり、日々の積み重ねからだと思う。1年生で入ってきた子どもに関しては情報がないので、自分たちの知識の中から色々な方法を試して、その子どもに有効な支援を模索する。その支援方法が把握できたら他のクラスに共有していく。

### ③ 障害児の受け入れの際の他児童への対応、工夫等

- ・ 周りの子どもたちに対しては、最初に説明するケースと説明しないケースがある。
- ・ 例えば、聴覚障害があり補聴器を付けている子どもについて、保護者の同意を得た上で、補聴器の大切さや必要性を1年生にもわかるようにかみ砕いて説明している。最初に、周囲の子どもたちに障害の特性を知ってもらうことを心掛けている。
- ・ 他方で、発達障害等の目に見えない障害のある子どもについて、周囲の子どもに対して特性の説明をしたことはない。ただし、少し手が出てしまうような子どもについて、「気持ちを伝えたくてもお話が苦手なので、言葉より先に手が出てしまうことがある。叩き返すのではなく、なぜ叩いたのかを聞いてあげてほしい。もし困ったことがあったら教えてね。」と周囲の子どもに説明したことはある。
- ・ ひとり遊びが多い子どもについては、自分の好きな遊びがあるので、最初の5～10分は支援員と2人で一緒に遊ぶ。支援員は大声で笑ったりしながら、楽しさをアピールすると、自然と他の子どもたちも興味を持ち、一緒に遊び始める。その後、子どもたちだけで遊ぶようになったら、支援員はフェードアウトし、必ず遠くから見守るようにしている（トラブルが起これそうな時にすぐに介入できるようにするため）。

### ④ 個別支援計画の作成、支援の記録作成等

- ・ クラブとして、年間の目標や保育計画を立て、クラスごとに月の目標も立てている。特性のある子どもは、発達等がゆっくりしている側面があるので、その子どもに合わせた保育計画も立てる。計画の項目としては、個人の成長、集団の中での成長、(得意/不得意の)遊び等がある。
- ・ 当該計画は、どのような育成支援をするかを職員間ですり合わせるためのもの。1年間の計画があり、毎月の反省点を記載し、1年を振り返るとどのような成長があったかが分かる。計画の共有相手としては職員のみ。
- ・ 計画は、紙に記載して、毎月読み合わせをする。前月の反省という項目もあるので、達成できなかった目標を翌月に持ち越す等、計画を基に育成支援の方針を検討する。
- ・ 計画があることで、新しい計画の作成時に、前月はここまでできていたと振り返りができる。例えば、集団行動の際、いつも皆より5分遅れる子どもがいたときに、今月はその遅れを3分以内にしようという計画を立てるが、実践中に立てた目標を忘れてしまうこともある。計画があることで、翌月にその目標を達成できたか等を振り返ることができる。

### ＜1か月の保育計画＞

|      |          |         |     |              |  |
|------|----------|---------|-----|--------------|--|
| 支援   | 年生       | 長期の目標   |     |              |  |
| 月の目標 |          |         |     |              |  |
|      |          | 前月の振り返り | ねらい | 環境設定・配慮すべきこと |  |
|      | 個人の育ち    |         |     |              |  |
|      | 集団としての育ち |         |     |              |  |
|      | 遊び       |         |     |              |  |
|      | 特記事項     |         |     |              |  |

### ＜年間の保育計画書＞

|             |          |       |          |       |        |         |          |
|-------------|----------|-------|----------|-------|--------|---------|----------|
| 支援          |          | 令和7年度 | 中島ボンボクラブ | 保育計画書 |        |         |          |
| 保育方針：       |          |       |          |       |        |         |          |
| 保育目標：       |          |       |          |       |        |         |          |
|             |          | 4月 5月 | 6月 7月    | 夏休み   | 9月 10月 | 11月 12月 | 1月 2月 3月 |
| 子<br>ど<br>も | 個人の育ち    |       |          |       |        |         |          |
|             | 集団としての育ち |       |          |       |        |         |          |
|             | 遊び       |       |          |       |        |         |          |
|             | 行事活動     |       |          |       |        |         |          |
| 保<br>護<br>者 | 支援       |       |          |       |        |         |          |
|             | 行事       |       |          |       |        |         |          |

#### ⑤ 自治体や他機関との連携状況、効率的な支援内容

##### （各機関との連携状況）

- これまで、放課後等デイサービスと直接連携することではなく、相談員を介した連携となっているが、相談員に相談すれば、直接連携することもできると思う。育成支援の方法について、放課後等デイサービスの例を参考にしたい場

合は、保護者に依頼して、放課後等デイサービスの連絡帳（その日に取り組んだことが記載）を見せてもらっている。

- ・ 学校との連携について、学校に訪問して子どもの状況を聞くと、教員も快く回答してくれる。お互いの対応方法の情報交換をする等、学校との話し合いはできている。

#### （ケース会議の開催）

- ・ 療育に通っている子どもには相談員がついているので、相談員に対して、学校・クラブ・療育で情報共有をしたいと保護者からの要望があると、相談員が情報共有の場を設けてくれる。クラブとして情報共有してほしいケースについて、子どもに良い支援を提供するために、相談員に相談するよう保護者に提案したこともある。
- ・ ケース会議を開いたことのある子どもは1～2人程度で、開催頻度は1年に1回。
- ・ ケース会議のメリットとして、クラブが抱える悩みや改善されない特性について、療育（放課後等デイサービス）側でうまくいった対応方法を提案してもらえらる。反対に、療育側で困っていることについて、クラブでうまくいった対応方法をお伝えすることもあるが、その方法が正しい対応か分からない場合もある。療育からその対応は問題ないと意見をもらえることで安心して支援を継続できるし、支援方法に誤りがあったとしても、それを指摘してもらえたら、クラブの対応を変えることもできる。お互いが参考になっていると思う。

#### （自治体からの支援）

- ・ 特性に対する助言を受ける仕組みとして、障害児支援に関する研修に参加した時に、行政の担当者に声をかけると、市の子育て支援課の担当者が巡回してくれる。対応に困っている子どもの相談をすれば、クラブまで訪問してくれるし、研修の依頼も対応してくれている。
- ・ 最近では、他人との距離が近い子どもの対応について、クラブ向けの研修を実施してもらった。講師は市の子育て支援課にいる有資格者の方（詳細の資格までは把握していない）。市が開催する大きな研修では、今クラブが求めているような個別の対応方法に関する話までは聞けないので、困ったときに市に依頼してすぐに研修をしてもらえる仕組みは大変有難い。

### ⑥ 他の児童や保護者に対する説明、工夫等

- ・ 保護者との関わりで留意していることとして、トラブルがあったとき、言いにくいことがあったときも迅速に報告するようにしている。片方だけが悪いわけではないことを伝えるようにしつつも、事実は曲げずに客観的に伝える。例えば、友達を叩いたときには、叩くまでの過程や理由・本人の思いの聴き取りをしてから保護者に伝えている。
- ・ また、普段の会話の中でも、良かったこと、小さくても褒められること（机を拭いてくれた等）を報告することを心掛けている。そのような話を挨拶程度の短い会話の中でも保護者にするようにしている。

## 5. その他

### ① 障害の有無にかかわらず、児童と一緒に過ごす効果

- ・ 当クラブは、クラスごとに様々な学年が過ごす。例えば、障害のある1年生がクラスに馴染めなくても、上級生が助けてくれたり、クラブ側ができないことを上級生が助けてくれる。その辺りが異学年でのクラス編成の良いところだと思う。

### ② 障害児の受入れにおける課題、自治体や障害児支援の専門機関に期待する支援

#### （関係機関との連携に関する課題）

- ・ 保育所との連携について、普段の保育所での様子を見学前に見ておきたかったが、保育所に対応を断られたことが

ある。市から保育所とクラブとの連携を勧める通達があれば、連携しやすいと思う。行政から通達してもらい、連携の土台を作ってもらえると良い。

- ・ また、この人に連絡すれば療育と連携できるといったように相談窓口が分かっている機関は良いが、全く連携方法が分からないことが多い。また、個人情報やプライバシーの問題から聞きたいことに対して回答してもらえないこともある。他機関と連携を取るにあたり、一元化された問い合わせ窓口があり、そこからの照会であれば繋げてもらえるという仕組みがあると連携しやすいと思う。

#### (その他)

- ・ 障害の診断や障害者手帳を持っていても、療育や放課後等デイサービス等のサービスを何も利用せず、学校とクラブにしか来ていない子どもへの対応が課題だと思う。療育や放課後等デイサービスを利用している子どもは、学校で様々な学びを行い、クラブでも集団生活の訓練をし、療育等で個別性に応じた少人数制の訓練を受けている（本人にあった環境で過ごすこともできている）。他方で、療育等に通っていない障害のある子どもは、学校やクラブという大きな集団の中で過ごしてストレスを抱えたまま帰宅する。クラブとしても、療育や放課後等デイサービスを提案するが、療育の不足や送迎問題等により療育を利用できない子どもが多くなる。療育としての仕組みが変わると保護者も通わせやすいと思う。
- ・ 障害のある子どもの受入れがクラブ職員の確保の妨げになることはない。ただ、実際の保育の中で、障害のある子どもへの対応の大変さを感じて、続かないケースはある。そのような職員への対応として、傾聴したり、できる限りの助言をしたりする。
- ・ 15年前に働き始めたときから、徐々にシステムや資格ができる等、クラブの在り方が変化する中で、やりがいが増えたと思う。相手にしているのが命なので大変なこともあるが、その分楽しさもある。障害児の受入れに対してどうしたら良いかと悩む方もいると思うが、子どもと一緒に育っていく職場だということを伝えたい。

## (5) のびのびキッズ日方（和歌山県海南市）

### 1. 基本情報

#### ① 設置主体、運営主体、開設場所

- ・ 設置運営形態は公設民営で、設置主体は海南市、運営主体はNPO法人のびのびキッズ海南。
- ・ 市内ではのびのびキッズ海南を含む4つの団体が放課後児童クラブの運営を担っている（海南市の放課後児童クラブはすべて公設民営）。海南市全体では12の放課後児童クラブがあり、のびのびキッズ海南はそのうち4か所を運営している。
- ・ のびのびキッズ日方の開設場所は、児童数減によりできた小学校の余裕教室。窓から外の校庭が見えるなど、学校の中でもよい立地の教室をあてがってもらえている。
- ・ 市内の他のクラブも概ね余裕教室を利用している。のびのびキッズ海南が運営しているクラブもすべて学校の余裕教室で活動している。

#### （運営主体について）

- ・ NPO法人のびのびキッズ海南は、放課後児童クラブが海南市になかった頃から、子どもの預け先がない保護者に対する預かり事業を実施していた。その後、市から放課後児童クラブ開設の話があったため運営主体として市内4か所の放課後児童クラブの運営を担っている。

#### （その他サービスの提供について）

- ・ 放課後児童クラブ運営のほか、市で開催する講演会や保護者が参加する教室などに参加する際の子どもの預かりや、塾の送迎代行や一時的な子どもの預かり事業を実施している。

#### ② 職員の配置状況

- ・ 現時点で支援員は8人（うち2人が補助員）で、うち2人が常勤の体制。
- ・ 基本的には支援員全員が研修を受けて資格をとることを目指す方針だが、2年間の実地研修期間中は補助員として配置されている。
- ・ 現在、2クラスを運営している。海南市からは、1クラス35人までにつき支援員を2人配置との基準が出ているが、加配が必要な場合は1人追加できるため、現在は各クラスを3人体制でみている。
- ・ 特定の支援員が障害児の対応をしているのではなく、基本的に全員が障害児への対応も含む必要な研修を受けており、全員で支援にあたっている。県の学童保育連絡協議会が熱心にオンライン研修を企画してくれるので、基本的には全員で参加し学んでいる。
- ・ 支援員不足の状況で、これ以上加配ができたとしても対応が難しい状況。

#### ③ 利用児童数

- ・ 現時点での在籍児童数は56人。利用者ベースでは40人弱ほどで（今の時期（2月頃）は利用者が減る傾向）、1クラスあたりでは15～20人程度。長期休みになると在籍児童数、利用児童数ともにより増える傾向にある。
- ・ クラス分けについては、一般的には縦割り編成が良いとされているが、色々と試した結果、現在は1、2年生とそれ以上の学年でクラスを分けている。1、2年生は下校時間が他学年に比べ早く、高学年の宿題の時間が終わる前に先に遊びだしてしまうため、学年でクラスを分けるに至っている。ただ、宿題の時間とおやつの時間はクラスに分けるものの、遊ぶ時間はクラスが隣同士ということもありごちゃまぜで遊んでいる。また、長期休みなどで授業終了時

間を考慮する必要がない時は縦割りのクラス編成を行っている。

- ・ 利用者は同一の小学校の児童であるが、定員に余剰が生じている状況のため、長期休み時に他校のクラブで定員超過してしまう場合は、他校の児童を受け入れる場合もある。

## 2. 障害児の状況

### ① 利用している障害児の状態

- ・ 特別支援学級に在籍しており、障害者手帳を保有する児童、保有していない児童がそれぞれいる。放課後等デイサービスと併用している児童もいる。いずれも1年次からクラブを利用している。
- ・ 放課後等デイサービスと併用している児童：平日は曜日を分けて併用しており、長期休み期間は、朝に放課後児童クラブに登所し、途中から放課後等デイサービスの迎えが来るパターンなどで利用する場合もある。

### ② 障害児が必要とする支援の内容、必要な体制

- ・ 児童はそれぞれに個性的なので、なにか型を決めて支援にあたっていることはない。また、誰が加配職員で、というような区別をしていないので、その日に勤務している支援員全員で柔軟に支援にあたっている。
- ・ まずは登所の際に児童の顔色を確認するようにしている。そこで何か様子がおかしいことがあれば、すぐに学校に確認に行く。教員が児童に付いてきてくれ、様子を教えてくれることもある。

## 3. 障害児の利用までの準備

### ① 利用決定までの流れ

- ・ 毎年10月が次年度利用の申込期間（障害有無にかかわらず同一時期）。利用決定は年明け頃。
- ・ 入学前に保護者説明会を実施する。その場に、よければ子どもも一緒に来てねと呼び掛けており、そこで気になる児童の様子を見たりすることもある。

### ② 入所前に児童や支援について収集した情報、収集先、収集した時期、方法

#### （保育所等と連携した情報収集）

- ・ 利用決定後の例年2月頃に、保育所と情報交換の機会を設けている。4か所ある運営クラブのそれぞれ近隣にある保育所に主任の支援員が出向いて、次年度入学する子どもや保護者の状況を伺っている。基本的には保育所に情報交換に行くときには、障害の有無にかかわらず、保護者対応等も含めて必要な情報を集めている。また保育所訪問時に、直接子どもの様子を確認することもある。
- ・ 保育所訪問時の確認事項としては、障害の程度、児童の行動に関して気を付けるべきことなどに加え、障害児の保護者はナーバスになりがちなので、その状況の把握に努めている。ただし、子ども自身の成長や、小学校入学後の環境変化もあるため、児童の状況はその後都度確認するよう心がけている。
- ・ 訪問は保育所の負担も考慮し1回のみだが、その後も都度電話で必要事項の確認を行っている。また児童の入学後でも、何かある時にはすぐに学校や、元の保育所、家庭の状況を知る民生委員などから情報を集めて、クラブでの対応を見直すようにしている。
- ・ コロナ禍以前は幼稚園や保育所と放課後児童クラブの交流があり、長期休みの夏祭りで子ども同士が交流することもあった。そういう機会でも、子どもの様子を把握することができていたが、コロナ禍後にこうした行事はなくなってしまった。

#### (小学校と連携した情報共有)

- ・ 保育所から小学校にも障害児に関する情報が提供されるものの、放課後児童クラブでは小学校が始まる前の 4 月 1 日から通ってくる児童もいるため、学校よりも早く障害児に接するケースもある。結果として放課後児童クラブの方が先に障害児に関する情報を得ることになるため、教員に対し、情報を共有している。

#### (その他の情報収集方法)

- ・ きょうだい児については、クラブに通う兄・姉のお迎え時に保護者に帯同する機会を通して、下の子の状況を把握しているケースもある。
- ・ 児童発達支援事業所からの情報収集はいままでない（これまで該当する児童がいない）。

### ③ 自治体との調整

- ・ 入所した児童の状況を見てから、加配の必要性を申請することがある。
- ・ 放課後児童クラブを所管する子育て推進課には細かい情報をあげるようにしている。
- ・ 障害児に関して、市役所からクラブに担当者等が訪れることは特にない。社会福祉士がクラブに来る場合はあるが、それは家庭に何らかの困難を抱えているようなケース。

### ④ 放課後児童クラブで行った環境整備・体制整備

- ・ 今まで肢体不自由の児童を預かったケースはないので、スロープを付けたりといった環境整備の事例はない。
- ・ 休憩室が欲しいという話は以前からあり、それを必要とする児童がクラブを利用する際には、段ボールで仕切りをして落ち着けるスペースを作ったことはある。現在は休憩スペースが必要な児童はいないため、こうした仕切りは設けていない。
- ・ 全ての児童向けの対応としては、目で見てわかるような工夫（1 日の流れや、触ってはいけないものなどルールに関する事項の掲示等）を行っている。
- ・ クラブの利用教室以外の活用：以前は、興奮して落ち着かない児童がいた際は校長先生が校長室に案内してくれたり、クラスにいられない子がいた際に、支援員や教員が別の教室に連れていったりすることもあるが、いずれも都度の対応であり、それ以外に利用教室以外の部屋を使ったりすることはない。
- ・ 学校内にクラブがあることによるデメリット：当クラブは、学校内にクラブがあることのメリットしか感じていない。クラブの安全計画を策定した際、遊具が壊れていることなどを報告したところ、学校が修繕に対応してくれたことがあり助かった。
- ・ 学校によっては、放課後のことについて学校は関知しない、と線引きを行う管理職もいると聞いており、学校によって対応は異なっているかもしれない。

## 4. 育成支援、関係者との連携等

### ① 日々の支援において大切にしていること、考え

- ・ 障害児だけではなく、全員何かしら日々の調子の波や状況の変化がある中で、「全員が特別扱い」という考え方を大切にしている。皆にとって、自分がちょっとずつ特別扱いされる点を少しずつ作ろうとしている。それによって、子ども一人ひとりに余裕ができるのではないかと考えている。また、障害児だけを特別扱いすることが、他の児童の不満やいじめに繋がらないように留意している。できるだけ、クラブに来ている限りは「大きな普通」の枠組みの中に入れていたいと思っている。

- ・ 支援員間での方針共有の工夫：登所時に児童の顔色を見てその状況を支援員間で共有し、その日の調子により着替えや宿題などを無理強いさせない等の方針を共有している。

## ② 障害児や保護者との関わりで行っている工夫等

### (保護者との関わりで行っている工夫)

- ・ どの保護者に関しても、お迎え時にその日に起きたことを話すようにしている。普通のことでもよいのでとにかく喋りかけるようにしており、それにより関係性を作ることを意識している。最長で 6 年間あるため、半年ないし 1 年をかけてでも、焦らずに、なるべく保護者と話すようにすることで、保護者が困っている時に、相談してもらえる関係性を目指している。
- ・ クラブ内で起きた悪いことは、どうしても言わなければいけないこと以外は伝えないようにしている。仕事終わりで疲れている保護者に与える負担をできる限り軽減するため、できるだけ問題はクラブ内で解決し、解決したことについては伝えない。ただし、相手方がいるトラブルなど伝えなければならない事項については、事前に支援員間で伝え方をシミュレーションしてから、伝え方の上手なベテランの支援員が対応するようにしている。

## ③ 障害児の受入れの際の他児童への対応、工夫等

- ・ トラブルの際、障害児が相手方の児童に謝れなかったり、興奮が収まらないこともあるので、その際はその子の言いたいことを代弁するように心がけている。障害があるからといって何をしてもいいということにはならないので、他の児童の納得も得られるように気を付けている。
- ・ 障害をもつ児童の興奮が収まらない際には、仲の良い子に声をかけて付き添いをお願いしたりすることもある。
- ・ 児童には、事前に障害に関する話はせず、実際に接する中で困ることがあれば、どうすればよいかを一緒に考えるような声かけをしている。

## ④ 個別支援計画の作成、支援の記録作成等

- ・ 1、2 学期の間は、A3 用紙 1 枚／日に利用児童の個人記録（1 人数行ほど）をつくり、その日にあったことを支援員全員で記録し、情報共有するようしていた（現在（3 学期）は行っていない）。記録量は個人により濃淡が生じるため、記録が薄い児童については今後よく見るようにするなど支援の修正にも活用していた。また記録の内容は、どういう時に児童の調子が良くなかったかなどの振り返りに活用した。これにより例えば、学校行事で集団活動を行った後に調子が悪くなりやすい児童などの傾向が分かり、学校に事前に行事の有無を確認するなどの情報連携に繋がった。

## ⑤ 自治体や他機関との連携状況、効率的な支援内容

### (学校との連携)

- ・ 市の子育て推進課と教育委員会は連携を図っている。
- ・ クラブと学校では、定期的な会議の場を持った方がいいとの認識は相互にあるが、実現に至っていない。校長先生や担任の先生が足繁くクラブに顔を出してくれるのでそこで情報共有している状況。
- ・ 他には、学校開放週間に授業見学に行くことがある。また、学校側が保護者に伝えたいことがある時など職員室に呼んでほしいと言われたときは、児童のお迎え時に誘導するようにしている。
- ・ ハロウィンなどの行事の際には、関係性構築のため、教員と積極的に交流を図っている。

- ・ 一般論としての学校とクラブの関係：一般に、クラブの支援員は「専門職ではない」という認識を持っている教員もいると思う。学校によっては、同様に児童に接する専門職として対等に見てくれないところもある。また、クラブ内でのトラブルを学校に持ち込まないようにと明確な線引きを行う学校もある。学校側も仕事を増やす余裕がないのだと思う。そうした状況をクラブ側はできるだけ助けたいと思っているものの、学校によってはクラブで起きることを引き受けられないと反応されることもある。ただ、せっかく同じ場所を共有しているので、地の利を活かしていく発想が必要と感じている。
- ・ 学校との連携は、クラブ側が学校と繋がる必要性を理解しなければ繋がらないと感じる。クラブにいる間だけではなく1人の子どもの状況を理解したいから連携が求められる。学校との関係性づくりに課題感を抱えているクラブは、まず校長先生や担任の教員をもとに足繁く通い、相談するところから始めるとよいのではないか。あるいは特別支援学級の教員であれば、クラブ側から相談しに行けば話を聞いてくれると思う。
- ・ クラブの職員は、子どもの人生の中で6年間という長い期間関わることができる。人間を育てているという責任をもって、何か大きな事が起こる前に、まめに学校側と話すよよいのではないか。

#### (放課後等デイサービスとの連携)

- ・ 地域の放課後等デイサービスの存在は知っていたし、市が設けた意見交換会の機会に、情報交換の必要性について話はしていた。実際の連携は、今年に入り両者を併用する児童をきっかけとして始まり、放課後等デイサービスの職員がクラブに児童の送迎に来た際に軽く話すようにしている。
- ・ 放課後等デイサービスとは、時間をやりくりして、相互に見学し合えると良いと感じる。各支援機関での決まり事等の運用の匙加減は支援員によっても異なるものの、クラブと放課後等デイサービスで、相互に支援の仕方を学びあえる場があってもよいのではと感じている。県の学童保育連絡協議会の研修と一緒に参加できるようになるとよいのではないかと思う。

#### (その他の連携)

- ・ 障害のある児童の支援に限らず、地域の商店街や高齢者のサークル等と交流している。
- ・ 民生委員や、児童発達支援センターに相談することもある。児童発達支援センターの職員にクラブに来てもらい、法人職員全体を対象として研修をしてもらったこともある。

## 5. その他

### ① 障害児の受入れにおける課題、自治体や障害児支援の専門機関に期待する支援

- ・ 市役所がまめに連携してくれる。障害や家庭での困難がある場合は社会福祉協議会とも繋げてくれており、有難いと感じる。

## (6) 放課後児童クラブひみつ基地1号（静岡県島田市）

---

### 1. 基本情報

#### ① 設置主体、運営主体、開設場所、他サービスの実施状況

- ・ 設置運営形態は民立民営、運営主体はNPO法人。
- ・ 放課後児童クラブ「ひみつ基地1号」（以下、「クラブ」とする）は2017年に開設。同法人で、他に「ひみつ基地2号」も運営している。
- ・ 運営主体であるNPO法人が所有している元高齢者の入居施設で開設している。同じ建物内で生活介護、就労移行支援、就労定着支援などの障害福祉サービス、障害者就業・生活支援センターを併設している。
- ・ 小学校2校の学区内の児童を対象としている。特別支援学校の児童は基本的に利用対象外としているが、以前、夏休みの期間に、保護者が就業しているため、放課後等デイサービスの終了後に対応してもらえないかとの相談があり、特別に対応したことがある。

#### ② 職員の配置状況

- ・ 職員数は10人で、うち放課後児童支援員が3人、補助員が7人である。補助員は、パート職員が3人程度、学生（保育・福祉系）アルバイトが4人程度。
- ・ 1日に配置している職員数は最大8人程度である。

#### ③ 利用児童数

- ・ 登録児童数は31～40人、1日あたりの利用児童数は曜日によって異なるが、25～30人程度である。
- ・ 一度登録すると、退所の希望が無い限り、6年生まで継続利用ができる。現在、1年生から5年生までの登録があり、下級生になるほど人数が多くなる。1年生だけでなく、各学年で利用を開始する児童もいる。

### 2. 障害児の状況

#### ① 利用している障害児の状態

- ・ 登録児童のうち障害児の人数は9人で、知的障害や発達障害の児童が利用している。職員の加配対象となっている児童は6人である。
- ・ 「特別支援学級」、「通常の学級（通級による指導を受けている）」、「通常の学級（通級による指導を受けていない）」のいずれの障害児とも利用がある。
- ・ 当クラブでは、障害の有無、程度に関わらず、障害児を受入れている。障害児の受入れが始まった経緯としては、クラブを開設した際、法人で障害福祉サービスを行っていることから、障害児の受入れが可能だろうということが口コミで保護者に伝わっていった。障害のある児童が落ち着くためのスペースも十分にあることから、他のクラブで過ごすことが難しく、こちらがよいのであればと、障害児の受入れを行っていった。

### 3. 障害児の利用までの準備

#### ① 入所までの流れ

- ・ 障害の有無にかかわらず、受入れを行っており、申込みの段階で障害の状況や配慮が必要な様子を確認できた場合、受診状況、医師の診断などを含め、さらに詳しく話を聞くようにしている。聞き取った内容を踏まえて、ハード面も含めて、当クラブで対応ができるかを検討する。利用開始前の聞き取りは丁寧に行うようにしている。

- ・ 入学前に児童発達支援センターなど、関わりのある機関があれば連携し、情報収集する。並行通園していた児童に関しては、両施設の担当者からも話を聞き、当クラブの職員間で情報共有している。また、計画相談の利用がある児童は相談支援専門員等とも連携する。
- ・ 事前の面談は保護者、児童と一緒にしている。面談の際、児童が保護者から離れて遊ぶ時間を作り、職員が児童の様子を観察しながら、障害特性や配慮すべき点について保護者に確認する。
- ・ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの事業目的は異なるが、保護者は（時には支援者も）、障害のある児童の放課後の居場所は放課後等デイサービス、障害がなければ放課後児童クラブと捉えている面がある。そのため、最近では、個別支援は必要なく、集団で過ごすことができそうであれば当クラブを選択する、ということが続いている。障害のある児童の保護者が、放課後児童クラブを利用できることを知らなかったというケースもあった。
- ・ 児童本人がどのように過ごしたいと思っているのか、その希望を踏まえて、柔軟に通う場を選択したり、関係者間で検討したりする場が必要だと感じている。
- ・ 児童発達支援センターからの紹介の場合、放課後等デイサービスを併用する児童が多く、引き続き計画相談が行われるが、当クラブのみの利用となった場合に計画相談が継続されない状態となっているかもしれない。

## ② 自治体等との調整、必要な対応の要請

- ・ 市とは、放課後児童クラブの所管部署（子育て応援課）以外に、障害福祉の担当部署（福祉課）から相談を受けることがある。
- ・ 障害に関わる診断を受けている児童は計画相談を利用することがあり、福祉課と連携する。
- ・ 地域の関係機関・団体には、当クラブを障害児支援の地域資源として認識しているところもあり、放課後の居場所がないからと、障害のある児童の紹介がある。

## ③ 放課後児童クラブで行った環境整備・体制整備

- ・ 建物は元高齢者の入居施設をほぼ改修せずに活用しており、居室だった部屋が多数ある。その利点を生かして、クラブでは3部屋を利用し、「静かに過ごす部屋」、「おやつを食べたり、勉強する部屋」、「遊ぶ部屋」に分けるなど、目的に応じて各部屋を活用している。
- ・ その他にも、聴覚過敏の児童にはイヤーマフを用意したり、足もとに不安がある児童には、靴の履き替え場所に椅子を置く、滑り止めのあるスリッパを用意するなどしている。
- ・ こうした個別の対応や配慮に関しては、事前に保護者に確認や相談を行い、児童が安全に、気持ちよく過ごすことができるように準備する。
- ・ 同一法人で障害者支援を行っていることもあり、職員も障害に関する知識や対応のノウハウを有している。

## 4. 育成支援、関係者との連携等

### ① 日々の支援において大切にしていること、考え

- ・ 法人の基本理念として「あなたは大切なひとです。」を掲げている。これは、利用者のみならず、保護者も職員も大切にしたいという理念のもと活動している。
- ・ 補助員として、専門外の人や学生がパートやアルバイトで対応している。障害児の支援には大変な場面も多く、障害児の発言で傷ついてしまうこともあるが、職員自身がショックを受けたり、傷ついてしまったはいけないと捉えている場合がある。その考えに留まってしまわないように、その児童が、なぜそのような言動をとったのか、他の職員に質問し

たり、投げかけたりして、職員間で一緒に考えることができるような雰囲気づくりを心掛けている。

- ・ なぜそのような状況になったのか、それはどのような場面だったのか、いつから児童はいらいらしていたのかなどを職員間で話しながら、支援の方法を考える。職員も児童も、より気持ちよく過ごすことができる方向性を見出していく。
- ・ 職員が児童に接する中で、「怖い」「もやもやする」といったマイナスの気持ちは湧いてくるものである。その気持ちを抑え込んだまましていると、同調を強いられるような雰囲気になってしまうだろう。職員が感じた気持ちを抑え込まず、伝えることができる環境づくりが大切だと感じている。
- ・ また、「困った児童」ではなく、「困っている児童」へと視点を切り替えることも大切である。プロの視点で、「児童は何に困っているのか」、「どうい状況で、こうした言動が起きているのか」を見立てていく。

## ② 障害児や保護者との関わり方、行っている配慮、工夫等

### (障害児への対応)

- ・ 特別支援学級に通っている児童 A に対して、児童 B は A が特別支援学級に通っていることに対して疑問を持ち、職員と以下のようなやりとりを行った。
  - 児童 B：なんで、あの子は特別支援学級に通っているの？
  - 職員：なんでだと思う？
  - 児童：わからない。
  - 職員：他の人よりもちょっと大きな音が苦手で、落ち着いた場所の方が勉強に集中できるんだよ。
  - 児童 B：でもあの子は普通だよ。
  - 職員：なんで普通だと思うの？
  - 児童 B：一緒に遊べるもん。
  - 職員：自分も児童 B のいいところをたくさん知ってるよ。
- クラブで一緒に過ごす児童にとっては、「一緒に遊べるか」、「コミュニケーションがとれるか」、「いい人と感じるか」などが重要なのであって、障害の有無は関係なく過ごしていると感じている。
- ・ 大人は障害の有無で分けて、どのような支援が必要かを考えていくが、配慮は必要ではあるが、障害の有無に関わらずすべての児童が過ごしやすい環境であることが、障害児支援にもつながっていくと考える。
- ・ ルールについて、例えば、各部屋の使い方や意味づけについて、児童に対して周知し、使い方を守ってもらうようにしている。ルールは固定するのではなく、児童から改善して欲しい点について意見があれば対応していく。児童の意見を大切にしている。
- ・ 「あの子ばかりずるい」「あの子だけなんで？」など、児童からの「なんで？」の発信は貴重である。児童同士でそのことをどのように話していくのか、職員も一緒にどのように話すか、その対話を促すこと自体も支援になると考えている。「なんで？」「わからない」といった気になることや意見を伝えやすい関係性を構築し、会話をしていくことを心掛けている。
- ・ 事前に次に行くことの見通しを立て、何をどのように行おうとしているのか、児童に伝えるようにしている。クラブ全体に向けての支援に結びつくもので、行うことの意味づけを伝えることができる。例えば、イベントを行う際に、段取りなどの流れを視覚的に示すことは、参加する皆に向けた支援として必要だと感じている。
- ・ 個別対応については、保護者と相談しながら、配慮して欲しいことを聞き取り、最大限反映するようにしている。ただし、他の児童に対して影響がありそうな場合は、別案を提案している。例えば、保護者から、パニックになったら動画をみると落ち着くため、動画を見せて欲しいという要望があった。当クラブでは動画をみることは禁止しており、当該

児童のみ動画を見ていると、他の児童から不満がでてくる可能性がある。そのため、パニックになったら別の部屋に移動して、手遊びなど他に好きなことで代替して、落ち着く時間を作ることを保護者に提案した。そのことを保護者から児童に伝えてもらった。

- 当クラブは、家庭に近い場であるため、行事や活動は行っているが、参加は必須としていない。各児童にとって、参加しないこと、やらないことも大切にしている。日々、学校などで、やらなければならないことがたくさんある中、児童は頑張っていて疲れている。さらに、クラブに来て活動に参加して頑張るのではなく、児童がクラブで楽しむことを大事にしている。

#### (育成支援を行う上での職員間での工夫・取組)

- 職員の配置について、一定の経験を積んだ後、放課後児童支援員の資格を取得するほか、民間の関連資格の取得支援も行っており、法人で、通信教育の受講費用を補助している。関心のある職員には受講してもらい、ステップアップを図っている。
- 法人内での異動もあり、他部門から異動してきた職員もいる。
- 補助員の中には、障害児支援についての知識や経験はない状態で応募してくる人もいる。働き始めた当初は児童を楽しませたいという思いのみで対応していたが、数年経つと気づきや支援の視点が深まっていく。例えば、公園に行きたくないという発達障害の児童がいて、なぜ行きたくないのかについてミーティングでディスカッションを行った際、その職員から、「公園を想像することができないからではないか」との意見があった。障害特性についての理解が深まり、職員が成長している様子を感じた。
- 職員一人ひとりが、各児童の見立てや対応ができるようになっていくことは、本クラブの強みであると感じている。また、各職員の考えを整理し、持ち寄り、構造化していくことは、職員の専門性を高めていくことに対して有効である。

#### <ひみつ基地の障害のある児童等に対する対応まとめ>

|      | 全児童   | 個別対応   |
|------|---|--|
| ハード面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>部屋ごとに活動を分ける(動的スペースと静的スペース)。</li> <li>列に並ぶところに線を引いておく。</li> <li>導線が重なりすぎないようにする。導線を意識した人の流れをつくる。</li> <li>視覚的な指示を行う。特に守ってほしい約束はイラストで表す。</li> <li>(誰でも使える)イヤーマフを用意する。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>靴の履き替えのところに座椅子を用意する。</li> <li>こども用便座、踏み台を用意する。</li> <li>転倒しにくいように上靴をご家庭で用意してもらう。</li> <li>(安心のために)ぬいぐるみの持ち込みを許可する。</li> <li>放課後児童デイや保護者、ひみつ基地間の連絡ノートを作る。</li> </ul>                             |
| ソフト面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>待つ時間をなるべく少なくする。</li> <li>イベント等に「参加しない」権利も保障する。</li> <li>イベント等のグループ分けの際に、待つことが苦手な児童は前の順番のグループに、イメージするのが苦手な児童は後の順番のグループにする。</li> <li>事前に活動について見通しが持てるように声掛けを行う。(例:後5分で外遊びだよ。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(身体障害のある児童)椅子に座れるかどうかを確認する。</li> <li>(歩行に困難な児童)雨の日にランドセルを持つ手伝いをする。</li> <li>イベントの説明が理解しづらい児童に関しては、個別に説明の時間を持つ。</li> <li>(切り替えが苦手な児童)保護者の方に協力してもらい、お迎えの10分前にクラブに電話をしてもらい、それを本人に伝えておく。</li> </ul> |
| 職員対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>口頭での注意は最小限にする。身体を使った指示をする。</li> <li>指示は簡潔に肯定的な文面で伝える。(例:机の上にのらないで!あぶないよ!⇒机から降りよう。)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(気持ちを言葉にできない児童)言いたいことの代弁を行う。</li> <li>(暗黙のルールがわからない児童)ルールが変わっていった際に職員と一緒に遊んでいる仲間と確認する機会を持つ。</li> </ul>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の声掛けがマイナス方面に働いたら、支援員を切り替えていく。</li> <li>・こども同士の喧嘩はお互い別の部屋に連れていき落ち着かせる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの説明が理解しづらい児童に関しては、個別に説明の時間を持つ。</li> <li>・(感情コントロールに課題のある児童)「職員に相談する」という行動を目標にして、それができた際に評価する。</li> </ul> |
|--|---|--|

(出所) 放課後児童クラブ「ひみつ基地」

### ③ 障害児の受け入れの際の保護者への対応、工夫等

- ・ 宿題をしていないことに対して、保護者から、過度に怒ってしまうという話を聞くことがある。保護者と話す中で、発達障害かもしれないという言葉が出てきたときに、保護者に「発達障害についてどう思っているの?」と話題を振り、「発達障害についてよく知っていますね」などと寄り添いながら、悩みを聞き出す。そして、「学校に相談できていますか?」と気持ちを児童ではなく、学校の対応を変化させることにつながるよう促す。宿題の難易度を下げてもらうことにつながるとよいが、実際には難しい。学校には、保護者のこと、勉強のことなどをしっかり見てほしいと伝えている。
- ・ クラブは迎えの際などに保護者と会う機会があり、困りごとあれば、話を聞いて、寄り添うことができる立ち位置にいる。障害の診断を受ける前の段階の気持ちの揺れ動きなど、保護者の抱える悩みに丁寧に寄り添うことが大切だと感じている。学校で起きていることには介入はできないし、介入するべきではないと考えているが、学校に相談した方がよいことがあれば、保護者に相談してみても伝えている。
- ・ 学校に通学しづらくなり、徐々に休むことが増え、不登校になってしまった児童について、通学していないためクラブを利用することはできないが、日中も職員がいるので、「良かったら遊びにきてね」などと保護者に伝えている。保護者とつながっていると、児童も遊びにきたりして、児童ともつながりを保つことができる。

### ④ 個別支援計画の作成、支援の記録作成等

- ・ 個別支援計画は、市の指定書式などはないが、支援の振り返りを目的として記録を作成している。
- ・ A 6 サイズの用紙に、「タイトル」「対象」「何がおきたのか（よかったこと、悪かったこと）」「立ち会った人がどう見立てたか（どう思ったか）」「どのような支援を行ったか（どう対応したか）」などを、自由に手書きで記入する。
- ・ 手書きの記録を正職員が入力してデータ化し、業務開始前に職員が閲覧できるようにしている。読んだだけでは分かりづらい点は、直接、記録を作成した職員に確認するよう声掛けしている。
- ・ また、週 1 回、1 時間程度、全職員のミーティングを実施している。ミーティングでは、記録を活用して振り返り、ディスカッション、ワークを行い、支援の方法について検討している。ワークでは、「冰山モデル」を活用して見えない部分を掘り下げたり、応用行動分析を用いて支援の方法を検討するなどしている。
- ・ 障害に関する専門性を持つ職員がいるため、こうしたディスカッションやワークが可能となっているが、知識や理論というと固くなってしまいうため、例えば、パート職員が対応した支援について、「この理論からみると理にかなっているね」などと伝えながら、職員全員で考えるようにしている。アドバイスというより、疑問も含めて、職員が頭の中で考えていることを引き出し、このことに対して、どうしたらよいかということ職員皆で一緒に考える。職員同士の会話を重視している。

### ⑤ 自治体や他機関との連携状況、効率的な支援内容

#### (学校との連携)

- ・ 特別支援学級に通学している児童については、学校と情報共有しやすく、担任とも直接やりとりをしている。一方、通級を利用している児童の情報共有は難しく、担任と関わることはない。

- ・ 学校との連携は難しい面があり、学校が作成している個別の教育支援計画や指導計画は共有されていない。学校側でクラブと共有が必要であることを認識していない様子なので、ガイドに記載があるとよい。

#### (自治体との連携)

- ・ 特別支援学校の児童の受入れについては、市としても初めての事例だった。対象児童のきょうだいも当クラブを利用していたこと、夏休みだけの受入れだったということもあり、対応した。受入れに際しては、まず、放課後等デイサービスから当クラブに相談があり、ケア会議に参加した。その際、放課後等デイサービスの考え方を知ることができたことはよかった。
- ・ 受入れにあたっては「連絡ノート」を作成し、当該児童の情報を関係者で共有しながら支援を行った。連絡ノートは、特に様式は定めず、持ち回りで、放課後等デイサービスやクラブで活動内容等を記載したり、保護者にも家庭での様子についても記載してもらい、関係者で情報共有を図った。
- ・ また、放課後等デイサービスでの活動内容を知ることにより、クラブでの過ごし方を決めることができた。例えば、夏休み期間だったため、昼間に放課後等デイサービスで買い物などのトレーニングの活動をしていたら、クラブでは休息する時間としたり、静かに過ごすことのできる環境を整えたりするなど、昼間の活動情報により、支援の見通しを立てることができた。

## 5. その他

### ① 障害児の受入れにおける課題、自治体や障害児支援の専門機関に期待する支援

#### (自治体への期待)

- ・ 職員の加配については、職員を雇用することができるため、資金面で助かっている。職員加配により、障害児の対応を充実させることができる。また、3人の職員で30人の児童の支援を行うよりも、5人の職員で行う方が、職員の定着もよい。定着し、経験を積むことで、障害児支援の知識を身につけたり、ディスカッションを重ねることで支援の考え方を深めることができる。
- ・ 学校との連携が難しいため、自治体にも調整いただき、連携が推進されるとよい。クラブでは家庭の状況を敏感に察知することができるため、学校と連携が進むと、児童に対して、両方で予防的な関わりを行うことができる。学校側との情報共有や窓口が分かりづらい点を改善できるとよい。
- ・ 保護者から他の放課後児童クラブで困ったことがあると、当クラブで受け入れてもらえないかと相談がある。当クラブで受入れを行うことはできるが、通っている放課後児童クラブで継続利用できた方がよいと思うため、当クラブのノウハウを提供したり、支援方法について一緒に考えることができるとよいが、民営の放課後児童クラブ間の連携は難しい面がある。連携の機会としては、市において、放課後児童クラブの連絡会を年3回開催している。また、個人的に他の放課後児童クラブの主任等と情報交換を行っている。
- ・ 島田市地域自立支援協議会で障害児についても検討が行われているが、福祉に関することが中心となるため、保育や子育て支援とはやや乖離がある。地域自立支援協議会では、放課後児童クラブと交流したいという希望はあるようだが、実現していない。今後、連携が進むとよいと感じている。

#### (その他)

- ・ ガイドは大事であると感じる。また、他の放課後児童クラブのヒアリング結果など、他のクラブの取組を知りたい。
- ・ 「困った子」が「困っている子」ではないかと気がついたことが、支援の視点の転機となった。「困っている子」に対して、放課後児童クラブがどのように関わるかによって障害児のみならず、放課後児童クラブで過ごす児童全員の時間がよりよいものになると感じる。

## 【放課後等デイサービス】

### (1) にじと風（千葉県八千代市）

---

#### 1. 基本情報

##### ① 設置法人について

- ・ 運営主体は特定非営利活動法人にじと風福祉会。
- ・ 法人が実施するサービスとしては、放課後等デイサービス（以下、「放デイ」とする）、生活介護、行動援護、居宅介護、重度訪問介護、指定特定・指定障害児相談支援、地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援）、千葉県障害児等地域療育支援事業、船橋市障害児等療育支援事業がある。その他、法人の自主事業として、一般相談、泊りを伴う預かり、障害福祉サービス・障害児支援の受給者証がない方を対象にした日中預かり等がある。
- ・ 1999年に法人を立ち上げ、放デイに準ずるサービスは立ち上げ当初から行っている。現在の職員体制は、法人全体で常勤21人、非常勤3人。

##### ② 放課後等デイサービスについて

- ・ 法人内で、放デイを3か所運営している。法人全体では定員30人（各事業所10人）。契約利用者は、全体では87人。このうち、小学生は30～40人程度。
- ・ 利用者の障害特性は、発達障害と自閉スペクトラム症（ASD）、ASD、身体障害と発達障害、精神障害と発達障害。医療的ケア児は、法人全体で2人程度が利用。
- ・ 営業時間は9-18時だが、不登校などの個別の事情に対応するため、7時-21時まで柔軟に対応している。
- ・ 1事業所当たりの職員体制は、基本的には、管理者1人、児童発達支援管理責任者（以下児発管）1人、保育士1人、児童指導員1人（保育士または教師）の4人体制。週3回・3時間程度を勤務するパートの専門職が2人程度いる（音楽療法士、作業療法士）。

#### 2. 放課後児童クラブを併用する障害児の状況

- ・ 今年度は放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）と放デイを、1年生の時から併用する児童が2人いたが、最近放デイのみの利用になっている。毎年、10人に対して2人程度は併用がある。
- ・ 併用を行う場合には、クラブと放デイを同じ日に利用するケースと、別の日にそれぞれを利用するケースがある。
- ・ 同日で併用するケースの理由としては、保護者の就労の継続のためが多い。放デイは、長期休みでも10時頃から開始、15-16時には終了となるので、就労確保のためにクラブの延長利用で併用となる。早朝から夜遅くまで就労をしているため、放デイを利用後、放デイからクラブに送っていき、クラブで過ごすことになる。
- ・ 別日で併用するケースは、保護者が、放デイだけでは子ども発達をどの程度促せるかわからないので、クラブでの集団生活を期待して利用していることが多い。放デイは療育の場と考えて、クラブでは、宿題をしたり、近所の子どもと遊んだりしている。
- ・ 発達障害に加えて自閉症の傾向があるような子どものケースでは、本人はクラブでは頑張っているが、放デイは無理をしなくてよく、本人に合った活動ができるので、寝るなど、のんびり過ごすような姿が見られることがある。

### 3. 放課後児童クラブへの支援・連携

#### ① 併用児童についての放課後児童クラブとの連携

- ・ 併用児童について、クラブとの連携内容は、主に以下の内容となる。
  - 保護者の許諾を得て連絡帳の相互確認を行う
  - 対象児童に関して、疑問を感じたこと、わからないことは日常的に連絡して確認する
  - それでも疑問な点は、放デイ職員が、クラブと保護者と調整したうえで、クラブを訪問し情報共有やアドバイスを行う
  - クラブから放デイに相談があり、1年に1～2回程度、研修の名目でクラブ職員が放デイでの支援の方法を知るために見学に来る
- ・ 放デイとクラブで連携する際には、管理者、児発管、指導員で話す内容が変わるので、クラブが知りたいことに合わせて対応者を変えるようにしている。また、放デイは障害児支援サービスなので、障害特性等について一定の研修がなされていて共通言語があるが、クラブ職員と話す際には、障害の知識、理解があることを前提にせず会話するようにしている。クラブとの連携では、障害児に焦点をあてすぎると、用語や話の意味が分からないということが生じかねない。
- ・ 当法人が障害者デイサービス事業の児童部門として取り組んでいた時代から、クラブを利用している児童について、教育委員会や学校から障害児を専門的に支援している場所の方が適当ではないか、自閉の傾向が強い子どもがいるのでクラブに見に来てほしいと、当法人の障害児のデイサービスに相談が来ていた。当時から、クラブとは日常的に訪問したり、クラブ職員が研修に来たりしていた。また、クラブのイベントに招待してくれたり、クラブと放デイをアルバイトで兼務している職員がいたりするなど、お互いに取組がわかる状況になっていた。

#### ② 双方向での移行支援についての連携

- ・ 事業所間で連携をしながら、放デイからクラブに移行する、クラブから放デイに移行する、移行後に数年はクラブを利用するが放デイに戻ってくる、といったことがある。連携をすることで、地域の中で、本人・保護者、支援者の全員が納得をしながら利用先を変えられる状況にある。高学年になって身体が大きくなり、クラブで対応が難しく、放デイに戻ってくることもあるが、連携ができていたので本人に負担が生じていない。
- ・ 放デイの利用児童が、放デイで過ごす中で、社会性が一定のレベルに達する、他害が少なくなる等があるとクラブ利用でも問題ないかと考える。放デイでもクラブでも利用できる状況になったら、放デイが保護者の了承を得たうえで、クラブに連絡をして、児童の様子を見に来てもらう。事業所間と保護者で合意ができれば、クラブに移行をしていく。
- ・ クラブを利用している障害児は放デイにとっては軽度の障害になるが、クラブ側では支援が難しいという理由で、放デイへの移行について相談を受ける。クラブから放デイに移行をした子どもが、本人・保護者の意向で、再度クラブに戻ることもある。本人から「放デイがつまらない」という言葉が出たら、再度移行を検討する。
- ・ なお、本法人では、子どもにストレスがかからないようにすること、家族の生活に不利益が被らないようにすることを心掛けて移行支援を行っている。例えば、切り替えが苦手な自閉傾向が強い子どもなどは、基本的に併用ではなくどちらかの利用になるよう調整をする。できるだけクラブや長時間運営している放デイを探したり、日中一時支援も行っている放デイで1日生活できるように、クラブや放デイでの過ごし方も見ながら調整している。
- ・ 移行にあたり、中長期的な対応を見据えて、家庭全体の環境設定（勤務時間の調整等）についても調整をお願いすることがある。学校卒業後、就労支援事業所の利用が想定される子どもの場合、16時のサービス終了に

対応できる前提で環境設定をする必要がある。

- ・ また、学習塾、スポーツクラブ、ダンスなど障害児を受け入れてくれる民間サービスを探してきて、そちらへの移行を提案することもある。

### ③ その他、放課後児童クラブとの児童同士の交流

- ・ 放デイで行う行事は少ないが、実施する場合には、クラブに対して声をかけることがある。逆に、クラブで行われる夏祭り、スポーツ大会等について、八千代市のクラブの集まりである八千代市学童保育連絡協議会、社会福祉協議会から各放デイ事業所に案内が入ることがある。放デイ事業所として、参加可能なものは子どもたちと一緒に参加している。
- ・ 地域でのクラブと放デイのつながりは昔からある。放デイは、同じ子ども同士ということもあり、クラブの子ども向けのイベントは参加しやすい。多少の配慮を行っていただけるし、費用もあまりかからないので、外に出る機会としてありがたい。

### ④ 地域における放課後児童クラブの支援・連携の取組

- ・ 八千代市では、八千代市障害者自立支援協議会のこども分科会で、クラブからの相談に応じて、分科会の委員が分野（教育、医療、福祉など）ごとに分担をして、クラブへの訪問・支援を行う取組を行っている。なお、当法人の代表者も務める放デイの管理者が、こども分科会の座長を務めており、この支援活動にもかかわっている。例えば、1日に学校、放デイ、クラブと3か所で過ごすことで、子どもが落ち着かない状況があった。クラブでの支援が難しいと相談を受けたので、分科会の委員が複数回訪問をして、支援の方法を検討・模索したが、改善が難しかったため、放デイのみで対応できるように調整をしたことがある。
- ・ 八千代市学童保育連絡協議会とは長く連携をしていて、連絡協議会経由でクラブから訪問してほしい、相談にのってほしいと連絡が入り対応をすることもある。自分たちの困りごとを共有できる場があることは助かっているようだ。
- ・ 八千代市では、教育と福祉の連携のための協議会があるなど、昔から連携が盛んだった。ケースに合わせて、主催や実施状況は変わるが、学校、クラブ、放デイ、相談支援事業所等でケース会議が開催されている。地域で関係性ができているので、事業所間の連携がしやすく、学校、クラブ、放デイが上手く連携できている。
- ・ また、千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会では、クラブ関係者と放デイ関係者が、研修会に相互に参加し合う、講師や来賓を依頼し合うというつながりを継続している。協議会の総会では、毎年、千葉県のクラブ関係者を来賓として呼んでいる。また、研修ではクラブ関係者に講師を依頼したり、クラブ職員も案内をしたりなどして、実際にクラブ職員の参加がある。また、クラブの研修会についても案内が来るので、放デイに紹介をする。

### ⑤ 放課後児童クラブと放課後等デイサービスにおける連携の効果

- ・ 子どもという立場でクラブと放デイを上手く併用できると、それぞれの環境下で、自身が楽しんで過ごせるようになる。また、クラブには、放デイにはない、障害の有無にかかわらず友達ができて、気にかけてくれるという良い点がある。このような環境で社会性が育つのではないか。
- ・ 切り替えが苦手な自閉傾向が強い子どもにとっては、併用は難しいと思うが、クラブ職員も放デイ職員も併用する児童をうまく支援できたら良いと思っている。両方のサービスを上手く使えるようになったら、インクルージョンが進むのではないか。

#### ⑥ 放課後児童クラブと放課後等デイサービスにおける連携の課題

- ・ クラブは健常児が多いサービスなので、中には障害児理解が十分でない職員がいる。放デイとクラブでの支援者同士の意識のすり合わせは課題である。双方の事業所の悩みが共通してくると、お互いの変な部分が見え始めてくる。今はこの段階であり、ここから先にどう進めるかが重要。
- ・ 放デイとクラブがお互いの立場の理解を深め、その歩みを止めないことが重要である。ただ、継続することは大変である。放デイもクラブも職員は忙しいので、「これくらいいい」とならないようにしないといけない。たゆまず、相互に研修を案内して、数人でもいいので参加してもらい、現場にフィードバックしていくことがお互いに大切ではないか。
- ・ 連携が進んでも、支援者からの相談は減ることはない。障害児については中学校進学時にクラブを利用できなくなるため、教師やクラブ職員の不安は強い。ここだけは伝えておきたいが、どこの放デイ事業所を利用できるかわからないという声を聴く。移行のための情報共有のシートといったものはないことも、不安の要因のようだ。情報提供したいが、伝える手段がない。
- ・ 放デイとクラブは、忙しい時期や時間帯が同じため、リアルで顔を合わせることが難しい。クラブは非常勤職員が多いので、午前中に集まろうとしても時間外になってしまう。連携するには、動ける方が動くことが重要である。
- ・ クラブ、放デイの両方から学校との連携が難しいと聞く。在籍する学校と連絡帳等で連携ができると良いが、学校は個人情報の取り扱い上、情報共有しづらいと聞く。当法人では、連携用の共通様式を作って情報共有しているが、学校は難しい。放デイとクラブが連携をしても、周囲が関わっていないこともある。
- ・ クラブも放デイも、人を確保してより良い支援をしたい場合に、費用が課題となっている。もっと費用面での補助がほしいという意見は多い。

#### 4. 連携推進のために、国や自治体に対して期待する支援、取組等

- ・ 小学生を対象としたクラブと高校生までいられる放デイで、どのようにすり合わせをして、18歳までの子どもを育てたらいいか。地域によっては放デイとクラブが上手く連携できていないところもあると聞く。障害の有無にかかわらず、同じ「子どもを支援する」という視点で、市町村にある自立支援協議会等を有効に使って、地域課題を検討したり取り組んだりできないか。事業所の中には、利用者を取られると考えるところもあるが、地域にある資源を有効に活用できる方が良い。地域の行政も業務で大変なように思うが、地域課題を地域で検討する働きかけを期待する。

## 第6章 障害児の受入れに係るガイドの作成

### ① 目的

インクルージョン推進を目的として、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）における障害児の受入れ、支援にあたっての他機関との連携等についてノウハウや事例を整理し、自治体やクラブ向けの障害児受入れに係るガイドを作成した。

### ② 想定する読み手

自治体、クラブを読み手として想定した。特に、障害児受入れの経験がない又は少ない自治体・クラブ、障害児の受入れにあたり課題を抱えている自治体・クラブでの閲覧を念頭に置いた。

### ③ 構成・内容

- ・ 30ページ程度に収め、簡単に情報が収集できる量にまとめた。
- ・ 障害児受入れに係る現状や国の方針等の基本情報を紹介したうえで、障害特性に配慮した環境整備や支援の工夫を網羅的に紹介する構成とした。
- ・ 受入れの進捗状況にかかわらず活用できるよう、自治体・クラブの状況や児童の障害特性等に応じて、必要な取組や支援策を選択・検討できる内容とした。特に、小規模自治体に配慮して、資源が少なくても取り組むことができる支援内容（他分野の専門職活用、都道府県からの支援など）を紹介することとした。

図表 6-1 ガイドの構成

- |                       |
|-----------------------|
| 0. はじめに（ガイドの位置づけ、目次等） |
| 1. 障害のあるこどもの受入れの状況    |
| 2. 受入れの考え方            |
| 3. 受入れの流れ             |
| 4. クラブにおける受入れの工夫      |
| 5. 自治体における支援の工夫       |
| 6. 参考資料               |

### ④ ガイドの作成方法

- ・ ガイドの作成にあたっては、まず、以下の既存資料等をもとに、国の方針、自治体・クラブにおける障害児支援の状況、期待される支援の在り方等の基本情報を確認・整理を行った。
  - 放課後児童クラブ運営指針、同解説書
  - 「障害児通所支援に関する検討会報告書」（障害児通所支援に関する検討会、令和5年3月28日）
  - 「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」（社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会、令和5年3月28日）
  - 「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（こども家庭庁、厚生労働省）
  - 「放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する

調査研究」(三菱 UFJリサーチ&コンサルティング、令和5年3月)

- 放課後児童支援員認定資格研修・映像補助教材
- 放課後児童クラブの障害児受入れに係る論文 /等

- ・ そのうえで、自治体、クラブ、放課後等デイサービス等を対象にした各種調査結果を参考にしながら、ガイドの方向性の検討や案の作成を進めた。作成にあたっては、随時、研究会において委員より助言を得ながら、内容の充実を図った。

(ガイドの詳細については、別添資料を参照)

## 第7章 まとめ

### 1. 本調査の結果の整理

本調査研究では、自治体、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」とする）、放課後等デイサービスを対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を行った。障害児の受入れにあたっての取組や工夫等はガイドとして取りまとめたため、ここでは、クラブと他機関における連携状況および受入れにあたっての課題を中心に整理した。

#### （1）クラブと他機関の連携の状況

##### ① クラブにおける他機関との連携状況

- ・ 障害児を受入れるクラブの約 7 割が、障害児の育成支援を行う上で他機関と連携しており、小学校、放課後等デイサービス、保育所・幼稚園・認定こども園、児童発達支援センターなど多岐にわたる連携が見られた。また、連携によって、スムーズな受入れ、関係機関間での統一的な方針での支援、クラブが専門的な助言を得られる等の効果が確認された。
- ・ ヒアリング調査では、相談支援専門員を介したケース会議の開催で、学校・クラブ・療育（放課後等デイサービス）が支援方法を助言しあう例、毎年夏休みに全利用児童について学校との懇談会（担任や特別支援学級の教員等）を実施する例、併行利用のある放課後等デイサービスを訪問して打ち合わせをしたり、日常的に支援方法等を相談しあったりする例などの具体的な実践が確認できた。
- ・ 連携における課題として、「個人情報保護の観点から連携しづらい」、「相談先として適切な外部機関の判断が難しい」、「他機関との調整・対応の時間の確保が難しい」、「クラブへの理解が乏しい」、「連絡してよい窓口や連絡先が分からない」、「保護者が他機関との連携・調整を望まない」が、それぞれ約 2 割から挙げられた。ヒアリング調査では、連携の推進に向けた要望として、行政からの連携推進に係る通知発出や、他機関との連携にあたり一元化された問い合わせ・紹介の窓口設置などが期待されていた。また、放課後等デイサービスからは、クラブ職員の障害理解が十分でない点について指摘があった。

##### ② 放課後等デイサービスにおけるクラブとの連携の状況

※放課後等デイサービス調査は、無作為抽出にて調査対象を選定したが、クラブと連携を行っている、あるいは、クラブに対して関心がある放課後等デイサービスが多く回答した可能性がある。

- ・ 放課後等デイサービスの契約児童のうち、クラブと併行利用をする児童がいる割合は約 5 割であった。
- ・ クラブとの連携・交流がある放課後等デイサービスは 2 割弱にとどまったが、これらの事業所では、約 6 割が併行利用の児童に係る連携、約 3 割が児童同士の交流、約 2 割が移行支援を行っていた。
- ・ 連携・交流の効果としては、児童同士の理解促進、互いの役割や強み等についての職員・保護者等の理解促進、障害児がクラブの児童と触れ合う機会の増加、児童の特性や生活状況の多様な情報収集が約 4～5 割で挙げられた。放課後等デイサービスにおいても、クラブとの連携は有用であることがうかがえた。
- ・ ヒアリング調査では、クラブに併設する放課後等デイサービスにおいて、特別支援学級の子どもが、クラブを利用する地域の子どもと自然と一緒に過ごし、良い影響を受けている事例があった。また、クラブと連携をしながら、その時々の子どもの意向や状況に応じて放課後の場を移行しあう事例があった。このような柔軟な移行の背景には、

自立支援協議会<sup>10</sup>がクラブの障害児受入れを支援していたり、クラブ・放課後等デイサービスの団体が相互に参加可能な研修会を開催したりと、長年にわたる地域での基盤づくりが確認できた。

- ・ クラブとの連携の課題としては、連携のきっかけや連携方法、連携・交流の時間や職員体制の確保、双方のサービスへの相互理解、安全確保やクラブの利用が難しかった子どもへの配慮、保護者の理解等が挙げられた。なお、事業所単位での交流が難しいことから、市区町村域等の地域単位での取組を求める意見があったが、連携・交流の促進に向けた地域での取組があるのは5.2%にとどまった。

## (2) クラブでの障害児受入れに向けた課題、支援の要望

### ① クラブでの受入れが難しいと判断した状況

- ・ 自治体に、クラブでの受入れが難しいと判断した障害児の有無を尋ねたところ、いる割合が10.8%であり、指定都市では約2割と高くなっていた。他方で、把握していない自治体が18.1%あった。
- ・ クラブでの受入れが難しいと判断した児童の状態は、「行動や情緒に困難がある児」が7割、「学習や理解、コミュニケーションに困難がある児」が約4割で高くなっていた。

### ② クラブにおける課題認識

- ・ 障害児の受入れにおける課題は、「職員体制の確保が難しい」、「特性に対応するためのスペースの確保が難しい」、「他の利用児童との関係調整や、特性等への理解促進のための対応負荷が大きい」、「特性の強い障害児への対応負荷が大きい」が約6割で多かった。
- ・ 具体的には、定員超過やスペースの狭さで適切な設備整備が難しいこと、安定的な職員の体制確保、障害児の支援を行うための人材育成、集団生活下での障害特性への対応、障害の可能性のある子どもやその他児童への対応、障害児及びその他の子どもの保護者への対応等が挙げられた。ヒアリング調査では、スペースに対して利用人数が多く適切な環境整備が難しいこと、年数回の巡回訪問や研修では職員養成や支援の質の向上が難しいことなどの指摘があった。

### ③ 市区町村における課題認識等

- ・ 本調査研究で作成するガイドへの要望を確認したところ、受入れの方法に係る内容として、支援の流れや事前の情報収集・環境整備の内容、特性に応じた対応方法、育成支援の方法、記録や計画の立案方法等について情報提供のニーズが確認された。また、受入れに向けた基準等を示してほしい、障害児通所支援事業所とクラブのどちらが適しているか、あるいは併行利用がいいのか等の利用判断ができる資料等がほしいといった要望も見られた。
- ・ 障害児の利用促進に向けて、国や都道府県等に期待することを尋ねたところ、指定都市・特別区・中核市を除く市町村において多くの意見が寄せられ、中小規模の市区町村では対応に苦慮する様子が見えられた。特に、クラブに対する専門的な支援の確保に向けて、自治体が研修や巡回支援で依頼可能な専門職の紹介・派遣、専門職による相談窓口の設置等の要望は、多くの自治体から挙げられた。その他、加配への財政的支援、連携の好事例の共有と加算の設定、教育行政を含めた国による連携の推進などに言及があった。なお、クラブでの

<sup>10</sup> 厚生労働省ホームページ「(自立支援)協議会について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/service/kyougikai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/kyougikai.html)

受入れは限界があるとして、放課後等デイサービスの充実や利用促進に言及する意見が散見された。

- ・ ヒアリング調査では、受入れに向けた課題として、人手不足による職員加配ができないこと、場所の確保、非常勤職員を含めた情報共有の難しさ、環境整備ができていない場合の対応（追加の職員配置の必要性等）などが指摘された。

## 2. 今後に向けて（提言）

現在、国は、「こどもの居場所づくりに関する指針」を作成し、子どもの居場所づくりを推進している<sup>11</sup>。クラブは小学生の放課後の居場所の一つであり、障害の有無に関わらず、子ども本人が、居心地が良いと感じるクラブづくりが期待されている。ここでは、クラブによる障害児の受入れの推進や、クラブが障害児の放課後の居場所となることを目指し、現状の課題や今後に向けて必要な取組等を整理する。

なお、本調査は、受入れに向けた取組や工夫、クラブと他機関との連携を中心とした調査であったことから、課題を網羅できていない可能性がある。障害児の受入れに係る課題の詳細については、「放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究 報告書」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、令和5年3月）も合わせて確認されたい。

### ① インクルージョンの理念に基づく受入れの推進

- ・ クラブの運営指針では、地域社会で生活する平等の権利の享受とインクルージョンの考え方に立ち、クラブが適切な配慮及び環境整備を行うことで、可能な限り、障害児の受入れに努めるという方針が示されている。この方針は、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約に基づくものである。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）では、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されており、クラブにおいても、利用希望が示された場合は、建設的な対話を通して、障害児への合理的配慮を行うことが求められる。
- ・ しかし、自治体向けのアンケート調査では、放課後等デイサービスの拡充に力を入れるべきという意見や、障害児の利用基準の設定に対して要望が示されるなど、クラブでの受入れに消極的な意見が確認された。この受入れに消極的な姿勢は法の理念に反するものであり、市区町村及びクラブにおいては、インクルージョンへの理解を深め、障害児の受入れを前提として必要な体制や環境を構築するという姿勢の徹底が求められる。また、障害児本人の意向や特性、クラブの環境等によっては利用につながらないことも想定されるが、丁寧なアセスメントと建設的な対話を重ねた結論とすべきことも改めて周知が必要である。
- ・ 他方で、障害児を受入れているクラブでは、合理的配慮を行いつつも、すべての子どもが安心して、主体的に遊びや活動に取り組める居場所づくりによって、障害児も過ごしやすい環境を実現していた。また、障害の有無にかかわらず、子ども同士が共に遊び、過ごすことで、お互いの理解や成長につながるなど良い影響が生まれていることも確認できた。このようなインクルージョンの理念に基づく障害児受入れの実践や、受入れの価値についても、自治体・クラブに周知することが必要と思われる。

図表 7-1 障害児の受入れがあるクラブでの受入れの考え方等

- 障害児を特別扱いするのではなく、全体の中の一人として保育をするように心掛けている
- 障害の有無にかかわらず、お互いを尊重することを大切にしている。大人でもコンディションが悪い日があるように、先生から言われて嫌な気持ちを抱えて学校から帰ってくることもあれば、家庭環境から事情を抱えている子どももいる。その時々の子もたちを、子ども同士でも受け止め合えるクラブにしたい／障害の有無にかかわらず、子ども本人が過ごしたい場所で過ごすことができるよう、できるだけ子どもたちの意思を尊重するように工夫している

<sup>11</sup> 子どもの居場所は、子ども本人にとって、居心地が良いと思えるものであれば、どのような場所・時間・人との関係性であっても居場所となる

- 障害児だけではなく、全員何かしら日々の調子の波や状況の変化がある中で、「全員が特別扱い」という考え方を大切にしている
- 大人は障害の有無で分けて、どのような支援が必要かを考えていくが、配慮は必要ではあるが、障害の有無に関わらずすべての児童が過ごしやすい環境であることが、障害児支援にもつながっていくと考える／クラブと一緒に過ごす児童にとっては、「一緒に遊べるか」、「コミュニケーションがとれるか」、「いい人と感じるか」などが重要なのであって、障害の有無は関係なく過ごしていると感じている

## ② 子どもを中心とした育成支援の充実

- ・ 前述のとおり、障害児の受入れにあたっては、クラブ全体がすべての利用児童にとって居心地のよい空間を目指したうえで、必要に応じて障害児への個別の対応が行われていた。環境整備や対応の内容は障害児の特性やクラブの環境によって異なるが、居心地の良いクラブづくりのためには、クラブが子どもの気持ちや意見を表現できる状況をつくり、耳を傾けることが必要不可欠である。障害児を受入れるクラブでは、日々の育成支援の中で聞き取ったり本人の意見を聞く場を設けたりするなどして、障害児本人の意見や気持ちを確認していた。また、不安定な状態や興奮状態になった際には、本人が落ち着ける環境を作ったうえで、気持ちを聞き取り、困っていることがあれば環境を変える／周囲の理解が得られるよう働きかける等の対応がなされていた。障害がある場合、気持ちや意見の言語化が難しいことがあるため、特に、本人の気持ちや意見を汲み上げる工夫や、意見を述べやすい環境整備や機会の設定なども重要である。
- ・ また、得られた情報を踏まえて、遊びを中心にしたかかわりを支援することで、健全な育成を図ることも必要である。クラブの中には、障害児の好きなことを聞き取って、他の子どもと遊べるように支援し、本人の成長につながっている事例があった。さらには、本人の意向や状況をもとに個別の支援計画等の作成や事例検討を行うなどして、育成支援の方針を職員間で共有し、組織的に支援することも求められる。このような支援のためには、安定的な職員体制や、子どもとかかわらずに記録作成等に専念できる時間（ノンコンタクトタイム）の設定も重要となる。
- ・ また、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに遊び、生活できるよう、必要に応じてすべての児童や保護者に対して障害について伝えるクラブもある。周囲の児童から、障害児の行動やクラブの支援に対して疑問を投げかけられた際には、個別の事情を理解してもらうよう、本人や保護者の意向を踏まえたうえで、職員が間に入ることや説明を丁寧に行うことが期待される。

## ③ クラブと他機関の連携推進に向けた支援

- ・ 障害児を受入れるクラブの約 7 割が、育成支援を行う上で他機関と連携しており、支援の質の向上等の効果が確認された。一方で、連携上の主な課題として、「連携先の把握及び連携方法」、「連携先の機関との相互理解」、「個人情報取り扱い」等が挙げられた。これらの課題解決は事業所単位での努力では限界があり、市区町村による積極的な関与が求められる。
- ・ 本調査で得られた知見を踏まえると、市区町村に求められる取組として、連携に関する問い合わせ・紹介の窓口の設置、クラブとの連携が想定される機関（学校、放課後等デイサービス、保育所・幼稚園・認定こども園等）に対する連携推進に係る周知や通知の発出、情報共有を行うための書式やルールの設定、多様な機関が参加する研修会・勉強会・交流会の開催、などが考えられた。なお、クラブが意欲的に連携に取り組めるよう、地域における連携の好事例を研修等で紹介することも有効と思われる。また、自立支援協議会においてクラブにおける障害児受入れについて話題にしてもらうことや、関係者による助言等の支援をしてもらうことで、緩やかに地

域のつながりを形成することも一考の余地がある。都道府県においては、これらの取組を広域において実施すること、国においては、このような連携推進の好事例を収集、周知することで、広範な展開を図ることも重要である。

- ・ 特に、クラブと放課後等デイサービスとの連携においては、クラブの運営指針と放課後等デイサービスガイドラインの双方に、併行利用や移行に向けた連携・支援等の必要性が記載されている。また、クラブと学校との連携においては、学校教育法施行規則で、学校が個別の教育支援計画の作成にあたり、関係機関等との必要な情報の共有を行うことが求められている。クラブに対して、放課後等デイサービスや学校における連携の方針を周知するとともに、市区町村や都道府県のクラブの所管課においては、障害福祉や教育の所管課と連携を図りながら、地域における連携の基盤づくりに取り組みたい。また、放課後等デイサービスからクラブに対して児童の交流等について申し出があった場合には、クラブが積極的にかかわることや、その実現に向けた自治体のバックアップが期待される。

#### ④ クラブへの専門的な支援、体制確保に向けた支援等の充実

- ・ ①で言及した、クラブでの受入れに対する消極的な姿勢の背景には、インクルージョンの理念への理解不足だけでなく、慢性的な人手不足や専門的支援を担う地域資源の乏しさ等があると推察される。
- ・ クラブでの受入れの課題を見ると、職員体制の確保・育成、スペースの確保、特性の強い障害児への対応、他の利用児童と関係調整等が多かった。職員加配や環境整備に対する支援の充実は言うまでもないが、これらの課題解決には、「現状の体制やスペースの中で、すべての子どもが過ごしやすい環境をどのように実現するか」という点で、専門的な支援が必要と考えられる。現状は、クラブが自治体から受けた支援として、専門職・専門機関による巡回支援や専門職・専門機関へのつなぎ・紹介は約1～2割となっており、市区町村にはこれらの支援の充実が求められる。
- ・ 他方で、指定都市・特別区・中核市を除く市区町村を中心に、国等に対して、研修や巡回支援で依頼可能な専門職の紹介・派遣、専門職による相談窓口の設置等の要望が多数寄せられていた。専門的なバックアップ体制の充実に向けては、都道府県、国における更なる広域支援が期待される。
- ・ また、職員確保にあたってはクラブ、自治体の双方が課題としている点は強調しておきたい。ヒアリング調査では、クラブの職員不足により、長期休みに自治体の職員が現場を支援する状況が見られた。市区町村、都道府県、国には、それぞれの立場で職員確保への支援や財政支援について検討が必要と思われる。さらに、加配職員については、市区町村によって配置数や専門性について様々な設定がなされていることから、国レベルで、加配に関する要件や加配職員が実施する支援内容等を調査したうえで、加配職員に求められる役割や技術、知識等の整理が必要と考えられる。こども家庭庁では、障害児支援における人材育成の研修体系の構築に向けた検討を進めていることから<sup>12</sup>、この議論を参考にクラブ職員の育成や研修・スーパーバイズの在り方について検討を進めることが考えられる。

本調査研究において、障害児の受入れを進めるクラブでは、障害児を含む子どもへの対応について様々な実践の積み上げがなされていることが明らかになった。今後は、上記内容をはじめとしたクラブにおける受入れ推進を図りつつ、放課後等デイサービスとの連携を含めた、他の放課後施策との連動を強めることで、すべての障害児の放課後支援の充実が期待されることも申し添えたい。

<sup>12</sup> 障害児支援における人材育成に関する検討会 (<https://www.cfa.go.jp/councils/support-personnel>)

## 參考資料



放課後児童クラブの障害児受け入れに関する市区町村アンケート調査

【調査票サンプル】

< 回答にあたって >

本調査票は、**サンプル**です。回答にあたっては、Web 上であてはまる番号をご回答ください。

【回答用 URL】

WEB の回答画面では、**回答の一時保存ができません**。回答前に設問内容を確認されたい場合は、本調査票サンプルをご活用ください。本調査票サンプルの郵送・メールによる回答は不要です。

本調査の対象は、**全国の市区町村（1,719 か所、悉皆）**です。

< 入力制限等について >

回答は、あてはまる番号にチェックをしてください（各設問にて「1 つだけ」「いくつでも」など回答数が指定されています）。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は、自由回答欄です。

数値を把握しているが対象者がいない等の場合は「0」を入力してください。

「【同時選択不可】」は、複数回答の設問で、他の選択肢と同時に選びいただくことができない選択肢に記載しています。（WEB 上では同時に選択できないよう設定されています）

「（Q にて と回答した場合）」等の記載がある箇所については、Web 上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web 上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

特に注意書きが無い限り、**令和6年5月1日時点の状況**についてお答えください。

1. 基礎情報（ 令和6年5月1日時点）

| No | 設問                                      | 選択肢等  |
|----|---|---|
| Q1 | 放課後児童クラブの設置形態<br>(いくつでも○)               | 1. 公立公営<br>2. 公立民営<br>3. 民立民営   |
| Q2 | 放課後児童クラブ数、設置形態別のクラブ数<br>(数値回答)          | 全クラブ数( )か所<br>【内訳】 Web 上では、Q1 で選択した設置形態に応じて、回答欄が表示されます<br>(1) 公立公営( )か所<br>(2) 公立民営( )か所<br>(3) 民立民営( )か所 |
| Q3 | 放課後児童クラブ利用登録児童数、設置形態別の利用登録児童数<br>(数値回答) | 利用登録児童総数( )人<br>【内訳】 Web 上では、Q1 で選択した設置形態に応じて、回答欄が表示されます<br>(1) 公立公営( )人<br>(2) 公立民営( )人<br>(3) 民立民営( )人  |

2. 障害児の利用状況について

以降では、障害児の放課後児童クラブの利用状況についてお尋ねします。

本調査票での「障害児」とは、以下を想定しています。

|   |
|---|
| 以下のいずれかに該当する児童のことを障害児とする  |
| 療育手帳、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童   |
| 特別児童扶養手当証書を所持する児童   |
| 手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童 |
| 「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」「障害児受入強化推進事業」における障害児の定義をもとに作成                        |

| No | 設問   | 選択肢等   |
|----|--|--|
| Q4 | 放課後児童クラブを利用している障害児数の経年変化、設置形態別の障害児数<br>(数値回答)<br>放課後児童クラブを利用している障害児がいない場合は「0」を記入してください。<br>複数の放課後児童クラブを利用している障害児がいる場合は、全ての利用クラブについてカウントしてください。 | 【利用している障害児数】<br>令和4年度( )人<br>令和5年度( )人<br>令和6年度( )人<br><br>【令和6年度の形態別内訳】 Web 上では、Q1 で選択した設置形態に応じて、回答欄が表示されず<br>(1) 公立公営( )人<br>(2) 公立民営( )人<br>(3) 民立民営( )人                |
| Q5 | 放課後児童クラブを利用している障害児の障害の種類<br>(いくつでも○)<br>1人の児童で重複がある場合、重複する選択肢全てを選択   | 1. 肢体不自由<br>2. 視覚障害<br>3. 聴覚障害<br>4. 内部障害<br>5. 知的障害<br>6. 発達障害<br>7. 精神障害（発達障害を除く）<br>8. 医療的ケア児<br>9. その他の障害<br>10. 把握していない 【同時選択不可】<br>11. 放課後児童クラブを利用する障害児がいない 【同時選択不可】 |
| Q6 | 令和6年度で、放課後児童クラブでの受け入れが難しいと判断した障害児の有無<br>(ひとつに○)  | 1. いる Q7<br>2. いない<br>3. 把握していない   |
| Q7 | 【Q6にて「1.いる」と回答した場合】<br>受け入れが難しいと判断した児童の状況  | 1. 移動に困難のある児（車いす利用なし）<br>2. 移動に困難のある児（車いす利用あり）   |

| No | 設問   | 選択肢等  |
|----|--|---|
|    | 態<br>(いくつかでも○)   | 3. 学習や理解、コミュニケーションに困難がある児<br>4. 行動や情緒に困難がある児<br>5. 医療的ケア児<br>6. クラブの利用対象地域外（学区外等）に通学している児（特別支援学校の児を含む）<br>7. クラブの利用対象地域外（学区外等）に居住している児<br>8. その他（ ）<br>9. 把握していない【同時選択不可】   |
| Q8 | <b>（Q6にて「1.いる」と回答した場合）</b><br>現時点では受け入れが難しい児童を受け入れるために必要なこと<br>(いくつかでも ) | 1. 障害児の受入・利用に関するガイドラインの作成<br>2. 入所検討・判断時 <sup>(注)</sup> の情報収集、専門職と連携した受け入れ準備<br>3. 入所検討・判断の体制・方法・実施時期の改善<br>4. 放課後児童クラブの環境整備（バリアフリー対応、落ち着いて過ごせる場所・空間の確保等）<br>5. 障害児の育成支援にかかるマニュアルの整備<br>6. 放課後児童支援員の配置の充実<br>7. 専門職（心理職等）の配置<br>8. 専門職（心理職等）による巡回支援（保育所等訪問支援を含む）<br>9. 職員の資質向上（研修の受講等）<br>10. 外部の専門組織との連携（上記7、8を除く）<br>（具体的な連携先： ）<br>11. その他（ ）<br>12. 上記対応をしても、受入れは難しい【同時選択不可】<br><br>（注）自治体によって「判定」、「審査」というところもあります。 |

### 3. 障害児の受け入れに関する工夫

| No | 設問   | 選択肢等  |
|----|--|---|
| Q9 | 放課後児童クラブでの「 <b>障害児の申込み受付から受入</b> 」に関する貴自治体の取組うち、 <b>効果があると感じられる工夫や取組</b> （いくつかでも ） | 1. 障害児の利用に関する基準やガイドラインの作成<br>2. 障害児の入所検討のための会議体設置など検討のための体制・方法の整備<br>3. 児童発達支援センター等、専門機関・専門職からの助言や相談支援（集団生活をおくうえで必要な環境整備や体制構築に向けた支援、母子保健部門の専門職が利用開始時の支援まで協力、など）<br>4. その他 |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     |   | 5. 特になし【同時選択不可】  |
| Q10 | <b>（Q9にて「5.特になし」以外を回答した場合）</b><br>Q9で選択した番号の中で、最も力を入れているものについて、その番号（1～4）を1つ選択<br>(ひとつに○)  | 1～4の番号を選択 Web 上では、Q9で選択した番号が表示されます   |
| Q11 | <b>（Q9にて「5.特になし」以外を回答した場合）</b><br>Q10で番号を選択した最も力を入れているものについて、具体的な実施内容、手法、委託・連携先、効果など詳細を記載ください<br>（自由記載）<br>貴自治体を利用している都道府県や関係機関などの取組の記載も可 | 【最も力を入れている取組の具体的な内容】   |
| Q12 | 放課後児童クラブでの「 <b>障害児の受入後の育成支援</b> 」に関する貴自治体の取組うち、 <b>効果があると感じられる工夫や取組</b><br>(いくつかでも )  | 1. 障害児の育成支援にかかるマニュアルの整備<br>2. 個別支援計画のひな形の準備とクラブへの提供<br>3. 専門職の巡回支援（特別支援学校元教員、自治体の心理職、地域の障害児支援施設職員等による巡回支援を実施、など）<br>4. 受入後の専門職による現場視察を踏まえた職員の加配<br>5. 専門職による研修の実施（特別支援学校の補助員向けの講習にクラブ職員も参加できる、なども含む）<br>6. 上記を除く、専門職・専門機関との連携（障害特性に応じて様々な立場からの助言、など）<br>7. 庁内の他部署との連携（子育て支援課と教育委員会の連携、障害福祉所管課に地域の専門職を紹介してもらいクラブへの相談対応、など）<br>8. 都道府県による支援の活用（都道府県が行う研修やコンサルの活用、など）<br>9. その他<br>10. 特になし【同時選択不可】 |
| Q13 | <b>（Q12にて「10.特になし」以外を回答した場合）</b><br>Q12で選択した番号の中で、最も力を入れているものについて、その番号（1～9）を1つ選択  | 1～9の番号を選択 Web 上では、Q12で選択した番号が表示されます  |
| Q14 | <b>（Q12にて「10.特になし」以外を回答した場合）</b>  | 【最も力を入れている取組の具体的な内容】   |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>Q13 で番号を選択した最も力を入れているものについて、具体的な実施内容、手法、委託・連携先、効果など詳細を記載ください<br/>(自由記載)<br/>貴自治体を利用している都道府県や関係機関などの取組の記載も可</p> |  |
|--|---|--|

#### 4. その他

| No  | 設問  | 選択肢等   |
|-----|---|--|
| Q15 | <p>貴自治体では、障害のある小学生の放課後支援として、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的・総合的な整備、検討を進めていますか<br/>(1つに )</p>    | <p>1. 進めている<br/>2. 進めていない</p>                    |
| Q16 | <p><b>(Q15にて「1. 進めている」と回答した場合)</b><br/>整備、検討の具体的内容について記載ください<br/>(自由記載)</p>             | <p>【放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的・総合的な整備、検討の具体的内容】</p> |
| Q17 | <p>本調査事業では、自治体や放課後児童クラブ関係者の皆様向けに、障害児受入れに係るガイドを作成する予定です。ガイドへの要望があれば記載ください<br/>(自由記載)</p> |  |
| Q18 | <p>障害児の利用促進に向けて、国や都道府県等に期待すること、連携を期待する機関・専門職やその機能<br/>(自由記載)</p>                        |  |

#### 5. 回答者属性について

|     | 設問                                | 選択肢等  |
|-----|-----------------------------------|---|
| Q19 | 担当部課名                             |   |
| Q20 | <p>貴担当部課を所管する部局の種類<br/>(1つに )</p> | <p>1. 教育委員会<br/>2. 首長部局(児童福祉関係部局など)<br/>3. その他( )</p> |
| Q21 | 連絡先電話番号                           |   |
| Q22 | メールアドレス                           |   |
| Q23 | 貴自治体の種別【必須回答】                     | 1. 指定都市   |

|        |  |   |
|--------|--|---|
|        | (1つに )   | <p>2. 特別区<br/>3. 中核市<br/>4. その他の市<br/>5. 町<br/>6. 村</p> |
| Q24-25 | <p>自治体名(都道府県名【必須回答】、市区町村名)<br/>(1つに )<br/>指定都市の場合は、区まで選択可能です。任意の区をお選びください。</p> | <p>都道府県名<br/>市区町村名</p>                                  |

以上

こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究」  
**「放課後児童クラブにおける障害児を含む育成支援等に関するアンケート調査」**

回答は、あてはまる番号を 印で囲んでください(各設問にて「 は1つだけ」「 はいくつでも」など回答数が指定されています)。  
 数字を回答する設問について、該当する人がいない場合は「0」とご回答ください。  
 特に指定がない限り、現在の状況についてご回答ください。

**0. はじめに**

本調査において、「障害児」とは以下を想定しています。

以下のいずれかに該当する児童のことを障害児とする

- 療育手帳、身体障害者手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童
- 特別児童扶養手当証書を所持する児童
- 手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童**

「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」、「障害児受入強化推進事業」における障害児の定義をもとに作成

|   |           |            |                |
|---|-----------|------------|----------------|
| <b>問1. 令和6年5月1日時点において、貴クラブにおける障害児の受入れの有無</b> ( は1つだけ) | 1. 障害児がいる | 2. 障害児はいない | <b>調査はここまで</b> |
|---|-----------|------------|----------------|

障害児の受入れがない場合は、ご回答はここまでで結構です。  
 [郵送の場合]同封の返信用封筒で、11月11日(月)までにご投函ください(切手は不要です)。  
 [Webの場合]回答内容の確認画面 メールアドレス回答画面後、「送信」をクリックしてください。  
 郵送もしくはWebいずれか1回のご回答で結構です。

**1. 貴クラブの基本情報**

|                                     |                    |          |         |
|-------------------------------------|--------------------|----------|---------|
| <b>問2. 貴クラブが所在する自治体の種類</b> ( は1つだけ) | 1. 指定都市            | 3. 中核市   | 5. 町    |
|                                     | 2. 特別区             | 4. その他の市 | 6. 村    |
| <b>問3. 設置運営形態</b> ( は1つだけ)          | 1. 公立公営 <b>問6へ</b> | 2. 公立民営  | 3. 私立民営 |

【問3で2.又は3.を選択した場合】←

|                          |                                |                |
|--------------------------|--------------------------------|----------------|
| <b>問4. 運営主体</b> ( は1つだけ) | 1. 社会福祉法人                      | 5. 運営委員会・保護者会  |
|                          | 2. 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 | 6. 任意団体(5.を除く) |
|                          | 3. NPO法人(認定・特例認定を含む)           | 7. 学校法人        |
|                          | 4. 株式会社                        | 8. その他( )      |

【問3で2.又は3.を選択した場合】

|  |   |                         |
|--|---|-------------------------|
| <b>問5. 貴運営主体で提供しているクラブ以外の障害福祉サービス等</b> ( はいくつでも) | 「上記以外の障害児を対象とした福祉サービス」: 障害児相談支援、障害児入所施設   |                         |
|  | 「上記以外の障害者を対象とした福祉サービス」: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設、グループホーム 等 |                         |
|  | 1. 児童発達支援センター   | 5. 上記以外の障害児を対象とした福祉サービス |
|  | 2. 児童発達支援(児童発達支援センターを除く)  | 6. 上記以外の障害者を対象とした福祉サービス |
|  | 3. 放課後等デイサービス   | 7. 上記のいずれも提供していない       |
|  | 4. 保育所等訪問支援   |                         |

**問6. 貴クラブの開設場所** ( は1つだけ)

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 小学校(学校の余剰教室)   | 6. 民家・アパート        |
| 2. 小学校(学校敷地内専用施設) | 7. 公的施設(公民館等)利用   |
| 3. 児童館・児童センター     | 8. 保育所・幼稚園・認定こども園 |
| 4. 公有地専用施設        | 9. その他( )         |
| 5. 民有地専用施設        |                   |

**問7. 貴クラブの登録児童数** (令和6年5月1日時点) ( は1つだけ)

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 10人以下  | 3. 21~30人 | 5. 41~50人 | 7. 61~70人 |
| 2. 11~20人 | 4. 31~40人 | 6. 51~60人 | 8. 71人以上  |

**問8. 貴クラブの1日あたりの平均利用児童数** (令和6年5月頃) ( は1つだけ)

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 10人以下  | 3. 21~30人 | 5. 41~50人 | 7. 61~70人 |
| 2. 11~20人 | 4. 31~40人 | 6. 51~60人 | 8. 71人以上  |

**問9. 放課後児童支援員等の人数** (令和6年5月1日時点)  
 放課後児童支援員・補助員の人数をご回答ください(常勤/非常勤、専従/兼務は問いません)  
 1日の中で時間帯により配置人数に変動がある場合、配置している人数が最も多い時間帯の人数をご回答ください。5月1日がお休みの場合は、前後の開所日の人数をご回答ください

|                     |                     |      |
|---------------------|---------------------|------|
| <b>貴クラブの職員数</b>     | <b>-1. 放課後児童支援員</b> | ( )人 |
|                     | <b>-2. 補助員</b>      | ( )人 |
| <b>1日に配置している職員数</b> |                     | ( )人 |

**2. 貴クラブにおける障害児の利用状況**

現在受け入れている障害児について、ご回答ください。

**問10. 登録児童数のうち、障害児数と、 のうち職員の加配対象となっている障害児の人数** (令和6年5月1日時点)

「障害児」とは、p.1の定義に当てはまる障害児の人数をご回答ください

|                              |      |
|------------------------------|------|
| <b>障害児の人数</b>                | ( )人 |
| <b>うち職員の加配対象となっている障害児の人数</b> | ( )人 |

**問11. 障害児の障害種別** ( はいくつでも)

1人の児童が2つ以上当てはまる場合は、当てはまるものすべてを選択してください

|          |         |                  |
|----------|---------|------------------|
| 1. 肢体不自由 | 4. 内部障害 | 7. 精神障害(発達障害を除く) |
| 2. 視覚障害  | 5. 知的障害 | 8. 医療的ケアが必要      |
| 3. 聴覚障害  | 6. 発達障害 | 9. その他( )        |

**問12. 障害児が在籍する学校** ( はいくつでも)

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 特別支援学校               | 4. 通常の学級(通級による指導は受けていない) |
| 2. 特別支援学級               | 5. 把握していない               |
| 3. 通常の学級(通級による指導を受けている) |                          |

**問13. 障害児がクラブ以外に利用している障害児支援サービスの状況** ( はいくつでも)

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 1. 放課後等デイサービス | 5. その他( )            |
| 2. 保育所等訪問支援   | 6. 利用するサービスはない       |
| 3. 短期入所       | 7. サービスの利用状況を把握していない |
| 4. 日中一時支援     |                      |

### 3. 障害児の受入れに向けた体制整備の状況

|  |          |
|--|----------|
| <b>問14. 障害児の受入れや育成支援に関する実施要綱・マニュアル等の有無</b> ( はいいくつでも ) |          |
| 1. 自治体が作成したものがある                                       | 3. 特になし  |
| 2. 貴運営主体・貴クラブで独自に作成したものがある<br>(自治体が作成したものを除く)          | 4. わからない |
| <b>問15. 障害児の受入れを見据えた、基礎的な環境整備の実施状況</b> ( はいいくつでも )     |          |
| 過去に整備した内容から、令和6年度の受入れにあたって整備した内容を含めてご回答ください            |          |
| 1. 屋外の動線確保のための改修(例:道の舗装、階段昇降機やスロープ等の設置等)               |          |
| 2. 屋内の動線確保のための改修(例:廊下の床材改修や、エレベーターや階段昇降機、スロープ等の設置等)    |          |
| 3. クラブ敷地内の入口等に門扉や鍵の設置                                  |          |
| 4. バリアフリートイレの設置  |          |
| 5. トイレの改修(例:手すりの設置等)(4.を除く)                            |          |
| 6. 部屋の改修(例:段差や床材の改修等)                                  |          |
| 7. 静養できる部屋の確保  |          |
| 8. 静養スペースの確保(7.を除く)                                    |          |
| 9. その他( )  |          |
| 10. 特になし   |          |
| <b>問16. 現在の障害児の受入れにあたって、情報収集の方法</b> ( はいいくつでも )        |          |
| 入所前後のタイミングは問いません                                       |          |
| 1. 本人・保護者と面談   |          |
| 2. クラブ見学を実施  |          |
| 3. クラブの体験利用を実施   |          |
| 4. 保護者への電話・メール等にて収集                                    |          |
| 5. 障害児の在籍する学校から収集                                      |          |
| 6. 障害児が就学前に在籍していた保育所・幼稚園・認定こども園・障害児通所支援事業所等から収集        |          |
| 7. 上記以外の関係機関から収集                                       |          |
| 8. その他( )  |          |
| 9. 特に収集していない   |          |
| <b>問17. 現在の障害児の受入れにあたって整備した職員体制</b> ( はいいくつでも )        |          |
| 1. 放課後児童支援員を新たに確保・配置                                   |          |
| 2. 補助員を新たに確保・配置  |          |
| 3. 看護師等の専門職を新たに確保・配置                                   |          |
| 4. 上記以外の職員配置の見直し (具体的な内容: )                            |          |
| 5. その他( )  |          |
| 6. 特になし  |          |

### 4. 障害児を含む育成支援や他機関との連携状況

これまでの育成支援や他機関との連携状況等についてお尋ねします。

現在受け入れている障害児に限らずご回答ください。

#### (1)障害児を含む育成支援の状況

|   |                           |                   |
|---|---------------------------|-------------------|
| <b>問18. クラブの運営・育成支援の実施等において、利用児童(障害児を含む)の意見聴取や参加の状況</b> ( はいいくつでも ) |                           |                   |
| 1. 利用児童とともに、運営方針や育成支援の内容等を検討する機会がある                                 |                           |                   |
| 2. 運営方針や育成支援の内容等の検討にあたって、利用児童の意見を聴く機会がある                            |                           |                   |
| 3. 機会までは設けていないが、日々の対応の中で利用児童の意見を聴くようにしている                           |                           |                   |
| 4. その他( )   |                           |                   |
| 5. 特になし   |                           |                   |
| <b>問19. 障害児の育成支援を検討・実施するにあたって、障害児本人の意見・意向を聴く機会の状況</b> ( はいいくつでも )   |                           |                   |
| 1. 本人を交えての育成支援を検討する場を設けている  |                           |                   |
| 2. 本人の意見を聴く場を設けている(1.を除く)   |                           |                   |
| 3. 日々の育成支援の中で意見を聴取している  |                           |                   |
| 4. その他( )   |                           |                   |
| 5. 特になし   |                           |                   |
| <b>問20. 障害児の育成支援の方針について、検討した内容の貴クラブ内での共有状況</b> ( はいいくつでも )          |                           |                   |
| 1. 個別の支援計画を作成し、共有   |                           |                   |
| 2. 文書で連絡・管理(連絡帳等)(1.を除く)  |                           |                   |
| 3. その他( )   |                           |                   |
| 4. 方針を特に検討していない   |                           |                   |
| <b>問21. 障害児を含む育成支援において、配慮していること/行っていること</b> ( はいいくつでも )             |                           |                   |
| それぞれについて、下の選択肢から当てはまる番号をご回答ください<br>選択肢                              | 障害の有無によらず、利用児童に対して行っていること | 障害児に対して個別に行っていること |
| 1. 事前に予定を伝える  | 1                         | 1                 |
| 2. 集団での説明では理解が難しい場合、個別に説明する   | 2                         | 2                 |
| 3. 常設の掲示物で伝える   | 3                         | 3                 |
| 4. 視覚的に伝える (例:ホワイトボード等を書く、絵カードを使用する等)(3.を除く)                        | 4                         | 4                 |
| 5. 実践的に伝える (例:支援員や本人以外の児童が見本を見せる、本人が実際に取り組んでみる等)                    | 5                         | 5                 |
| 6. 本人が落ち着いて過ごせる場所・空間を確保する<br>(例:クールダウンスペース、座席の配置の工夫等)               | 6                         | 6                 |
| 7. 本人が落ち着いて過ごせる遊具・グッズ・備品等を用意する                                      | 7                         | 7                 |
| 8. 特性に応じてスケジュールやプログラムを変更する  | 8                         | 8                 |
| 9. その他( )   | 9                         | 9                 |
| 10. 特になし  | 10                        | 10                |

**問22. その他、障害児の受入れに際して行っている工夫・対応や、特に効果的と感じる工夫・取組があれば、具体的にご回答ください**

工夫等を行ったケースの状態像や、支援上課題となったこと、それに伴う工夫・配慮の内容等、具体的にご回答ください  
障害児以外の他児童への対応や、障害児の保護者への対応等における工夫があれば、あわせてご回答ください  
特にない場合は、空欄としてください

(2)他機関との連携状況等

**問23. 個別の障害児への育成支援を行う上で、連携している関係機関の有無（\_\_はいくつだけ）**

関係機関とは、障害児通所事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援センター等）、発達障害者支援センター、医療機関、訪問看護ステーション等を指す。特別支援学校や自治体に配置された専門職による支援等を含む。

関係機関と児童との繋がりは問いません。

**受入れ時の体制や環境の整備、対応方針の検討、育成支援の内容・工夫、移行支援等、連携のタイミング・内容は問いません。**

1. 連携している関係機関がある
2. 連携している関係機関はない **問 26 へ**

▶【問 23 で 1. を選択した場合】

**問24. 連携している関係機関（\_\_はいくつでも）**

問 26 で自治体からの支援状況を別途お伺いいたしますので、行政機関に関してはクラブ所管課を除いてご回答ください

- |                             |                              |
|-----------------------------|------------------------------|
| 1. 小学校                      | 9. 保育所等訪問支援事業所               |
| 2. 特別支援学校                   | 10. 指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所 |
| 3. 教育委員会（クラブ所管課を除く）         | 11. 発達障害者支援センター              |
| 4. 保健所・保健センター               | 12. 保育所・幼稚園・認定こども園           |
| 5. 上記以外の市区町村役所（クラブ所管課を除く）   | 13. 医療機関                     |
| 6. 児童発達支援センター               | 14. 訪問看護ステーション               |
| 7. 児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く） | 15. その他                      |
| 8. 放課後等デイサービス事業所            | （ )                          |

▶【問 23 で 1. を選択した場合】

**問25. 関係機関と連携して良かったと思う事例や、効果的だった専門的な支援があれば、具体的な内容をご回答ください**

ケースの状況や、関係機関の種類、連携の内容、良かった点等、具体的にご回答ください

**受入れ時の体制や環境の整備、対応方針の検討、育成支援の内容・工夫、移行支援等、連携のタイミング・内容は問いません**  
特にない場合は、空欄としてください

**問26. 障害児の利用にあたって、自治体から受けた支援（\_\_はいくつでも）**

障害児の入所前～入所後までの支援を含む。公立公営の場合は、自治体として行ったことと読み替えてご回答ください

1. 職員加配への財政的な支援
2. 職員確保に向けたその他の支援
3. その他の財政的な支援（施設改修や備品購入等）（1. を除く）
4. 専門職・専門機関による巡回支援
5. 上記以外の専門職・専門機関へのつなぎ・紹介
6. 環境整備や支援体制構築に向けた助言
7. 研修会や勉強会の開催
8. 関係機関との交流会の開催
9. 関係機関への見学機会の提供
10. その他（ )
11. 特になし **問 28 へ**

▶【問 26 で 11. 以外を選択した場合】

**問27. 特に効果的だった自治体からの支援があれば、具体的な内容をご回答ください**

支援を受けたケースの状況・場面、良かった点等、具体的にご回答ください。特にない場合は、空欄としてください

**5. その他**

これまでの障害児の受入れにおける課題等についてお尋ねします。

現在受け入れている障害児に限らずご回答ください。

**問28. 障害児の受入れにおける課題（\_\_はいくつでも）**

1. 設備等の整備が難しい
2. 特性に対応するためのスペースの確保が難しい
3. 職員体制の確保が難しい
4. 職員の育成が難しい
5. 財政的に障害特性への特別な対応が難しい
6. 特性の強い障害児への対応負荷が大きい（7. を除く）
7. 障害の可能性のある児への対応負荷が大きい
8. 他の利用児童との関係調整や、特性等への理解促進のための対応負荷が大きい
9. 保護者が支援・対応の必要性を感じていない
10. その他（ )
11. 特になし **問 30 へ**

▶【問 28 で 11. 以外を選択した場合】

**問29. 課題の具体的な内容**

**問30. 支援機関との連携における課題**（はいいくつでも）

支援機関とは、障害児通所事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援センター等）、発達障害者支援センター、医療機関、訪問看護ステーション等を指す。**学校は除く。**

本設問では、支援機関と児童との繋がりは問いません

1. 相談先として適切な外部機関の判断が難しい
2. 連絡してよい窓口や連絡先が分からない
3. 他機関との調整・対応の時間の確保が難しい
4. 他機関の営業時間等が異なり、連絡が取りづらい
5. 個人情報保護の観点から、連携しづらい
6. 支援方針の違いにより、連携しづらい
7. 放課後児童クラブへの理解が乏しい
8. 専門性の違いにより、意思疎通が難しい
9. 障害児が併行利用する障害福祉サービス等の事業所との調整・引継ぎが難しい
10. 保護者が他機関との連携・調整を望まない
11. その他（ ）
12. 連携上の課題はない **問 32 へ**

▶【問 30 で 12. 以外を選択した場合】

**問31. 課題の具体的な内容**

|  |
|--|
|  |
|--|

**問32. 本調査事業では、クラブ関係者の皆様向けに障害児受入れに係るガイドを作成する予定です。**

**貴クラブでのご経験・ご知見を基に、これまでに障害児を受け入れたことのないクラブへの助言や、受入体制の構築に向けたポイント等があればご回答ください**

特になければ、空欄としてください

|  |
|--|
|  |
|--|

|                   |       |  |
|-------------------|-------|--|
| 貴クラブが所在する<br>自治体名 | 都道府県名 |  |
|                   | 市区町村名 |  |

Web でご回答される場合は、次ページのご連絡先の回答欄が先に表示されます

アンケート調査にご協力いただいたクラブから、ヒアリング調査のお願いをさせていただく可能性がございます。  
ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の<個人情報の取扱い>にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。  
ご協力が難しい場合は、回答不要です。

<個人情報の取扱いについて>

- ・以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。
- ・お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- ・お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <http://www.murc.jp/corporate/privacy> および「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.murc.jp/corporate/privacy02/> に従って適切に取り扱います。
- ・お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。
- ・以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 貴クラブ名   |                                 |
| ご担当者様氏名 | ふりがな                            |
| メールアドレス |                                 |
| 電話番号    |                                 |
| 備考欄     | ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です |

ヒアリングをお願いする際は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社より、あらためてご協力のお願いをいたします。

< Web でご回答される場合、以下の流れで画面が表示されます >

- (1) 都道府県名・市区町村名の回答欄
- (2) 回答内容の確認画面
- (3) メールアドレスの回答欄

アンケートでのご回答をメールで取得したい場合：メールアドレスをご回答の上、「送信」をクリックしてください。

回答内容のメール送付が不要な場合：メールアドレスは空欄のまま、「送信」をクリックしてください。

**「送信」ボタンをクリックするまで回答は保存・送信されません**

アンケートにご協力いただきありがとうございました。  
同封の返送用封筒で、11月11日(月)までにご投函ください(切手は不要です)。

Web でご回答いただいた方は、紙の調査票への回答は不要です。

## 放課後等デイサービスにおける 放課後児童クラブとの連携等に関するアンケート調査

### 調査票サンプル

#### <回答にあたって>

本調査票は、サンプルです。回答にあたっては、Web上であてはまる番号をご回答ください。

#### 【回答用 URL】

WEBの回答画面では、回答の一時保存ができません。回答前に設問内容を確認されたい場合は、本調査票サンプルをご活用ください。本調査サンプルの郵送・メールによる回答は不要です。

本調査の対象は、全国の放課後等デイサービス（1,000か所、無作為抽出）です。

#### <入力制限等について>

回答は、あてはまる番号にチェックをしてください（各設問にて「1つだけ」「いくつでも」など回答数が指定されています）。

「その他」等の選択肢の後にある（ ）は、自由回答欄です。

数値を把握しているが対象者がいない等の場合は「0」を入力してください。

「【同時選択不可】」は、複数回答の設問で、他の選択肢と同時に選びいただくことができない選択肢に記載しています。（WEB上では同時に選択できないよう設定されています）

「（Qで「.」を選択した場合）」等の記載がある箇所については、Web上で回答内容に応じて、設問の表示設定・入力制御を行っております。Web上で設問が表示されない場合は、分岐の設問を正しく選択しているかご確認ください。

特に注意書きが無い限り、令和6年10月1日時点の状況についてお答えください。

#### （事前設問）現在の活動状況について（令和6年10月1日時点）

| 設問                               | 選択肢   |
|----------------------------------|---|
| 問1. 放課後等デイサービスの現在の活動状況<br>(1つだけ) | 1. 活動中<br>2. 休止中 <u>調査はここまで</u><br>3. 廃止 <u>調査はここまで</u> |

選択肢「2.休止中」、「3.廃止」を選択された場合はここで調査終了となります。

アンケート調査にご協力いただきありがとうございました。

問1.を回答後、都道府県名・市区町村名を回答いただき、メールアドレスは空欄のまま「送信」をクリックしてください。

#### 「放課後児童クラブ」について

放課後児童クラブとは、児童福祉法の「放課後児童健全育成事業」（保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業）を行う施設です。地域によって、「児童クラブ」、「学童クラブ」、「学童保育」、「留守家庭児童会」等と呼ばれています。

#### （1）貴事業所の運営法人について（令和6年10月1日時点）

| 設問  | 選択肢   |
|---|---|
| 問2. 運営主体（1つだけ）  | 1. 自治体<br>2. 社会福祉協議会<br>3. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）<br>4. 医療法人<br>5. 営利法人<br>6. 特定非営利活動法人（NPO）<br>7. その他  |
| 問3. 法人が提供するサービス（いくつでも）<br><br>放課後等デイサービス以外のサービスについてお答えください。 | 1. 児童発達支援（センターを除く）<br>2. 児童発達支援センター<br>3. 居宅訪問型児童発達支援<br>4. 保育所等訪問支援<br>5. 障害児入所支援（福祉型、医療型）<br>6. 選択肢1.～5.以外の障害児向けサービス、障害福祉サービス<br>7. 保育所、幼稚園、認定こども園<br>8. 放課後児童クラブ<br>9. 児童館（児童センター）<br>10. 選択肢7.～9.以外の児童福祉法に基づくサービス<br>11. 特になし <u>【同時選択不可】</u> |

#### （2）貴事業所について（令和6年10月1日時点）

##### 事業所の基礎情報

| 設問  | 選択肢  |
|---|--|
| 問4. 事業所の設立年（1つだけ）                                 | 1. 2010年以前<br>2. 2011年～2015年<br>3. 2016年～2020年<br>4. 2021年以降 |
| 問5. 「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定の有無（1つだけ） | 1. 指定を受けている<br>2. 指定を受けていない                                  |

| 設問  | 選択肢   |
|---|---|
| 問6. 事業所のサービスの実施形態<br>(1つだけ)   | 1. 放課後等デイサービスのみを提供(単独型)<br>2. 放課後等デイサービス以外に障害児通所支援、障害福祉サービスを提供(多機能型)<br>3. その他( )                   |
| (問6で「2.」を選択した場合)<br>問7. 一体的に行っている事業(いくつでも)                          | 1. 児童発達支援(センターを除く)<br>2. 児童発達支援センター<br>3. 保育所等訪問支援<br>4. 選択肢1.~3.以外の障害児向けサービス、障害福祉サービス<br>5. その他( ) |
| 問8. 令和6年9月の営業日数(数値回答)   | ( )日  |
| 問9. 運営規定上の営業時間(数値回答)<br><br>曜日等により複数の営業時間設定がある場合は典型的な営業時間を記入してください。 | 1. 平日( )時間<br>2. 休日( )時間<br>3. 長期休暇( )時間  |

### 放課後等デイサービスの職員体制

多機能型の場合は、放課後等デイサービスの体制についてお答えください。

| 設問                     | 選択肢  |
|------------------------|--|
| 問10. 常勤換算の職員数(数値回答)    | ( )人   |
| 問11. 配置している専門職種(いくつでも) | 1. 保育士<br>2. 児童指導員<br>3. その他支援員<br>4. 心理士(心理担当職員)<br>5. 理学療法士<br>6. 作業療法士<br>7. 言語聴覚士<br>8. 医師<br>9. 看護師<br>10. その他( ) |

### 放課後等デイサービスの利用者の状況

| 設問   | 選択肢   |
|--|---|
| 問12. 事業所の定員数(数値回答)                                   | ( )人  |
| 問13. 契約児童・生徒数(数値回答)<br><br>児童・生徒がいない場合は「0」を記入してください。 | 1. 小学生( )人<br>2. 中学生( )人<br>3. 高校生( )人<br>4. 専修学校・各種学校生( )人 |

| 設問   | 選択肢   |
|--|---|
| 問14. 令和6年9月1か月間の <u>実利用者数</u> (数値回答)   | ( )人  |
| 問15. 令和6年9月1か月間の <u>延べ利用者数</u> (数値回答)  | ( )人  |
| 問16. 契約児童・生徒の主たる障害種別<br>(1つだけ)<br><br>貴事業所の利用者のうち、最も多い障害種別についてお答えください。                             | 1. 知的障害<br>2. 精神障害(発達障害を除く)<br>3. 発達障害<br>4. 身体障害(肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、内部機能障害)<br>5. 重症心身障害<br>6. その他( ) |
| 問17. 契約児童・生徒数のうち、医療のケアを必要とする児童・生徒の有無<br>(1つだけ)   | 1. いる<br>2. いない   |
| 問18. 契約児童のうち、放課後児童クラブと併行利用をする児童の有無(1つだけ)   | 1. いる<br>2. いない<br>3. 分からない   |
| (問18で「1.」を選択した場合)<br>問19. 放課後児童クラブとの併行利用を行っている児童の <u>実人数</u> (数値回答)                                | ( )人  |
| (問18で「1.」を選択した場合)<br>問20. 併行利用している放課後児童クラブの箇所数(数値回答)<br><br>併行利用している放課後等児童クラブの <u>実数</u> をお答えください。 | 1. <u>同一法人</u> が運営する放課後児童クラブ( )箇所<br>2. <u>同一法人以外</u> が運営する放課後児童クラブ( )箇所                            |

### (3) 貴事業所(放課後等デイサービス)と放課後児童クラブとの連携、交流状況

- 以降の設問は、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携、交流状況についてお尋ねします。
- 貴事業所に併設されている児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所として、放課後児童クラブや児童への支援を行う場合を除いて、ご回答ください。

| 設問                             | 選択肢  |
|--------------------------------|--|
| 問21. 放課後児童クラブとの連携、交流の有無(いくつでも) | 1. <u>同一法人</u> の放課後児童クラブとの連携、交流がある<br>2. <u>同一法人以外</u> の放課後児童クラブとの連携、交流がある |

| 設問  | 選択肢   |
|---|---|
| 過去の連携や交流も含めてお答えください。<br>手段を問わず、 <b>児童の交流、情報連携、障害児にかかる相談・助言、双方への移行支援等</b> についてお答えください。 | 3. 過去を含め、特に連携、交流は行っていない【同時選択不可】 問 30 に進んでください |

問 21 で「1.放課後児童クラブ（同一法人）との連携、交流がある」、「2.放課後児童クラブ（同一法人以外）との連携、交流がある」を選択した場合は、以下の設問にお答えください。

問 21 で「3.過去を含め、特に連携、交流はおこなっていない」を選択した場合は、問 30 以降にお答えください。

| 設問   | 選択肢  |
|--|--|
| 問22. 放課後児童クラブとの連携、交流の内容（いくつでも）                                 | 1. 放課後児童クラブとの児童同士の交流<br>2. <b>選択肢 1 . 以外</b> で、放課後児童クラブを並行利用している児童に関する連携<br>3. <b>選択肢 1 . 2 . 以外</b> で、貴事業所から放課後児童クラブ / 放課後児童クラブから貴事業所への移行支援<br>4. その他（ ）  |
| （問 22 で「1.」を選択した場合）<br>問23. 放課後児童クラブとの児童同士の交流の具体的な取組内容（自由記載）   |  |
| （問 22 で「2.」を選択した場合）<br>問24. 放課後児童クラブを併行利用している児童に関する連携内容（いくつでも） | 1. 日々の日常生活に関する情報の共有<br>2. 児童や家族に関する情報（発達状況、特性、ニーズ、今後の方向性など）の共有<br>3. 貴事業所が実施している児童の活動内容に関する情報の共有<br>4. 貴事業所の専門職が実施している児童の支援内容に関する情報の共有<br>5. 貴事業所が実施している保護者へのサポートに関する情報の共有<br>6. 放課後児童クラブの職員への助言等のフォローアップ<br>7. その他（ ） |
| （問 22 で「2.」を選択した場合）<br>問25. 情報連携を行う際の連携手段（いくつでも）               | 1. 電話・メール等<br>2. 連携ツール（連絡帳、SNS 等）<br>3. 書類等の授受<br>4. 直接訪問<br>5. 送迎時のコミュニケーション<br>6. 支援会議等の開催<br>7. その他（ ）  |

| 設問  | 選択肢  |
|---|--|
| （問 22 で「2.」を選択した場合）<br>問26. 具体的な連携内容（自由記載）      |  |
| （問 22 で「3.」を選択した場合）<br>問27. 移行支援に関する取組内容（いくつでも） | 1. 移行を見据えた児童の発達の評価<br>2. 日々の日常生活に関する情報の共有<br>3. 児童や家族に関する情報（発達状況、特性、ニーズ、今後の方向性など）の共有<br>4. クラブ・事業所が実施している児童の活動内容に関する情報の共有<br>5. クラブ・事業所の専門職が実施している児童の支援内容に関する情報の共有<br>6. クラブ・事業所が実施している保護者へのサポートに関する情報の共有<br>7. 放課後児童クラブの職員への助言等のフォローアップ<br>8. 移行先となる放課後児童クラブにおける見学や受け入れ体制作りへの協力<br>9. 移行先となる貴事業所における見学や事業所に係る情報提供<br>10. その他（ ） |
| （問 22 で「3.」を選択した場合）<br>問28. 具体的な取組内容（自由記載）      |  |
| 問29. 放課後児童クラブとの連携、交流における効果（いくつでも）               | 1. 障害児が放課後児童クラブの利用児童と触れ合う機会の増加<br>2. 互いの児童同士の理解促進<br>3. 児童の特性や生活状況についての多様な情報の収集<br>4. 放課後児童クラブが提供している（放課後等デイサービスにはない）プログラム等の活用による療育の機会の多様化<br>5. 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの互いの役割や強み等の職員、保護者等における理解促進<br>6. その他（ ）  |

以降の設問は全事業所回答となります。

| 設問   | 選択肢  |
|--|--|
| 問30. 放課後児童クラブと連携、交流を行う上で課題になっていること、想定される課題（自由記載） | （運営面での課題）<br>職員体制・育成、連携方法、加算など<br><br>（児童交流での課題） |

| 設問   | 選択肢   |
|--|---|
|  | <p>(保護者対応での課題)</p> <p>(その他)</p>   |
| <p><b>問31.</b> 障害のある児童への支援の質向上や個々の子どもの状況に応じた発達支援、またインクルージョン推進の後方支援のために、放課後児童クラブとの連携や交流について、放課後等デイサービス事業所として取り組めること(自由記載)</p> <p>現在の取組状況は問いません。貴事業所として、放課後児童クラブとどのような連携や交流があるといいか、本人支援や家族支援、移行支援、地域支援・地域連携の観点からお答えください。</p> |   |
| <p><b>問32.</b> 貴事業所が所在する地域において、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携や交流の促進に向けた地域での取組や検討の有無(1つだけ)</p>   | <p>1. 地域単位で連携や交流の促進に向けた取組を行っている</p> <p>2. 連携や交流の促進に向けた検討を行っている</p> <p>3. 特に取組や検討は行っていない</p> |
| <p>(問32で「1.」「2.」を選択した場合)</p> <p><b>問33.</b> 具体的な取組、検討の内容(自由記載)</p>   |   |

#### (4) その他

| 設問   | 選択肢 |
|--|-----|
| <p><b>問34.</b> 放課後児童クラブとの連携を促進するために自治体や国に求める支援(自由記載)</p> |     |

- ◇ アンケート調査にご協力いただいた事業所に対し、ヒアリング調査のお願いをさせていただく可能性がございます。ヒアリング調査にご協力いただける方は、以下の<個人情報の取扱い>にご同意の上、ご連絡先等をご記入ください。ご協力が難しい場合は、回答不要です。

| <個人情報の取扱いについて>   |
|--|
| <p>以降でお預かりする個人情報は、ヒアリング調査のご連絡のために利用させていただきます。</p> <p>お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。</p> |

|  |
|--|
| <p>お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」 <a href="http://www.murc.jp/corporate/privacy">http://www.murc.jp/corporate/privacy</a> および「個人情報の取り扱いについて」 <a href="https://www.murc.jp/corporate/privacy02/">https://www.murc.jp/corporate/privacy02/</a> に従って適切に取り扱います。</p> <p>お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、次の連絡先までご連絡ください。</p> <p>以下の内容にご回答いただけない場合、ヒアリング調査に関するお問い合わせに対し、弊社からお答えできない場合があります。</p> |
|--|

| 設問   | 形式 | 選択肢   |
|--|----|---|
| <p>F1. 貴事業所名、ご連絡先(ご担当者氏名、メールアドレス、電話番号)</p> | FA | <p>貴事業所名:</p> <p>ご担当者様氏名:</p> <p>ご担当者様氏名(ふりがな):</p> <p>メールアドレス:</p> <p>電話番号:</p> <p>備考欄(ご自由にご活用ください。特にお心当たりがなければ空欄で結構です):</p> |
| <p>F2. 都道府県、市区町村</p>                       | SA |   |

以上



---

こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業  
障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究 報告書  
令和7（2025）年3月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
政策研究事業本部  
東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

---